

平成19年第3回(9月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(9月5日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	6
伊豆市議会行政改革特別委員会委員長報告.....	7
報告第10号の上程、説明、質疑.....	13
議案第53号～議案第67号の上程、説明.....	14
議案第68号～議案第78号の上程、説明.....	40
議案第79号～議案第87号の上程、説明.....	49
議案第88号～議案第93号の上程、説明.....	54
散会宣告.....	58

第2号(9月6日)

議事日程.....	59
本日の会議に付した事件.....	59
出席議員.....	59
欠席議員.....	59
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	59
職務のため出席した者の職氏名.....	60
開議宣告.....	61
議事日程説明.....	61
一般質問.....	61
飯田正志君.....	61

木内一郎君.....	66
室野英子君.....	68
鍵山堅一君.....	72
森良雄君.....	75
関邦夫君.....	84
散会宣告.....	98

第 3 号 (9月7日)

議事日程.....	101
本日の会議に付した事件.....	101
出席議員.....	101
欠席議員.....	101
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	101
職務のため出席した者の職氏名.....	102
開議宣告.....	103
一般質問.....	103
杉山羌央君.....	103
内田勝行君.....	106
杉山誠君.....	110
大川孝君.....	120
飯田宣夫君.....	122
加藤章君.....	138
三須重治君.....	141
木村建一君.....	147
酒井勲一君.....	160
散会宣告.....	164

第 4 号 (9月10日)

議事日程.....	167
本日の会議に付した事件.....	168
出席議員.....	168
欠席議員.....	169
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	169
職務のため出席した者の職氏名.....	169
開議宣告.....	170

議事日程説明.....	170
議案第53号の質疑、委員会付託.....	170
議案第54号～議案第67号の質疑、委員会付託.....	182
議案第68号の質疑、委員会付託.....	185
議案第69号～議案第78号の質疑、委員会付託.....	191
議案第79号～議案第87号の質疑、委員会付託.....	194
議案第88号～議案第93号の質疑、委員会付託.....	194
散会宣告.....	195

第 5 号 (9月25日)

議事日程.....	197
本日の会議に付した事件.....	198
出席議員.....	199
欠席議員.....	199
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	199
職務のため出席した者の職氏名.....	199
開議宣告.....	200
議事日程説明.....	200
発言の訂正.....	200
議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	200
議案第54号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	212
議案第68号～議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	228
議案第79号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	242
議案第88号～議案第93号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	247
発言の訂正.....	252
日程の追加.....	263
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	263
会議時間の延長.....	273
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	274
伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任について.....	277
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	277
森良雄議員の言動に対する処置.....	280
閉会宣告.....	281
署名議員.....	283

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案の説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。25番、遠藤正寿議員、26番、木村建一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの21日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告、並びに、そのほかの議長の会議・行事等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続きまして、田方地区消防組合議会において報告の申し出があります。25番、遠藤正寿議員、議会報告をお願いをいたします。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

それでは、田方消防組合の報告をいたします。

去る8月31日に定例議会がございまして、その結果をご報告申し上げます。

まず最初に、南署の建設でございますが、私もけさ、通りがかりに見てまいりましたが、来年の3月に向けて順調に進んでいるという報告もございました。ちょうど基礎工事が終わり、建物の工事にかかったところでございます。

報告は、18年度決算認定をいたしまして、消防議会の方が認定をされました。歳入総額は18年度、17億4,033万682円でございます。歳出総額が17億1,483万4,893円、差し引き残額が2,549万5,789円ということで認定をされました。

それから、消防組合の場合は負担金でやっているわけですが、まず伊豆市の負担金が18年度、5億2,627万9,000円、伊豆の国市が5億7,335万4,000円、函南町、3億8,535万4,000円でございます。また去年は、南署建設に伴いまして建設費負担金の分担金もございました。これが伊豆市の場合、5,012万7,230円、伊豆の国市が2,511万3,000円、函南町が1,687万9,000円と、こういう結果でございます。

また、消防組合設立当初と違いまして、近年は、この負担金は各支署の職員を派遣してある人数で、これが割合のもとになっております。

それから、皆さんのところへ配付してあります消防職員の「休日勤務手当」の過払いについて、このことについて、これを読んでいただければわかると思いますが、消防組合、特に年末年始、これにつきまして年末の29日から正月の3日まで、一般公務員の方はこれが休日になるわけですが、消防組合の場合は2交代制でやっておりますので、元旦のみ、これが対象になるわけですが、そこをたまたま29日から3日までの間に元旦以外にちょうど当たった方に支給をしていたと、そういうことです。

また先日の8月31日の今年度の補正に、総額で諸収入の雑入として1,203万9,000円、これを返還していただいたということで繰り入れを行っております。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、伊豆市沼津市衛生施設組合議会について報告をお願いいたします。

17番、木内一郎議員、議会報告をお願いいたします。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） 平成19年度伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が8月20日、沼津市市役所で行われましたので、ご報告いたします。議案は2件でした。

1件目は、平成18年度の歳入歳出決算の認定であります。2つ目が、平成19年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計の補正予算（第1回）であります。

1の18年度の歳入歳出決算については、歳入総額が2億6,965万円、歳出総額が2億6,015万3,000円あります。全体として昨年度に比べ14.1%の増となっております。分担金及び

負担金、繰越金の増によるものでございます。歳出については、修繕料の増額により、全体として前年度に比べて19.4%の増になりました。採決の結果、全員賛成で18年度歳入歳出決算は認定されました。

次に、19年度の補正予算でございますが、平成19年度の会計に580万円を追加するものがあります。内容は焼却施設の修繕料の追加であります。財源は繰越金をもって充てるものであります。したがって、歳入合計が2億4,812万5,000円、歳出合計が2億4,812万5,000円とするものです。採決の結果、全員賛成によって可決されました。

以上、ご報告いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（堀江昭二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 行政報告を申し上げます。

平成19年9月議会に当たり、関係する諸議案を提出するとともに、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先月末には内閣改造人事が行われ、安倍内閣の求心力が回復できるかどうかの試金石となりますが、特に地方に目を向けた政策推進に重点が注がれることを期待しております。

さて、伊豆市におきましては、総合計画並びに集中改革プランに基づき、実施計画ローリングのための事務事業の評価を実施し、予算のスリム化を積極的に進めております。

合併4年目を迎え、行政運営のより一層の効率化を図るためにも、行政評価の手法を軌道に乗せるとともに、職員の資質向上とあわせて、国及び県あるいは近隣市町の動きにおくれをとることなく、時代の流れに迅速・的確に対応できる体制づくりに努めてまいります。

ここで、去る9月1日に実施されました静岡県・伊豆市総合防災訓練では、内閣総理大臣を初めとして閣僚及び県知事のご出席のもと、初の試みでありました実践的で分散型の訓練が実施されたことは、伊豆市にとりましても静岡県におきましても大きな収穫になったことと思います。訓練に携わった皆様、議員各位には、各会場へご参加いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、当面する諸施策についてご報告いたします。

まず、伊豆の国市との共同によるごみ焼却場整備に係る候補地の取り組み状況ですが、さきに堀切地区及び周辺2地区から建設計画の白紙撤回に関する陳情書が提出されたため、合意形成に向けた施設基本構想の説明や情報交換等の実施を保留しておりました。

しかし、この関係地区の一部の方から、説明会等を行ってもらいたいとの情報もあること

から、この方々を主体に積極的な説明会や情報交換会の実施、また、関係地区との早期合意形成に向けた取り組み方法等について、現在、準備会において精力的に検討協議をしているところでございます。

また、市内公立保育所の民営化につきましては、保育所民営化選定委員会における6度の審議を経て、本年7月に保育所運営委員会の答申を受けましたが、社会福祉法人信愛会が適当であるとの回答から、平成20年4月1日の民営化に向け事務を進めてまいります。

続いて、特別養護老人ホーム「中伊豆」について報告いたします。

社会福祉法人あやめ会が昨年11月に着工し、建設を進めてまいりました特養「中伊豆」は、予定どおり6月末に完成いたしました。その後、8月16日付で介護老人福祉施設としての静岡県の指定を受け、現在順次入所を進めております。なお、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所につきましても、8月下旬に指定を受け、業務を開始いたしました。

さらに、静岡県では、道路整備や環境整備に格別のご配慮をいただき、日向や矢熊地区における道路の重点整備及び天城北道路アクセス道路も現実のものとなり、新火葬場整備事業においても合併特例債事業として進められていることから、これらは合併効果によるところが大きいと考えます。

イベント関係では、昨年を引き続き、10月1日から11月25日にかけてウエルネス事業の一環としてTO-JI博覧会を開催いたします。また、その間の10月22日から11月4日にかけて、昨年開催いたしました修善寺温泉花かざりまつりを継承し、ハンギングバスケットコンテストを開催します。伊豆市の魅力発信とともに、誘客のための商品化構築を目指していききたいと考えております。

以上、行政報告を申し上げますが、厳しい行財政の中にあって、総合計画の実施計画にのっとり行政評価を推進し、より効率的な予算執行に努めるよう、全職員が意識を統一し、市民サービスに当たっては、視点をサービスの供給側から受け手側として、周囲を見渡すことができる職員づくりに努めてまいります。

今後とも、市政運営に対する議員並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

行政報告は以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで行政報告を終わりました。

伊豆市議会行政改革特別委員会委員長報告

議長（堀江昭二君） 日程第5、伊豆市議会行政改革特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より、会議規則第39条第1項の規定により、最終報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会行政改革特別委員会委員長、小野忠宏議員。

〔伊豆市議会行政改革特別委員長 小野忠宏君登壇〕

伊豆市議会行政改革特別委員長（小野忠宏君） 伊豆市議会行政改革特別委員会の最終報告

を行います。

平成18年12月議会におきまして、行政改革特別委員会が設置されまして、1月23日に第1回を開催し、全部で14回、ショート会合を含めると20回近くになっていますが、会議を開催しました。

現在、国会を初め全国の自治体が行政改革に取り組んでおります。伊豆市でも簡素で効率的な行政を実現するために、間断なく行政改革の活動を続けていく必要があります。

本行革委員会では、議会改革を図る上での議員定数の見直し、集中改革プランの進捗状況、市有財産の有効活用の3点を重要課題とし、精力的に審議検討し、一段の結果を得ることができたので報告をいたします。

なお、市有財産の有効活用につきましては、本報告により行政当局への提案といたします。よろしくお願いいいたします。

本行革委員会は、平成19年9月議会において委員長報告を行い終了となるわけですが、行政改革は地方分権を一層推進していくためにも、間断なく続けていくことが大切であり、永遠の課題であると言われております。今後も一人一人が知恵を出し合い、意識改革を進めていくことが重要であると考えます。

以下、個々の検討結果について報告します。

まず、議員定数の見直しについて。

議会改革の定数の見直しにつきましては、前期行財政改革特別委員会において、平成19年9月議会までに検討すべしと提言された重要課題であり、大半の時間を費やしまして議論を重ねました。

その結果、次回の一般選挙から定数は22人とするととの合併協議会の決定事項に対して、適正定数は2人減とする20人とすべきとの意見に落ちつきました。

つきましては、9月議会に、次の一般選挙から議員定数は20人とする旨の議案を議員提案で上程することも合意されております。

以下、経過について簡単にご報告申し上げます

まず、函南町議会を視察しました。

2月14日でございますけれども、函南町では全議員に特別委員会の傍聴を促したんだけど、なかなか参加しないというようなこともあって、午前中に委員会をやって、午後全員協議会をやるというようなことで、全議員の共有課題として検討を重ねたということをおっしゃっていました。

区長会からの要望書があり、特別委員会が設置されたということでございます。

議員報酬の増額意見もあったが、報酬審議会に諮ることで決着した。

議会だよりで市民に経過を知らせながら検討を進めたと、こういうことでございます。

伊豆市の場合の検討経過でございますが、函南の状況を視察したり、全国の同じような自治体を参考のために調査したり、そういうデータを集めまして検討を重ねたわけございま

すが、人口、面積、財政力状況、近隣自治体の状況、市民感情などを考慮して検討するべく方針が合意された。

定数の見直しについては、削減ありきではなく、さまざまな面から検討を進めました。伊豆市は広大な面積であること、辺地の意見も吸い上げることも大切であるなど、現状維持の意見もあったわけですが、全国的な議員定数削減の流れもありまして、削減の方向で検討を進めることに途中で合意された。

具体的な数字に入りまして、各委員から、20人以下、20人、21人、22人の意見が出されたわけですが、20人を中心にさらに検討を進めていったわけですが、

それで、最終的に2人減の定数20人にすべきとの意見に集約されたと、こういうことになっています。

これを議会で報告し、9月議会、今月のこの議会に議員発議で上程することで合意されたわけですが、

議員報酬についても意見が出されたんですが、函南町同様、報酬審議会に諮るべきとの方針となっております。

それから、近隣の自治体で議員の費用弁償の廃止、削減を打ち出す自治体が出てきており、これらについても検討すべきとの意見もあったんですが、検討するに至らなかったと、こういうことになっています。

次に、集中改革プランの進捗状況。

前期行財政改革特別委員会で集中改革プランの検証を行い、詳細に調査研究がされたわけですが、今回の行革委員会におきましては、当局の進捗状況、実施について、いろいろと説明を受けながら検討を重ねております。

当局からの説明ですが、平成18年度の集中改革プランの実施効果、これは、この9月が決算議会でございますので、既に公表されておりますけれども、ここでは推定値として、ここに掲げました。

全体で4億498万5,000円の効果があつたと、こういうような報告を受けております。その中身は、歳入増の1,456万9,000円は、税金の収納率向上を県の財務事務所との共同徴収をやりまして、その結果により得られたものであると、こういうような説明でございました。

それから、歳出減の方の主な項目は、職員が減りまして削減分が7,065万3,000円、それから施設等の維持管理費の見直しとして、木太刀荘の人件費、売却益1億100万円、それから河川愛護、道路愛護に関する業者委託を業者から各地区に変更しまして3,983万円の結果が得られたと、こういう説明を受けております。

効果は以上でございますが、そのほかにいろいろな仕事のやり方等に関しまして説明を受けております。

組織のフラット化。

フラット化というのは、いわゆる中間管理職を廃止し、権限移譲でグループ制を導入する。

こうすることで、それでメリットとして、意思決定のスピードアップ、職員の総戦力化、活性化ができる。こうすることでございますけれども、反面、チェック機能が働きにくくなるというデメリットもあるわけです。各方面の合意を取り上げて進めるべきであるということでございます。

職員数について。

総務省が職員数について、ことし10月までに指針を作成することになっております。それによって、適正職員数が数式的に算出できる。その結果で検討を進めていく。これが必要になってきます。

それから、各部の本庁への集約。

集中化することにより、経費の削減となるわけでございますが、同時に支所を利用する市民の理解を得ながら、支所の有効活用を進める必要があると、こういうように考えております。

集中改革プランについては、ホームページに詳細を公表し、市民の理解と協力を得られるようにしていくと、こういうことでございます。

次に、3番目、市有財産の有効活用。

現地視察と検討。

市有地は市内全域にわたっており、山林原野を除き約50ヘクタールあります。この中で現実に使われている土地は17ヘクタール程度でありまして、行革委員会で遊休地すべてを調査するのは到底不可能であることから、各地区から主な土地8カ所を抽出し、現地調査、聞き取り調査を行い、有効活用について検討を進めました。

8カ所について掲げてございますが、結論だけを申し上げていきます。

まず、伊豆市柏久保字新町、253平米、これは宅地でございます。文章のこの下のところに、一般公募により売却すべきと、こういうような結論を委員会としては出してあります。直ちに売却すべきと。

次に、伊豆市本立野字下街道504 - 4、198平米、宅地。これも一般公募で直ちに売却していくべきであると、こういうようなことでございます。

売却して固定資産税が入るようにしていかなければいけないよと、こういうような精神でございます。

次に、伊豆市熊坂字ヒラ平1000 - 4番地ほか、宅地でございますが、これは大変広い場所で環境もいい場所なんです。放置せずに一般公募で何とか売却できないんだろうかなというように、現地の視察のその場所で皆さん意見を言っておりまして、全体で集中的に検討したときも同じように、遊休地と放置せず早く売却できないものかなと、こういうような意見でございます。

伊豆市下白岩字上之台、宅地、992平米。これも、警察官の官舎になっておったんですが、これも大変いい場所でございます。一般公募で早く売却すべきと。固定資産税が入るよう

にしなければいけませんと、こういうことでございます。

それから、伊豆市八幡字仲田、1,906平米、田んぼで今駐車場になっていますが、これも大変場所がいいところで、一般公募で早く売却すべきではないだろうか、一般公募を早くしてくれればいいんじゃないだろうか、こういうことでございます。

それから、伊豆市湯ヶ島字新畑、雑種地。これはちょっと毛色が変わっておりまして、内容を読みます。

バブル期はテニスコート等に使用されておったわけなんですけど、中央部に民地がありまして、それを取り囲むように飛び地で形成されておると。現状では周りに大きな面積を持つ民地があるわけですので、飛び地になっておりますので、どうやって活用したらいいか、その場ではなかなか結論が出にくいと。大変難しい場所でございます。

それから、伊豆市八木沢字港、国民宿舍土肥ふじみ荘でございます。これは早く一般公募売却すべきと、こういう結論でございます。

最後に、伊豆市八木沢字砂田、土肥高の職員の住宅になっておったんですが、これも一般公募で売却すべきということでございます。

最後に、委員会の見解で、未活用市有地すべてを直ちに有効活用するのはなかなか不可能なんですけど、判断を先送りしてきた結果がたまりたまって今のような状態であるというようなことにも解釈できますので、今後積極的な活用を、とにかく何らかのことを考えていただいて進めていき、固定資産税の歳入増ということにつなげていくべきじゃないだろうか、というようなことでございます。

8カ所の検討では、湯ヶ島字新畑を除き可能な限り一般公募し売却するべきとの方針に一致しております。

その下に、市有地の活用状況、これは公式に企画部の方から第2回目の会合のときに出していただきまして、それは山林原野を除いたもの、宅地、田んぼ、畑、雑種地、公共用地、官有地と、こんなようなことで大変膨大な資料だったんですが、それを表にしてあります。参考になって、議員の皆さんも認識が高まればいいなというようなことで、ちょっとここに載せさせていただきました。

最後に、委員長としての所見を述べさせていただきます。

本行革委員会では、議員定数の見直しのほかに、財政強化の一端として市有地の有効活用についての調査研究を取り上げましたが、議員定数にたくさんの時間を費やしたこともあって十分な掘り下げができませんでした。山林原野を除いた土地が60ヘクタール近くありますが、これらの土地をどのように活用するかは今後重要であると私は感じております。伊豆市の将来に向けて新たな委員会を設置し、間断なく行政改革の活動を続けていくべきと思っております。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） ただいまの委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

木村建一議員。

26番(木村建一君) 議員定数削減の関係が中心になったということですかね、審議内容が。この冒頭に、議会改革を図る上で議員定数の見直しと。議会改革は議員定数だけかというふうに思ったんですが、それ以外のことは、議会をどのように市民と身近に持っていくのかということでの話し合いはなされたのかどうか、お願いしたいと。

それからもう一つ、議員の数をどうするかということで、検討経過というのがずっと述べられておりますけれども、この中に、伊豆市は広い面積であるのだから、辺地の意見も吸い上げる必要があるんじゃないだろうか。だから現状維持という意見もあったがと。ここからです、聞きたいのは。

全国的な議員定数削減、確かにそうなんですが、伊豆市として今、委員会で意見を交換した市民の意見、辺地の意見も聞く必要があると。そういう地理的条件があるんじゃないだろうかということでも話し合われた。そうすると、全国的な議員定数は参考にすれども、なぜそれが時代の流れだというふうに判断されたのか。自主的に地方分権というのであれば、伊豆市として、どういう地理条件だから、議員定数はどうあるべきかというふうな話し合いがなされたのかどうか、お願いします。

議長(堀江昭二君) 小野議員。

伊豆市議会行政改革特別委員長(小野忠宏君) お答えいたします。

まず、議会改革でございますけれども、議会改革の一環として議員定数の見直しを行ったということございまして、そのほかに当然、議会改革ということに関してはあるわけでございますけれども、それについては話し合いを特に行っていない。今回は議員定数見直しに集中したと、こういうことでございます。

それから、全国的な議員定数削減の流れ、最終的に全国的な流れに沿って、やっぱりそうなったと。これは数式で伊豆市の場合は議員の数が何人というようには出るものではございませんで、やはり全国的な流れ、現下の世間情勢ということも勘案しなければいけないというようなことでもございましたわけです。

それから、辺地の意見を吸い上げるといった意見が、そういうことから余り削減すべきでないとかいうことも当然話し合われております。最終的には、やはり減らさなければいけないということで結論的な意見に集約されておったと、こういうふうに解釈をしていただければいいと思います。

以上です。

議長(堀江昭二君) ほかに質疑ありませんか。

木村議員。

26番(木村建一君) 確認したいんですが、全国的な流れということで、全協でも、近隣ですかね、削減されているよというようなことが、委員長の方から参考資料としていただい

て読ませていただきましたが、地方分権のことがこの中で言われております。

地方分権というのは、いわゆるそんな地方のことは自分たちで決めようよということなんですよ。そうしたときに、もう一度お尋ねしますが、伊豆市として議員の数はどうあるべきかと。全国的な定数の流れを参考にすれども、反映させる必要があるのかどうか。全国的な流れだから伊豆市も取り入れるべきだということになると、地方分権というのは、繰り返しますが、自分の市はどうあるべきかというところが中心ですよ。全国的な流れは参考にすべきであって、流れに合うからそれに乗っかろうというふうに私は受け取ったんですが、その点の話し合いがなされたのかどうか、お願いします。

議長（堀江昭二君） 行政改革特別委員会委員長。

伊豆市議会行政改革特別委員長（小野忠宏君） 当然話し合われておりまして、全国的な流れというのは、これはあくまで参考にするわけございまして、だからといって何でもまねをすればいいと、こういうことじゃございません。やはり伊豆市は伊豆市として物を考えていかなければいけないと、当然こういう考え方に立っているわけございまして、委員の中では、少ない人数でも、とにかくきめの細かい行政、いろいろな議員の仕事ができると。こういうことをやっぱりもっともっと目指していかなければいけないというような方向になったと、そういうふうに解釈をしていただければいいと思います。

議長（堀江昭二君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） それでは、質疑を終わります。

ただいまの委員長報告をもって伊豆市議会行政改革特別委員会の調査を終了いたします。

報告第10号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第6、報告第10号 平成18年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第10号 平成18年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について提案理由を申し上げます。

この議案は、修善寺東小学校体育館建設事業の継続費に係る継続年度が終了したため、その精算報告をするものであります。

詳細につきましては、企画部長に説明をさせます。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、継続費の精算報告をさせていただきます。

この案件につきましては、教育費の関係でございまして、修善寺東小学校の体育館の建設事業に伴うものでございます。

17年、18年の継続でございまして、全体計画としまして2億8,180万円。それらにつきましてはの財源については、国・県が7,756万1,000円、それから地方債1億5,650万円、一般財源4,773万9,000円ということでございます。

これに伴いまして、実績が最終的に確定いたしました。2億8,144万2,000円、国・県の支出金が8,666万8,000円、地方債1億3,560万円、一般財源が5,917万4,000円というようなことになりました。

17年が実績額として1億674万9,000円、18年が1億7,469万3,000円というふうになったものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

以上で報告は終わります。

議案第53号～議案第67号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定から議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定までの15議案について提案理由を申し上げます。

平成18年度の伊豆市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

合併3年目である平成18年度は、指定管理者制度の導入や平成16年の災害復旧事業が一段

落したこともあり、財政規模の縮減につながったものと考えております。また、天城北道路アクセス道路整備事業等において1億3,100万円の予算繰越措置を行いました。

各会計の決算の詳細につきましては、会計管理者及び担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第53号について、初めに、会計管理者。

〔会計管理者 佐藤正秋君登壇〕

会計管理者（佐藤正秋君） それでは、平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

3ページをお願いします。

平成18年度伊豆市一般会計歳入総額159億9,552万6,301円、前年対比でいきますと89.8%でございます。歳出総額150億5,655万3,907円、前年対比で91.3%でございます。歳入歳出差引額9億3,897万2,394円、前年対比で70.7%でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。詳細につきましては、8月25日の全員協議会で担当部長より説明がありましたので、概要で説明をさせていただきます。

平成18年度一般会計歳入歳出決算書、歳入です。

1、市税、予算現額43億7,750万1,000円です。収入済額45億7,495万8,686円、前年対比でいきますと99.4%です。不納欠損額7,103万8,361円、これにつきましては、現年分110件、353万4,902円、滞納分1,787件、6,750万3,459円でございます。収入未済額が7億7,045万9,012円でございます。

次に、2款の地方譲与税でございます。予算現額5億9,800万円、収入済額5億9,971万7,665円、前年に比べまして1億5,700万円ほどふえておりますが、これにつきましては、所得譲与税の増ということでございます。

7款のゴルフ場利用交付税1億4,700万円、収入済額で1億4,921万5,587円、これにつきましても、利用者の増ということで1,100万円ほどふえております。

8款の特別地方消費税交付金、これにつきましては、予算現額で1万円ということで収入済額ゼロということですが、前年度につきましては15万5,000円の収入がございました。

10款の地方特別交付税、予算現額で7,156万1,000円、収入済額で7,156万1,000円、これにつきましては、前年と比べますと6,400万円ほど減っておりますが、定率減税の関係で減ということでございます。

次のページをお願いします。6、7ページでございます。

13の分担金及び負担金でございます。予算現額で2億8,074万1,000円、収入済額で2億7,994万1,270円、収入未済額で349万6,132円でございます。これにつきましては、保育料13名、148万9,260円、給食費51名、200万6,872円でございます。

次の14、使用料及び手数料、予算現額で1億7,248万9,000円、収入済額で1億6,694万4,846円、前年度対比でいきますと95.5%になります。不納欠損で246万5,255円、収入未済額で3,818万8,727円。これにつきましては、不納欠損でございますが、住宅使用料1件分でございます。収入未済額につきましては、道路占用料943件、2,437万4,207円、河川占用料297件、101万8,920円、住宅使用料26件、1,271万3,600円、駐車場の使用料8万2,000円、5件分が収入未済額ということでございます。

次に、17の財産収入、予算現額で2,630万5,000円、収入済額で3,189万7,170円、収入未済額が6万6,440円でございます。これにつきましては3件で、市有地の貸付料が入っていないということでございます。

次に、18の寄附金、予算現額1,000円、収入済額で919万2,000円、これにつきましては三信福祉協会ほか3件でございます。

次のページをお願いします。8、9でございます。

収入合計、予算現額160億4,836万円、調定額168億8,124万228円、収入済額159億9,552万6,301円、不納欠損額7,350万3,616円、収入未済額8億1,221万311円、予算現額と収入済額との比較ということで、マイナスの5,283万3,699円でございます。予算現額と収入現額との対比でございますが、99.7%という状況でございます。

続きまして、歳出でございます。

10、11ページをお願いします。

歳出、1、議会費、予算現額1億6,047万1,000円、支出済額1億5,809万6,438円。

次に、2款の総務費です。予算現額20億8,216万3,000円、支出済額19億9,924万2,060円。

3の民生費、予算現額30億8,162万8,000円、支出済額29億4,323万6,716円。翌年度繰越額でございます。5,214万8,000円ですが、これにつきましては、特別養護老人ホームの中伊豆の建設補助金の方でございます。

次に、4の衛生費でございます。予算現額16億8,695万円、支出済額14億2,058万1,936円、翌年度繰越額が2億2,167万2,000円ございますが、これにつきましては、後期高齢者医療制度システム改修事業ということで2,439万2,000円、火葬場建設事業ということで1億9,728万円でございます。

次に、一番下の土木費でございます。予算現額24億7,905万6,000円、支出済額で21億5,168万624円、翌年度繰越額が2億8,939万円ございます。このうちの2項の道路橋梁費の関係で繰越額が2億7,553万円ありますが、これにつきましては、市道上和田線改良工事367万円、市道大平柿木本柿木線の改良工事6,230万円、天城北道路アクセス道の整備工事で2億956万円。

次のページをお願いします。12、13ページでございます。

6項の都市計画費のところに繰越額が1,386万円ございます。これにつきましては、修善寺駅前地区交通環境整備事業ということでございます。

次に、11の災害復旧費、予算現額 1 億4,523万5,000円、支出済額 1 億3,676万3,726円、翌年度繰越額が730万円ございます。これにつきましては、農業施設災害復旧事業ということで730万円でございます。

次に、一番下の14、予備費でございますが、予備費につきましては、予算現額で1,847万ありましたが、支出済額はゼロということでございます。

支出合計、予算現額160億4,836万円、支出済額150億5,655万3,907円、翌年度繰越額 5 億7,051万円、不用額 4 億2,129万6,093円、予算現額と支出済額との比較ということで9 億9,180万6,093円でございます。予算現額と支出済額の対比でございますが、93.8%でした。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、私の方からは、再補足説明をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしてございます決算概要報告書に基づいて、伊豆市の全体の会計状況、決算状況をご説明をさせていただきます。

まず、皆様方のお手元に配った中の2ページ目のところをちょっとごらんいただきたいと思っております。

18年度の起債状況調査による普通会計の決算状況でございます。これは、普通会計というのは一般会計と、それから天北特会、それから公共用地特会、これらを合わせたものを普通会計と言っております。こういった形での統計資料が、この内容になっておりますので、まずご承知をいただきたいと思っております。

歳入決算額が161億5,232万2,000円、歳出決算額が152億880万7,000円ということでございまして、形式収支が9 億4,351万5,000円、実質収支が8 億1,241万3,000円というような状況になっております。単年度収支においては、4 億6,758万7,000円の赤字、実質単年度収支においては、7 億5,603万7,000円の赤字決算というふうになってございます。我々としますと、実質単年度収支で黒字化を当面の課題としておりますので、今後の行財政の見直しを行っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。

ここでは、会計別の決算額ということで、伊豆市の全体の会計の歳入歳出決算をそれぞれ明示してございます。

一般会計は、159億9,552万6,000円、歳出が150億5,655万4,000円ということでございまして、翌年度の繰越額財源が1 億3,110万2,000円ということになっております。これは後ほどご説明しますが、繰越明許継続費、ここにおいて出てくる数字でございまして、繰越明許分が1 億2,092万2,000円、継続費においては一般財源で1,018万円ということになっております。国民健康保険から天城温泉会館特別会計それぞれごらんいただきたいと思っております。

それから一番下に、一般会計の繰出金というところがございまして、これについては20億

506万5,000円ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、9ページでございますが、先ほど申し上げましたように翌年度の繰越予算の状況ということで、ここに先ほどの繰越財源の部分が入ってまいります。繰越明許の一般会計分は、先ほど申しましたように翌年度の繰越総額が事業費ベースで3億7,323万円ということになっております。このうちの一般会計分の一般財源分が1億2,092万2,000円というふうになるものでございます。

それから、国保、介護保険は飛びまして、一般会計の継続費、これは火葬場の建設絡みでございますが、翌年度遞次繰越額が1億9,728万円、そのうち一般財源が1,018万円というふうになっているというものでございます。

それ以外、財源的には地方債であるとか、国・県の補助金、こういったものが充当するというところでご理解いただければと思います。

それから、10ページでございます。

18年度末の基金残高でございます。

一般会計関係から昭和の森の事業会計まで基金がございます。まず、一般会計につきましては、42億4,449万6,826円ということございまして、この内訳は12の基金がございます。財政調整基金、減債基金、それから社会基盤・環境整備基金、自然公園整備基金、これらを合わせまして12の基金を保有しております。一般的に我々が使えるといいますか、流用できる財政調整基金の残高については、20億4,142万4,861円というふうになっております。

それから、その下には基金の運用の状況がございます。現金預金については、52億719万9,353円、貸付金で2億9,927万1,059円、土地で1億3,310万5,515円と、こういうふうになっております。それが全部の基金の合計で56億3,957万5,927円というふうになっているということでございます。

それから、平成18年度末の地方債の残高でございます。普通債と公営企業債とございます。ここでは、普通債の中の一般会計分について申し上げます。18年度末の現在高は、159億4,200万4,000円というふうになっております。総額では、一番下の欄にございますように273億8,690万4,000円というふうになります。

続きまして、11ページの人件費の状況でございます。

一般会計分につきましては、一般職員が437人、それから市長、特別職が3名ということで440人ということになります。特別会計、公営企業会計それぞれに人員を持っておりまして、総人数が483というふうに見ていただければと思います。

それから、右から2番目に、職員人件費計ということになっておりまして、これが合計で34億2,476万5,000円ということになっております。ちなみに、ちょっと比較をしてみましたところ、17年から18年の差額については6,057万9,000円ほどございます。

それから人員については、これは16年からちょっと比較してみたんですが、16年から18年の中で34の減員というふうになっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

これは財政指標の状況ということで、この数字を皆さんご承知いただいと非常にいいかなというふうに思います。

まず、実質収支でございますが、先ほども言いましたように8億1,241万3,000円という状況になっております。

それから、その下に標準財政規模というのがございます。これが101億7,575万4,000円ということですので、一般的には、このレベルの予算をつくるというのが正しいというふうに我々は考えております。ただ、それに伴って政策的なものや需用費、プラスされるということではありますが、基本的にはこれくらいの額が伊豆市の財政規模ですよというふうにご理解いただければと思います。

実質収支比率ということで8.0%、これは通常10%前後がいいというふうに言われておりますが、余り残してもいけないし、残さなくてもいけないということですので、その辺は8%でございますので、おおむね妥当な比率になったかなというふうに思っております。

それから、経常収支比率の算出基礎ということで載っておりますが、一番下に経常収支比率ということで18年度、82.6%となっております。前年に比べまして3%近くが下がっております。これは人件費や物件費、公債費、補助費、こういったものを削減した結果としてこうなったということでございます。一般的には80%以下がいいと言われております。

それから、公債費比率でございます。これは一番下に公債費比率というのがございます。16%となっております。前年に比べまして1.2%の減ということですので、公債を余り発行しないという状況がこれで見てとれるかと思っております。

それから、積立金につきましては、市民1人当たりの積立金として11万4,230円、市債の現在高の中で1人当たりの市債が43万5,951円ということですので、32万円ほど逆転しているという状況がこれで見てとれるかと思っております。

起債制限比率の欄でございますが、起債制限比率につきましては14.7%という状況でございます。20%を超えると、いわゆる地方債の借り入れについての制限が加わるという状況がございます。これが非常にふえることによって、夕張市というような状況になるということでございますので、ご理解をいただければと思います。

財政力指数については、財政力指数が3カ年平均で0.597、その前年が0.565でございましたので、若干上回ってきているという状況がございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の関係でございますが、基本的には市税から始まりまして市債、これらはまだ全部あるわけでございますが、まず市税について、どういったところが変わってきたかというところをちょっとご説明をさせていただきます。

市税につきましては、先ほども会計管理者の方から話がありましたように、固定資産税の評価替えというのがございまして、これは家屋だけでございますが、それらが1億7,100万

円ほどの減になっております。そんなことから、18年度が45億7,495万9,000円ということで、0.6%の減というふうになっております。

地方譲与税については、これは所得譲与税、いわゆる税源移譲に伴って、譲与税の分が1億6,200万円ほどふえたというのが大きな要因かと思えます。

それから、3利子割交付金から、12の交通安全対策特別交付金、これについては後ほど30ページの方でご説明をさせていただきます。

13の分担金及び負担金でございますが、これについては、農地災害復旧の負担分、分担金が減ったというのが大きな要因かと思えます。これが2,400万円ほどの減になっております。相対では16.4%の減と。

それから、使用料でございますが、自然公園、虹の郷の使用料を今までここに入れていたわけでございますが、指定管理に伴いましてこれがなくなると。おおむねこれが3億4,800万円ほどございました。そのため57.6%の減という状況になりました。

同じく14の手数料でございますが、手数料につきましては、戸籍証明の手数料であるとか、税証明の手数料、これらはおおむね300万円ほど減になりました。そんな関係で12.5%の減という状況になりました。

国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、合併市町村補助金、いわゆる国の補助金なんです。これが年度が終了しましたものですから、全部なくなったということで前年に比べまして5,600万円ほどの減。それから、災害復旧関連で補助金が4億6,600万円ほど減になりました。結果的に32.7%の国庫支出金の減というものでございます。

それから、県の支出金でございます。これが普通建設事業の支出金として2億円ほどの減、それから商工補助金が、これは若干1,100万円ほどふえました。トータルとして19.7%の減という状況になりました。

財産収入でございます。この財産収入については、不動産の売り払い収入が1億6,700万円ほど減になりまして、83.4%の減。

それから寄附金でございますが、寄附金については、教育振興寄附、一般寄附、これらが1,200万円ほど減になりましたので、57.8%の減。

繰入金につきましては、財政調整基金の繰り入れを2億1,100万円ほど減にしました。それから社会基盤の整備、これについては火葬場関係で4,100万円のプラス。それから環境衛生施設整備基金の1億円の減と、こういったような状況の要因がございまして、41.6%の減というふうになってございます。

それから、次に地方債でございますが、災害復旧事業債、これが1億5,600万円ほど、臨時財政対策債、これが7,900万円、公共用地先行取得事業債が5,300万円、これらが減になりました。結果として23%の減ということでございます。

その他の欄で特に目を引くのが、国民宿舎等の剰余金、これが1億8,700万円ほど減になりまして、2.4%の減というふうになっております。

18年度の歳入の合計は、トータルで12.8%の減という状況になりました。

それから、16ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

これは、あくまでも普通会計でございますが、普通会計の歳入性質別の決算状況というものでございます。ここに自主財源、依存財源というふうに分けてございます。自主財源については65億442万円、それから依存財源については96億4,790万円ほどございます。トータルは161億円ほどになるわけですが、基本的には依存財源の方に頼っているという状況がこれで見てとれるかと思えます。

18年度と17年度を普通交付税について比較をしますと、普通交付税については102.8%、2.8%の増、特別交付税については90.9%、おおむね9%ほど減になっているという状況がこれで見てとれるかと思えます。

続きまして、普通会計の歳出の状況でございます。

これについても個々にちょっとご説明をさせていただきます。

まず、総務費関係でございますが、総務費関係については、電子計算事務事業で3,100万円ほどの増額、過誤納の還付金、これが7,500万円ほどございました。こんな関係がございまして、トータルとして2.2%の減。

民生費につきましては、国民健康保険の会計への繰り出し8,900万円ほど、介護保険の繰り出しが、これは逆に5,600万円の増というようなことで、差し引き相対で1.7%の減。

衛生費につきましては、焼却処理施設の改良工事、これが7,700万円ほどの減、老人保健の健診委託で2,000万円のプラス、トータルとして3.5%の減。

労働費でございます。シルバー人材センターの運営補助を400万円ほど減にしております。そんな関係もございまして、労働費11.0%の減。

それから、農林水産業費でございますが、治山工事が6,300万円ほど減、八木沢の漁港海岸保全施設整備工事、これで1億1,000万円ほどのプラス、トータルで6.8%の減という状況でございます。

商工費でございます。商工費につきましては、修善寺総合会館の改修が終わりまして、2億4,000万円ほどの減になりました。自然公園の管理運営委託、指定管理者でございますが、これが4億円近く減になっております。自然公園の管理事業として8,000万円ほどのプラスになっておりますが、トータルとして54%の減。

土木費でございます。市道改良で2,000万円ほどの減、それから河川改修で900万円ほどのプラス、市営住宅の補修で700万円ほどの減額ということから、最終的に0.9%の減。

消防費については、同報無線の天城親局改修工事、これが2,000万円ほどプラスになっておりまして、そんな関係もございまして1.7%の増。

教育費は、小学校体育館の整備が減になっておりまして6,900万円ほどの減、中伊豆温泉プールの指定管理者等によりまして5,000万円ほどの減、トータルとして9.4%の減。

公債費につきましては、元金、利子それぞれ減りまして、17億円ほどの減になっておりま

すので、6.8%の減。

トータルで歳出の減が11.4%という状況になっております。

それから、20ページをお願いいたします。

これは経常的収支比率、先ほども申し上げましたように、そういった数字を出すときに使う金額でございます。人件費においては31億5,219万6,000円、扶助費が111億2,217万2,000円というようなことで見ていただければと思います。

経常的経費が105億148万8,000円、それから投資的経費が23億6,442万6,000円、それから、その他経費として、これは積立金とか繰出金、こういったものになるわけですが、23億4,289万3,000円ということでございます。

災害復旧は16年から比べますと大分下がっております。16年が10億円ほどございました。17年が9億円、本年度、18年度は1億3,000万円ほどというふうになっておりますので、おおむね災害復旧工事が終了してきたという状況が見てとれるかと思えます。

続きまして、今度はちょっと一般会計の方に移らせてもらいます。

25ページをお開きいただきたいと思えます。

ここで、それぞれの報酬であるとか、細節別に執行状況を羅列してございます。ふえたとところだけちょっとご説明をさせていただきます。

まず、7の賃金でございます。この賃金のふえた要因というのは、1点は包括支援センター、新たな制度ができて、ケアマネの職員を採用、こういったようなこと、それから、教育関係の学級特別支援教諭、こういったものの増ということが大きな要因となっております、101.72%ということで賃金がふえております。

それから、14の使用料及び賃借料でございます。これも101.39%ということで若干ふえております。このふえた要因でございますが、まず1点は市バス、これが基本的には1台減になりまして、市の行事というものを中心に利用するということから、そうしますと当然普通のバスを借りるということになります。ですので、そういった部分でこの使用料がふえたと。それからもう一点は、大きな要因として、いわゆる借地料に対して固定資産税分をプラスするというやり方を統一してきているものですから、その関係で借地料の増が主な要因だということに考えております。

それから、19の負担金、補助及び交付金でございます。これについては、特養「中伊豆」の補助金、これが大きく伸びているというのが1点、それから扶助費、児童手当の支給対象年齢が引き上げになりました。こんなことが主な要因でございます。

それから、ちょっと戻ってください。17節土地購入費で142.44%ということでございます。これは市道整備に当たりまして、用地の購入があったということ、それから天北関連のアクセス関連道路用地、これらの本線用地の残地を購入したとか、アクセスののり面用地を購入したというようなことがありまして、大きく伸びたということでございます。

それから、地方債については、それぞれ普通債の中で、総務債、民生債、それから衛生債、

農林水産債、商工債、土木債、それらがございますので、これらはごらんをいただければというふうに思います。

その次の28ページには、借入先の市債現在高もございます。

それから、最後になりますが、30ページ、先ほどちょっと飛ばした部分がございます。譲与税、交付金の状況でございますが、先ほどの明細がこれになります。

地方譲与税については、所得譲与税の大幅な伸びということでございまして、これが大きな要因で、譲与税が5億9,971万7,000円。

それから利子割交付金については、前年に比較しますとかなり下がっておりますが、67.2%の1,348万9,000円となっております。

配当交付金については142.1%ということで、これはかなりふえておりますので、1,164万5,000円となっております。

株式の譲渡の交付金については、1,218万6,000円ということで、前年に比べまして81%の数字となっております。

地方消費税については、3億8,387万円ということで、前年に比べまして4.1%の伸びになっております。

ゴルフ場についても8%ほど伸びております。

それから、自動車取得税の交付金については、1.3%ほどの増額になっております。

地方特例交付金については、これは減額になっておりますが、52.5%という状況になっております。

それから、地方交付税でございます。地方交付税については、先ほども若干触れましたが、トータルで1.1%、普通交付税が2.8%増額、それから、特別交付税が90.9ということで10%ほどの減になっているという状況でございます。交通安全対策特別交付金については、4.6%の増という状況でございます。それぞれの算出の方法については、基本的には県の方で算出して我々の方に配分されてくるわけですが、下に書いてございますように、これもまたごらんいただければと思います。

それから、31ページ、最後になりますが、一般的によく地方交付税の算出はどうするかというふうなご質問がございますが、ここにございます基準財政需要額と基準財政収入額、その差を普通交付税で割り振ってくるものでございまして、この算出がこういうふうになっていきますよということでご理解いただければと思います。ちなみに基準財政需要額は88億9,207万5,000円、それから収入額が44億7,193万1,000円、その差である44億2,014万4,000円が普通交付税で伊豆市に入ってくるということでございます。

なお、この下に普通交付税の合併算定がえということでございますが、16年度から25年度までの10年間は、合併前の旧町ごとに算定した額の合計で交付されます。しかしながら、平成26年度から30年度までの5年間で段階的に引き下げられ、その後、31年度からは伊豆市で算定した額が交付されるということですので、徐々に下がっていくということですので、そ

の辺も念頭に置いてごらんいただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 休憩に入ります。11時5分まで。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本決算につきましては、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。ここで、監査委員から意見書の補足説明を求めます。

鈴木代表監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） 皆さん、改めまして、鈴木でございます。

ただいま議長から求められました平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出であります。このたびの決算審査に当たり、市長から審査依頼につき、去る7月9日から27日の8日間にわたりまして、関係部長等に出席を求めまして説明をいただき、審査の結果を意見書に取りまとめました。

それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、地方自治法第233条の規定により、平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係資料を参考に審査した結果、平成18年度一般会計決算におきましては、計数的にも正確であり、内容も正当なものと認定いたしましたことをご報告申し上げます。

各項目の主なものにつきましては、先ほど当局の方から説明がありましたものですから、細かいことにつきましては少々はしよりますけれども、決算の概要につきまして申し上げます。

決算の概要、歳入総額が159億9,600万円に対し、歳出が150億5,700万円、差し引き9億3,900万円で、翌年度への繰り越し1億3,100万円を差し引きますと実質で8億800万円の決算になりました。

この結果、前年度の決算と比較した場合、歳入総額において10.2%、歳出総額においては8.7%、それぞれ減額しております。この要因といたしましては、合併に伴う特殊要因の減少、それから災害が、合併当初あったものがなくなり、全部工事が終わったということで、復旧費等の事業の減少により通常の決算になったものと思われ。また、財政状況の厳しい折、徹底した行政改革の推進と歳出の見直しにより、効率的な予算執行に努力された結果と思われ。

また、議員の皆さんもご承知のように、大変財政状況が厳しい折から、集中改革プランが

策定され、現在、事務事業の評価が行われているようでありますが、このような財政健全化を目指している中であって、職員も危機管理意識を持って業務に精励し、さまざまな面において極力むだを省き、効率のよい執行に向けて鋭意努められた結果と思われる。

しかしながら、今後も国の財政事情等を考慮いたしますと、地方財政の運営はますます厳しくなると予想されますので、自主財源の確保に向けて努力が必要であるということです。つきましては、自主財源である市税の核となる固定資産税を中心に収納率の向上を図ることが大変重要であり、また、所得税が地方税に一部移行されたということで、報道等でもうどこかの自治体では、滞納といいますが、そういうものがちらほら見受けられているということで、収納体制の強化を図るということを提言させていただきたいと思います。

さらに、歳出であります。各費目とも前年度に比べて減少しておりますが、大幅な見直しの結果と思われるが、あと今後も、災害等がなければ、この状況は引き続き推移していくものと思われるし、繰越事業も5億7,000万円と前年比減少しております。

主要事業である火葬場の建設及び天城北道路のアクセス道路の建設につきましては、所期の目的であるものを早期に実行されまして、供用に供するよう努力をお願いしたいと思います。

また、今後とも各事業の予算執行に当たりまして、一層効率的な予算執行をされますよう当局及び議員の皆さんにもお願いいたしまして、私の報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（堀江昭二君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

次に、特別会計の補足説明に入ります。

まず、議案第54号については、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、公共用地取得事業特別会計の決算の状況をご説明させていただきます。

歳入総額でございますが、417万3,043円、歳出総額が1万円、歳入歳出の差引額が416万3,043円というふうになっております。これにつきましては、駅前の歩道整備に伴いまして、土地の売り払いを行ったというものが主な内容でございます。

歳入の中の土地売り払い収入、これは9ページをちょっとお開きいただきたいと思います。土地売り払い収入として175万6,800円、それから、ある方に土地を買っていただいた建てかえまでの地代ということで、13万5,150円ほどいただいております。それが主な内容でございます。

13ページをちょっとお開きいただきたいと思います。財産に関する調書の中に、ここに柏久保字坂下というところがございます。この土地を175万6,800円で手放したと。これは一般会計で出すわけですが、差額分として22万118円ほどございました。これは、いわゆる取得時における差額でございますので、増ということになりました。

最終的に、この決算年度末の現在高といたしまして5億164万9,741円というふうになっているものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第55号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） 議案第55号の説明をさせていただきます。

17ページをおあけください。

平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計、歳入総額1億5,437万9,435円、歳出総額1億5,437万9,435円の残でございます。

内容につきましては、国にかわり用地を先行取得するために、平成15年、16年に5億7,120万円を借りたわけですけれども、それを借り入れた金額に対して国が利子を含むその後4年分割の委託金として納入するものです。

まず、23ページをあけてもらいますと、平成18年度の委託金が1億5,400万円ということ です。

もう一枚めくって、25ページにありますように、歳出は、その1億5,400万円の内訳が元金と利子ということで1億5,400万円ということ です。

ちなみに、最終年度が平成20年度ということになっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第56号、議案第57号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、資料につきましては、18年度伊豆市決算概要報告書の3ページをお願いいたします。

3ページの(3)、一番下でございます。

歳入総額は40億3,806万円、歳出総額は39億1,597万円で、翌年度への繰越事業財源を考慮した実質収支は1億2,109万円の黒字となりました。

では、次のページ。

歳入では、国民健康保険税の現年度分が12億7,855万円、滞納分が6,940万円となりました。また、不納欠損といたしまして1,525万円の処分を行ったものでございます。

歳出では、新たに創設されました財政安定化支援事業拠出金といたしまして1億7,286万円を支出いたしました。保険給付の状況は、入院・外来とも医療費が伸びたため、対前年度比1億639万円増の25億1,604万円となり、歳出総額でも前年度比2億2,509万円の増となったものでございます。

次に、老人保健特別会計について説明をいたします。

歳入総額は38億5,794万円、歳出総額は38億6,169万円で、375万円の資金不足となり、不足額は19年度の歳入で補てんをいたしました。これは、国庫負担金の算定において、概算交

付金が基準額に対し不足となったため、19年度において精算交付となるものでございます。

医療給付の状況では、入院・外来における件数、費用額ともに減少し、前年度に比べ1億7,862万円減の37億6,378万円となりました。

歳出総額は、対前年度比2億1,870万円の減となったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第58号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

ただいまの説明の次でございます。概算報告書の4ページ、介護保険特別会計でございます。

歳入総額は24億2,943万円、歳出総額は23億5,445万円で、翌年度への繰越事業財源を考慮した実質収支は7,247万円の黒字となりました。

歳入では、介護保険料が標準月額2,900円から3,400円への改定によりまして、対前年度比7,005万円、20.3%の増。それから4億1,513万円となりました。

また、制度改正による負担率先行によりまして、県支出金及び一般会計繰入金が増となりました。

歳出では、新たに創設された地域支援事業が6,260万円となりました。

また、保険給付費が対前年度比1億5,174万円、7.4%の増の22億1,161万円となりました。

歳出総額は、対前年度比2億2,248万円、10.4%の増となったところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第59号から議案第61号までと議案第65号、議案第66号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、ただいま一括上程されました上下水道部所管5会計につきまして、決算の概要をご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業特別会計でございます。

107ページからになります。

平成18年度の簡易水道事業特別会計は、歳入総額8,237万3,000円、歳出総額7,832万円で、歳入歳出差引額は405万3,000円となり、翌年度へ繰り越しました。

主な事業内容でございますが、持越・金山簡易水道配水管布設替工事及び佐野簡水配水池設置工事を主たる事業として施行をいたしております。

また、使用水量でございますが、36万9,132立方メートルで対前年度比103.5%となっております。前年度に比べ使用量が1万2,367立方メートル増加をいたしております。

歳入でございますが、使用料が2,654万2,000円、対前年比98.5%となりました。

また、持越・金山配水管布設替工事及び関連工事等で、市債2,240万円に加え一般会計か

らの繰入金は2,695万4,000円、繰越金668万6,000円、加入金等の諸収入が19万1,000円となっております。

歳出でございますが、人件費や庶務的経費といたしまして、総務費1,587万3,000円。持越・金山配水管布設替工事や修繕費及び水質検査料といたしまして、簡易水道事業費5,037万3,000円、飲料水供給施設関連漏水工事に係る修繕費及び水質検査料といたしまして、飲料水供給施設事業328万7,000円となりました。

公債費でございますが、元金、利子分で878万7,000円となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。

127ページからになります。

平成18年度下水道事業特別会計の歳入でございますが、17億5,228万8,000円、歳出は16億6,345万7,000円で、前年度に比しまして、歳入は152万6,000円、率にいたしますと0.1%、歳出は2,073万6,000円、率にいたしますと1.2%とそれぞれ減少をいたしております。

歳入で減少した主なものは、繰越金1,627万円で18.9%、市債2,260万円で10.9%、諸収入は356万5,000円で32.5%の減少となっております。

また、増加した主なものは、国庫補助金1,555万円で10.8%、使用料・手数料575万7,000円で1.8%、分担金131万3,000円で6%の増加となっております。これによりまして、予算に対する収入率でございますが、2,290万3,000円増の101.7%となっております。

次に、歳出でございますが、下水道管理費が3,987万4,000円で10.8%の増加となりましたが、下水道建設費5,344万5,000円で10.5%、公債費713万4,000円で0.9%の減となっております。

この予算に対する執行率でございますが、96.6%となっております。これによりまして、歳入歳出差引額8,883万円は翌年度に繰り越しをいたしております。

それでは、主な収入につきましてご説明を申し上げます。

まず、使用料収入についてでございますが、使用料収入は3億2,381万2,000円で、前年比1.8%増加をいたしております。これは新規接続の増加によるものでございます。なお、平成18年度中の接続戸数でございますが、126戸で水洗化率は78.3%となっております。

次に、建設事業でございますが、管渠及びマンホールポンプ設置工事は、本立野地区、湯ヶ島地区、関野地区、柳瀬地区で実施をいたしております。また、機能高度化工事といたしまして、マンホールふた取りかえ工事を修善寺地区及び土肥地区において実施をいたしております。その他の工事関係の委託業務といたしまして、土肥浄化センター耐震診断、湯ヶ島クリーンセンター処理槽の防食工事、白岩浄化センター水処理施設の増設工事、電気設備工事、次年度施行箇所の測量等の委託業務を実施いたしまして、下水道建設費4億5,342万3,000円で対前年比5,345万5,000円の10.5%の減額となっております。減額となりました主な理由でございますが、特定環境保全公共下水道処理施設事業の工事関連委託料が5,010万円の減額となっております。

次に、下水道の維持管理費でございますが、土肥浄化センター、天城クリーンセンター、白岩浄化センター、沖ノ原中継ポンプ場の維持管理業務委託費及び狩野川流域下水道維持管理費負担金のほか、マンホールポンプ、管渠清掃委託料などの維持管理費といたしまして4億743万7,000円を支出をいたしております。これは、前年度比3,987万4,000円で10.8%の増額となっております。増額となった主な理由でございますが、人事異動による人件費1,900万円、施設老朽化による修繕工事によりまして、処理場管理費1,280万円の増額となっております。

次に、公債費でございますが、公債費は8億2,059万7,000円で対前年比713万4,000円の0.9%の減額となっております。なお、公債費の下水道事業特別会計に対する構成比でございますが、48.2%と前年度より0.1%の増加となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

155ページからになります。

平成18年度の農業集落排水事業特別会計の歳入でございますが、1億1,865万1,000円、歳出は1億1,317万2,000円で、前年に比べまして歳入は8,244万3,000円、率にしまして59%、歳出は8,286万4,000円、率にいたしますと57.7%とそれぞれ減少をいたしております。

歳入での減少でございますが、国庫補助金、県補助金、地方債収入が100%の減となっております。

歳出は、業務費が412万3,000円で9.5%の増、施設費は8,646万4,000円で99.7%の減となっております。

歳入歳出の大きな減少は、前年度実施をいたしました佐野・雲金処理施設の増設工事の終了によるものでございます。

公債費は、52万3,000円で0.8%の減少となっております。

なお、この予算に対する執行率でございますが、94.9%となりました。

これによります歳入歳出差引額547万9,000円は、翌年度に繰り越しをいたしております。

それでは、主な収入についてご説明申し上げます。

まず、使用料収入でございますが、使用料収入は2,705万7,000円で、前年比29万4,000円、率にいたしまして1.1%減少をいたしました。

次に、施設の維持管理に当たる業務費でございますが、加殿処理場、佐野・雲金処理場、吉奈の処理場、門野原処理場、冷川処理場の維持管理業務委託及びマンホールポンプ管渠清掃委託料などの維持管理費といたしまして、4,764万円を支出をいたしました。これは、前年度比412万3,000円で、9.5%の増額となっております。増加した理由でございますが、人件費の歳出科目の変更によるもので、実質増減は4%の減少となっております。

次に、施設費でございますが、施設費は維持補修工事といたしまして26万3,000円の歳出で、前年度比8,646万4,000円で99.7%の減となっております。大幅な減少の理由は、管渠及び施設の大規模な改修・改築工事が実施されなかったことによるものでございます。

次に、公債費でございますが、公債費は6,526万9,000円で、前年比52万3,000円、率にいたしますと0.8%の減になりました。なお、この公債費の農業集落排水事業特別会計に対する構成比でございますが、57.7%になっております。

次に、上水道事業会計でございます。

234ページからになります。

平成18年度でございますが、昨年同様、12月から1月の冬季におけます少雨による湯水が見られたものの、給水制限や断水は回避することができました。

まず、年間配水量でございますが、888万5,000立方メートルで、これに対しまして年間給水量は584万4,000立方メートルでございました。これは、昨年に比へまして13万7,000立方メートルの減少で、1戸当たりの給水量では年間12立方メートルの減少でございます。

有収水量率でございますが、老朽管、鉛管の破損による漏水や赤水、停滞水の排水を行ったために、本年度は65.8%となっております。

給水量が減少している原因でございますが、給水人口や観光人口の減少、それから下水道普及に伴う節水意識の向上、節水機器の普及が進んでいることによる使用水量の効率化などが主な原因であろうと判断をいたしているところでございます。

次に、財政面でございますが、3条の事業収益は、消費税抜きではありますが、5億7,602万円となりました。事業費用は5億4,338万8,000円となり、昨年度に比べて事業収益は1,378万1,000円、事業費用は3,420万6,000円の減少となっております。これによります当年度純利益は3,263万2,000円で、前年に比へますと2,042万5,000円の増額となっております。

主な収益でございますが、給水収益で5億5,023万3,000円となりました。事業費用の主なものは、職員給与費5,284万円、法定福利費609万円、支払い利息8,421万7,000円、減価償却費2億4,926万1,000円、資産減耗費160万3,000円、修繕費4,095万2,000円、動力費4,446万3,000円、委託料・手数料1,627万3,000円、薬品費429万6,000円、検針業務の賃金933万1,000円等が主なものでございます。

次に、4条の資本的収入、支出でございますが、こちらは補てん財源の関係上、税込みで説明をさせていただきます。

4条の資本的収入は、出資金のみでありまして、下水道関連工事出資金と電源立地交付金関連工事出資金で1,203万9,000円となっております。

資本的支出でございますが、2億5,745万6,000円となりまして、内訳は、建設改良費が1億5,959万2,000円、企業債償還元金が9,786万4,000円となっております。

建設改良費の主なものは、法定福利費を含めた職員給与費が716万4,000円、工事請負費1億4,502万6,000円、委託料740万2,000円でございます。

資本的収入が資本的支出に比べて不足する額2億4,541万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,815万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額725万8,000円をもって補てんをいたしております。

資本的支出におけます工事請負費の主な充当先でございますが、修善寺地区の主な工事といたしましては、牧之郷配水管布設替工事708万7,000円、熊坂配水管布設替工事1,628万7,000円、大野配水管布設替工事747万6,000円、その他8件の工事を実施をいたしまして、修善寺地区の工事総額は4,141万6,000円となっております。

天城湯ヶ島地区の主な工事でございますが、田沢・鉢窪・冷川浄水場滅菌設備改良工事2,341万5,000円、茅野送水管布設替工事1,558万2,000円、田沢配水管布設替工事817万7,000円、その他3件の工事を実施をいたしまして、天城湯ヶ島地区の工事総額は6,317万6,000円となっております。

中伊豆地区の工事でございますが、大京の送水・配水管の布設がえ工事1,461万6,000円、冷川浄水場配水流量計の取りかえに467万7,000円、大京低水圧地区の改修工事に469万円、冷川地区の配水管の接続工事129万6,000円の工事を実施をいたしまして、中伊豆地区の工事の総額は2,527万8,000円となっております。

土肥地区の主な工事でございますが、土肥、小土肥地区の流量計設置工事813万8,000円、土肥地区水道データ管理装置設置工事に873万4,000円、その他2件の工事を実施をいたしまして、土肥地区の工事の総額は2,003万6,000円となっております。

その他、4条の委託事業といたしまして、修善寺地区、天城湯ヶ島地区の管路台帳を488万2,000円で整備更新し、土肥地区の漏水調査を252万円で実施をいたしております。

次に、温泉事業特別会計でございます。

262ページからになります。

土肥地区温泉事業の給湯戸数でございますが、全体で325戸でございます。うち土肥温泉268戸、八木沢温泉18戸、小土肥温泉39戸となっております。

まず、年間の総給湯量でございますが、153万1,000立方メートルで、うち土肥温泉が120万3,000立方メートル、八木沢温泉が8万6,000立方メートル、小土肥温泉が24万2,000立方メートルとなっております。

次に、財政面でございますが、3条の事業収益は、消費税抜きではありますが、7,240万6,000円となりました。事業費用は6,616万6,000円で、昨年度に比べ事業収益は272万1,000円の減少で、事業費用は430万円の増加となっております。これによります当年度純利益は624万円で、昨年と比べますと577万円の減少となっております。

主な収益は、温泉供給収益で7,219万6,000円となりました。

事業費用の主なものは、職員給与費3名分で1,959万3,000円、法定福利費286万円、減価償却費1,768万3,000円、資産減耗費701万9,000円、修繕費104万6,000円、動力費1,372万8,000円等となっております。

次に、4条の資本的収入、支出でございますが、こちらも、やはり補てん財源の関係上、税込みで説明をさせていただきます。

4条の資本的収入は264万1,000円となり、内訳は県の急傾斜地対策工事に伴う山脈源泉の

集湯管仮設工事補償金で117万1,000円と八木沢温泉加入金20口で147万円となっております。

資本的支出は、建設改良費のみでございまして5,628万1,000円となり、主な工事請負費は、屋形地区の配湯管更新工事2,849万7,000円、馬場地区の配湯管更新工事1,376万4,000円、土肥温泉集湯施設改良計画実施設計作成業務に472万5,000円等を実施をいたしております。

収入が資本的支出に比べまして不足する額5,364万円は、過年度損益勘定留保資金5,356万4,000円、当年度消費税資本的収支調整額7万3,000円で補てんをいたしております。

平成18年度の事業は、前年同様、既存施設の維持管理と配湯管の更新を重点に置いて実施をいたしております。

以上、特別会計5会計の決算概要を申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願いを申し上げます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第62号から議案第64号までと議案第67号の4議案について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、湯の国会館の会計から天城ふるさと広場の会計まで説明させていただきます。

最初に、湯の国会館の事業特別会計でございます。

歳入総額9,210万1,259円、歳出総額8,449万1,860円で、差引額は760万9,399円となった決算でございます。

決算書の178ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料でございます。4,966万5,290円、前年と比較いたしまして373万円の減となっております。これは、入館者の減と市民の利用率がふえたためでございます。

2款繰入金892万5,000円、湯の国会館財政調整基金からの繰入金でございまして、2号源泉の工事費に充当しております。

3款の繰越金628万6,243円、これは前年度からの繰越金でございます。

4款の諸収入、レストラン収入でございますが、1,717万2,580円、前年と比較いたしまして38万円の減、また、売店収入895万3,420円で20万1,000円の減額となっております。

5款の分担金及び負担金72万5,000円、分湯負担金で1件廃止になりました。新規加入が1件、60万円、それから継続施設が1件、分湯量の増によります負担金の増加分12万5,000円でございます。

182ページの歳出でございます。

1の総務費6,006万6,230円、前年と比較いたしまして893万円の増となっております。温泉の揚湯ポンプの取りかえ工事ほかによるものでございます。主なものですが、職員給与等1,866万1,897円、3名分でございます。一般管理費4,140万4,333円、この主なものでございますが、臨時雇い賃金、機械燃料、電気料、修繕料、工事費でございます。

2の事業費でございます。2,342万5,630円、前年と比較いたしまして64万円の減となっております。主なものですが、職員1名の給与、それからレストラン費で臨時職員4名の賃金、レストランの賄い材料、売店費では、土産品、自販機用の仕入れ代でございます。

4の諸支出金、基金積立金でございますが、100万円で、湯の国会館財政調整基金への積立金でございます。

実質的には歳入歳出とも減となった一因でございますが、9月の第2源泉の工事によりまして2週間の臨時休業、それから7月、8月の入館者の減によるものでございます。

続きまして、昭和の森会館特別会計につきまして説明させていただきます。

198ページからをお願いいたします。

歳入総額5,980万6,678円、歳出総額5,415万1,018円で、差引額は565万5,660円の決算となりました。

1款の分担金及び負担金1,640万9,882円、前年と比較いたしまして111万円の減となりました。

2款の使用料及び手数料、会館の使用料でございます。794万1,261円、前年と比較いたしまして70万円の増、109.7%の伸びとなりました。

4款の繰入金、一般会計繰入金1,100万円、前年と比較いたしまして500万円の増額となっております。基金繰入金500万円につきましては、会館のリニューアル工事に伴う繰入金でございます。

5款の繰越金480万3,235円、前年と比較いたしまして423万円の減となっております。

また、諸収入、売店収入等でございますが、1,465万2,300円で前年より275万円の増額となりました。これは、独自イベントの石楠花まつり、紅葉まつりによりましてツアー客の増加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費、一般管理費、3,307万773円、前年と比較いたしまして559万円増額しております。これは、文学コーナーのリニューアル工事に伴う増でございます。

1の職員給与等814万1,069円、職員1名分の人件費でございます。

2の一般管理費2,493万3,704円、この主なものでございますが、非常勤職員賃金256万円、電気料619万円、次のページの会館内装の施設整備工事441万円となっております。電気料につきましては、道の駅全体の電気料でございますが、テナント3社より410万円納付されております。また、リニューアルに伴います文学散歩の紹介用映像機器の備品購入費と映像ソフトも含まれております。

次に、事業費でございますが、2,107万6,245円。主なものですが、2名の人件費1,149万1,837円、売店の原材料費843万1,601円、グリーンガーデン、シャクナゲの管理費用が115万2,807円となっております。

今後につきましても、観光客に魅力あるイベントの研究、開催に努力していきたいと考えております。

続きまして、天城温泉会館事業特別会計につきまして説明させていただきます。

歳入総額 1 億607万6,447円、歳出総額 1 億99万4,020円、差引額508万2,427円となった決算でございます。

218ページの収入でございます。

1 款の使用料及び手数料3,368万4,438円、前年と比較いたしまして124万9,112円の減額となりましたが、入館者につきましては、温泉館が4万5,345人、夕鶴記念館が354人で513人の増となっております。ウエルネス事業や市民以外の固定資産税納入者も市民料金の扱いをしている関係からか、市民利用が前年より1,470人増加いたしまして、全体の32.8%となっております。

2 款の繰入金4,300万円、一般会計からの繰入金。

3 款の繰越金487万2,836円、前年からの繰越金でございます。

4 款の諸収入2,451万9,173円でございますが、レストラン収入、それから売店収入及び施設管理、テナントの負担金でございます。前年と比較いたしまして、レストラン収入119万2,820円の減、売店収入も240万4,782円の減額となってしまいました。

続きまして、222ページの歳出でございます。

1 款の総務費、一般管理費7,676万5,742円、前年と比較いたしまして、542万5,852円の減額となっております。

1 の職員給与等1,468万8,399円につきましては、職員2名分の給与でございます。

2 の一般管理費6,207万7,343円、これの主なものでございますが、7の臨時雇い賃金903万648円、これは7名分の賃金となっております。

11の需用費の機械等燃料費1,178万3,318円、これにつきましては、温泉の加温及び暖房に係る燃料費でございます。灯油を使用しております。電気料1,491万8,050円、館内及び源泉ポンプの電気使用料でございます。修繕費の主なもの、水中モーターポンプの取りかえとそのポンプのオーバーホールに要した費用でございます。

13の清掃委託料412万5,208円、毎日の浴槽及び更衣室の清掃、それから定期的に行っております受水槽の清掃及び防虫等の消毒の委託料でございます。

14の借地料456万4,026円、これは建物以外の敷地、主に駐車場でございますが、この用地費でございます。

2 款の事業費2,422万8,278円、前年と比較いたしまして33万546円の増となっております。

1 の職員給与等648万5,185円、これにつきましては職員1名分の人件費です。

2 のレストラン費1,322万7,496円、この主なものですが、臨時雇い賃金546万円。

11の賄い材料費665万円、これのうち食事の材料費が587万円で、飲み物の材料費77万円となっております。

売店費451万円、これにつきましては、土産等の仕入れ代となっております。

続きまして、天城ふるさと広場事業特別会計につきまして説明させていただきます。

288ページをお願いいたします。

損益の計算書でございます。

1の事業収益、これの主なものでございますが、宿舎収益2,627万1,249円、それからゴルフ場収益1,378万5,714円、合計いたしまして4,705万4,419円で、前年と比較いたしますと32万円減の93.5%の状況となりました。

2の営業費用、宿舎経営費5,860万5,992円、ゴルフ場経営費679万7,201円が主なもので、合計いたしますと7,359万8,037円で、前年と比較いたしますと16万円減の99.7%となりました。

3の営業外収益の主なものは、他会計からの補助金1,541万3,791円で、合計いたしますと1,767万5,837円、前年との比較では4万円増の100.2%の状況となりました。

経常損失は、差し引きいたしますと886万7,781円のマイナスとなりました。当年度の純損失897万1,500円で、前年の剰余金29万423円を差し引きますと、当年度末欠損金が868万1,077円となった決算でございます。

296ページをお願いいたします。

収益費用の内訳でございます。

事業収益6,473万256円、前年と比較いたしますと322万9,000円の減となりました。

1の運動施設収益229万8,847円、前年より59万円ほどの減額となっております。

2の宿舎施設収益2,627万1,249円で、前年に対しまして22万円減の99.2%となりました。

また、キャンプ場収益107万9,343円で63万円の減、簡易宿泊施設191万6,314円で60万円の減額となりました。

以上、宿泊施設の減額の要因は、平塚市民の利用客の減少や施設の老朽化によります客離れしたものと思われま。

ゴルフ場の利用客も少なくなり、1,378万5,714円で前年より92万円の減額となりました。

営業外収益の主なものは、他会計からの補助金で、平塚市より宿泊施設等の運営費と借地料として1,191万3,791円が、伊豆市一般会計から運動施設の管理料として350万円が繰り入れとなっております。

続きまして、費用、支出でございます。

1の運動施設経営費404万1,800円で、主なものはグラウンドの借地料とシルバーへの整備委託料となっております。

2の宿泊施設経営費5,860万5,992円で、この主なものでございますが、職員3名の賃金でございます。光熱水費の灯油代、電気料と食事材料費となっております。

3のキャンプ場施設費298万6,307円で、臨時職員1名の賃金が主なものでございます。

6のゴルフ場施設経営費679万7,201円で、臨時職員1名の賃金とゴルフ場管理の原材料費

が主なものとなっております。

続きまして、294ページの業務量でございます。

イのスポーツ施設につきましては、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、体育館でございまして、合計いたしますと1万8,076人で、前年より2,343人の減となっております。

宿泊施設の合計で3,560人、前年と比較いたしまして92人が増加したわけでございますが、キャンプ場では1,686人の利用者で前年より129人の減、簡易宿泊施設1,132人で576人の減、ゴルフ場につきましても6,153人で112人の減少となりました。

299ページでございますが、資本的収入、支出はございません。

1の施設用地、借地でございますが、伊豆市分は5万1,500平米、平塚市分が3万6,758平米、合計いたしますと8万8,258平米となります。19年度からは伊豆市のみとなりまして、また、2の施設明細につきましても、平塚市から伊豆市に変更となります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わりました。

これで休憩といたします。午後からの再開は1時からということをお願いします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由及び補足説明が終わりましたので、これより特別会計の決算審査意見書について監査委員の補足説明を求めます。

鈴木代表監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） それでは、引き続き、議長から求められました特別会計の11件及び企業会計3件の歳入歳出決算審査についてご報告を申し上げます。

一般会計と同様に、同じ時期に決算審査をいたしました。審査の結果、平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算ほか13件の会計決算は、関係帳簿及び証書類、並びに事業報告について、関係資料を参考に審査した結果、各会計とも計数的にも正確に処理されたことを認め、正当なものとして認定いたしました。

つきましては、各会計項目ごとに主な意見を述べさせていただきます。

平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、初めに当局の方から説明がございましたが、伊豆市公共用地でありまして、財産として保有する土地が14カ所の5億200万円、それから基金として保有しておる土地等をお金に換算しますと1億3,300万円、合計5億100万円ということで、10億円近いものをお持ちになっているわけですが、これにつきまして早急に有効な活用をするために再検討の方をお願いしたいと思います。

それから、平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算、本会計は国にかわり用地を取得するものでありますので、これにつきましては、現在、大平インターチェンジの工事が進められておりました、20年3月の供用開始に向けて順調に進んでおるようでございますので、また、アクセス道路の進捗状況が、県土木、そちらの方でやっておりますので、道路用地の買収を進めておりますので、これについては県あるいは国との並行した工事進捗がありますので、特別に意見はございません。

それから、平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、本決算につきましては、加入者が1万7,432人で、総人口の3万6,939人に対する加入率は47.2%でありました。

歳出総額は39億2,000万円で、前年対比2億2,500万円の増、これは保険給付費の伸びといえますが、給付が多くなったということと及び保険財政安定化の拠出金の増加によるものがあります。なお、今年度も保険者の増加と医療費という非常に把握困難な不確定な要素があったことなどから、不用額が1億2,500万円できましたのですが、これにつきましては、病人がふえたとか、あるいは当局の方でも、そういう動向につきまして過去の数字を追っておりますけれども、なかなか追いかけれないということで、不用額が1億2,500万円生じたことを報告します。

収納状況につきましては、収納率が77.2%ということで前年比0.5%下がっております。これは、一般につきましては改善が見られましたのですが、退職分が減少したということで収入が下がっております。他の税収とあわせて、今後不納あるいは延滞等の増加が見込まれますので、これをきっちり徴収するというか、それを望みたいと思います。

それから、平成18年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算、本決算につきましては、老人医療費の給付の状況が前年度6,170人でありましたが、今年度は5,888人と前年比282名減少しております。この要因は、医療受給者の対象が75歳まで段階的に引き上げられているということで人数が減って、前年度も減っておりましたのですが、今後とも医療費の適正化を図るために、受診者に対する訪問指導あるいは教育の推進、新たな医療制度に向けて適正な運用を図ることを望みたいと思います。

次に、平成18年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算、本会計につきましては、事業の主な流れとしては、本年度、制度が始まって以来の大幅な改正がありまして、18年度に作成された第3期介護保険事業計画の中では、制度を踏まえて、平成26年度を見据えた目標設定の18年度の事業量が見込まれました。

介護サービスにつきましては、地域密着型サービスの創設により、現在1,288人、在宅系が989名、それから施設サービスが299名で、前年比118名、10.1%増になっております。今後も介護保険の受給者については増加すると思われるので、健全な業者の選定と、それからサービス体制の充実を望みたいと思います。

次に、平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算です。本件につきましては、伊豆市全体の簡易水道が9施設あります。給水人口は3,717人で給水戸数が1,305戸というこ

とで、事業内容としては、工事が主なのですが、持越・金山配水管の布設がえ工事、それから佐野簡易水道のタンク設置工事が実施されております。

使用水量は36万9,132立方メートル、前年比103.5%で、前年に比べて使用料が1万2,367立方メートル増加しております。また、使用料は約2,600万円と前年対比98.5%になっております。

今後も安定した水の供給ができるように事業計画を適切に運用され、ライフラインを守るということで努力をお願いしたいと思います。それと同時に、物品に対する量水器の個数についての精査といいますか在庫管理を確実にやっていただきたいということでした。

平成18年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成18年度、下水道事業は長期にわたって計画的に事業を実施されております。本年度は本立野地区、湯ヶ島地区及び関野、柳瀬地区で管渠の工事を実施されて、工事費は4億5,300万円、対前年比10.5%減になっております。

生活環境整備ということで、そういう観点でなくても河川の浄化等の重要な事業がありますもので、多額の建設費並びに維持費を要していることも事実でありますけれども、これについては、市全体の供用開始地区の水洗化率が78.3%ということで、増加はしておりますけれども、今後も啓発を図りながら協力を得て、一層の利用率を上げるよう努力をお願いしたいと思います。

それから、平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計、この会計につきましては、農業排水の利用は、地域の加入促進等の協力があまして、計画排水戸数に迫る普及率があります。地域によっては、処理能力を十分に生かした稼働状況であるし、今後も設備の維持管理につきましては引き続き配慮をお願いしたいと思います。

次に、平成18年度湯の国会館事業特別会計決算、本会計につきましては、利用者のリピーターといいますか、その中で、増加はしておるものの市民の利用者がふえたということで、合併時に比べ市民の憩い、保養施設として認知されたものと考えられます。

会館の利用者は2,561人の減で7万5,875人でありました。また、レストランの利用者も前年比162人減の1万2,046人となり、これも8月末より9月中旬までの2週間、揚湯ポンプ取りかえ等の休業を余儀なくされたということで、一番ある部分ではお客さんが利用したいときに営業できなかったということで微減になりました。

歳入総額は9,210万1,000円で、ほぼ昨年と同額であり、営業努力が認められております。今後も類似施設の増加で経営環境が一層厳しくなると思いますが、経営努力を一層重ねてもらいたいと思います。

次に、伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算、本会計につきましては、博物館の利用者が2万6,354人、対前年比8,732名の増で、149.6%の大幅増加で営業努力が認められました。

当会館を継続するなら思い切った施設の経営を検討すべき時期に来ていると同時に、会館

の展示物は特別のものであるため、今後の展示方法については当局で再検討していただいて、運営方針も見直しをしていただければということです。

それから、天城温泉会館事業特別会計、本会計につきましては、平成18年度の入館者が4万5,000人で、対前年比300人の微増、一般会計からの繰入金4,300万円という大幅なものがなければ運営できない状況であります。

今後は、湯の国会館と同様に類似施設の増加で経営環境が厳しい状況になることを踏まえて、経営改善に努めていただきたいと思います。と、もかく今後も根本的にどうするかという方向づけを早急に立てるとということと、なお、夕鶴記念館の有効利用も並行して計画を策定していただきたいと思います。

次に、平成18年度伊豆市上水道事業会計、今年度は12月から1月にかけての少雨による湯水が見られましたが、給水制限とか断水とかは回避されましたことは本当によかったのではないかと思います。

年間の配水量が888万5,000立方メートルで、これに対して給水量は前年対比13万7,000立方メートルの減で584万4,000立方メートルということで、老朽管や鉛管による漏水のための有収水量率は65.8%となった状況でございます。これは徐々に様子を見ながら修理等をおるようでございますが、なかなか財政面等に兼ねて大幅なあれができない部分もあるのではないかと思います。

あるいは収入に対して、観光地の不振ということで大幅な収入減もありましたものですか、1,378万2,000円減の5億7,602万円の収入となりました。

これに対して事業費は、大きな事故もなく、人員削減の結果、5億4,338万8,000円となつて、3,263万2,000円の利益を上げることができましたが、給水人口が3万2,041人で普及率が86.3%、給水戸数が1万1,553戸で、前年比減となっております。

今後とも事業の安定を図るために、計画的な施設の整備あるいは更新を図るとともに、今は4区分の使用料の設定がありますけれども、これをなるべく早目に統一、あるいは統一でなくてもそれぞれに近づけるような検討の方を望みたいと思います。

次に、伊豆市温泉事業特別会計、これにつきまして、土肥地区の温泉の運用を市の方で引き継いでやったということで、財政関係につきましては、計量制の使用量が順調に伸びたことから、総収入が7,200万円、前年対比85万円の増で101.2%となっております。

総費用は6,600万円となり、前年対比662万円の増加で111.1%。この結果、利益は624万円の収益を確保することができましたが、これは、現在の主な事業は維持管理と施設の改良に重点を置いておりますけれども、ただ、同じ温泉でも中伊豆地区と湯ヶ島地区の市営温泉等につきましても合算するのか、あるいはどういうふうにするのかということ再検討をする時期に来ているのではないかと考えております。

それから、平成18年度天城ふるさと広場事業特別会計の決算です。ここにつきましては、今年度の内容は、宿泊者は前年度対比92名の増の3,560名、対前年度比102.7%の人員となつ

ております。

利用者につきましては、施設の特異性を含めまして、スポーツ関係で、学生あるいはスポーツ愛好者等に限定される部分がありますので、収支についても900万円のマイナスが出ております。

今後の運営につきましては、市民の総合公園、要するに天城ふるさと広場としてどういう形で利用するのか、あるいは外部に対してももう少しアピールしながら、積極的な集客を図る必要があるのではないかと思います。

今後の課題としては、近隣の宿泊施設と運動施設のあき状況を見ながら、連携して稼働率の向上を上げたいのではないかと考えております。

特別会計につきましては、一般会計と同じように、義務的な会計と、それから収益をある程度求めている会計と、2つに二分されておるわけですがけれども、収益を求められる会計につきましては、それぞれの企業努力といいますが、営業努力をしていただくということと同時に、はっきりした方向性を見きわめて、いつまでに継続するのか、指定管理者制度にするのかということを見きわめて、今後、決算関係が企業会計の方向に行っているという話もちろほら聞こえますので、企業会計方式に持っていくには、どういう形でもって今後持っていくかなければならないかということ、皆さんも前回、議員の勉強会であったようなものですから、そんな方向も見きわめて、企業会計を存続させる、あるいはどう解決するかということを考えていただきたいと思うんです。

以上をもちまして、特別会計11件、企業会計3件の報告といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第67号までの15議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑通告期限は、あす6日正午となっておりますので、ご了承願います。

議案第68号～議案第78号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第22、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第32、議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの11議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの11議案について提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が2回目の補正となり、道路災害、河川災害、農業用施設災害、農地災

害等の復旧工事のほか、総務費の人事評価システム導入委託や有害鳥獣捕獲事業の農林水産業費などを中心に、1億1,300万円を追加する内容となっております。

また、各特別会計は、18年度事業の精算に伴う償還金や消費税の処理、さらに人件費の調整等が主な内容となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第68号と議案第69号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、一般会計と公共用地特会につきましてはの補正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、今回の9月補正につきましては、国・県の事業内容の見直し等により変更の生じた事業、あるいは新たに発生した緊急かつ必要度の高い事業、集中改革プランにより見直しの必要が生じた経費、こういったものを重点的にヒアリングを行いまして、予算づけをさせていただきました。

まず、一般会計の補正予算（第2回）でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,285万円を増額いたしまして、総額を153億3,690万円とさせていただきたいというものでございます。

それでは、19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、地方交付税2,015万3,000円でございます。これは、普通交付税の交付決定に伴いまして2,000万円ほど増額ができるということになりまして、補正をお願いするというものでございます。

それから、15の国庫支出金でございますが、国庫補助金は3,019万円ということでございます。これは、災害の補助の増額ということでございます。

それから、19款の繰入金でございますが、特別会計繰入金、これは、18年度の介護保険の精算に伴いまして2,876万5,000円が一般会計へ繰り入れされるというものでございます。

それから、22款の市債でございますが、2,670万円。市債につきましては、総額15億4,760万円というふうにさせていただくものでございます。後ほど市債の内容についてはご説明をさせていただきます。

歳入の補正額が1億1,285万円というものでございます。

続きまして、20ページの歳出でございます。

まず、2款の総務費でございますが、人事異動等によりまして人件費の調整がまず1点、それから電算センター負担金の減、こういったものを踏まえまして、3,906万2,000円の増額補正というものでございます。それから、ちなみにこの中に人件費等と私申しましたが、ト

ータル的には人件費287万3,000円の減という形になります。

3の民生費でございますが、社会福祉費の中に障害者自立支援事業の増額ということで補正をお願いしたいと。民生費は総額で287万3,000円の補正でございます。

4の衛生費でございます。この中の清掃費の中でリサイクル事業の増額補正を計上させてもらっております。しかしながら全体では669万3,000円の減額補正ということでございます。

6の農林水産業費でございます。この中の林業費において有害鳥獣の捕獲事業の増額補正をお願いしてございます。農林水産業費については2,198万1,000円の増額補正となっております。

それから、土木費でございます。2の道路橋梁費、土地購入費の増額補正が主な内容になっております。土木費の総額は1,469万9,000円の増額補正というものでございます。

続きまして、9の消防費でございますが、これは、消防団員の退職報償金の掛金の増額補正が主な内容になっております。総額433万円の増額補正でございます。

教育費でございますが、次のページの保健体育費、ここの中におきまして修善寺体育館管理事業の増額補正が主な内容でございます。教育費全体では3,018万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、21ページの災害復旧費でございます。1の農林水産業施設災害復旧費でございますが、これは農地災害が1カ所、農業施設災害が3カ所ということで618万9,000円ほどお願いしたいと。それから、2の公共土木施設災害復旧費、これは道路橋梁災害で9カ所、河川災害1カ所ということで4,534万3,000円の増額補正、3の応急災害復旧費として、15カ所ほどございますが、900万円ほどの増額補正、災害復旧費総額では6,053万2,000円の増額補正をお願いするというものでございます。

歳出総額が1億1,285万円というふうになっております。

続きまして、22ページの債務負担行為の補正でございます。

狩野川記念公園指定管理委託料として、期間が19年から23年の5年間、4,945万6,000円というものの債務負担をお願いしたいという1件、それから、狩野ドームトレーニング器具借上料、これも平成19年度から24年度の6年間、178万1,000円の負担行為をお願いしたいというものでございます。

続きまして、その下の3表、地方債の補正でございますが、先ほど来申し上げておりますように公共土木災害、農林水産業施設災害復旧事業ということで、補正の2,140万円、それから農林の方が150万円ということで総額、トータルしまして15億4,760万円の地方債補正をお願いしたいというものでございます。

93ページをお開きいただきたいと思います。

19年度の公共用地取得事業の特別会計補正予算の(第1回)でございます。

歳入歳出をそれぞれ415万4,000円を増額いたしまして、総額を584万4,000円とさせていただきたいというものでございます。

99ページをちょっとお聞きいただきたいと思います。

内容的には、公有財産の土地購入費、これは天城アクセス道路のポケットパーク用地の購入ということで185万円ほど計上させてもらっております。残りの各金額については、積立金として230万4,000円を支出として計上させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第70号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、資料、100ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,004万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,055万4,000円とするものがございます。

次に、103ページをお願いいたします。

まず、歳入補正予算についてでございます。

歳入補正予算のうち、3款の国庫支出金及び5款の県支出金につきましては、それぞれ平成18年度医療費の決定に伴います19年度の医療費の推計の見直しを行ったところ、それぞれの予算額の減額をここで行うものでございます。

8款2項の基金繰入金につきましては、19年度医療費の見直し及び18年度決算に伴いますところの繰越金の確定に伴いまして、2,427万5,000円を減額するものでございます。

次に、105ページ、歳出補正予算についてお願いをいたします。

歳出補正予算のうち、2款の保険給付費につきましては、18年度医療費が確定したことによりますところの19年度の医療費推計を見直したことに伴います6,384万円の減額をするものでございます。

3款1項1目の老人保健医療費拠出金及び4款1項1目の介護保険納付金につきましては、それぞれ19年度拠出額の決定に伴います補正でございます。

次に、107ページをお願いいたします。

5款1項の共同事業拠出金につきましては、これは県全体の共同事業費が引き下げとなったことに伴います減額補正でございます。

9款の諸支出金につきましては、18年度の決算に伴います一般分の療養給付費負担金、それから退職分の療養給付費交付金が、超過交付となったことに伴います返還のための予算措置でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第71号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第71号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）でございます。

109ページをお聞きいただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,578万3,000円を増額し、総額をそれぞれ26億9,468万3,000円とするものでございまして、平成18年度決算に伴う精算と認定調査費組み替えによる一般管理費の増額等の計上でございます。

112、113ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

4款1項1目介護保険給付費交付金1,006万8,000円から7款1項2目地域支援事業繰入金102万2,000円までにつきましては、精算によります過年度分収入を計上するものでございます。

事務費繰入金54万4,000円は、総務費の不足分を前年度繰越金へ計上するものでございます。

それから、前年度繰越金として3,403万8,000円を計上いたします。

次のページをお開きいただきます。

歳出でございます。

一般管理費84万4,000円、これは認定調査のための臨時のケアマネ職員、これを雇うための経費でございます。

それから、認定調査費30万円の減は、認定調査の委託ができなくなるということで減額するもので、不足分として先ほどの臨時職員で対応させていただきます。

それから、償還金1,647万4,000円は、18年度の精算として国・県に返還するもので、一般会計の繰出金2,876万5,000円も18年度の精算として一般会計に返還するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第72号から議案第74号まで及び議案第77号、議案第78号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第72号 伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

116ページをお開きをいただきたいと思います。

既定の歳入歳出それぞれに805万2,000円を増額をいたしまして、7,187万2,000円とするものでございます。

予算審議でございますので、事項別明細を用いてご説明申し上げます。

119、120ページをお願いいたします。

まず、3、1、1目一般会計繰入金でございますが、450万円の増額でございます。これは八木沢、小下田地区の水道の水源調査費に充当するための繰入金でございます。

4、1、1目の繰越金でございますが、355万2,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

121、122ページをお願いしたいと思います。

歳出でございます。

1、1、1目職員給与費でございます。職員給与費の増減は、給与改定等により再算定の増減となっております。

2、1、1目の簡易水道事業費でございます。まず、委託料480万円でございますが、これに関しましては、天城湯ヶ島地区の本柿木、大平柿木地区の漏水調査30万円、それから八木沢、小下田の水源調査の委託料といたしまして450万円、計480万円の増額となっております。

14節の使用料及び賃借料3万5,000円でございますが、これは大沢の管路敷の借地料でございます。契約延長によりまして3万5,000円の計上となっております。ちなみに、メーター50円ということで2年分、349.6メーターでございます。

工事請負費321万7,000円でございますが、これは施設改良工事ということで、上猫越、下猫越、数沢、この飲水の保健所の指導によりまして施設のフェンス工事、それから柿木の送水ポンプの取りかえ、それから天城地区の簡水の滅菌用の軟水装置を設置する等々の工事を予定しております。

次に、124ページでございます。

議案第73号 下水道事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

既定の予算から996万6,000円を減額をいたしまして、総額を17億3,153万4,000円とするものでございます。

127、128ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

7、1、1目一般会計繰入金でございますが、1,011万8,000円の減額となっております。精算による減額ということでございます。

8、1、1目の繰越金でございますが、245万5,000円の増額。

9、2、1目の預金利子でございますが、15万2,000円の計上となっております。通常の預金は、ペイオフの関係で利息のつかない決済預金ということになっておりますので、預金利息はないんですけれども、この預金利息につきましては、下水道基金の利子というふうにご理解をいただきたいと思っております。

9、4、1目雑入でございます。消費税の還付金を245万5,000円減額をいたします。今回の補正で再算定の結果、245万5,000円の減額ということになっております。

次に、129、130ページでございます。

歳出でございます。

まず、公共下水道事業費でございます。1目でございます。人件費の減でございますが、これは人事異動による再算定ということでございます。主任級の職員が人事異動ということで減額となっております。

それから、4目の特定環境保全公共下水道事業費でございます。やはりここも人件費が減

になっております。これは人事異動により再算定ということで、係長級の職員の1名減ということでございます。

次に、131、132ページでございます。

1、2、1目の業務費でございます。ここも人件費でございまして、給与改定等による再算定の増額ということになっております。

次の処理場建設費、これも同じ理由となっております。

3、1、1目の下水道基金積立金でございます。先ほどの利息分を基金に積み立てることの15万2,000円の支出となっております。

次に、136ページをお願いしたいと思います。

議案第74号 農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

既定の予算に317万3,000円を増額をいたしまして、それぞれ総計を1億1,697万3,000円とするものでございます。

139、140ページをお願いしたいと思います。

まず、4、1、1目の繰越金でございます。247万3,000円を増額となっておりますが、前年度からの繰越金でございます。

5、4、1目の雑入でございます。消費税還付金30万円の減額ということになります。今回の補正の再算定で30万円の減額ということになります。

それから、雑入でございます。100万円、これは県道の修善寺天城湯ヶ島線改良工事に伴う日向入り口の下水道管の移設工事の補償金で、県からのものでございます。

141、142ページをお願いしたいと思います。

1、1、1目の業務費でございます。まず、2、3、4節の人件費でございますが、これは給与改定等による再算定、それから公課費の23万5,000円でございますが、今回の補正で消費税の再算定の結果、23万5,000円の支出が生じたということでございます。

それから、2目の処理場管理費でございます。工事請負費100万円は、管渠維持補修工事ということで、県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事に伴います下水道管の移設工事ということになっております。

2、1、1目の施設費でございます。工事請負費150万円でございますが、これは管渠工事でございます。佐野・雲金の宅地造成に伴う下水道管渠の布設工事に充当するものでございます。

次に、158ページをお願いしたいと思います。

上水道事業会計の補正予算でございます。

まず、2条の業務の予定量でございます。古川送・配水管布設替工事2,650万円となっておりますが、これは当初予算で1,500万円を計上いたしましたが、送水管部分の延長と大野水源から柏久保配水池への非常に重要な管渠ということになりますので、不断水、要するに断水をしないで実施をするためのせん孔工法採用による増額ということでご理解をいただき

たいと思います。

それから、2つ目の天城北道路関連工事でございますが、当初3,650万円を予定しておりましたが、仮設管設置と施行延長を347メートル増加すると。これは県との協議の結果でございますが、1,550万円を追加いたしまして5,200万円とするものでございます。

それから、茅野導水管布設替工事でございます。当初1,450万円を予定しておりましたが、占用の関係で県の市道で片面舗装を条件ということになりましたので、400万円増額して1,850万円。

それから、大京の送・配水管の布設替工事ですが、当初2,800万円を予定いたしましたが、減圧弁の管理上、1棟を追加した方がいいという設計の結果になりまして、300万円を追加して3,100万円。

それから、上和田配水管の布設替工事でございますが、これは今回新規に計上させていただきましたが、市道上和田線の改良工事に伴う配水管の布設替工事ということで1,000万円。

それから、土肥・小土肥配水管布設替工事、これは当初2,550万円を予定しておりましたが、流量計の設置を土肥の水道全体計画の中で対応したいということで、流量計の設置を取りやめまして700万円の減額をいたしまして1,850万円。

それから、次は新規でございますが、新八幡配水池の築造工事の実施設計業務委託といたしまして800万円。

それから、田沢浄水場の用地取得730万円ということになっております。

次に、3条の収益的収入及び支出でございますが、まず、営業費用の611万6,000円の減額は、人事異動等によります人件費の減額となっております。

営業外費用でございますが、158万円の減額でございますが、4条工事の増によります消費税の減ということでございます。

4条の資本的収入及び支出の3,235万円の増額は、先ほどご説明申し上げました2条の建設改良事業の変更に伴う増額となっております。

次に、議案第78号でございます。

164ページをお願いいたします。

温泉事業特別会計の補正予算（第1回）でございます。

まず、2条の主な建設改良事業でございます。

土肥温泉集湯施設改良工事でございますが、当初9,400万円を予定しておりました。実施設計に当たって貯湯槽の精査を行いまして、2基を1基で賄えるという結果を得ましたので、3,550万円の減額となっております。

それから、三脈源泉の集湯管の本設工事でございますが、当初150万円を予定しておりましたが、実施設計によりまして40万円の増額ということで190万円。

それから、八木沢温泉の貯湯槽の取替工事、それから、次のドレン管布設替工事、これも今回新規に計上したもので、老朽による取りかえということで、それぞれ130万円の計上と

なっております。

それから、3条の収益的収入及び支出でございます。

まず、1項の営業費用の197万円の増額でございますが、人事異動によります給与費の再算定によります増額ということでございます。

営業外費用の71万円の減額は、4条工事の増額によります消費税の減額ということになっております。

それから、特別損失の60万円でございますが、倒産をした旅館がございます。これの競売が本年予定されておりますので、不納欠損金として予算に計上してございます。

それから、予備費の50万円の減額は、営業費用の増加分へ配当したことによる減額となっております。

それから4条でございます。その他の資本的収入150万円でございますが、急傾斜地対策工事によります三脈源泉集湯管本設工事に対します補償費の増額40万円でございます。

資本的支出でございます。3,250万円の減額でございますが、先ほどご説明申し上げました2条の主な建設改良事業の補正によります減額となっております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第75号、議案第76号の2議案について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）につきまして説明いたします。

144ページをお願いいたします。

既定の予算総額にそれぞれ369万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,116万4,000円とする補正でございます。

147ページの歳入でございます。

18年度湯の国会館事業会計の決算によります繰越金369万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、150ページの歳出でございます。

一般管理費の修繕費335万円につきましては、温泉スタンドの計量器の修繕、それからロビーのエアコンの取りかえ工事です。

それから、天城ふるさと広場から譲り受けましたマイクロに係ります維持管理費20万3,000円と自動車重量税の5万1,000円でございます。

続きまして、天城ふるさと広場特別会計（第1回）の補正予算について説明いたします。

151ページをお願いいたします。

既定の予算総額にそれぞれ527万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億257万4,000円とする補正でございます。

154ページの歳入をお願いいたします。

18年度の天城ふるさと広場の決算によりまして、剰余金527万4,000円を増額するものです。続きまして、157ページの歳出でございます。

10月から指定管理者制度の導入を予定しております一般管理費の委託料に指定管理料として今年度分409万6,000円、それから公課費に、昨年度、18年度の消費税62万1,000円。

それから、天城ドーム管理事業費の修繕費に55万7,000円を増額するものです。天城ドームの竣工からことしで10年が経過いたしまして、非常用発電機のバッテリー、これの交換を行うものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

議案第79号～議案第87号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第33、議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから日程第41、議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの9議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正から議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正までの9議案について提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例の一部を改正するものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第79号から議案第81号までについて、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、170ページをごらんいただきたいと思います。

議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についての補足説明をいたします。

今回の一部改正、郵政民営化に伴います改正、この10月1日から郵政民営化、それから郵便事業が4事業としてそれぞれ動くような形の中で、関連する条例がございますので、それについて改正をするということでございます。

今回、9 条例出しています。そのうち5 条例につきましては、この郵政民営化関係による改正ということでございます。

まず、議案第79号関係でございます。ここでは預金の定義というものがしてございます。この定義から、郵便貯金という文言がございますので、これを削るということと、それからこの条例は、証券取引法の一部改正というのがございまして、これに伴います文言の改正でございます。

171ページ、参考資料の新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の4項関係でございます。ここに郵便貯金ということでありますので、貯金として定義をし直すというものでございます。

それから5項、これは証券取引法の法律名の変更ということに伴いまして、5項の金銭信託、これは新たな金融商品取引法の中に取り込まれるというようなことで、その改正分でございます。

それから、旧で言う6項の有価証券の定義でございます。ここで、株券についてのいわゆる制限と申しますか、範囲が設けてございまして、これを証券の資産公開範囲を拡大したということで、従来資本の金額が1億円以上の有価証券については公表というふうになっておりましたが、これが抜けたことによりまして、すべての有価証券、これについて公表基準となるというものでございます。

続いて、173ページ、議案第80号 伊豆市情報公開条例の一部改正ということでございます。

ここでは、身分についてうたわれておりまして、情報公開条例の中で、いわゆる公務員としての身分に係る部分がございます。この部分で、従来公務員であった日本郵政公社の職員、これが公務員ではなくなりますので、これに係る部分の修正をいたしております。

また、あわせて地方独立行政法人の役員及び職員、これについては、いわゆる公務員としてみなされるというようなことで、この情報公開条例の中に新たに入れ込んで整備をし直したというものでございます。

174ページの新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

郵政公社の職員の部分を削除して、ウの部分でございますが、地方独立行政法人を追加したという改正になります。

それから、177ページ、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正ということでございます。

ここでは表現として、先ほど言いました日本郵政公社という文言を18条中から削るという改正でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第82号、議案第83号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、資料179ページと、それから180ページをお願いをしたいと思います。

伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の基金条例の改正につきましては、基金の保有形態を有価証券として郵便局に委託する場合について第3条で規定しておりましたが、郵政民営化に伴いまして銀行業務部門が郵便貯金銀行となることから、規定の見直しを行うものであります。

さらに、基金の運用管理におきまして、他の基金同様、単に金融機関といたしまして、他の基金条例と整合を図るべく改正をするものでございます。

次に、議案第83号でございます。

資料につきましては、183ページをお願いいたします。

伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正についてということでご説明をいたします。

伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正についてでございます。廃棄物等に関する基本計画等につきまして、伊豆市一般廃棄物処理対策委員会を組織し、運営をしてきたところでありますが、この基本計画により一層市民に直結した親しみが持てる具体的な実践計画にするために市民の意見が反映できるよう、より具体的な審議会を設置するものでございます。

したがって、市長の諮問に応じまして、市民の意見をより反映した答申がされるよう期待されるところでございます。

第18条で、審議会を設置し、一般廃棄物処理に関する重要な事項について審議すべく規定をいたしました。

次に、第19条で、その組織を規定したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第84号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第84号 伊豆市保育所条例の一部改正についてでございます。説明させていただきます。

今回の改正は、柏久保保育園の民営化に伴い、市の設置する保育所から柏久保保育園を削除すること、保育料の納入期限を翌月10日から月末に変更するものでございます。

民営化、それから納入期日の変更につきまして、いずれにも保育所運営委員会からの答申を受けての提案でございます。

民営化につきましては、昨年10月、市として推進すべき行政課題であるという答申に基づきまして、市民懇談会、保護者懇談会等を重ねまして、民営化法人選定委員会での審議を経まして、保育所運営委員会から移管すべき法人の答申が出されました。

また、納期につきましては、保護者にとって月々のお支払いに支障が少なくなり、卒園、退園の翌月に口座引き落としによる混乱がなくなるなど、滞納の一つの要因が排除されるというような答申でございました。

187ページをお開きいただきます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

右側の第2条の表中、伊豆市柏久保保育園、伊豆市柏久保1309番地、90人、これを左側のように削除するというところでございます。

それから、右側の第5条でございますけれども、納入期限について、左側の納入期日のように「前条の保育料は、毎月末日（12月にあつては25日）までにその月分を納入しなければならない。ただし、月の途中で退所する場合は、退所する日までに納入しなければならない。」このように変えるというところでございます。

それで、前のページに戻りまして、施行期日でございますが、平成20年4月1日からとするというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第85号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第85号の詳細説明をさせていただきます。

188ページをお願いいたします。

今回の改正は、基本的には指定管理者へ移行するためのものでございます。そのほかには、題名等、万城の滝の字句の改め、また、他の指定管理者関係条例との整合性を図るための改正でございます。

まず、題名及び第2条につきましては、万城の滝の字句の訂正でございます。

第3条に、供用日及び供用時間の規定を規則で定める規定でございます。

第4条につきましては、行為の制限として規定いたしまして、市長の承認を得て行う行為に対します利用料金の規定を新たに設けたものでございます。この条項につきましては、他の指定管理関係条例との整合性をとるためのものでございます。

第5条は、字句の訂正でございます。

第6条から第8条につきましては、利用の承認、利用の不承認、利用承認の取り消しの規定で、指定管理者の業務となるものでございます。また、6条の利用料金及び利用内容につきましては、従前と同様の規定となっております。

第9条でございますが、第8条と同じく、損害の賠償規定をしたものでございます。

第10条は、今回の改正で最も重要なものでございまして、指定管理者についての規定でございます。

第11条は、従前の使用料にかえまして、地方自治法第244条2の第8項に規定いたします使用料金として規定し、指定管理者の収入とするものでございます。

第12条、利用料金の減免、それから第13条は、利用料金の不還付の規定でございます。

第14条は、指定管理者の事業報告を規定するものでございまして、第15条は、規則への委任事項でございます。

なお、附則の施行期日でございますが、平成20年4月1日から施行することとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第86号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは、議案第86号の説明を申し上げます。

198ページからになります。よろしくお願ひします。

本条例の改正につきましては、先ほどから出ていますように郵政民営化法の施行により、道路法施行令が一部改正され、国道上の日本郵政公社の道路占用物件を占用料の減免対象物件から削除するというに伴いまして、市道につきましても減免対象物件から除くこととし、条例中、第4条第2号を削除するものでございます。

また別に、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、道路法施行令から引用する条号ずれを整理するため、第4条第1号中の第19条を第18条に、別表中の第7条第9号を第7条第10号に改正するものでございます。

よろしくお願ひします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第87号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

伊豆市の運動施設であります修善寺グラウンドと修善寺体育館に指定管理者制度を導入するために一部改正するものです。

議案は201ページですが、203ページの新旧対照表で説明申し上げます。

改める部分は太線の部分です。

別表第1、グラウンド等使用料から修善寺グラウンドを抜きます。

次ページの別表第2、屋内施設使用料から修善寺体育館を抜きます。

それぞれ抜きました2つを次の205ページの別表第5、施設名欄に加え、業務の範囲の欄中、（4）、（5）の当該プールを当該運動施設に改めます。

修善寺グラウンドと修善寺体育館の使用料は、利用料金として別表第6に新たに1、2等を付番し、今まであったプールの利用料金は3といたしました。

施行期日は、202ページの附則にありますとおり来年、つまり平成20年1月1日です。

以下は経過措置を規定してございます。

指定管理者制度の導入で、従来の使用料は指定管理者の収入とするために使用料を利用料

金と改めますが、価格には変更ありません。

指定管理者は、今月末に認証予定のNPO法人伊豆市体育協会を予定しています。伊豆市公の施設の指定の手続に関する条例第5条に基づき、公募によらない候補者の選定ができることになっています。この第1項2号を適用するものでございます。所定の手続を経て、12月議会には上程をしたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

これで2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時24分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号～議案第93号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第42、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてから日程第47、議案第93号 市道路線の認定についてまでの6議案について一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてから議案第93号 市道路線の認定までの6議案について提案理由を申し上げます。

本提案は、静岡地方税滞納整理機構の設立並びに指定管理者の指定及び沼津夜間救急医療センター運営事務のための沼津市との事務委託の廃止並びに合併に伴う市道の一括廃止と一括認定に関するものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、議案第88号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についての補足説明をいたします。

ここにございますように、今回、静岡県、それから全市町、これで広域連合を設立して、滞納整理、滞納処分業務に当たるということで、規約の議決をお願いするものでございます。

市税の滞納整理の執行体制の強化を図るために、広域連合の活用によります効率的な体制をつくっていかうということ、今般、静岡県と県下全市町で構成する滞納整理機構を設立しようとするものであります。

去る8月27日、県下全市町の合意が調いましたので、議会の議決を得て、設置許可申請をし、来年度4月1日よりスタートすべく進めておるところでございます。

この広域連合規約は、構成団体すべての議会の議決が必要となるものでございます。

規約の内容は、名称、構成団体、区域、処理する事務、事務所の位置、議員組織と選挙の方法、執行機関の組織、経費支弁の方法等を定めるものであります。

詳細につきましては、前後になりますが、本日の全協にて説明させていただき予定であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第89号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 211ページをお願いしたいと思います。

議案第89号 天城ふるさと広場の指定管理者の指定につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、指定管理者でございますが、平成19年7月6日に伊豆市指定管理者審査会が開催され、答申を受けました株式会社来富でございます。株式会社来富につきましては、議案の補足説明書に法人の概要を簡単ですが記載してございます。参考をお願いしたいと思います。

株式会社来富と協定書を取り交わし、施設の管理を委託しますが、その協定書の内容を説明いたしますと、管理運営を委託する施設は、山荘を初めとして林業加工体験施設、体育館、キャンプ場、陶芸の家、ゴルフ場、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、天城ドーム、屋内練習場の11施設となります。

指定管理期間につきましては、平成19年10月1日から平成25年3月31日といたしますが、ただし平成23年3月31日以降の2年間につきましては、伊豆市指定管理者審査会による指定管理者の業務実績の評価により継続するものとしております。

業務の内容でございますが、伊豆市天城ふるさと広場条例及び施行規則で規定してある範囲で行い、施設利用や申し込み方法も従来と同様であり、違反することはできません。

また、料金についても、今までより高く設定することもできません。仮に違反した場合につきましては、指定管理の取り消しの条項を協定中に規定してございます。

指定期間中は、事業の計画書及び予算書の提出を義務づけており、毎年度終了後は2カ月以内に事業の報告書と決算書を提出し、必要に応じて報告や現地調査の立ち会いを義務づける内容でございます。

施設の備品につきましては、天城ふるさと広場の備品を使用することになりますが、伊豆市物品管理規定により管理することになります。

施設の維持補修につきましては、50万円以下の改修は指定管理者が行うこととし、施設、備品、物品を破損した場合には、原状に回復し、任期満了後も原状に回復する規定が協定書に明記されております。

帳簿の整理につきましても、業務日誌の整備のほか利用状況や現金出納簿の整備も義務づけ、必要なときに提出させるものです。

指定管理料でございますが、本年度につきましては、補正予算に計上させていただきました409万6,000円の管理料でございますが、来年以降は一切要らないとする提案書が株式会社来富から提出されております。

指定管理料は、利用状況により減額することもできる内容であり、逆に収益が出た場合につきましても、その一部を一般会計に繰り入れ、基金として積み立てる内容でございます。

個人情報の保護条項など、伊豆市が市民や利用者に対して、みずから運営するのと同様かそれ以上のサービスを提供することを条件として、指定管理者の募集をいたしました。条例等を遵守することを条件に付しての指定でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第90号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

指定管理者を指定する公の施設は、狩野川記念公園、指定管理者となる団体は、議案にありますとおり株式会社サンアメニティ、指定の期間は、平成19年10月1日から24年3月31日の4年6カ月間、利用料金制で公募によるものでございます。

株式会社サンアメニティの概要につきましては、議案の参考資料として次のページに添付いたしてございます。

議決をいただきました後には、サンアメニティを指定管理者として指定し、公の施設の管理に関する基本協定を結ぶことになります。

指定までの手続につきましては、2月25日に商工会、体育協会、それから利用団体及び熊坂区、瓜生野区に狩野川公園に指定管理者制度の導入を検討している旨の説明会を修善寺中央公民館で開きました。

3月16日には、3月議会で狩野川記念公園を指定管理者制度へ移行しようとする条例改正、伊豆市都市公園条例の一部改正を議決をいただきました。

4月9日に募集要項を配布し、18日に公募説明会の参加申込書の受け付けを終了、4月20日に公募説明会を行い、5社が参加をいたしました。

5月2日までに質疑を受け付けまして、申請書の受け付けは5月31日から6月15日までを

受け付けし、最終的に2団体が提出をいたしました。

7月に入り、6日に伊豆市指定管理者審査会を開き、団体の提案やヒアリングを行い、1社を優先交渉権者として決定をしたものでございます。

狩野川記念公園の指定管理委託料につきましては、一般会計補正予算の債務負担行為補正に計上いたしまして、限度額は4年6カ月で消費税込み4,945万6,000円というものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第91号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第91号 伊豆市と沼津市との間の夜間救急医療に関する事務の委託の廃止について説明をいたします。

215ページでございます。

沼津夜間救急医療センターは、駿東田方地域8市町の地域住民の夜間救急医療の充実を図るため、昭和52年に沼津市に設置しまして、その運営事務を沼津市に委託しております。

施設の老朽化、借地の期限の問題などで旧町時代から移転改築の計画が協議されておりましたが、伊豆保健医療センターの夜間急患室の開設等により、市内からの患者の減少を踏まえ、平成16年に新計画には参加しないということを示し入れていたものでございます。

今回、新沼津夜間救急医療センターが完成し、12月から事業開始をするため、現沼津夜間救急医療センターが平成19年11月30日に閉鎖するのを機会に、伊豆の国市とともに委託を廃止するものです。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第92号及び議案第93号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは、議案第92号及び議案第93号につきまして説明をさせていただきます。

本議案の伊豆市道路台帳路線再編事業は、平成17年度、18年度の2カ年にかけて、合併特例交付金を受け、整備を進めてまいりました。再編に当たりましては、一括廃止するものが旧4町全体で1、2級幹線とその他合わせ3,467路線、一括認定するものが、やはり全体で3,090路線となっております。結果としましては、377路線の減少となりますが、これは現地調査並び作成要領等に基づき、主に山間地域の幅員1.5メートルに満たない道路や現況のない箇所等を廃止したことによるものでございます。

合併から3年を経過し、効率的な道路整備及び道路管理のため、旧4町の道路台帳を統合し、伊豆市としましての道路線を再編することを目的とし、路線番号で表記されたものをすべて名称として見直しを行い、現状により即した市道路線の整備構築を行うものであります。

以上、ご説明の趣旨をよく理解いただきまして、一括廃止及び認定につきましてよろしく

お願いしたいと思います。

後ほど全協で説明をする予定です。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

なお、各議案に対する質疑の通告期限は、あす6日の正午となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、あす6日午前9時30分より一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時41分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にあっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は15名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

1回目の質問では、全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたしたいと思います。また、質問時間は、申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

飯 田 正 志 君

議長（堀江昭二君） 最初に、9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 私は2点について市長に質問いたします。

まず、1点目、一般廃棄物処理施設の建設について。

伊豆の国市との一部事務組合で建設を計画した一般廃棄物処理施設の候補地である堀切地区や周辺地区の反対運動がありますが、現在までの進捗状況と今後どのようにしてこの計画を進めていこうとしているのかお聞きしたい。

それと現在の施設の老朽化など考えた場合に、建設に必要なタイムリミットはいつごろだと考えているのか、お聞きしたい。

2点目、広域合併について。

現在、東部9市町（5市4町、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）広域都市づくり研究会がたびたび開催され、政令指定都市を目指すと言われていますが、伊豆市としてこの問題をどのようにとらえているのか、お聞きしたい。

以上、お願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物処理施設の建設についてでございますが、現在までの進捗状況と、今後どのようにしてこの計画を進めていこうとしているのかにつきましては、既にご案内のとおり、まず堀切地区及び関係地権者に対し、候補地選定や事業推進予定等の説明を行い、その後、周辺地区にも同様な説明を行ってまいりました。しかしながら、候補地である堀切地区や周辺地区の一部から、その後に策定した施設基本構想の説明や意見交換を行う前に、建設計画案に係る白紙撤回の声明文や陳情書が提出されたため、関係地区との合意形成に向けた取り組みは現在のところ行われていない状況であります。

したがって、今後どのようにしてこの計画を進めるかについて、改めて堀切地区を主体に、施設基本構想等の説明や懸念事項などの意見交換を積極的に行うよう、準備会において検討・協議をしているところであります。

それから、建設に必要なタイムリミットにつきましては、ご承知のとおり、2市の焼却施設は既に相当老朽化しております。早期に環境負荷低減を目指した安心・安全な施設整備を図ることは喫緊な課題であります。

したがって、さきの積極的な取り組み等により、できる限り早い段階で関係地区及び地権者との合意形成がなされ、計画が進められるよう努力することから、合意形成を得ることができる「最も早い日」と認識しております。

なお、現段階における供用開始の目標ではありますが、本年12月まで合意形成が得られた場合、その後、国の交付金事務や生活環境影響調査などに取り組み、早くても平成25年度完成と見ております。

続きまして、2点目の広域合併についてでございますが、現在、県東部9市町で構成されている広域都市づくり研究会では、将来に向けて政令指定都市への移行を目指すと言われておりますが、その方法では、幾つかの合併を経て、段階的な合併を進めて広域政令指定都市を目指す案と、一気に政令指定都市を目指す案の2案が出され、検討されていると伺っております。

現在では、私はどうなるか、全く予想できないところであります。伊豆市としては、今後研究会の動向、また、南の方の合併等周囲の状況や情勢、それから、民意等を踏まえて検討したいと考えております。積極的なご提案をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

飯田議員。

9番（飯田正志君） 本来ならば、この計画は昨年12月には一部事務組合が立ち上がって、施設の建設が進んでいるはずだったと思います。しかし、ここまでおくらせてしまっているわけです。

そこで聞きたいのですが、合意形成をするために、市長はどのように職員に指示をしているのか。それとも、これからどういうふうな形といたしますか、戦略といたしますか、そういう方法で堀切地区にアプローチをしていくのかということをお聞きしたい。

それから、もう1点、タイムリミットを考えたときに、市長の任期はあと7カ月弱しかございません。その中でどこまで道筋をつけられるのか、それともこの施設を最後まで建設を責任をもって遂行する気があるのかどうか、その覚悟があるかどうか。その点、もしできましたら、よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員の再質問で、どのように合意形成を進めていくのか、それから、職員に指示をしているのかということですが、ご案内のように、伊豆の国市と一緒にやろうということで、打ち合わせを早くやり、また、地権者にテーブルについていただくような働きかけをするということですが、何とか早くしたいと思います。

その次に、私の任期があと7カ月ですか、どうするのかということですが、できるだけ任期中にこの方向を決めたいというふうに思っております。

次のその後はどうするのかということですが、通告書にありませんでしたので、ほとんど考えておりませんでした。3月、三須議員からお話がありまして、どうするんだということで、それから考えなくてはいかんなと思っていますけれども、日々こういうことに追われて、ほとんど考えておりません。まだ若干時間があるので、これからよく考えたいと思いますし、家族や支援者と相談してと思っています。

この廃棄物処理場というのは、大変重大な行政アイテムであり、住民にとっても私は絶対必要な施設であると思います。処理施設がなくてもいいというご意見の方は私はほとんどいないように思っています。もしいるというのなら、どうして処理するのか、その案を聞きたいと思いますし、また、反対されている方の意見の中で、いろいろ人里離れたところがいいとかありますけれども、もうちょっと具体的なお提案をいただければと思っておりますが、早く合意形成をするように職員ともども努力するつもりでおります。よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） このような施設はかなりの時間とお金がかかってくることでございま

す。しっかりとした計画を立てて、継続的に物事を進めていくべきで、結果的に途中で投げ出すようなことにならないようにしていくことだと思います。

私が心配するのは、もし次の市長が、この施設に対して反対の立場で当選してきた場合、伊豆の国市との関係が今までのつくり出したものがむだになってしまうということがありますので、このような事態になると市民に対して説明がつかないと思いますので、現職の市長として、この先どのようにこの問題の解決を図るのか、そしてどのような考えでこの先行動しようとしているのか、もう一度お答えをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 残り7カ月ですか、その期間にまとめるように努力する。そこから先は、私が継続して続投できるかどうかは、これは住民の方の選挙でございますから何とも申し上げられません。議員おっしゃるように、もしそういう事態になった場合も、やはり具体的な廃棄物処理施設というのは、だれがなっても必要だと思います。どういうふうにするか。私は堀切地区にお願いしたいということでございます。ですから、反対の方がいるなら、そういうことをもっと具体的に出して、市民に対するマニフェストですか、そういうことを出して選挙戦に臨んでもらいたいと強く思います。それがとりもなおさず、住民のための政策だと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 次に移ります。

広域合併について。

伊豆市として、具体的に研究会とか協議会とか、市役所の中で研究している組織があれば、中身を含めてお話を聞きたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 北の方の9市町、それについての公式な話というのは伊豆市にはきておりません。私も外から見ているわけですがけれども、どうなるのかなというのは大変気になっています、正直いって。しかし、今の段階で研究会等に入れてくれというのは、タイミングをよく見きわめていかないと、どう言ったらいいでしょうね、かえって我々の思うところが乱されるのではないかと。よく見きわめる必要がある、そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 例えばさきの合併のときに、合併協議会の委員として、伊豆市でこうというふうな賛成の方で動いた人間でございます。それが当時、伊豆市という名前を取ったときに非常に周りの市町村からクレームがきまして、「そんな大きな名前を取ったら、最後の名前ではないか」というふうなことがありました。私はきょうのことを考えますとやは

り伊豆市でよかったなと思います。なぜかといいますと、最後の名前を取ったからこそ、やはり伊豆市は外せないなという考え方が出てくると思うんですね。

それで、我々は自民党として田方連絡協議会というのをつくっております。伊豆市と函南町と、それから伊豆の国市と、その中でいろいろな要望を県や国に出しているということで議員同士の交流はあるわけですね。今度議員の中で、グランドゴルフ大会で三島市が入ってきました。そういう中で議員の中ではそういうところの懇親会で合併についての話し合いなんかもしております。実は行政は何もしてないということで、自分たちの市がこれから先どういうふうになっていくのか、どうしたらいいかということを考えるような組織があって、広域合併も避けて通れませんから、研究することぐらいは市の方でもしていかなないとまずいと思うんですね。このままではやっていけないというのは、だれもわかっていますので、いずれにせよ、どういう組み合わせになるかどうかわかりませんが、最終的には次の合併というものがなかったら、伊豆市の将来はないというふうに考えておりますので、ぜひ我々議員もいろいろなところでアプローチをして、いろいろな議員さんと話をしながら、どういう合併がいいかと研究していきますので、職員の中にもそういう横とのつながりとか、職員同士の交流などを含めて合併を考えていただきたいと思っておりますけれども、その点どうですか、お答え願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 次の合併というのはどういうふうになるのかなという思いはあります。飯田議員おっしゃる北の方の9市町というのは、沼津から御殿場、小山、それから、南は伊豆の国まで入っております。それが、私個人の感覚ですけれども、急にはまとまらないな。それから、南の方は下田市を中心とした賀茂郡、1市5町ですか、それも県の指導といたしますか、援助を受けて合併の話し合いをやっている。そうすると伊豆半島で残されているのは我々伊豆市と伊東市と熱海市です。非公式ですけれども、伊東市の市長さんあたりとはどうしようかという話は始まっています。最終的にどんな格好になるのかは、いろいろご意見を伺った中で、我々自身で研究会をやるのか、あるいはどこでやるのか。今の段階では北の方へ入る、あるいは南の方へ入るといのは大変微妙なタイミングだと私は思っております。伊豆市の中でよく議論して、どういうふうな対応をとるかをやっていきたいと思っております。

外から見ると何もやっていないようではございますけれども、いろいろ考えてはいるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「最後、質問ではないです」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） やっているようなことはわかりますけれども、先ほど私が言いました、

向こうの方で、5市4町ですね、これもうまくいくとは私は思っていません。いろいろな人に聞きますと、三島だって、田方は1つだよということで、田方エリアを1つとして考えているというふうな方も数多くおります。それで三島市は年間40社くらいのオファーが会社からあるそうです。ただ土地がないものですから、田方が一緒になれば、土地もあるから会社もできて、伊豆市の活性化になるよというようなことを言っている方もおりますので、今の枠組みがどうだ、こうだではなくて、伊豆市の将来を考えて、やはり伊豆市に住んでいる方々が先行き安心・安全で暮らせるような体制づくりをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田議員の質問を終了します。

木内 一 郎 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

通告に従いまして、発言いたします。

敬老感謝祭は、その趣旨どおり高齢者を敬い感謝の意をあらわす行事になっているか。

9月15日、老人の日を中心に行われている敬老感謝祭は、平成18年度より伊豆市では1カ所で開催されている。この方法によると、対象者が5,000人という多数に上り、一定の年齢制限を設けざるを得ない。したがって、75歳、77歳、80歳、88歳及び90歳以上の節目の年齢に達した方を対象にしている。しかし、果たしてこの年齢制限が適当であるかどうか、考慮する必要がある。友人同士誘い合って参加できないし、会場までお世話する方々の負担も大きい。検討する余地があるように思われる。

高齢者一人一人が一堂に会する機会を喜び合い、毎年長寿を祝い、生きがいを感じるような敬老感謝祭であればと願うが、市長のお考えをお聞きしたい。

以上。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員の敬老感謝祭に関するご質問にお答えいたします。

敬老感謝祭は、ご承知のとおり、敬老の日を記念して、地域に長年貢献されてきた高齢者を敬い、長寿を祝い感謝の意を表するため、旧町時代にそれぞれ実施してきた敬老会を引き継ぎ、合併直後の2年間は、修善寺地区を対象に1回、天城湯ヶ島地区と中伊豆地区を合同で1回、土肥地区を対象に1回、合計3回に分けて実施してまいりました。

昨年からは全市一堂に会して1回の開催といたしました。これは従来3回で分けたのを、同じメンバーを一堂に会するホールがないということでございます。1回にしたのは、いわゆる節目に達した方だけを対象とさせていただいているわけでございます。区長さんを初め各地区の役員の方々、民生委員さんなど大変多くの皆様のご協力をいただきまして開催して

おります。

敬老感謝祭の開催方法につきましては、これまでも市民の皆様からいろいろなご意見をいただいております。現在の方法での開催はことしで2年目となりました。対象となる高齢者の方々を初め、お世話をいただいております区長さんや民生委員の方々などにアンケート調査をしたいと計画しております。その結果を参考に、必要となれば、来年度以降実施方法を見直していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） この節目でございますが、75歳、77歳、80歳、88歳、90歳以上になると、80歳から88歳までは8年間ある。老人たちの寿命等を考えると、この間に次をねらえなくなると集まる機会がなくなる恐れもあるわけでございますので、この節目についてはやはり見直す必要があるように思います。

また、年齢制限でございますが、果たして75歳以上が適当かどうか、これもまた見直す必要があると思っておりますが、この2点について市長のお考えをお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃるとおり、敬老感謝祭の開催の方法につきましては、いろいろな方のいろいろな考え方が、あるいはご意見がございます。承知しております。一概にどれがいいかということはなかなか言えないわけです。

私どもといたしましては、先ほども申し上げましたお世話をいただく方の負担や、また回数をたくさん何回か開くことによる職員の負担もありますし、それから、予算的なこともあるということでございます。いろいろな案を出していただいて、それを検討してまいりたい、そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） ただいまのご答弁の中にありました今後十分検討していくという形がございましたので、これをお願いしたいと思います。

なお、私は、現在の世相の中で一番欠けているのは人を敬う心、大事にする心、慈しむ心、こういったものが欠けていることが一番いろいろな問題を起こしている原因になっているのかな、こんなふうに最近つくづく思うのであります。そういった意味で、私はあらゆる行事、敬老の行事でも、ほかの行事でも、やはり個人を大事にする、年寄りを敬うという、何か生きていく上で大事な徳といたしますが、そういうものが余りにもおろそかになっているような気がいたしますので、あらゆる行事にそういった心の育成をぜひ考えていただきたい、こんなふうに思いますが、市長さん、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お年寄りを敬うという気持ちは、どなたも程度の差はあるけれども、

おありになるのではないかと思いますし、議員さんおっしゃるとおりだと思います。

さて具体的にそれをどうやるかということでございますが、やはりそれは市民の方と行政とが一緒になってやらないと、行政だけでやってもうまくいかないし、また、市民の皆さん方をお願いするだけで行政は手を触れないでもうまくいかないと思います。そういうことを考えていく必要があると思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで木内議員の質問を終了します。

室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 続いて、8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

私は、食育についてと南小体育館の建設についてを質問させていただきます。

敗戦当時、日本には糖尿病はなかったと言われますが、今や成人病の最もポピュラーなものになり、今、糖尿病の低年齢化が問題になっています。「すてっぷ」という市の広報紙 市報と一緒に各戸に配られている「すてっぷ」という小冊子のことしの6月号ですけれども、この「すてっぷ」によりますと、6月号に「糖尿病の低年齢化」というのが特集として出ておりました。そこではJAの静岡県共済連遠州病院の内科部長、後藤良重先生がこのように書いています。とてもわかりやすく、既にお読みになった方も多いと思いますけれども、私はこれを読んで改めて驚き、大変な警告であると感じましたので、ここで紹介します。

「糖尿病の患者数は日々ふえ続けています」。図があるんですけども、「図の1に見られるように年々増加し、今や国民の10人に1人、40歳以上の成人では4人に1人は糖尿病予備軍となってしまうました。糖尿病及び糖尿病予備軍は、低年齢層、つまり子供たちにも広がっています。考えられている原因は、子供たちが外で遊ばなくなり、ファストフードやコンビニエンスストアのお弁当などを食べる機会が多くなっているからです。これは子供たちだけの責任ではないことはわかりでしょう。糖尿病である遺伝子を持って生まれてきた上に、自分たちの糖尿病治療もおろそかにしている親世代がその子供たちにも同じ生活をさせることで、幼い子供たちまで糖尿病にしているのです。

糖尿病は、遺伝により受け継がれてしまう病気ですが、生活習慣を改めることによって発症しない、または軽症で済むことも確かです。その生活習慣が子供のころにつくられてしまうと、大人になってから変えることはかなり困難なことです。次の世代を糖尿病にしないためには、自分のことももちろんですが、家族全員の生活習慣を見直すことが必要になってきます。」。

そこで、私たち大人についてはどうかといいますと、糖尿病予備軍について、厚生労働省はこのように予想しています。現在 新しい資料は平成16年度なんですけど、糖尿病予備軍プラスメタボリック予備軍は2,500万人います。来年4月以降、健康診断が義務化されます

とさらに2,000万人ふえ、現在の2,500万人プラス2,000万人、この2,000万人というのは健康診断が義務化されたことによって明らかになる数字です。すると、この2,000万人というのは未病とって、現在はまだ症状があらわれていなくても、これからそのままいくと近い将来病気になるという予兆のある人です。

このような厚生労働省が予想をしているということは大変なことだと思います。長寿社会では健康でなくては楽しい老後とは言えませんが、病院は人であふれています。食の安全に関心が集まっています。世界じゅうの料理で食べ物にあふれています。食べ物が豊富な現代において、安心して安全なものを選び、どのくらい食べればよいのかを教育していくことが必要です。大人にも、子供にも、高齢者にも、すべての市民に、食育 食べることへの教育をきめ細かくしていくことが健康な市民をふやすこととなります。

BSE問題や鳥インフルエンザ、中国からの危険な食品の輸入などで食の安全を脅かすニュースが次々報道されています。生産者のわかる地場産品を初め、安心・安全を考えて賢く食べる教育、あらゆる年代に向けて行っていく、健康な市民や子供たちを育てるということが伊豆市の基礎づくりになると思います。現在、市で行っている食育には、どの年代を対象にどのようなものがあるかお尋ねします。

2番目の修善寺南小の体育館について。

修善寺町の時代から、市内4小学校の体育館は順次新しくすることが予定されていました。修小、熊小、修善寺東小とそれぞれ新しい体育館が完成しました。修善寺南小は、人口の密集地であり、地域の避難訓練の場所として機能が期待されています。南小の体育館についての計画をお聞かせ願います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの室野議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員の食育についてお答えいたします。

後半の食育についてと南小体育館については、教育長から答えてもらいます。

まず、食育についてでございますが、糖尿病の低年齢化、私の家族、親族にも糖尿病予備軍というのがありまして、どうも同じ食事をしていても、なりやすい人となりにくい人がいるんですか。何か糖尿病はそういう意味でも身近に迫っている感じがいたします。

ご指摘のように、食は健康の基本であります。食生活の乱れによる生活習慣病の増加、食の安全性への危惧、食文化継承の希薄化等が社会問題になっております。

市では、生涯にわたる健康の基盤づくりとして、乳幼児から高齢期に至るまでライフステージを通した食育が必要であるとの認識から、各組織の代表者などで構成する食育推進委員会を開催し、市民の食に関する情報交換並びに食育普及推進に努めております。また、食育基本法の努力目標である食育推進計画の策定について検討しているところであります。

成人・高齢者への食育といたしまして、妊婦教室や離乳食教室での食の重要性の説明、栄

養学級や検診事後フォロー教室などにおいて、生活習慣病や介護予防に着目した食育を実施しております。

また、市民のボランティアグループである伊豆市健康づくり食生活推進協議会では、子供への食育教室や地域住民への栄養講座開催、地場産品を食材に使った料理教室などを行っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） この食育につきましては、議員の方から、ちょうど1年前でしょうか、同じ食育についてのご質問があって、それについてお答えしたような記憶がございます。

今回、食育について、特に私への質問につきましては、正しい食生活というのは大人になってから変えるのは困難だから、とにかく学校教育の中でどのくらいのものをどのようにとったらいいか、食べたらいいかをひとつ教育しなさい、こういうふうなことかなというふうにとらえました。

具体的に申し上げますと、現在正しい食習慣の学習というのは、小学校3・4年生では保健学習、それから、5年生以上につきましては家庭科、さらには学級会活動等で取り扱っております。そして中学校では、家庭科の授業でかなりの時間を費やしまして子供たちに考えさせながら指導しておりますし、給食というのも単に子供たちに食べさせるということではなくて、やはりそういう中で栄養士等も含めて子供たちには指導しているところでございます。

また、親を対象にしたものとしたしましては、幼稚園、小学校での家庭教育学級、この中でお願いをしたり、あるいは3歳児を持つ保護者、あるいはこれも前回は申し上げましたけれども、小学生を対象とした料理教室の開催、また、生活習慣病予防検診の後の事後フォローとしての生きいきセミナー、あるいは保護者を含めた健康相談等も実施しております。

しかし、学校教育の中でやるべきことというのは限界が正直いってあるということをご理解いただきたい。教育委員会では、本年度、食育に対しての重点目標といいましょうか、それを議員のおっしゃるような方向でなくて、とにかく今全国的な運動になっております「早寝 早起き 朝ごはん」、これを食育の重点課題として、とにかく子供たちに朝食は食べて来させよう、これを市内全部の学校、幼稚園等で目標として取り組んでおります。ですから、栄養云々というよりも、とにかく朝御飯は子供たちにとってもらおうというところから現在は始めているというのが現状でございます。

以上です。

それから、もう1点、2点目の修善寺南小体育館の建設についてでございますけれども、確かに議員がおっしゃいますように、合併前にはそれぞれの地区で教育施設整備計画というのがございました。そして合併協議の中で調整し、一応合併時にはこれらの建設についての優先順位をつけたのも私は承知しております。しかし、子供たちの命にかかわる教育施設の

老朽化、あるいは耐震不足等を配慮いたしまして、現在ではともかく耐震の数値の低いものから補強や建てかえをしていくようにしております。しかし、財政事情もございますのでなかなか計画どおりにはいかないというのが実情でございます。

修善寺南小の体育館につきましては、これも耐力度が低いということもありまして、一応教育委員会としては次期建設の一番手に挙げております。耐震工事でクリアできればその方法も考えなくもないんですけれども、どうも無理だろうというふうに思われます。新築工事ですので、かなりの財源が必要になりますので、財政当局と相談しながら、できる限り早い段階で工事にかかれるよう進めていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

室野議員。

8番（室野英子君） 再質問をさせていただきます。

昨日、平成18年度の伊豆市の決算概要の報告によりますと、国民健康保険特別会計の歳出では、保険給付の状況が入院、外来ともに医療費が伸びたために、対前年度比1億639万円、4.4%増の25億1,604万円となり、歳出総額でも対前年度比2億2,509万円、6.1%増となりましたと報告されました。これは決算概要報告書の4ページにのっています。

特別会計の中でも特に歳出が高額である国民健康保険の毎年増加していく様子を見ていますと、これを抑制していくということが伊豆市の今後の行財政改革のかぎの一つでもあると思います。その一つとして私は糖尿病のことがとても気になるんですけれども。

沖縄県のことを例にとりますと、全国でも長寿第1位であった、男女とも第1位が、ことしは男性は4位に下がっていると聞きました。それはマクドナルドなどの進出が原因の一つだと言われています。欧米人と日本人が同じ欧米の料理を食べても、腸の長さの違う日本人と、糖尿病になる率は違うと言われています。そのようなことを、本当に若い世代、子供を育てている人たちに徹底的に教育というか、啓蒙していくことをお願いしたいと思うのですが、決算概要で国民健康保険がふえていくということに対して市長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 国民健康保険の負担率がだんだん高くなるとか、出費が多くなるということは全体としては承知しております。

それをとめるにはどうするかというのは、やはり室野議員がおっしゃるように両方から攻めていく必要があると思います。いわゆる攻めと守り、医療技術が高度化していますから、その分伸びる可能性があります。今までの医療では直らなかった病気が、あるいはけがとかそういうものが高度医療で回復するということは、どうしてもその分は伸びると思います。伸びてもやむを得ないと思います。伸びてもやはりやるべきだと私は思っています。

一方では、そういう生活習慣病にならないような方策は何をすればいいのか。これは室野議員がおっしゃるように、確かに食習慣が変わっている。沖縄の例も出されました。まさに私どもが子供のころの食習慣と今食べているものと全く違っているというようなものでございます。それをまた昔のものに戻せといっても、これまたできないわけで、その辺をどうやるかということはいろいろな方法をとっていかなければいけない。これをやれば決め手になるということはないし、また、あれば、もう既に国はやっているのではないかと思います。その辺をご意見等いただきながら、伊豆市として何ができるか、施策の中に盛り込んでいきたい、そんなふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで室野議員の質問を終了します。

鍵 山 堅 一 君

議長（堀江昭二君） 続いて、13番、鍵山堅一議員。

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山堅一。

2点ほど質問いたします。

国道136号線の地滑りについて。

今回、国道136号線の通行どめから、片側通行ではあるが、復旧まで18日間要しました。その間、夏場の最盛期を迎えた西伊豆には大きな打撃でした。しかし、市及び県等の積極的な対応によって、短期間で片側通行での通行可能となって夏本番のにぎわいを取り戻しました。その間、市当局の努力に感謝をいたします。いろいろありがとうございました。

つきましては、次の3点ほど伺います。

- 1、いまだ地滑りがとまらない中、その原因と今後の防止対策について。
- 2、完全復旧についての今後の対策等。

3、通行どめの間、桜山農道線が大いに活用されました。これに加え、現在中断されている中央農道が開設されていればと多くの声が聞かれました。あわせて中央農道の今後の見通しについて伺います。

2点目、土肥地区の八木沢・小下田簡易水道計画について。

水不足に不便さを感じ、また、水質も非常に悪いとのこと、八木沢・小下田地区の市民に対してどのような計画を検討しているのか。年次計画等を含めてお答え願います。

- 1、どのような方法や考え方で進めるのか。
- 2、完成の目安は何年ごろになるのか。

以上。

議長（堀江昭二君） ただいまの鍵山議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鍵山議員のご質問にお答えいたします。

まず、国道136号線の地滑りについてでございますが、実はきょうも台風9号の接近が
ありまして、けさ7時50分に通行どめというような状況にいたしました。大変ご不便をかけて
おります。

まず、136号線についてですが、これはご承知のように県管理の道路でございます。聞く
ところによりますと、災害復旧の申請をして施工すると伺っております。災害復旧の現地査
定が行われ、工法が確定となります。現時点ではまだこの程度のお答えしかできません。

次に、2番目のご質問ですが、災害復旧の現地査定が終了してからの復旧工事となります
が、県としても主要幹線道路ですので、なるべく短期間に復旧したいとのことであります。

次に、土肥中央農道の今後の見通しにつきましては、土肥中央農道第 期地区、 期地区
が完了し、 期地区が平成14年度より休止となっております。 期地区の区間につきましては
は、現在、新規事業の採択に向けて県が最終調整を行っております。事業採択につきましては
は年内に結論が出るものと思っておりますが、その結果次第では、年度内に用地測量、用地
買収等が始まるかなと思っております。

続きまして、2点目の土肥八木沢・小下田地区の上水道計画ですが、両地区の簡易水道に
つきましては、合併後の平成16年度に市へ管理を移管したい旨の要望がありました。平成17
年度において八木沢・小下田地区の水道について実態調査を実施いたしました。その結果に
ついては、八木沢・小下田地区の簡易水道委員の役員の方に対し、平成18年7月に説明会を
開催したところであります。

ご質問のどのような方法や考え方で進めるかについてですが、この実態調査の結果で判明
したのは、安定的な水源が少ないことであり、市への移管を前提に考えますと、いかに安定
的で安全な水源を確保するかということですが、市で管理していく上の最重要課題の一つで
あります。安定的というのは水質もありますが、水量的にも安定してなければなりません。
このことを踏まえて検討した結果、八木沢・小下田地区で管理している水道施設の提供も受
け、これを含めて安定的な水量の確保を図った計画を立てるのが経済的にも最善であると考
えております。

この水道施設については、本年2月に提供していただけるという両地区から回答があり、
水源、雑用水等の水量調査の経費を本定例会に上程いたしております。議決をいただきまし
たら早々に着手したいと考えております。この水量調査に基づき、実施計画を立て、概算工
事金額の算出、財政措置の協議、地元負担金の協議も必要となります。

なお、水量調査が終了すれば、早ければ平成20年度に実施計画の検討に入ることができる
かと思っております。

次に、完成のめどは何年ごろになるかというご質問ですが、先ほど申し上げた実施計画を
終了すると、概算の工事金額を算出できますので、財源を見ながら、完成期間を調整すると
ともに、施設を完成させてから移管するのか、移管してから工事着手するのか、実施計画が
終了した時点において決定いたします。

いずれにいたしましても、地元との協議、協力をいただきまして、平成17年度に現況調査を行い、今回の補正で予定しております水源の水量調査等、移管に向けて着実に進めてまいりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 国道136号ですが、県の管理だということで、やはり主導の方は県がとっていかなければ、こういうことです。そういうこと、また現状等はよくわかっております。

しかし、この道路は西伊豆唯一の幹線道路です。現在は片側通行であること、また危険を伴っている。きょうも通行どめになる。また、唯一の迂回路の桜山線も通行どめになる。こういうことで、西伊豆地区については今後も打撃が続くであろう。こういうことで一日も早い完全復旧を望んでおります。今まで同様に早期復旧に向けて取り組んで努力をしていただきたい、こう思ひます。

中央農道につきましても年内に結論が出るだろう、こういうことのようにですが、我々としては早期着工、完成することを期待しております。

次に、八木沢・小下田地区の簡易水道についてですが、やっと土台に乗ったなということで、これから逐次進めていただくではないか、こう思ひています。現在非常に不安な生活を送っております。住民が安心して生活ができるようにならなければならない、私もこう思ひしております。大変な事業と思われませんが、積極的に今後進めていく考えでいるのか、再度質問して、私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

合併して伊豆市の水道事業というのは全体的な見直しをしております。その中の八木沢・小下田地区の水道計画という位置づけになるわけでございますが、全体の計画を今やっております。間もなく完成すると思ひます。そういう意味では水道計画、料金等も含めて検討してまいりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鍵山議員の質問を終了します。

これで休憩をします。40分まで10分間。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） それでは、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄。

アーカイブス公文書の保存状況、今後の保存について、市長にお伺いしたい。

伊豆市の公文書等記録や文書の保存状況について伺いたい。

社会保険庁のずさんな年金問題は、多くの国民の怒りを買って、参議院選挙の争点にもなりました。幸いにも伊豆市では国民年金の記録が保存されていたと伺い、市民に対する記録の提供も問題なく実施されたと伺いました。しかし、一方には記録があるのか、ないのかわからないものもあります。伊豆市の貴重な記録が散逸することなく保存されるよう願うものですが、現状、公文書の記録、保存はどのようになっていますか、伺いたい。

旧修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の公文書についても、その保存、保管状況を伺いたい。

市道31338号線は公図から消えてしまったようですが、どうして消えてしまったのですか。消える前の公図は保存されているのでしょうか。伺いたい。

公文書や記録が破棄されることはありませんか。公文書の保管、保存についてはどのような基準があるのですか、伺いたい。

学校なども含めて、保育所の民営化なども進行しています。記録等の文書の散逸が心配されます。伊豆市として公文書、記録等の保管、保存を考えていますか。伊豆市の公文書等の記録、保管、保存を一元化する必要がありませんか。市長の所見を伺いたい。

市の所有するバスの管理。

6月9日に、市の所有するバスがブケ東海に向かったという市民からの知らせがありました。運転手は乗っていたのでしょうか。だれが運転したのですか。どのような手続がされて運行されたのですか。だれが許可を出したのでしょうか。許可の理由はどのようなものなのでしょうか。状況を伺いたい。

市民に対してはこのバスの利用は厳しく制限されています。市民の利用を進める考えはありませんか。利用制限を緩和する考えはありませんか、伺いたい。

バスの利用状況はいかがですか。どのような場合に市民が利用できますか、伺いたい。

新しいごみ焼却場の建設。

新しいごみ焼却場の建設について、進行状況を伺いたい。堀切地区との話し合いはいかがですか。その他の地区との話し合いはいかがですか、状況を伺いたい。

水銀問題。

肥料に水銀が排出された件はその後どのようになっていますか。状況を伺いたい。

談合はありませんか。本当ですか。6月議会で企画部長は「談合はありません」と発言し

ました。談合の存在を証明するのも難しいですが、談合の存在を否定し、「談合はありません」と言うのはもっと難しいのではと思います。それをあえて談合の存在を否定したのはそれなりの確信があると思います。市長も企画部長と同じ考えでしょうか、伺いたい。

落札率は把握していますか。

談合の存在を否定するなら、その理由を伺いたい。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

アーカイブス公文書の保存状況と今後の保存についてでございますが、アーカイブスという言葉は、私、不勉強でよくわかりません。何かパソコンの用語のようですけども、できましたら、どういうことなのか、後ほどでも説明いただければと思います。

公文書の保管、保存等については、伊豆市文書管理規程にて基準を定めております。伊豆市の公文書の保存は、合併前から統一した文書ファイリングシステムを導入し、年度ごとに文書の設置場所、ファイル名、保存年限等を定めてファイル基準表を作成し、現在は庁舎ごとに保管してあります。これは旧4町の公文書につきましても同様でございます。現在の公文書は、文書や図書を基準に保管をしております。また、永年文書の保管につきましては、一括して保存をしていくべきと考えております。

それから、市道31338号線が公図から消えたが、どうしてかという質問ですが、公図にはもともと市道は表記されておりません。

また、公図の保管につきましては、マイクロフィルムとして保存しております。

続きまして、2点目の市の所有するバスの管理についてでございますが、ご指摘の日時に市のバスは運行されておらず、したがって、そのような事実はないと承知しております。

したがって、その他の質問についてはありませんので、お答えできません。

また、現在バス1台のため、これは国土交通省の規定範囲内での運行であります。利用制限の緩和等は今のところできません。

なお、バスの使用許可範囲は、市の機関による業務、市が実施する行事、特に市の業務に関係すると認めるものとなっております。

続きまして、3点目の新しいごみ焼却場の建設につきましては、昨日も行政報告でお話ししましたが、先ほどの飯田議員のところでお答えしたとおりでございます。

次に、4点目の水銀問題については、当該肥料を使用した畑の検査希望者には土壌検査を本人立ち会いで実施をいたしました。いずれの畑でも水銀は検出されませんでした。

なお、施設の状況ですが、7月12日時点で水銀の検出が見られたことから、7月30日から8月3日まで施設の中で汚泥が堆積しやすい消化槽の清掃引き抜きを実施しました。その後槽内が安定し、肥料生産が順調になった8月24日に生産した肥料を現在検査中であり。この検査結果により水銀が許容基準を下回りましたら、9月中旬に肥料成分の全項目を検査

して、許容基準以下であれば、国に報告し、配布を開始したいと考えております。

また、回収した肥料と現在まで生産した肥料は、国、県の指導をいただき処分をする予定でございます。

その次の談合はありませんかということですが、6月議会で企画部長が答えたということですが、議会ではなくて、全協ではなかったかなと思っています。ご確認ください。

また、私は昨年12月11日の議会でお答えしております。その後、そういう変化はないと思っております。したがって、森議員のおっしゃる、いわゆる談合入札とかそういうものはないと確信しております。

予定価格に対する落札率は、昨年度、平成18年度平均で92.8%でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

アーカイブス、何だかわからないというのでは話の進展ができませんね、これではね。

それともう一つ、うそは絶対につかないでいただきたい。31338号線、公図にはもともと載ってない。私はなぜ31338号線が市道だということを確認するんですか、図面に載っているからではないですか。土木部長、そうですね。あなた、答えなさい。

まず、アーカイブスについて質問します。

記録や文書が破棄されることがありませんか。どのような場合に破棄されるか。ないことがあるから聞いているんです。お答えください。

行政に関する文書は市民にとって貴重なものなのです。すべての記録や文書を保存する考えはありませんか。こういう文書等を保存するところをアーカイブスというんです。伺いたい。

今の答えの中に電子記録については何もなし。つい最近も電子記録はないの、ないのとやっていたばかり。電子記録の保管はどのようにしていますか。

公共機関では、災害等のために保管した記録媒体を特別な場所に保管するというようなことも考えている機関もあります。当市の場合は電子記録はどのように保管しているか。昨日、議員に配られた地図なども、これは過去のものではない、これからのものですがけれども、どうやって記録を保管していくか。昔つくった各町の記録、これは伊豆市の歴史になるんですね。そういうものをどうやって保管していくか。保存していくか。お考えをもう一度お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 文書保管であります。文書は保管年限を決めております。ですから、保管年限が達成したものは破棄しております。

あとは総務部長からお答えさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 先ほど市長が申し上げたとおり、伊豆市文書管理規程というのがございます。これによって保存年限等を定めまして、それによって管理をしているということでございますので、すべてを管理はしておりません。保存年限に応じた管理をしている。それから、永年保存については、いわゆる耐火金庫等でそれぞれ保管をしているという状況でございます。

電子文書については、現状は先ほども言いましたが、文書、これを基準に保管をしております。議員さんの言われるのは、いわゆるそれを電子化して一括永年保存するというようなところもあるわけでございますけれども、現状は文書化されたものについての保管をしているというのが現状でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず、今のお答えで本当に心もとない。電子記録、いわゆるハードディスクがあるんでしょう。我々一般の者がパソコンの中のデータを保存する、これは常識ですね。さらに、外部のハードディスクを用意して、もう一つ保存しておきなさい。ハードディスクでなくてもいいです。フロッピーでもいいです。常識ではないですか。

お聞きしたいのは、今のハードディスクが壊れたらどうするんですか。土木部長、あなたは何も答えないな、議長、指名しないからだってよ。道路台帳再編成、あれは電子化したんでしょう。記録はどのようにしているつもりですか。教えてくださいよ。

それともう一つ、私はおととい県庁へ行ってきた。県庁の図書館、2階のフロア、大したフロアではないですね。この倍ぐらい、ただそれだけ。だけれども、そこへ行ってこういうデータがありますかと言うと、ちゃんと調べて答えてくれるんですね。「そのデータはあそこへ行けばありますよ」「取り寄せましょうか」。伊豆市は探したってない、探しようがないんですね。気のきいた担当者は書庫まで行って探してきて、「ありません」とか「あります」とか言ってくれます。そういうふうになっていますか。総務部長、教えてください。

税金関係でもいろいろとやってあるんですね。その中で一番皆さん興味を持っているのは過去の課税台帳があるのか、ないのか。どうなんでしょう、その辺もひとつお答え願いたい。ちゃんと保管されているでしょうか。お願いします、お答え願いたい。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 文書につきましては、いわゆる旧4町それぞれ、ある意味ばらばらな管理をしておったようなことではございますが、これについても合併の前から統一したファイリングシステムという形で文書の管理を統一してやって管理をしているということではございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 市道31338号線ですけれども、起点、階段部分から、崩壊があった分といいますか、墓地の間は公図には載っておりません。

ちなみに、崩壊箇所は大城さんという名前になっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

森議員。

10番（森 良雄君） それだけでは話は先に進まないですね。アーカイブスはこれで終わりですか、質問は。

私は何で31338号線が市道だというのを確認したんですか。うそをついてはだめだ。別な地図にはあそこは修善寺町の町有地だという記録もあるんですよ。調べなさいよ、あなた。調べないで、そんなことをうじうじ言っているからいけないのだ。まず、調べなさい。

次に移ります。市の所有するバスですね。私は、このバスが運転手がいまま動いたのではないかというふうに見えるんですけれども、それはちょっとないだろうと思うんですけれども。

私は総務部長に言いましたよね。市民の目撃が間違いだったのかどうだったかくらいは調べてくれないかということを書いてあるわけだ。調べましたか。まずそれを1点聞きたい。

もう幾つかある。運行記録にのらないような運行があり得るのかどうなのか。それも聞きたい。

今までの私が教えてもらった範囲では運転手は決まっていると言われている。しかし、このバスは違う運転手が動かしていたということを言われているんですね。それが事実かどうかはいいです。そういうことがあり得るのかどうなのか、お聞きしたい。

今、多分、「こういうことはない」というお答えをするでしょうけれども、職員に対しては特別扱いしているのかどうなのか、伺いたい。それは過去に職員に対して特別に運行させたようなことがあるのかどうなのか、伺いたい。

以上。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、運行記録にない運行があるのかというご質問でございますが、そのような事実は一切ございません。

それから、職員の特別扱いによる運行があるのか、こういうご質問もございました。これもございません。

それから、議員さん、調査をしる、しると先ほどから非常に執行部側に言っているわけですが、議員さん、こういうものをそのまま受け取って、自分みずから調査をしないでそれでブログに出す。実は私はなぜこんなことを言うかといいますと、その結婚式の当事者の親御さんの方から私の方に問い合わせがございました。非常に怒っていました。何でこういったことを議員は調査をしないで、いきなりコンピューターにのせるのだというようなことを言

っておりました。私はそういう意味からすると議員さんの質を疑うというように思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 調査をしる、しると、いいですね、調査しなければいけないんですよ。私は皆さんのところへ行って教えてくれ、教えてくれと再三言っているではないですか。何ですか、その言い方は。

では、確認しますよ。運行記録以外に運行されたことはないんですね。いいですか、確認します。

所定の運転手以外に運転されることはないんですね。これも確認しますよ。過去に職員がバスを使ったということもないですね。いいですか、確認ですから、ちゃんと教えてください。

今までのお答えからいくと、記録にないバスが運行された場合、これは不正に利用されたと理解してよろしいですか。

以上、お答え願いたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんのおっしゃられるとおりでございますが、職員が使うということで先ほどから言っておりますが、職員が扱うときは公用で使うわけですから、私的に使うということは一切ございません。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私の場合は4回目は認められないということだから、次に移ります。

新しいごみ焼却場の質問に移らせていただきます。

先ほど私の質問だったのか、必要性を皆さん認識しているのか。このごみ焼却場の必要性を認識していないなんていう方は恐らくほとんどいないのではないかと私も思います。

ただ、残念ながら、行政側の動き、当局側のいわゆる堀切への選定、堀切へのもっていき方、今後どうやってここに承諾してもらうか。

先ほどどなたかお話がありましたけれども、方向性を示したら、一般的にはいわゆる戦略、戦術、これをどうやって実現させていくかということが考えられるはずなんだけれども、残念ながら、このごみ焼却場、位置の選定からして、もっていき方が何も検討されていないのではないかと思うんですね。

きょうはたくさんの方が傍聴に来ていらっしゃるけれども、先日私がお伺いした範囲では、柏久保の方が、「現在の柏久保の施設もいつまでも稼働させられたのでは困る」というようなことを私は聞いた。何でこういうことをおっしゃるのか。これはごみ焼却場がいかに迷惑施設かということをおっしゃられますね。粉じんや悪臭に困っているのではないですか。

市長は、柏久保の施設の悪臭、粉じんをどのように認識しているのか伺いたい。柏久保の方は、この話は柏久保の方が困っているということは、きょうの傍聴者の中の半分くらいの

方は聞いているんだと思いますよ。それから、堀切に関しては反対の声がどんどん広がっているのではないかと僕は思うんですね。市民の反対の声が上がった。何とかおさめようとお考えのようですけども、なだめるための方策を考えているんですか。

市長さん、先ほどのお話では、ことしの12月までに何か方向性を決めたい、そうすれば25年度までには何とかというようなことをおっしゃっていましたね。今方向性が決まっていなければならないのではないですか。何とか方向性を任期中までに決めようとしたらどうしようかということをご答えていただけないようでは、無理なのではないですか。その辺、ちょっと市長さんのお考えをお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問の趣旨がよく受け取れないですよ、何をご質問されるのか。任期中にやりたいという意思を持っているわけです。できるか、できないか、やってみなければわからないでしょう。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） この問題は、私は当局側の初動に失敗したということが大きな原因なんですよ。初動ってわかりますか、最初の動きを失敗したんです。笑い事ではないんです。あなた、任期中にやりたいと言っている。任期中にやるには、一部事務組合を設立しなければいけないでしょう。できるんですか。どうやって設立するんですか。質問したいことはいろいろ考えておいたけれども、それ1点に絞ります。一部事務組合の設立ができるのかどうか。

もう一つ質問したい、ニュータウンにも堀切という地区があるんですよ。いわゆる堀切区だけの承諾を得ればよいと考えておられますか、それともニュータウンの堀切地区を含むニュータウンの承諾も得なければならぬと考えるかどうか、その2点だけ聞きたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

一部事務組合がなければいけないのではなくて、承諾をとって一部事務組合をつくらうとしております。初動に失敗したとか何とか、後から言えば幾らでも言えますよ。それから、そういうご意見の方はいっぱいいます。それを何とか理解してもらってやろうということですよ。

もう一つはニュータウン、堀切行政区の同意をいただきたいと思います。確かに地籍ではニュータウンに堀切地区とあります。あれはニュータウン区になっていますから、堀切区の地権者に、堀切区の行政区としての同意をいただきたいと思います、そういうふうに思っています。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 3回目が終わったようですから、次にいきますけれども、どうも認

識が甘いなと私は思うんですね。一部事務組合は我々だけで、伊豆市と伊豆の国市だけでつくろうとしてもできないでしょう。だれかの許可が要るんでしょう。一部事務組合ができなければ先へ進まないのではないですか。それだけ念を押しておきたい。答えないでもいいですよ、もう3回質問しちゃったから。

次は水銀問題。

どうももう動いているということなんですね。それでは、あの水銀排出について原因はわかっていたんですか。水銀が出たということについて原因がわかっていたのかどうか。対策はどうやって立てたのか。当然、原因がわからなければ対策は立てられないと思います。動いたということは原因がわかった。対策について伺いたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市民環境部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、1点目の原因でございますけれども、この方法等について専門業者等にも相談をしてきたところでございますけれども、その結果、その特定には至らない、こういうことでございます。

それとあともう一つは、その対策でございますけれども、これも市長の方から答弁しておりますように、年4回等の検査、こういうようなことで対応していきたいと思っております。

それともう一つ、市長が言っておりましたことにつきましては、長期間使用していた浄化槽の滅失等については、滅失に伴いますところの搬入時において、その時点で調査をしていきたい、こういうことで市長が答えているように、そのとおりに実施していきたいと思っております。それでそのことにつきましては、その関係する業者は2社ありますので、その2社には協議をし、協力をしていただける、そういうことになっているところでございます。

ちょっと余計ごとでございますけれども、検査の結果につきましてまだまだいい方向に向かっておりますので、9月中旬か下旬には全項目調査をし、全く問題がない、こういうようなことで配布ができればと考えているところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 原因がわからない、民間の立場から言ったらば、原因がわからないでは済まないんですよ。いわゆる毒物を排出した。原因がわかりません。公対公だから、監督官庁は許可を出したんだらうと思うけれども、民間は原因がわからなかったら絶対に許可は出ませんよ。原因がわからなければ、対策の立てようがない。

私、前回、多少のヒントは出したつもりだから、ぜひしっかり測定をして、ある程度測定をちゃんとやっていれば傾向がつかめる。やはり僕は管理不十分だと思っていますから、しっかり管理すれば、これは対応できる問題だと思っています。しっかり管理していただきたい。

それとまたもう1回質問するから、今度12月ですか、質問するから、原因をちゃんとしっかり確認してくださいよ。いわゆる保健所とか農林省あたりから問題指摘はなかったんですか。指導はないんですか。

長くなるから、水銀問題についてはこれで終わりにします。

次に、談合はありません。

落札率が92.何%だというお話がありました。落札率を問題にするのは、オンブズマンあたりは落札率80%以上は大変疑わしいと言っているんですね。落札率、教えてください。

平成18年度の入札は件数が幾つありましたか。落札率は平均92.何%というお話がありました。100%はありませんでしたか。あったら、何件ありましたか。95%以上はありませんでしたか。あったら、何本ありましたか。80%以上はありましたか。あったら、何本ありましたか。平成18年度の入札の状況について、一般競争入札と指名入札の件数、わかりましたら、教えていただきたい。一般競争入札と指名競争入札で落札率に違いがありましたら、教えていただきたい。その割合を伺いたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまのご質問のことにつきましては、通告にありませんでしたし、ここに資料を持ってございません。したがって、後ほど当局の方へおいでいただければ、お答えできると思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 僕は落札率については聞くという通告をしているんだ。資料を持ってきませんで済むのですか。注意しておいてくださいよ。

最近の新聞で、静岡県では入札、ちゃんと出してあるんですね、何件って。3,735件あった、静岡県は大したものですね。そのうちの3,050件は指名入札だ。競争入札は398件しかやってない。ただ、これを主に県庁に確認に行ったんだけど、「22年度からは1,000万円以上は全部一般競争入札にする、知事がそう言っていました」と担当者が言っていましたから、静岡県も改革に向かって動いている。

伊豆市の場合、この件については僕は申しわけないけれども、また企画部長に怒られるかもしれないけれども、質疑で出しますから、もう出してありますから、ちゃんと頼みますよ、教えてくださいね。

私、何でもこういうことを言いたいかというと、もう要するに92%以上ではこれは競争原理は働いてないということを言いたいんですよ。落札率だけではありません。僕が調べた結果からいっても、もう地域割は完全にできている。下手をするとこれは官製談合になっちゃうんですよ。ぜひこの辺注意して今後入札をやっていってほしい。もしお答えいただけるようだったら、お答えいただきたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 先ほど市長がちょっと申し上げたんですが、資料、ちょっと私そこまで細かい資料を用意してなかったんですが、181件ほどの指名競争入札、一般競争入札については18年度は行っておりません。

森議員さんのご質問の中に出てくることなんですが、いわゆる談合、談合という話をしきりとするわけですが、談合というのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、こういうものによって相当細かくうたわれております。その関係からしますと、この法律の中には罰則規定があるわけです。ですから、一般的に業者の方が談合すれば、当然、3年以下の懲役であるとか、10万円以上の罰金であるとか、こういった法律にあるわけです。ですから、我々はそういったことがあるのか、ないのかという点について、もしそれをこうしたことをやって談合をしていたということであれば、当然刑事罰が課せられるわけです。この間、森議員さんは「私は昔そういう職場にいてやった」、こういうふうに言っているわけですが、そうしますといわゆる違反的なことをやっているわけですね、森議員さん自身が。それ自身が私は非常におかしな話であって、我々そういったことが確証がつかめないで、このことをやっているというようなことは言えないわけです。ですから、談合は我々は現実にはないというふうに信じております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） もう1回だけ。

森議員。

10番（森 良雄君） 談合の確信がつかめない。そうすれば、私のこの質問の趣旨は、談合はありませんということも確信はつかめないのではないかとこのことを言っているわけです。私は談合のやった経験はないですからね。ただ、見積書を書くのを応援した経験があるということだけ言っているだけで、いいですか。その辺は間違いないように。

以上。

議長（堀江昭二君） 以上で森議員の質問を終わります。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 続いて、19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

1、伊豆市対岸の浜岡原発の事故対策について。

地震により大きな被害を出した柏崎刈羽原発事故は、想定外だと釈明していますが、現実には大きな事故が起きました。

伊豆市の対岸にある浜岡原子力発電所の事故に対し、対応策を大川議員が17年6月定例会で質問しています。被害の最小化を図るため、近隣の市町村と連携して、講習会の中でも原子力の分野を取り入れて啓発を図ることを検討したいと答弁されましたが、それについてど

のような対応がなされたか。

2、国道136号線崩落事故対策について。

土肥地区から船原峠にかけての道路は、橋が多く、大雨、地震等で崩落する可能性は否定できません。国道136号線バイパスは、昭和57年に崩落事故を起こし、長期間にわたり通行どめになったが、本線が使用できたので比較的影響は少なかった。今回の事故も、場所は特定できなくても、この地域での崩落事故は想定内だと思われます。

仮設の対応は早く、皆感謝していますが、テレビ等に大きく取り上げられたため、風評被害が大きな問題となっています。災害時対策として出口平石線の早期完成を要望してきましたが、遅々として進みません。消滅するであろう過疎債、国・県の援助を得て早期完成を目指すべきだと考えるが。

3、「土肥港みなとまちづくり」計画の進捗状況について。

ことしの3月末、計画案が示されましたが、その後どのようなになっているのか。

これは国が伊豆市等を指定してきた事業で、伊豆縦貫道路と合わせて、おこなっている観光事業発展に観光関係者は大きな関心を持っています。限られた予算で、遅くなると減額、採用されないことも考えられます。伊豆市の議会議員の多くが、問題があっても、政権与党自民党員です。市は関係する県会議員、国会議員、県知事等に早期完成を促していますか。自民党員の力を借りる必要はありませんか。

4、土肥の給食施設廃止で非常時の対応ができるのか。

大きな災害で道路が使用できないとき、土肥方面5,000人の食事問題をどのように考えているか。公の給食施設を廃止したからには、それなりの対応策があると思えます。

5、高潮対策のできていない屋形地区は現状でいいのか。

八木沢の水門も完成し、屋形地域を除く対策は進んでいます。屋形地域は、「高い防潮堤は必要ない」とのことでこの問題は解決したとしています。大きな声を出す人の意見で、住人の総意ではない。市は生命、財産を守る義務があるのではないか。

6、八木沢・小下田畑かん水事業は、今後どのようなになるのか。

土肥の新田から小下田の恋人岬まで、旧土肥町の端から端まで20年の歳月と20億円を費やした事業です。20年経過すると、利用者は高齢化のため離農し、見込みの使用量に遠く及ばず、これを維持するには飲料水として運用するしかない。公的に飲料水に使用できないということで、とりあえず町で面倒をみてもらい、市に引き継がれています。地元負担金は飲料水に利用するというので、農家以外の方々の区費からも同じように支払われました。時のアセスメントということで何か対策があるのではないか。

7、砂の移動だけでは、海水浴場の浸食対策にならない。

海水浴の時期になると、山川側の土肥の大きい川です。の堆積した砂を浸食された箇所運び、整備をしています。毎年多くの費用をかけるだけで、台風等の高波で浜はやせ、急深になり、危険な状態で心配です。海のことですので、関係機関と話し合い、抜本的対策

を立てないと、近い将来、海水浴場は一部しか利用できなくなるのではないかと。

8、観光産業充実のため市は何をしたか。

観光を基盤産業としている伊豆市において歳入増を図るためいろいろと努力されていることと思いますが、一括して補助金を出し、その利用方法は任せるという方法では、行政としての方向が見えません。繁盛している堂ヶ島、恋人岬、土肥金山等はそれなりに整備され、大きな駐車場も備えています。

市として開発でき過疎地のナショナルミニマム達成のためにある過疎債、合併特例債等を活用し、公共の力で整備し、企業誘致を図れば、観光産業、ソフト関係企業の誘致は可能だと思われま。

日本は、物づくりと合わせ、最近観光に力を入れてきました。静岡空港、みなとまちづくりの受け皿となるために市はどのようなことを積極的に進めてきましたか。観光業者任せなのか。

9、林道の管理不備は崩落事故につながる。

地元負担金の小さい林道が長期の継続事業として広く行われました。林業の低迷から、管理面において地元の協力が得られず、至るところが荒れているように見受けられます。平成16年の大雨で、県道土肥戸田間は至るところで崩落しました。自然に傷をつけている林道も同じような事故が考えられます。

林道端の枝は伸び、側溝は埋まり、道路は川となり、危険な状態で放置されています。災害が起きないように市は管理する義務があるのではないかと。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの関邦夫議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 関議員のご質問にお答えいたします。

たくさんありまして、全部で9項目にわたっております。4番目の土肥の給食施設廃止で非常時の対応ができるかということにつきましては教育長から答えていただきます。あとは私がお説明いたします。

まず、伊豆市対岸の浜岡原発の事故対策についてということですが、静岡県では浜岡原子力発電所の災害に備えて、静岡県地域防災計画原子力対策編を策定し、災害の発生及び拡大防止、復旧等について中部電力株式会社、県、市、町、防災関係機関等でのべき措置を定めるとともに、静岡県環境放射線監視センターでは常時原子力発電所周辺の放射線測定を実施し、監視をしております。また、浜岡原子力発電所から半径10キロメートル以内の地域を防災対策重点地域に指定し、さまざまな対策が施されております。

浜岡原子力発電所においては、多重の防護壁等により安全性は確保されているものと確信しております。しかし、柏崎刈羽原発が新潟中越沖地震により被災したことを踏まえ、浜岡原発の影響がどの程度我々自身あるかわかりませんが、市民に対する原子力発電所の役

割、安全性への理解、災害時の対応策について、近隣市町と連携をとり、県の防災局にも支援をいただき、啓発も含めた対応策を検討していく必要があると考えます。

続きまして、2点目の国道136号線崩落事故対策につきましては、鍵山議員のところでお答えしたとおりでございます。

また、出口平石線の改良ですが、過疎対策事業として県が施工しております。

続きまして、3点目の土肥港みなとまちづくり計画の進捗状況につきましては、昨年度までの検討内容を中間答申という形で、4月に青木会長からいただきました。現在、県と調整をし、今後の整備方針を検討していきたいと考えております。

なお、自民党の要望事項にも記載されております。

4番目は、教育長が答弁です。

続きまして、5番目、高潮対策のできてない屋形地区は現状でよいかということですが、県としては早期完成を考えていますが、地元の調整が進まず、とまった状態になっております。地元の協力を得ながら進めたいと考えます。

続きまして、6点目、八木沢・小下田畑かん水事業は今後どのようになるかについてですが、畑かん水事業は昭和62年度に事業を開始し、平成16年度に全地区が完成、供用が開始されております。利用状況につきましては、議員ご指摘のとおり、農業利用者の高齢化及び後継者不足等により減少しております。

そこで、用水の一部を飲料水として有効利用できないかのご質問ですが、農業用水を目的以外に使用することは議員おっしゃるとおり法的にはできません。しかしながら、可能性については今後模索をしていきたいと考えております。

7点目の砂の移動だけでは海水浴場の浸食対策にならないのご質問につきましては、海水浴シーズンは土肥海水浴場の砂を移動させて整備を行っているところですが、毎年冬場に山川河口付近に砂が堆積するため、これを移動することで海水浴場全体を均等化しております。これは県や観光関係者、漁協関係者の要望や協議の上で実施しております。海水浴場全体では砂の浸食はなく、砂の移動を毎年修正しているものであります。

続きまして、8点目、伊豆市における観光産業は重要な位置を占めております。観光産業は、その時代や人々の嗜好の変化により大きく左右するものであり、この変化をいかにとらえるかが重要であり、いかに対応できるかが大きなかぎであると思えます。

このような中、19年度から観光協会は補助金を一括補助としたところですが、これは観光協会 伊豆市観光協会ということになったわけで、観光協会に自主性を持っていただきたく思っており、名実ともに伊豆市観光協会としての活動を期待しているところであります。

観光は、大きな観点からまちづくりであり、人づくりであると思えます。そうした意味において、単に観光関係者だけのものではなく、伊豆市全体としてのさまざまな取り組みが観光に通じていくものと考えます。

続きまして、9点目、近年、林道を維持管理していく受益者の高齢化、林業従事者の減少

などから、林道の草刈り、側溝上げなどの通常の維持管理ができない状況になっております。

伊豆市では、現在63路線の市管理の林道があり、すべての林道の維持管理について財政的に困難を極めており、できるだけ地元受益者等で対応してもらうようお願いしているのが現状であります。

その中で、特に緊急性があり、受益者等では対応が困難なものに関しては、県補助金事業などにより、排水施設の改良、のり面の保護などを実施しております。

以上でございます。4番については教育長から答えていただきます。

議長（堀江昭二君） それでは、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、4番目の土肥の給食施設廃止で非常時の対応ができるのか。特に災害のときに土肥方面5,000人の食事問題をどう考えているのか、こういうご質問であります。

伊豆市の地域防災計画の食糧供給計画というのがございますので、私もそれを確認いたしました。そうしたところが、こんなふうに記載しています。「炊き出し等、食料の供与は避難所責任者を主体として小学校の施設を利用して、自主防災組織の協力を得て実施する」と記載されておりますし、さらに、「炊き出しは、小学校の施設を主とし、それ以外では各自主防災組織単位で実施する」となっております。

この計画での小学校の施設での炊き出しというのは、施設が無傷であればそれぞれの小学校に調理室等でありますので、それらの活用かというふうに私は考えております。

本来、端的に申し上げますと、学校給食施設というのはあくまでも学校給食施設ということで、災害時の給食供与というのは本来は余り考えていないというのが実態だろうというふうに考えております。

そこで災害時の対応ですけれども、確かに今申し上げましたように、近隣の学校給食施設から土肥地区5,000人分の給食の配送等というのは全く考えておりません。

災害時の市内全域の食糧問題というのは、先般地震のありました柏崎市でも課題が出ておりますし、最近では被災者が自分たちの食事は自分たちでつくる方が被災ストレスは少なく、被災後の立ち直りが早いとも言われております。今回の防災訓練でもすべての会場で炊き出し訓練を実施しております。

実際の災害時には、炊き出しで無傷の学校施設を活用することもあるかと思っておりますけれども、自主防災組織の活動に頼る部分が多いのではないかとというふうに私は考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

関議員。

19番（関 邦夫君） では、1番からお願いいたします。

柏崎刈羽原発の変圧器は、消火もできず、炎上し続け、被害の把握もおくれ、対応の無能さをさらしました。

浜岡原発は、大川議員が取り上げてちょうど1年後の18年6月15日に大きな事故を起こしました。お粗末の品質管理で行われている全基の停止を願う住民は予期せぬ停止に喜んだが、今年度中に強度を上げる工事を完成するとしています。資源の有効利用ということで、4号基のプルサーマル計画は、国、電力会社の安全性と住民の安全との食い違いがあり、住民の安全性は強調してもかみ合いません。住民の不安が現実のものになっても、強制的に実行されています。

伊豆市民の不安に対して啓発を図るとしていますが、近隣と連携して対策を練ると言っていましたけれども、その対策が県だとか何とかという形で、伊豆市としての対策案ができていないように感じますけれども、こういう大きな問題だから、上の県だ、何とかに任せるでなく、自分のところもやはり近隣の市町村と連携してちゃんとしたものをつくるべきではないか、私はそう思いますけれども。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議員おっしゃるようにつくるべきだと思います。しかしながら、原発というのは大変技術的に難しいように思います。多分、伊豆市では、現状で原発のことをわかっている方、関議員以上の技術のわかる方はいないのではないかなと思います。どうやってではそういう勉強をしていくかということから始めなければならないと思います。いろいろご指導いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 市長が大川さんのときの答弁で、「近隣の市町村と連携でそういう講習会をやる」と言ったのだから、講習会なんかをやって、勉強会をやって対策をやっていないみたいですが、対策は立てて、そしてこのような場合は難しいことは抜きにして、家の中へ閉じこもるだとか何とかという、そういう身近なマニュアルをつくる必要があるのではないか。この問題は今に大きな問題となって未来に起きると思います。どうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お伺いしていますと、原発がない方がいいというふうに聞こえますけれども、国のエネルギー問題としては、やはり経済的なエネルギー供給としてはある程度原発は必要なのかなと。かつて私の知る範囲では、諸外国では原発をやめようという動きがあったということですが、昨今の原油の高騰等から、それから、地球温暖化等からやはり原発が見直されているというようなニュースが入ってきています。そういう中で、いかに安全に原発を運転するかということ、関議員おっしゃるようによく考えていく必要があると思います。

私も1回、東海村の原発を見学に行きましたけれども、規模が大き過ぎて、ほとんど私の見学した範囲ではわかりません。何がどうなるのか。これはやはり相当専門家の指導を仰がないと、ただマニュアルをつくっても、それが効果があるものか、ないものか、的が当たっ

ているのか、当たっていないのかすら、今わからない状況です。昨年の大川議員からのご質問の中でいろいろ担当部で調べていますけれども、まだ模索状態というのが現実でございます。具体的な方法についてぜひご教示いただきたいなと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） では、2に移ります。

国道の崩落事故に対し、迂回路として出口平石線の早期完成を土肥町時代から要望してきたが、ご案内のように、土肥は財政難で、少額の負担金も重く進まなかった。思うようにならない事件に対し、住民は合併の効果を期待したが、結果は改善できていません。

小土肥の出口平石線は沿岸の住民が便利なばかりでなく、国道事故時の迂回路として利用しようとする大事な事業です。土肥地域の過疎債は合併しても特例で継続されたもので、せっかくのこの制度が利用できる期間内に完成しなければ大きくおくれるのではないか。このような意味で何回も同じことを質問しているわけです。

なぜおくれるのか、過疎債が活用できなくなると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 土木部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、過疎債の出口平石線の概況を申し上げたいと思います。

昨年より、平成18年より平成22年度までということで5年間、県が過疎代行ということで、今出口平石線の整備が進んでいます。全体延長が800メートル、全体事業費が3億6,000万円ということで、昨年は100メートルちょっとしかできませんが、ことしは聞くところによりますと7,000万円相当やるということで、200メートル近くいくのではないかとということで、順調にいけば平成22年度までに800メートル分は完成するということになっています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） きょうも大きな雨で桜山も片側通行のその道も通れないわけで、小土肥を回っていかうか、どこを回っていかうかと今迷っているわけですがけれども、今やっていることは「工事をしていますよ」という程度しか進行できないのではないかと。今回のような事故に対し、いつになっても迂回路が完成しないから、役をしないのではないかと。完成を急ぐ必要があるのではないかと私は思いますけれども、たらたらやっけていていいものだが、どうだか、伺います。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） あくまでも過疎代行ということで県がやっているものですから、

その旨を県に要望していきたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 再質問。

関議員。

19番（関 邦夫君） 3番に移ります。

土肥港審議会では海をどのように活用するかというときに、土肥港みなとまちづくりというありがたい推薦をもらい、市もいち早く対応し計画案ができました。伊豆市だけの力でできる事業でなく、多くの費用を助成金で賄う事業です。50億円、100億円とかかるかもしれないような事業だと聞いています。

旧土肥において、丸山スポーツ公園建設は、町長と八木沢区民の懇談会の席で、ちょっと不確かですが、10億円の補助事業を全国10カ所で申し込みを受けているという時期を過ぎた新聞記事を区民が披露しました。八木沢住民提案で町が動いたが、申し込みが遅く、採択は難しかったが、地元選出の建設大臣に強く働きかけ、この強い要望により実現されたものと理解しています。強く要望しなければ大きな助成は得られないと思いますが、これについてどう思いますか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 地元から建設大臣が出るといいですね。そういう財政的に援助してくれるところを探してみたいと思いますが、あるかどうか、国の方も大変財政が逼迫しているようですから。また、昨今の議員さん、会計問題でいろいろになっていますから、大変お金には神経を使っているのではないかと思います。

ちょっとここで確約できませんけれども、いろいろロビー活動をやってみたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 再質問させてもらいます。

これは国の財政が逼迫しているからだということだけでなく、国で観光事業や何かを活性化しようということで、みなとまちづくりというのが土肥に持ってきてもらったものだと思います。大きな補助事業は政治が絡むと思います。このようなときに役に立ってもらわなければ、何のために自民党を応援しているのかわかりません。自民党政経懇話会にどのような応援を期待していますか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 地方自治体と政党とは一体ではありませんので、利用できる政党は全部利用させていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 4番、各区の集会所の炊事施設は、今では仕出しを取り寄せて行い、

簡単なことしかできないように思われます。土肥のような離れたところの災害時の対策をどのように考えているのか。学校給食だけの問題ではありません。合理化の名のもとに辺地の切り捨てのように思われますが、いざというとき、設備を廃止したツケが必ずくると思います。設備があったのと同じような十分な対応ができると言い切れますか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 学校給食は、これはあくまでも子供たちのための施設でございますので、学校給食の中には食糧の備蓄と申しますが、そういうものも一切ございません。ですから、例えば学校給食でおにぎりをつくるといっても、本当に米が供給されて、そしてそれを炊くということなら釜があればできるわけですけれども、おかずをつくるといったって、おかずの材料もございません。

ですから、学校給食はあくまで私どもが教育関係の立場から言いますと、子供たちのための施設というふうに考えております。ですから、災害時の市民の食糧供給については、これは給食センターとは全く別なものだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 私は、その施設を利用できると利用できないところとあるということとを質問しているわけですけれども、修善寺、湯ヶ島、中伊豆の給食施設は、災害時、学校給食施設ということで使用しないのか。私はフル回転で利用するものと思います。施設のあるとないと格差をどのように説明できるのか。あっても、なくても同じなら、あるということは使えないことを意味します。だから、使わないんですか、災害時には。使うことができれば、これはあるところとないところの格差になると思いますけれども、その辺をきちんと説明してもらいたいと思います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 災害時の給食計画につきましては、私どもの管轄外でございます。ですから、その点については防災担当の総務部長から申し上げたいと思います。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 給食施設と災害時の非常時対策と即結びつけるのは少し飛び過ぎた話であろうかと思えます。

通常、いろいろな条件がとにかくあるわけございまして、条件としてはどの地域も同じというふうに考えた中で、現在、災害防災訓練等でもやっております、いわゆる自分で、三日分の食糧は確保できるような対応でとにかく臨んでもらいたいというようなこと、それから、自主防への期待というものが非常に大きいという中でございます。

当然、利用できる施設、公共的なものの施設も含めて、そのときの状況に応じて利用できるものは十分に活用していくというスタンスは変わらないと思いますが、ここで非常時対策と給食施設とだけを結びつけるのもどうかかなということでもあります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） では、5番に移らせていただきます。

津波等による高潮対策は同意を得られた大藪、中浜を完成させ、その後、屋形地区を考えるとということでしたが、大藪、中浜地域は完成しようとしています。屋形地域は、「高い防潮堤は要らない」という決議を昭和63年にしましたが、その後、奥尻島、スマトラ沖、阪神・淡路、中越地震と悲惨な災害を目の当たりにし、今は反対できる人は少ないと思います。

平成16年12月9日の一般質問で、無防備の屋形地区を取り上げました。奇しくもその月の26日 1週間後に、スマトラ沖地震が起き、何万人だか、多くの犠牲者が出た痛ましい映像が放映されました。

こんなことはみんなわかっていると思いますけれども、津波対策として大切なことは防潮堤の完備が一番大切だそうです。海岸端の人々はどんな地震でも警報を待たず、地震発生と同時に高台に避難する。海岸線の人たちにリアルタイムで知らせる。海岸線の住宅を鉄筋コンクリート二階建て以上に建てかえる指導と経済的助成を講ずる、このように言われております。

屋形の場合、「景観上の問題で、再度地域におろし理解を得ながら進めたい。県と協力して津波対策を図りたい」との答弁でしたが、その後さっき答えられましたように、この地域の対策は市へおろして何とかと答弁されていますけれども、実際は何もやっていないのではないかと、このように思うわけですが、何かやっているのだったら答えてもらいたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 土木部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 屋形地区の津波対策ということで、今、議員おっしゃいましたように、昭和63年ですか、平成元年の2回にわたって審議会条例をつくって審議をしたということをお伺っております。そのときには観光関係者の反対ということで、高潮対策はしてあるわけですが、津波対策はしてないということで、反対にあったということをお伺いしておりますが、今後は、観光関係者の理解とか協力ができないことだとは考えておりますが、このような問題を解決といいますか、いろいろ協議をしながら、県へと事業要望をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 高潮対策はできているけれども、津波対策はできてないというような答弁でしたけれども、津波対策というのは、普通、高潮対策で言っているような気がします。

反対者がいるというのを理由にいつまでも放置しておくということはできません。さっき言ったように条件が変わって、屋形地区の人々も防潮堤をつくるということになれば、今では私は賛成必定だと思います。ただ、市は反対者がいるのを理由に、そういう反対者がいるとか何とかという、面倒くさい問題を放置して、勝手に自分たちが反対しているのだから、いつまでもそのままでもいいよというようなことで逃げているような気がします。こういう人命に係る大切なことは、やはり親方が出ていって、ちゃんと地域に説明してやらなければ、反対と賛成のあるところへ土肥の町長もなかなか出かけないで、このような形になって私は引きずったと思いますけれども、早急に取り組んでもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今、土木部長が説明しましたように、かつて反対者がいた。今は賛成されるよだということですが、県の事業とかそういうことというのは、往々にしてそういう経緯があると、なかなか次に賛成になったから、「ほいよ」と待っていてやってくれないんですよね。相当2回も3回も瀬踏みをして、本当に大丈夫だと言わないと動いてくれません。その辺は十分わかりだと思います。ぜひ地元が全員賛成するようにまとめていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 6番の再質問をします。

かんがい排水事業は20年前の着工当時と今では条件が大きく変わってきました。例えば利用を申し込んだ60歳の方は80歳になり、利用できなくなっています。使用を申し込み、計量器はつけてあっても、多くのところが利用しない設備になっています。大きな事業に対し恩恵にあずかる人は少なく、利用料金は年200万円にも満たないくらいで、市が大きな負担をしています。

今、この地区の水道を市に移管する問題があります。この事業はもともと飲料水にするという暗黙の了解で進められてきましたが、用途変更ができなく、どうにもならなくなったのが現状です。国もこのような縦割り行政の矛盾を問題視し、時のアセスメントとして改革を進めています。水道の水源にしないで、どのような利用方法があるのか、飲料水と切り離して利用した場合に畑かん水はどのようになるのか、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、観光経済部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 関議員のおっしゃるように、建設当時の状況と地域の農業の状況がやはり大きく変わってきているかと思えます。受益面積も減っている中で、利用者が少ないという中で、非常に用水自体が余剰になっている。水自体が余剰になっている。そう

いう中で有効活用というものはやはり考えていく必要があるかと思えますけれども、なかなか農業の分野ですと、これ以上と申しますか、難しい部分があるかと思えます。

ただ、ではほかのものへ転用と申しましても、先ほど言いましたように目的外使用ということでそれなりの手続や調整等が必要になってくるわけです。それにもっていくまでにも、目的ですか、そういうものをしっかりとした中에서도っていく必要があるかと思えます。

水道の話が出ましたですけれども、水道は水道として今動いているようですけれども、実際、全国的にこういう問題も最近出てきております。農業用水をほかのものに転用という例も出てきているものですから、全然不可能ではないかと思えますけれども、それなりの手続を踏んだ中で進めていく必要があるのかなと思っております。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 飲料水に利用しなければ採算のとれない事業を飲料水抜きで進めた場合、この赤字施設をどのようなけりで決着をつけるのか、この赤字施設を最終的にどういうふうにするんですか。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 先ほど言いました20億円もかけた施設でございます。現状ですと、先ほど言ったように利用については非常に難しい状況にあるわけですけれども、今後いろいろな面からあそこの有効活用について考えていく必要はあるんでしょうけれども、なかなかすぐにそういう解決策と申しますか、そういう部分は難しいかと思えます。皆さんのいろいろな知恵をいただきながら、できる限り有効活用できるような方向を今後も考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 7番に移ります。

9月1日の防災訓練のとき、土肥の海岸を見たと思いますが、海岸線が大きく変形してきました。訓練本部のテント設営のところは導流堤との関係もあり、大きく広がり、大藪港との関係で河口は埋まったり、取り除いたり繰り返しています。

土肥町時代、この海水浴場は「全国88選」に選ばれていましたが、名前が快いという字を使う環境省選定の「快水浴場100選」からは漏れました。県土木事務所は、大腸菌がほんの少し多かっただけだと説明しましたが、河口が埋まり、臭いという地元の声を、県の管理ということで放置したことも大きな原因です。離岸堤、防波堤、導流堤の問題点を県に任せるでなく、原因を究明し、対策を要望すべきだと思いますが、いかがでしょう。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 正直言ってなかなか難しい問題だと思います。自然現象もありますし、県に要望して、ではやってくれるかどうかということもちょっとここでは確約できないと思います。どうやったら海水浴場としてさらに観光客が来るような海水浴場になるか、いろいろ検討していかなければならないなと考えております。これも余りいい案を当方では持って

いません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 平成17年9月に同じようなことを取り上げました。議事録から抜粋すると、土肥山川の河口が埋まり、水たまりができ、汚泥がたまり、汚いので、近所の人が河口をふさいでいる砂利を除くように市長に要望したが、対応してくれなかった。

「88選」にふさわしく、いつもきれいだと言われるためには このときは「88選」にまだ入っていました。国・県に任せるではなく、国・県と協働によりよい海水浴場にしなければならない。海の中をきれいにするのを県に任せるでなく、市でも力を入れてもらいたいとの私の質問に、市長はこう答えました。「あの浜で恩恵を受けている方々にも頑張ってもらいたい。県がやっても物足りないから、市でやれよと言ってもなかなか全部できるものではなく、協働の精神で事に当たっていただきたい」と答えています。

地域の問題は、支所で正しく情報を伝えなければと、市長は再質問に、議事録でわかるように的外れの答弁が多く、これ以上質問してもだめだと思い、質問をいつもやめています。河口全部を埋めつくしたトラック100杯も200杯もの砂利を協働で何ができますか。静岡県の88選に選ばれていたところは、土肥以外、「100快水浴場」に選ばれています。

土肥から県土木もなくなり、ずさんな管理でこの問題は起きたと思います。的確な対応をしていれば問題はなかった。県に責任があるのか、県に要請をしない市に責任があるのか、責任の所在を明確にしないと、同じことを繰り返し、解決できない。立て直しを図るべきなのに。

ことしの八木沢海水浴場はA A、Aが2つ並んでいます。小土肥の海水浴場もA A、Aが2つ並んでいます。これに対して土肥の海水浴場はAと1ランク下でした。伊豆市対応の砂の移動だけではいつになっても解決できないどころか、海水浴場がやせるところがだんだん大きくなると思いますが、どう思いますか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大腸菌とかにおいとか、その原因は本当に何なのでしょう。これを市が調べる。なかなかこれも原因というのは難しいと思います。やはりそういうところからやっていかないと、砂の移動で解決する問題ではないと思いますよね。

先ほど、前回の私の回答を読んでもらいましたが、やはりそこでいろいろ企業とか生活している人たちがそういうものに目覚めていただかないと、市がおいとか大腸菌とかを解決しているんだから、私たちはいいのだという考え方をすることが、僕はそこに大きな問題があるのではないかと思いますよ、逆に。だから、そこに住民の方たちと一緒にどうやればいいのかということを探求していかないと、これはまさにかみ合わない議論だと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） あと3分ですから、まとめてください。

関議員。

19番（関 邦夫君） 8番、物づくり日本において、伊豆市は地理的条件から観光産業に力を入れているようですが、この産業の活性化は市の財政に大きな影響を与えます。伊豆市を支える観光事業の活性化のため、市はいろいろなことをしてきたと思いますが、基本的にどのような考えで対応してきたかを伺っているわけです。

個人の事業は個人や組合で運営するという原則に加え、公の支えがなければ、短期間の大きな整備はできません。公の支援をすることで間接的に市が潤うことは幾らもあります。道路、駐車場、看板、今までだめなことを引きずらないで、時代に合った観光の目玉を何にするのか。

また、市は英会話を初め中国、韓国語等の勉強をさせるようにし、受け入れ体制の充実に力を入れるべきだと思います。観光事業に助成を出すだけでなく、空港、みなとまちづくり、縦貫道と観光業を取り巻く環境は国・県も力を入れて整備されてきました。観光業者に任せるでなく、以上のことを市として積極的に進めることはできないのか、伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 補助金との関係で、観光を推進する事業が市で何ができるかというご質問のようすけれども、その前に、やはり観光をやっている方が何をやればお客さんが引っ張れるかというのはそちらが主人公ではないですか。市はそれをバックアップするスタイルだと思いますよ。市が観光客を引っ張ってこれるなんていうのは、そもそも間違いだ、そういうことをすると夕張市みたいになっちゃうのではないかと僕は思いますよ。

その辺をやはりよく考えて、ではこれをやろうということを決めていただきたいし、その中で、観光協会の中で大いに議論していただいて、補助金を有効に使っていただきたいというのが私の考えであります。ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 私の言ったのは、個人でできないようなことを、英語の何かとか、駐車場だとか、そういうようなことを市の力を貸してやってもいいではないか、そういうようなことを言ったわけです。

それで観光の目玉になるものを開発する必要はないかということで、千畳敷きカールのように天城山へ観光客が押し寄せるとか、奈良、京都のように古寺巡りでにぎわうとか、マリンスポーツで県内外から押し寄せるとか、よい案をいろいろと余るほど優秀な職員に脳休みをさせないで考えてもらうようなことはできないでしょうか、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） ちょっと意見が合わないですね。職員は観光のプロではないですから。ぜひその辺をご理解いただきたいと思います。

土肥には土肥の環境、自然のよさを知っている観光業者の方がいっぱいいると思います。その中で何をやるべきかということをもとに皆さん方で議論してまとめていただきたい。もちろん予算的な問題もあります。我々が何をバックアップすればいいのか。どうすればいいのか。ただやれと言われても、市はこれは無理だと思います、はっきり言って、失敗します。市がやれば、ほとんど失敗すると思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員、あと1分ないわけですから、9番はやりませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 9番、この問題は、市は財政が厳しい折、地元の奉仕を期待しますが、地元で何の利益も上がらない林道の奉仕作業に喜んで協力する人はいないと思われる。林道はできたが、恩恵なく、市も地元も管理の認識は薄く、現状のようになっているものと考えられます。管理体制を私は整える必要があると思いますけれども、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 林道も山林も、市もあれですけども、住民と一緒に管理すべきだと思いますよ。これもやはり今の財政、職員を減らす中で管理しろと言っても、広い伊豆市を全部できません。ぜひ地権者とか地元がやはり一番地理を知っているわけですから、お願いしたいと思いますね。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 落石等での人身事故も想定されますので、責任を持つ市が放置しておくのではなく、地元の協力を求めるならば、地元にも協力を求めるということを言わなければ私は事は進まないと思います。地元の協力を求めるなり、業者に頼むなりして管理を放棄したのでは私はまずいと思いますけれども、どう思いますか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） ですから、協働でやりましょうと申し上げているわけです。

議長（堀江昭二君） これにて関議員の質問は終了しました。

12時を回っておりますけれども、現在大型台風が接近しております。伊豆半島直撃のルートをとっているようですので、これにて散会をいたしたいと思います。

なお、一般質問の続きは、あす9時30分から再開を予定しておりますけれども、台風の状況、被害の状況を見ながらになるかと思っておりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

散会の宣告

議長（堀江昭二君） それでは、これにて散会いたします。

散会 午後 0時20分

開議 午前 9時34分

開議宣告

議長（堀江昭二君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日ただいまの出席議員は23名であります。23名ですけれども、鍵山議員が道路の通行止め等によりましてちょっとおくれて来るという報告がありましたし、関議員については八木沢地区の状況が余りよくないということがありまして、土肥の支所でインターネットを見ながらこの本会議に参加をしてもらおうということで話をしております。これは、試みということで1回やってみようということになりましたので、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、行政側が災害対策会議を今やっておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。会議についてはまだ、行政が来てから今からやりますということになるかと思っておりますので、時間的に何時から始めるということはちょっとそのときにならないとわからないものですから、どうかよろしく願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前10時32分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問

議長（堀江昭二君） きのように引き続きまして一般質問を行います。

杉山 羌 央 君

議長（堀江昭二君） 14番、杉山羌央議員。

14番（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

本日は、通告書に従いまして、修善寺駅周辺整備事業の進捗状況についてお伺いいたします。

修善寺駅周辺事業は、平成17年10月20日付の議会説明資料によりますと、旧修善寺町時代の平成10年に中心市街地活性化法の施行を受けて、5年後の平成15年6月に中心市街地活性化基本計画を国に提出し、その後2年間かけてワークショップを開催し、修善寺商工会を平成17年3月にTMOとして認定したとあります。TMO。地区住民代表、関連企業、行政からなる修善寺駅前まちづくり会議を立ち上げて現在検討中となっております。また、この事業

は、道路整備、環境整備、都市計画、景観整備等幅広い対応が可能な事業であり、市としても関連部署が一丸となって進めるべきだと結んでおります。

旧中伊豆町時代から、三島、田方への唯一の玄関口として慢性的な交通渋滞は重大な関心事であり、旧町議会等でもたびたび議論を呼んだ議題でした。合併伊豆市となり、同じ市内の最大繁華街として1日も早い整備が期待されたわけですが、きょう現在では鮎見橋の開通から県道149号線が整備されますとどういうことになりますか。それと並行して中伊豆バイパスのトンネルが無料化されますと、事態は最悪になるのではないかと考えられます。重大事業の先送りは伊豆市の致命傷となります。

それに、最近市民の皆さんから、伊豆市になって町の時代よりより一層縦割り行政が進んだとささやかれているとき、関連部署が一丸となって計画を進めるとなるともっともとおくれるのではないかと心配されております。駅前整備は幾ら金をかけて、いつまでに決めていつできるのだというあちらこちらからの声が聞こえてまいります。

そこで、わかりやすく4つに分けて質問いたしますが、最近伊豆市の職員の皆さんは、なぜか賢くなられたためか、町役場から市役所の偉い職員になられたせいか、決まっていなことはしゃべらない、決まったことは発表して終わりというハートのない回答が多々見受けられますので、トップリーダーであります市長には将来に夢のある明快な答弁を希望いたします、(1) 現在までの進捗状況を経過と結果について、(2) 現在までの投入経費交付金等の状況と成果は、(3) まちづくり事業を2期に分けて組み立てているが、今後の見通しについて、(4) 整備計画の概算事業費と完成目標時期は、以上の4点についてお伺いいたします。

議長(堀江昭二君) ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長(大城伸彦君) 杉山美央議員のご質問にお答えいたします。

縦割り行政になってハートがないというような大変手厳しいご指摘でございますが、別にそういう指導をしているつもりではなくて、やはり誠心誠意、それから自分の意思とアイデアを持ってやれということをやっていますので、その辺をまたお含みおきいただきまして職員の指導をお願いしたいと思います。

4つに分かれておりまして、まず1点目でございますが、これまでの進捗状況を経過と結果についてでございますが、平成17年10月25日に開催されました伊豆市議会全員協議会において、修善寺駅前周辺整備事業については平成18年度のまちづくり交付金事業での事業採択を目指し取り組んでいく旨をご報告いたしました。しかし、市の財政状況の悪化により、事業化をやむなく見送りました。その後、事業計画、内容の見直しを行い、現在まちづくり交付金事業での事業化に向け、測量、設計などの調査検討を進めております。

次に、2点目のこれまでの予算状況と結果についてですが、平成17年度は963万円の予算を要し、地元、駅前区やTMO伊豆の代表者などから構成される修善寺駅前まちづくり会議

を設立し、議論を重ね目標、整備方針を定めました。平成18年度は935万円の予算を要し、駅周辺事業の中で取り組む整備メニューを策定いたしました。本年度は3,500万円の予算により、各種関係機関との協議、調整を図るために必要となる測量、設計などの調査検討を進めております。

次に、3点目の今後の見通しについてですが、事業の実施に各関係機関との合意形成が必要であります。それには相当の期間を要するものと思われまますので、早期の合意を取りつけ事業実施につなげていきたいと考えております。

4点目の概算事業費と完成目標期日についてですが、概算事業費は現在調査検討を進めている段階のため、まだ算出されておられません。また、完成目標についてでございますが、合併特例債の充当可能期間、したがって平成25年度を目標としております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山美央君） 再質問をさせていただきます。

簡潔な答弁をいただきましてありがとうございます。駅前周辺と簡単に言いますが、私有地の再開発というのは大変難しい事業であるというふうに私も承知はしております。

ただ、ここに私のところでもって資料が若干あるわけですが、この膨大な立派な資料が毎年毎年出されております。中身を見ますとほとんど同じではないかなというふうな感じもするわけですが、このお金にかかった計画書を何冊つくれば渋滞が緩和されるのかなというふうな気がしております。ことしに至りましては、ここに1枚の「2007年6月発行」というふうに、これは簡単な市民への説明書だと思いますけれども、中身も17年、18年、15年から余り変わっていないではないかなと。嫌みを言わせていただければ、何か補助金をもらった相手に説明書の配付をするために会議を開いているような気もしないではありません。市の財政状況から、補助金を当てにしての事業にならざるを得ないとは思いますが、市長が先ほど答弁いただきました合併特例債の期限も迫っております。伊豆市の玄関口の整備、また横瀬の交差点の渋滞対策や修善寺のトンネルの無料化対策等々、交通渋滞を切り離す方法も検討すべきではないのかなというふうに考えられます。交通渋滞が、先ほどもお話ししましたですが、交通渋滞は待っていただけませんものですから、その辺も含めまして市長の再度のご所見をいただければと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃるように、私有地を含めた都市の再開発といいますが、それは過去の幾つかの例を見てもなかなか難しいなと私自身も認識しているつもりです。結果としてうまくいった、また結果としてうまくいかなかったという例は、うまくいかなかった例

の方がやや多いのかなと私も思っております。しかしながら、伊豆市の陸の玄関口、修善寺駅周辺というのはやはり整備していくべきであるというふうに考えております。それには先ほど申し上げましたように、関係者のご理解とご協力をいただかないとどうにも進まないわけです。まずそういう資料をつかって、先ほどご指摘のように毎年同じものをつかってということですが、何とかしてその周辺地区の皆様方にご理解をいただきたいという気持ちを込めているつもりです。補助金をとるためというのはゼロではありませんけれども、そっちの方がやはり理解をいただかないとどうにも進まないということでございます。

そんなことでご理解いただきたいと思えますし、2番目のこの中で交通渋滞緩和策と切り離したらどうかというご意見であります。大変貴重なご意見だと思えます。それは、住民の皆様方のご理解を求めの中で、そういう手法でやった方が早いといいよということになれば、そういうことも考え得ると思えます。スタートがそういうことで、とにかく議員もご認識のように、渋滞も含めたその修善寺駅前の再整備というのはやはりやっていかなければいかんという強い意思でもってやっております。大変貴重なご意見ありがとうございます。またいろいろのご意見いただきたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

14番（杉山羌央君） 結構です。

議長（堀江昭二君） それでは、これで杉山議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い質問をさせていただきます。

ふれあいパーティーの現状について。

ふれあいパーティーの歴史は古く、昭和61年2月に中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の各町で結婚相談所が開設。修善寺町は平成10年4月に開設をしました。主な事業としてふれあいパーティーを開催してきました。合併後も受け継がれ、年2回ほど開催をしております。伊豆市としてこれまで8回実施しました。参加人数は延べ男子233名、女子192名で、誕生カップルは合計53組で、そのうちゴールインしたのは2組です。これでは市民の期待もさめてしまいますし、同時にふれあいパーティーの存在そのものが忘れられてしまいます。

そこで、質問をいたします。1、この現状をどうとらえているのか。2、成婚率を上げるために、今後どのような対策をしていくのか。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のふれあいパーティーについてお答えいたします。

まず、1点目のパーティーの現状をどうとらえているかのご質問であります。少子化の問題が社会的にも取りざたされる中、農山村の嫁不足は深刻な問題であり、結婚適齢期を逸した男女の年齢構成も高齢化しているという状況であります。

結婚相談の会では、このような現状を少しでも解決するため、相談員の方々が日夜努力され、1人でも多くの成婚を目指して活動されております。その奉仕の精神には大変ありがたく頭の下がる思いであります。

また、成婚数に関しましては、報告のありました2件はお伝えしましたが、少ないのではないかとご意見もありますが、この会は大変積極的に行動していただいているというふうに思っております。前向きに行動しない限り結果はついてきませんので、今後も活動をぜひ継続していただきたいと思っております。

2点目の質問につきまして、今後の成婚率を上げる具体的な対策はということですが、大変難しいなと。決め手となるものがあるのかなと思っております。昨今の若い人といいますが、先ほど申し上げましたように適齢期が高齢化しているというようなことがありましてなかなか決まらなと。一朝一夕にはいかないものだなと思っております。

少子・高齢化の進展する昨今、本事業の推進は過疎化への一条の光と言えるのではないかと思っています。今後とも相談員の皆様へのご理解とご協力をお願いしたいと、そんなふうにあります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

内田議員。

4番（内田勝行君） 再質問をさせていただきます。

大変消極的な考えのように聞こえてきて、ふれあいパーティーの擁護をしているようにも聞こえるわけですが、私の考えを少し述べさせていただきます。

これまでのふれあいパーティーのやり方では、先ほど申したように成果が期待できず、限界を感じております。ですから、根本から見直し今以上の工夫を凝らした、そういうふうな取り組みが必要であると私は思います。このふれあいパーティーをある程度の軌道に乗せることができれば、少子化対策としても最も現実的である施策だと私は常日ごろ考えております。ところが、現状は通告の内容のように、ふれあいパーティーでせっかく成立したカップルのほとんどがゴールまで行きません。大変残念でもったいないことです。これを何とかしなければなりません。先ほど市長はいい方策がない、あればいいなと。私はあります。今から話をしましょう。

ふれあいパーティーの最後に成立カップルに贈る言葉があります。内容はこのようなものだとして記憶をしております。きょうここにめでたくカップルになられた皆さん、おめでとうございます。これから先は2人の努力で互いに理解を深め、ゴールに向かって頑張ってください。幸せをつかむことを心より祈っております。このような文章です。これはどこも間違っ

ではありませんが、この言葉のとおり、それ以降本人たち任せで適切な手を打ってこなかったことも事実であります。中には相談員さんがかかわっているケースもありますが、大半は、言葉は悪いですが、野放しです。これでは、できそうなケースも壊れてしまいます。

そこで、相談員さんの皆さんに力を発揮してもらいたいと思います。では何をするかといいますと、この成立カップルに対し適宜適度のおせっかいをすることです。私の経験上、このあんばいが最も重要だと考えます。一昔前は、仲人口が縁を結ぶ役目を担っておりました。しかし、今の時代このようなことは通用しません。ですから、これからは仲人口に取ってかわることをしないと成婚率は上がらないと思います。せっかく誕生したカップルですから、1組でも多くゴールに導いていただきたいと、このように願っております。市長の感想をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。

この先ほどのお言葉、きょうめでたくカップルになられた方、おめでとうございます。2人の今後の努力を期待します。この言葉でまとまってくれたら、これもう3回でも10回でも言いたいと思いますけれども、ぜひこういうことを言えていくようお願いしたいと思っています。

あと、おっしゃるように昔は仲人口とかいうのがありまして、若い人を追い立てるといふか、しりをはたくといふか、そういうことでやや強引といひますかね、カップルをつくると。その前の時代は、もう親が決めたから行けというような時代もあって、お父さんが決めたら、もういいか悪いかわからないけれども来たというような話も聞いているわけですが、最近の若い人たちは情報量は大変持っております。恋愛で早く結婚する人は早くしちゃうと。けれども、しない人は親が言っても、だれが言ってももう横を向いて話に乗ってこないというようなことがあります。現実にも我が家でもそんなような子供がいます。その辺をどうするかですね。他人の方をお願いしてまとまればいいなと思っていますけれども、これお世話いただく方も大変頑張っていると思うんです。ただ、結果がこういう結果ですので残念だなと思っています。

ぜひそういう意味で、また決定的な方法といひますか、やはりもう少し、私も親の言うことを聞かなかったから、言える立場でないですけども、親の言うことを聞くような世の中になったらいいなと思います。中には、もう相当年になって、親が幾ら言っても聞かなかったけれども、ある瞬間、もう何か最近の言葉で言うことができちゃったみたいな格好で一緒になるという例も。ですから、ちょっとパターンがいろいろありますね。ですから、そのふれあいパーティーの会も、根本的に見直すというようなご意見でしたけれども、どう根本的に見直すかを根本的にぜひご指導いただきたいなと、そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 最後の質問、お願いでまとめます。

先般、結婚相談の会に質問を幾つかさせていただきました。会長さんから回答が来ましたが、気になった点があるものですから、ちょっと紹介をします。

カップル事後アンケートというのを出してあります。これは、今申したとおり、カップルにその後どうなったかというアンケートです。これの回収率が30%ということですが、これでは状況が把握できないわけですから、電話なり何なりで100%追跡調査をしていただきたいと、これが1点です。

もう1点は、ふれあいパーティーをやりますと、カップルカードを提出するんですが、不成立のカードが大半出てくるわけですね。ほとんどが不成立のカードなんですが、その扱いを私は質問しました。不成立のカードはどうしているのか、捨てるのかとの質問に対して処分をしておりますと。必要ないんだということですね。2番目、不成立のカードの有効利用を考えるべきだと思うがという質問に対して、次回からは有効利用を考えるというふうな返答が来しました。

そこで、この今ふれあいパーティーの実情を申し上げますと、成立するカップルの多くは、男性が相手を絞って、フリータイムのときに集中的にアタックします。わずか数分の会話の中で、カードに自分の名前を書いてもらう約束を取りつけるわけですね。ですから、なかなかテクニックが必要なわけです。大勢のライバルがいる中でこれをするには、相当の勇気と運、そういうものも必要になってきます。男女とも集団の中では積極派と消極派とに大別するような気がします。当然、場をリードするのは積極派になりやすく、意気込んで参加したものの気力負けし、場の雰囲気うまく溶け込めず、会話もせず、席すら立とうとしない人もいます。しかし、最後には、カップルカードにはお目当ての相手の名前を書かなくてはなりません。ですから、話をしていない相手の名前を書くんですね、話をしていない人が。ですから、判断は自分の好み、あるいは容姿で判断して書くのでしょうか。これではなかなかカップルは成立しません。

そこで、私は以前から考えておるんですが、このカードを有効利用できます。では、どのようにするかといいますと、相談員がカードの男女双方に働きかけます。これ名前が出ています。そして、後日お見合いをしてもらう。一方にしてみれば、指名をいただいているわけですから、気分は悪くないはずですよ。現に私も何回かこれやったことがあります。だれも皆パーティーにそれなりの気持ちを持って参加していますので、説得しやすいです。これをできるだけ早い段階で不成立のカードすべて当たって、1件でも多くお見合いをしてもらうべきです。ぜひこれを実施していただきたいというふうに考えております。それが1点。

もう1点ですが、今月の9月30日、ブドウ狩りバスツアーというふうなことでふれあいパーティーをやります。これはもう8月24日に締め切ったわけですが、この参加人数、それから参加費が男性7,000円、女性3,000円とうたってありますが、これで賄えるのか。あるいは、賄えない場合は、この不足分、これはふれあいパーティーの予算から補助するのか、そこを

伺いたいと思います。

最後に、これ市長になんですが、このふれあいパーティーは市長が委嘱してあるわけですが、顔も口も出せない、そういうことではないと思いますので、時々委員会に出て檄を飛ばしてもらいたい、このように思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 結婚相談の会に対してのエールというふうにとらえさせていただきませんが、基本的にこの結婚相談業務、うちは直営で結婚相談の会にお願いしているという現状でございます。全市町の中でも今半分以下でございます、こういう組織を形成しているのは、むしろなくなっていくという傾向にもあります。これ自体に行政が助成金というような形で、自立的な活動でいわゆるボランティアという形でお願いしていると。あるいは、他の市町はいわゆる社会福祉協議会にこの事業を委託しているというのがほとんどでございますけれども、そういうやり方でやっております。

先ほどの具体的な経費の問題でございますが、個人負担、それからいわゆる助成金、それからそのボランティアの方々の奉仕ということで成り立ってやっておるわけでございます。

そういうことで、いろいろアイデアといいますか、ご提言いただきましたので、また結婚相談の会等にも調整させていただいて、またいろいろご教示いただければというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長、どうぞ。

市長（大城伸彦君） 最後のご質問で、市長が委員会にたまには出るよということでございますが、私が出て上がるならばぜひ出たいと思います。スケジュールの関係ありますので、その辺も調整させていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで内田議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。通告に従い一般質問をいたします。

初めに、農山漁村活性化への取り組みについて伺います。

農山漁村部は、高齢化と若者の流出により今後急激に人口減少が進むと見込まれています。一方、都市部においては団塊の世代の大量退職で、豊かな自然環境を求めて2地域居住や移住等、田舎暮らし志向が強まっているとされております。

これらのことを踏まえて、国では農山漁村の活性化施策として、農山漁村活性化法に基づ

く農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の受け付けを始めました。この交付金の特徴は、1、農・林・水の縦割りがなく、施設を一気に整備することが可能となる。2、窓口のワンストップ化により事務事務が簡略化する。3、対象施設間の予算流用や年度間融通を可能とすることなどから、市町などの創意工夫を生かした取り組みを総合的かつ機動的に支援するための交付金となっていますが、これらを活用して積極的な活性化策を進めてはいかがでしょうか。

次に、住民基本台帳カードの積極的活用について伺います。

住民基本台帳カードは、住民基本台帳法に基づいて希望する住民に対して市町村から交付されているICカードです。このカードは、住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用してさまざまな住民サービスを行うことができますが、伊豆市の取り組みはいかがでしょうか。

3番目に、市の事業の中で障害者雇用を進めることができないものか伺います。

障害者自立支援法が施行され、障害者の自立促進が求められていますが、就業することは大変に厳しいのが現状です。社会全体で障害者への理解とサポートをさらに進める必要がありますが、たとえ少しでも仕事を得ることができれば本人の生きがいと活力向上につながります。そこで、市の事業で民間発注するものに障害者枠を設けて委託してはいかがでしょうか。

最後に、教育サポーター制度の導入について伺います。

文部科学省は、企業を退職した人材を教育現場で活用するために、教育サポーターの資格制度を創設するそうですが、すぐれた知識や技能を持った人に教育現場で活躍していただくと同時に、成長過程にある子供たちが社会経験豊かな人とのかかわりによってよりよい影響を受けることができると思いますが、伊豆市においてもこの制度を積極的に生かして教育効果を高めてはいかがでしょうか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員の農山漁村活性化への取り組みについてお答えいたします。

まず、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ですが、これは国の新規支援策として制定されたものであり、国から市町村に直接助成ができることが特徴であります。

まず、市単独または県との共同により活性化計画を策定しなければなりません。この活性化計画は、農林水産業の活性化というよりも農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進を図るものであることから、1部署だけの対応でなく市全体での取り組みが必要であると考えます。

交付対象事業には、生産基盤や施設整備、排水処理施設や生活環境施設などのハード面や、これらに付随するソフト面においても対応できることとなっております。今後、伊豆市が定

住や交流を通じた活性化を進める上で取り組むべきこと、またこの事業に対し取り込めるメニューを検討していきたいと思います。

続きまして、2点目の住民基本台帳、住基カードの積極的活用については、カードの交付を希望する住民の方が少ないため、現在のところこのカードを利用しての新たなサービスは考えておりません。

なお、新たなサービスの実施には交付希望者が増加するという考えもあろうかと思いますが、カードの交付状況を見て今後の検討課題にしたいと考えます。

続きまして、3点目の市の事業に障害者雇用を進めるといご質問につきまして、障害者の就業は障害者の自立と社会参加を進めていく上で大変重要な大きな課題であると認識しております。

就労支援につきましては、障害者就労支援センターと協力して、障害者1人1人の希望や特性に合った就業ができるよう支援を進めております。

なお、雇用機会の拡大につきましては、景気回復が叫ばれている中で雇用が改善していると報道されております。しかし、伊豆市及びその周辺地域での雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。このような中で障害者の雇用を拡大するということはなかなか容易ではありませんが、市役所も1事業所として障害者の雇用に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、市の事業で民間発注するものに障害者枠を設けてはどうかのご質問ですが、受注する事業者の障害者雇用の実情を踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方から4点目の教育サポーター制度の導入についてお答えをいたします。

昭和22年から24年までの団塊の世代、これは全国で670万人いるというふうに言われております。その方たちの現在の思いは、やっぱり退職してからも何らかの形で働きたい、あるいは社会のために役に立ちたいというふうに思っているという内閣府の調査も実際ございます。

議員の言われます教育サポーター制度につきましては、議員が書いてありますように、創設するそうだがと、こういうふうな形で議員ご質問されておりますけれども、この教育サポーター制度というのは、団塊の世代が今までの経験を生かして教育分野で活躍していただこうと文部科学省が創設検討委員会を設置した段階、こんなふうに私どもも伺っております。これに対する情報というのがほとんどまだ入ってきていませんので、詳細はわかりませんが、ただ、これが小中学校だけの活動ではなくて、大きくは生涯学習全般にわたって支援できないか。ここらあたりを検討している内容かなというふうには私は理解しております。

教育の現場で活躍していただくのは大変結構なことだと考えております。しかし、実際文

部科学省では、一定の研修を経て学校での指導法などを学んだ人を教育サポーターとして認定しようと、こういう段階だというふうに思っております。ただ、受け入れる学校ではこの教育サポーターをどんなふうに活用していくのか。実際私が考えますには、今の学校現場では理科の例えば実験補助、あるいは英語の授業の補助、それから特別活動、そういった形で、総合的な学習時間も含めてですけれども、そういった段階でのお手伝いをいただく内容かなというふうには考えております。実際受け入れるとなりますと、これはもう単独で授業をさせるわけにはいきませんので、学校でどういう形でこの方たちを活用していくのか検討をしなければならない、そんなふうに考えております。

現状を申し上げますと、県の方もこの教育サポーター制度とはちょっと別の形でいろいろな形で、これは団塊の世代だけではありませんけれども、各学校にいろいろな形の教育補助というんでしょうか、補助員というんでしょうか、そういう形を出そうということでやっております。先般も2学期から理科の実験補助、補助員という形で、現在伊豆市でも県の方に4名の配置をお願いいたしました。その方たちには、理科の実験準備等について、あるいは実際に実験をやっている段階において先生方のお手伝いをさせていただく。そんな形で活用し、効果もきっと上がっていくだろうというふうに考えております。

この教育サポーター制度、大変すばらしい制度となるような気もいたしますので、文科省の実際の検討が出た結果、あるいはこれも多分単なるボランティアという形ではいけないだろうと思います。そこらあたりの県の方でどういうふうな動きが出ますか、そこらででき上がった段階でぜひ活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

市全体で計画を立てて今後のメニューを検討したいということでございましたけれども、この農山漁村、今現状は皆さんもよくご承知だと思っておりますけれども、非常に人口減少が進んでいる。また、高齢化、人口減少がある一定時期を過ぎると急激に進むのではないかとされているんです。若者の流出とか少子化とかいろいろな要件が重なりましてやはりそういう深刻な事態になるおそれがあるということですので、これはやっぱり伊豆市としてはしっかりと計画というか取り組んでいくべきだと思いますので、今後使えるメニューがあればどんどん活用をするべきだと思って質問いたしました。

今注目されていますのは、確かに都市住民の方の団塊の世代の退職ということもありますけれども、田舎暮らしに関心を持つ世代が意外に20代に多いということなんですね。私も意外だと思ったんですけれども、やっぱりこういうことを踏まえて、これからこういうメニューをどんどん都会へ向かって提案していけば、さらにそれが伊豆市のアピールにもつながると思うんです。やはり田舎暮らしといっても現実には、私たちも実際に生活していく中で非常

に厳しいものがあります。それは、交通の問題であるとか医療とか、その他いろいろな都会と比べて不自由というか、そういう面もありますので、そういったところをしっかり理解していただいた上で田舎暮らしを求めていただくということで、やっぱりそういうアピールとか、またしっかりした広報が必要だと思います。

それで、今後伊豆市としては、これから計画されることなんですけれども、そのメニューの中でどのような点を前面に打ち出していったらいいかなと私も考えているわけなんですけれども、市としては今後農林水産、その中でどのような伊豆市の特徴というものをアピールしていくおつもりがあるでしょうか。その点を1つお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 議員おっしゃるように、田舎暮らしというのはマニアックな方でないとなかなか来てもらえないのかなと思っています。田舎のよさというのをどうやって宣伝するかというのは大変重要だと思います。

ご承知のように、グリーンツーリズムとか、それから和光小学校の体験農業ですか、そういうものはだんだんやっぱりしみ通ってくるのかなと、時間はかかりますけれども。そんなことを思っております。

そのほかどんなことがあるのか、観光経済部長から答えてもらいます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） これにつきましては、先ほど市長の方から答弁がありましたですけれども、農林水産業、業としての活性化も当然考えていかなければならないんですけれども、やはり地域というかまちづくりの観点から考えていく必要があるのかなと。やはりそこへ住みたい、訪れたいという、そういう魅力づくりをしていくことが私はまず肝心かなと思っております。それには農林業の活性化も当然あわせて考えていく必要があるわけですけれども、それと、その辺をうまくやはり情報発信をしていく必要があるのかなと思っております。農林業のサイドで考えますと、今遊休農地等が非常に多くふえてきている中で、その辺の活用も含めて、そこらをうまくそういう人たちに提供できないかなと、そんなことも今模索をしているところでございます。その辺を今後も検討していきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） このことに関しては農林水産省のパンフレットがあるんですけれども、具体的に成功例とかいろいろな例が出ていますので、また学んでいきたいと思うんですけれども、伊豆市の場合は森林が非常に多いということで、森林資源の有効活用とかも考えられるわけなんですけれども、資源、木材としての利用以外にも、今非常にエネルギーということでバイオマスとかそういうことも活用されるものですから、そういうものと絡めて、市長先ほど答弁されましたように、市全体としてそういうことも考えていただきたいと思っております。

今後、これらのことに取り組んでいる、例えば森林整備とか取り組んでいるボランティア、あるいはそういった地域住民の有志による各種団体があるわけなんですけれども、そういっ

た方たちとやっぱり行政が手を取り合って進めていかなければならないと思いますので、そういった方たちの連携、そういうことを今までも補助金とかそういう形はとられてきたと思いますけれども、今後大事だと思いますので、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） これらを進めるにつきましては、いろいろな関係の方々とのやはり連携というものは重要だと思います。そこらを今後ともそういうの方々との話し合いと申しますか、そういう場を設けながら進めていく必要があるのかなと思っております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） これは、話し合いの場をやっぱり具体的に進めていっていただきたいと思うんですよ。やはりまちづくりというのは住民の主体性によって行われていくものですから、ぜひお願いしたいと思います。

2番目の再質問に移ります。

この住基カード、非常に希望者が少ないということでございました。希望者が少ない、なぜだろうと私も考えました。この質問をするに当たって、我が家に住基カードあるだろうかと家内と話し合いました。前に通知が来たことはあったけれども、カードはどこへしまったかしらという話になりました。よくよく考えてみたら、これは希望してありませんでした。ということで、市の方から通知が1通来ただけで、こういうものが発行されるけれどもということで来ただけで、それきりになってしまったんですね。ですから、希望者が少ないということでとめてしまわずに、これから希望者がふえるようなことを進めていただきたいと思って質問いたしました。

といいますのは、この住基カードというのは非常に利用率が高くて、これから進められていく電子自治体の構築に向かっても基本となるもので、伊豆市のホームページにもありますように、法的個人認証サービス、そういったものを求めるにも住基カードが必要だということで、非常に有効なものであるということと言われております。これは、顔写真つきのものもできるそうですし、ほかの使い道としてはいろいろなそれに付随した、質問でも言いましたように、標準システムで住民基本台帳サービス以外にもいろいろなサービスが無料で受けられるということで、このシステムにICカード標準システムとして地方自治情報センターが無償で提供しているサービスということで7つあるということで、その中には証明書の自動交付、あるいは自動作成、こういうものを機械を設置してできるということで、今サラリーマンの方は市役所の開庁時間になかなか来られない。証明書の発行を受けるのに不都合があるということで、伊豆の国市では1週間に一遍時間外の開庁、庁舎を開いているということなんですけれども、そのようなことも必要になってくるかと思うんですけれども、こういう自動発給サービスができるようになると非常に便利だと思います。あと、健康管理情報紹介サービスとか救急支援サービス、また避難者情報、こういったものも、カードを持たれて

いる人がすぐ避難先で家族との把握ができるとか、あと公共施設の予約サービス、あるいは図書館サービスとかそういうものも使えるということで非常に便利なものだということですので、ぜひこういうものを住民の方に広く交付をしていただいて、より多くの方が利用していただけるように取り組んでいったらどうかと思うんですけども、現実にはその希望者少ないと言われている中で、今どのくらいの方が給付を受けているんでしょうか。また、それは毎年ふえているんでしょうか。それとも一定期間で交付が増加していないんでしょうか。ちょっとその辺をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） どのくらいの方が給付を受けているかということについては、後ほど市民環境部長からお答えさせます。

前段の大変便利なものであるということは、この住基カードのいわゆる国民総背番号制というのは、今から六、七、八年ぐらい前ですか、大変国会の方で議論になって、本人の希望にすべきだということで、そういう施策でやっているわけです。ですから、一方では便利だからやれという方と、一方では、これは一元管理になるから、個人情報のあれになるからだめだ。本人が、その人がいいと言うんなら発行するよという、そういう意見があったかと思えます。それによって、私ども自治体としてもややその線で、やはりご本人の希望という線をとっているわけです。もう少し杉山議員のようなお考えの方が大勢になれば、もうちょっとそういう便利さが出てくるのかなと思っております。おっしゃられるように、もう1回そのご案内を出すことはやぶさかではないと思えますけれども、その辺は慎重にやりたいと思えます。

現在どのくらいの方が給付を受けているかということについては、市民課長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民課長。

市民課長（鈴木伸二君） 市民環境部長、本日土肥の方で災害対応に当たっておりますので、私、代理で出席しております市民課長でございます。

本年4月1日現在伊豆市の発行累計、これは転出した人もございますけれども、245枚ということで、人口に対しまして0.6%の発行状況です。全国的に見ましても、1.1%の発行状況というのが現状でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） あくまでも発行は個人の希望ということで、個人情報の保護ということも言われましたけれども、今度法律改正で個人情報閲覧の制限というのが、今まで住民票、そういった住民抄本とか謄本の閲覧が今まで何人もできるとされていたものが今度制限されるような法律改正がされて、個人情報の保護はより一層厳しくなったということでありませ

し、このカードはやはり個人の証明になるわけですね。ですから、このカードを使っているいろいろな手続をすることによって、他人がなりすまして個人の情報を得ることができなくなるわけですので、逆に個人情報の保護に私は有効になるのではないかと思いますので、そういった面からもこのサービスを、またカードの普及に努めていただきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

障害者の就労支援、非常に現実厳しいものがございます。実際に企業で採用枠というもの決められているそうでございますけれども、現実はなかなか普及していないということで、私は1つ提案したのは、市で発注する、例えばシルバーさんに発注する事業の中で障害者の、個人では当然無理でしょうけれども、授産施設とかそういう1つの施設で障害者の方にできる仕事を発注できないかというような意味で質問したわけなんです。といいますのも、やはり障害者の方の自立というのは、やはり本人の生きがいというか、みずから進んで自分の人生を決めていくというか、人から与えられるものではないというふうに言われております。それは、経済的に不自由でなくても、やはり社会の中で自分が役に立っているということが人間として非常に自立の上で大事なことだと思いますので、何かこの厳しい現状の中で市としてそういった援助ができないかなということで、1つ、例えば花壇の手入れですとか清掃作業であるとか、そういったものの中から障害者の方にできる仕事を枠を設けられないかなということで質問いたしましたんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 障害者の雇用につきましてはおっしゃられるように法で決まっております。全体の職員の中で何%ということになっております。一般の企業あたりでも同じような法律がカバーされておまして、それに達しない場合はお金で払うというふうになっていたと思います。ちょっと企業から離れていますので、記憶十分ではありませんけれども。

伊豆市としても、この障害者雇用については積極的に考えようと。職員の採用についても、そういうことを考慮に入れて採用にしよう。全体の中でもっと職員を減らせという厳しいご意見が皆さん方からあるわけですが、こういうことにはやや別な考え方をやってやるべきだということで現在進めております。結果を見ていただいて、いろいろご指導いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 市長の言われたことはわかるんですけれども、私の質問は具体的にお答えになられていないんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 委託するという、シルバーとかそういうところへ。でも、障害をお持ちの方というのは、それぞれどういうところにどういう障害をお持ちになられるかということで、やられるお仕事もそれによってやや変わってくると思いますし、またご本人のこういう仕事をやりたいと。そして、資格を取ってやりたいとか、それはいろいろあるのではない

かと思えます。シルバーに委託しているところを、例えばおっしゃられるように花壇の整備ということですが、花壇の整備がどのくらいあるのか、そういう方が、そういうこともやってもいいという方がどのくらいあるのかということもよく調べてみたいなと思えます。いろいろな職種がありますし、本当におっしゃられるように障害をお持ちの方が生きがいを持って働ける職種というのはどんなものがあるのか、そういうことが一番基本ではないかなと思えます。余り普通の方でも気の向かない仕事をやると、若い人たち今ぶっと変わっちゃいますから、その辺も十分注意しながらやっていきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 話がかみ合いませんけれども、私はどんな仕事かというのではなくて、やっぱり生きがいを持っていただくということで、適した仕事というのはそれぞれ個人で違いますし、やっぱりこういうただ仕事を与えればいいというようなことではありませんので、そういった思いやりの行政というか、よく言われることなんですけれども、そういったものは、条例でそういう特例が認められていないんなら別ですけれども、そういったことも考えていただけたらいいのではないかなと思えます。

では、最後の質問にいきます。

教育サポーター、まだ国の方からは具体的に来ていないということなんですけれども、この国の制度とは別に現在そういう制度を積極的に活用している自治体が今全国でもかなりあるということで、ここに1つ名古屋市で行われている教育サポーターネットワークというのがあるんですけれども、これは地域での生涯学習とか学校のトワイライトスクール、放課後のいろいろな授業、あるいはまたスポーツ指導とか、そういったものに新規の方の希望者、あるいは特技というか、そういうものを持った方を登録しておいて、学校からそういう方をネットワークを通じてお願いをしてしていただいているということで、ほとんどこれボランティアではないかなと思えます。ということは、今まで国の制度を待つまでもなく、伊豆市でも民間の地域の方たちの授業をサポートするような形で行われてきたと思うんですけれども、そういった方のそういうことの延長ではないかなと思えます。これを国で認定ということなんですけれども、認定ということになるといろいろな教育長言われましたように研修を受けなければならないということで、ちょっとまだこれから先わからないと思うんですけれども。

私は、1つこのことに関して、今度、これもまた先の話でまだ見えていないと言われるかもしれないんですけれども、来年度から小学生が農家などに泊まり込んで1週間程度体験活動を行う、そういう子ども農山漁村交流プロジェクトというのが総務省、文科省、農水省の3省で連携して行われるようにするというこれ具体的の方針として打ち出されています。今後5年間で全国で2万3,000の小学校すべてで実施していく方針だということで、これもまた非常に1週間という長い期間でいろいろな問題が出てくると思えます。現場では対応大変だと思うんですけれども、そういったものが行われるときにも地元の定年退職されたいいろいろ

な知恵と能力を持っておられる方を活用して受け入れをサポートしていく、そういうことにも有効だと思います。やっぱりこういう地域、地方の都市にあっては、そういう自然の持つ豊かさを本当に利用してそういう都会の子を受け入れる要素は備わっているわけですので、ぜひこういったものも大いに活用していただいて、これを受け入れることによって、その地域そのものが自分たちの自然や生活を守っていこうという意識が高まってくると思いますので、こんなこともまた生かして検討していただきたいと思います。具体的にまだはつきりわからないということで、答弁もはっきりはできないと思いますが、お考えとしてはいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 教育サポーター制度そのものにつきましては、私どもの聞いている段階では、ともかく一定の研修を経て認定をしていくという方向で活用していこうというふうには今聞いていますので、そこらあたり動きを見ながらいかなければいけないなと思っています。

それから、人材活用の件ですけれども、現在生涯学習の方では人材登録をしてもらっています。もちろん、その方たちについては、学校でも必要があれば教育委員会としてその方たちに、あるいは学校から直接こちらから紹介して学校教育の中にかかわっていただくという方法をとっています。学校教育の方につきましても、これから人材等につきましてもやっぱり登録制度はつくっていききたいなというふうには考えております。

それから、小学校の1週間の自然体験学習的なものもありました。これは、教育再生会議の方で、小学校については1週間程度の宿泊訓練、あるいは自然体験訓練、これはすべて宿泊を伴うのかどうかにつきましてはまだ詳細はわかりませんが、一応そういう報告は出ていますし、中学校については1週間程度の職業体験学習というものもこれはやっぱりその報告の中に出ています。これは、実際に文部科学省の方でそれをどういうふうな形でおこなってくるかちょっとわかりませんが、この報告は実際には実施される方向でおこなうのかなというふうには思っています。

それで、今私どもの方で直接やっていますのは、小学校でいいますとこれに相当するのが土肥の宿泊体験学習。これは、いろいろな地区で本当はやっていただければいいんですけども、先ほど議員もおっしゃいましたように、土肥で今回やっぱり1週間宿泊で、土肥高校の合宿所を活用いたしましてやっていただきました。これは、もうすべて実行委員会、ボランティアの方たちのお手伝いでやりました。延べ100人からのお手伝いがいて、定員で一応30名、実際には18名だったと思いますけれども、この子たちのお世話だけでもやっぱりそのぐらいいいと。これは、実際全校で対象は何年生になりますか、6年生あたり対象になると、大変なボランティアをやっぱりお願いしてやっていかなければできないことだろうなというふうには思っています。

それから、中学校の1週間の体験学習が、職場体験が出てくるわけですけれども、これは

今先取りの形で、今伊豆市では文科省の方の指定を受けて4校すべての学校で、今まではそれぞれの学校で2日ぐらいはやったんですけども、今連続して5日間の職場体験。これも各事業所等にかなり無理をお願いをして実施しています。もう既に3校は全部終わらせて、あと残り1校がこの2学期に実施する。これは、各学校で先生方が事業所等を開拓しながらやっています。結果につきましては、またこれも事業所が実際に受け入れてどんな感想を持ったか、あるいは学校としての感想等をまとめて県に報告して、今後きっとこれがやっぱり広げられていこうなというふうには考えています。

そんなような形で、私どもも確かにこういう田舎の子供たちがなかなか自然とのかかわりを持たない現状というのはやっぱり打破していきたいな。ただ、最後の方で出てきました都会の子供たちの受け入れ等につきましては、現在中伊豆地区でグリーンツーリズムの一環として、和光小学校あたりの子供たちを5年生でしょうか、田植え、あるいは取り入れまでやっていますけれども、これらにつきましても、実際受け入れて指導して下さる方の労力は大変なものだろう。実際に、米についてもただ植えて刈り入れどきだけ来ればそれで実るわけではありませんので、その間の田の草も取ってやったりしなければならぬ。大変な労力だろうな。それをたくさん伊豆市で受け入れるとなると、向こうで来た子供たちがすべてやってくれればいいわけですけども、なかなかやっぱりそれも容易なことではないなというふうには考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。以上で終わります。

議長（堀江昭二君） これで杉山議員の質問を終了します。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。

私は、通告してあります中豆斎場の再利用に関して市長に答弁を求めるものであります。

現在新火葬場建設が進められ、平成20年4月からその運用が開設される予定になっております。

現在の中豆斎場は昭和56年に供用開設され、きょう現在まで26年間という長い年月にわたって無事に利用されているわけでございます。また、開設以来、地区の八幡地区、柳瀬地区、旧中伊豆町の住民の皆さん方の深いご理解とご協力に敬意を表するものでございます。

中豆斎場も来年3月、残りわずかでのその役目を終わろうとしております。今後その跡地の活用をどのように考えているのか、市長に答弁を求めます。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員の中豆斎場の再利用に関しましてお答えをいたします。

新火葬場の建設につきましては、議員初め関係各位のご理解とご協力により、平成20年4月の供用開始に向け順調に事業が進められております。

さて、ご質問の中豆斎場、今後の跡地をどのように考えているかということですが、ご承知のように中豆斎場は昭和54年に建設されまして、その後29年間が経過し老朽化も進んでいることから、新火葬場が供用された後は速やかに取り壊し整地をする計画であります。この跡地利用につきましては現時点では検討が進められておりませんが、今後市及び関係地域などから跡地の活用にかかわる計画やご提言がありましたら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

大川議員。

21番（大川 孝君） ただいま再利用につきましては現段階では考えていないというようなお話でございましたが、やはり今からその跡地をどのように活用した方がいいか、まず地区の皆さん方、あるいはそうしたことについては伊豆市民から、全域の住民から募集をしてみるとか、企業に払い下げをすとかいろいろの活用方法もあると思います。心情的に余りよくない施設だからということでもそのままにすることは決してよくないわけでございます。そういうことで、やはり、その日向地区の建設が始まってから検討するのではなく今からそういう準備をしていくことも、やはり行政の住民に対するサービスの一環ではないかと思うわけです。今からの準備ができないかどうか、再度質問させていただきます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） まことにおっしゃるとおりでございますが、現在建設に集中しております。限られた職員でひたすらやっていますので、供用開始できましたらそういう検討を進めたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 開設に今集中している職員ばかりでなく、他の職員の大勢の職員の方もいるわけでございます。そういう中、やはり逐次その対応についてはスピードを上げて行動に移すということが私は大事ではないかと思っております。市長のより一層の行政の進め方のスピードアップを期待しまして質問を終わります

議長（堀江昭二君） これで大川議員の質問を終了します。

それでは、これで昼休憩といたします。午後は1時からということでお願いいたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、公の施設の指定管理者制度の導入後の総括につきまして市長にお伺いをしたいと思います。

指定管理者制度の導入は、伊豆市所有の財産を有効かつ合理的に運営するためにスタートしたものと認識しております。昨年4月より導入したこの制度の総括を伺います。

現在の管理者数と内訳、制度導入後の効果と相対的評価をわかりやすくお願いいたします。

なお、虹の郷や温水プールなど収益の発生する指定管理者につきましては、18年度の収支も含めて具体的に説明をお願いいたします。

大きな2番目、将来の指定管理者制度の方向と姿についてということで、伊豆市の目指す指定管理者制度の将来についてどのようにお考えになっているのか、その運用と姿勢について伺います。

管理者の選定に当たり、施設によって任せる目的や市としての目標がそれぞれに異なるのは当然と考えます。将来の施設のあり方や方向性などはどのようにして決められていますか。

また、これら市の意向は、管理者の公募、選定、決定の際にどのように反映し、実践されていますか。

次に、本年6月に設けました審査会について確認したいと思います。審査会の目的、役割、委員の選定方法を再度説明願います。また、委員構成は公表されていますか。審査会条例は公表されていますか。

指定管理者の指定の手続きに関する条例の中に第13条を設けてある理由について説明をお願いします。

管理者選定の際、公募の有無および選定決定の基準はどのように決められていますか。

管理者と協定内容は公表されていますか。

管理者が契約期間中に発生した負債、さらに管理者が破綻したような際、市に及ぶ責任の範囲について説明願います。

現在ホームページ上に掲載されている狩野川公園、天城ふるさと広場の優先管理者候補について、その決定の経緯及び理由、どのような会社なのか説明をお願いします。また、指

定期間につきましてもお願いしたいと思います。

修善寺体育館とグラウンドにつきましても指定管理者制度を導入すると伺っておりますが、その内容について説明をお願いします。また、今後の指定管理者制度の導入予定につきましても重ねてお願いをいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員の公の施設の指定管理者制度導入後の総括についてお答えをいたします。

指定管理者導入状況につきましては、地区集会所やこれに類する施設で市内各自治会を管理者とする24施設のほか、修善寺虹の郷など観光関連施設及び温水プールなど生涯学習施設等を民間事業者や公共的団体を管理者として平成18年度中に11施設に導入し、本年度10月よりさらに狩野川記念公園、天城ふるさと広場の2施設に導入する予定で作業を進めております。

導入後の効果と評価は、指定管理者審査会条例を改正することにより実績評価を加え、評価実施要綱及び評価マニュアルを作成し、平成18年度事業報告に基づく担当各部署による一次評価を開始している状況であります。この結果をもとに担当外部局による二次評価を行い、その後審査会において最終評価をまとめ、結果及び改善事項等の答申を待って議会に報告するよう考えております。議員おっしゃられる効果と評価についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

具体的な収支状況等につきましては、後ほど企画部長から説明させます。

続きまして、大きな2点目の将来の指定管理者制度の方向と姿についてですが、施設のあり方は設置の目的により異なりますが、民間事業者の経営ノウハウにより、施設の設置目的に沿ったよりよいサービスの提供の実現と経費削減のバランスが重要な選定の基準と考えております。

次に、指定管理者に関する市の意向については、公募に当たり募集要項による業務の範囲や事業収支に関する事項を定め、選定において応募者の書類審査、ヒアリング等を通じて審査過程に反映するものと考えております。

審査会については先ほどの説明のとおり、6月定例会における指定管理者審査会条例の改正により実績評価を加え、指定管理者の管理運営が適切になされているか、外部委員と市が協力して評価を行い、継続指定、課題改善指導等の答申を行うものであります。委員は条例により、学識経験者として管理施設のある旧3地区より民間経営等に詳しい3名を市長が委嘱し、副市長以下部局長4名を常任委員として任命しております。

なお、審査会条例及び委員構成を示した規則は、市例規としてホームページで公表しております。

次に、条例第13条については、市長部局の施設を担当部局が所轄することと同様、温水プール、狩野川記念公園などの指定に関する事務は所管する教育委員会で行うよう定めたもので、協定の締結者は市長となります。

選定に当たって基本的考え方は、原則公募と考えています。また、選定、決定の基準については、管理運営に関する基本的な考え方、指定管理実績、事業実施体制、運営管理計画、維持管理計画、事業収支計画、指定管理経費等の項目について、担当部局が定めた配点により書類審査、応募者ヒアリングを通じ、各委員の得点を基準に候補者の優先順位を決定しております。協定内容は公表しておりませんが、請求があれば担当部局を窓口公表いたします。

市に及ぶ責任範囲について、協定の締結に当たりリスク分担で、例えば負債発生が協定内容変更以外の運営費増加による場合は管理者負担、急激な物価上昇、減免利用の大幅増は市負担など詳細を定めることとしております。

また、指定管理者の破綻については、毎年度事業報告、管理事業者の収支状況等から市が事前に判断し、指定を解除するなどの措置が必要と考えております。

次に、狩野川記念公園及び天城ふるさと広場の優先候補者の決定ですが、狩野川記念公園は、市内の特定非営利活動法人及び全国で23カ所の指定管理事業実績のある総合建物管理会社の応募があり、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、委員の選定基準表による得点評価により答申を受け決定をいたしました。

なお、狩野川記念公園の指定管理を平成19年10月1日から平成24年3月31日までの4年6カ月、天城ふるさと広場については平成19年10月1日から平成25年3月31日までの5年6カ月を予定しております。

次に、修善寺体育館、グラウンドの指定管理については、施設の効率的、効果的な運営を行うことによってより有効な活用が期待されることから、本議会に運動施設条例の改正を上程、その後審査会の審査を経て指定を12月議会へ上程する予定であります。

次に、今後の指定管理の導入についてであります。観光経済部局にあっては市営施設運営委員会との関連から、その対応が必要となると考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、具体的な収支の件についてご説明をさせていただきます。

まず、修善寺自然公園につきましては、平成17年度は市の特別会計で管理しておりました。収支は、一般会計繰り入れが3,600万円のいわゆる赤字でしたが、指定管理した18年度においては指定管理料はありませんが、借地料等約1,300万円ほどの市一般会計支出のみであり、単純計算で2,300万円の支出削減と考えております。また、指定管理する財団法人伊豆市振興公社の収支については前回の全協で報告しましたが、公社自主事業である市民

の健康福祉の増進、生涯学習講座の開催、環境美化等の市民への還元を含めた指定管理経費を差し引いた純利益は、約でございますが、1,045万円となっております。

また、中伊豆温水プール、天城温水プールにつきましては、指定管理移行前の平成17年度における比較で、天城が15万3,000円、中伊豆が423万円、計483万3,000円の支出削減となっております。利用者数は17年度に対して9.5%、5,883人の増、年間で6万7,704人となりました。主に、中伊豆プールの教室参加者の増3,956人などがございます。収支については、管理運営費では健康づくり教室等の収入増と中伊豆プールの光熱水費などの経費削減によりまして426万7,000円、自主事業では水泳大会などを行い165万2,000円とそれぞれ純利益計上し、合わせて591万9,000円の収益増となっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） ありがとうございます。再質問をちょっとさせていただきます。

夕張市が再建団体になったということで、いろいろ夕張効果で各自治体も財政に対する世間の目が大変厳しくなってきたと。これは、現実にもそうっております。我々も先月県の議員研修で、そういう地方分権の改革の中の話の中で、今後首長、監査やられる方々の責任が当然重くなってくるであろうという。また、この11月だけに財政健全化法とか何か通るんですか。そういうのになると余計そういった形が強くなるということで、やはり財政のことに関しては当然我々議員の立場でもこの責任を負うような現状が出てくるのではないかと。ということで、あえて今回はこの昨年導入した指定管理者のことを取り上げさせていただきます。

今、企画部長の内容で、当然その収益の生じた指定管理者の運営に対しては大変金銭的には効果があってよかったのではないかなというふうに思っております。そういったことで、1つ、2つそこら辺でちょっと質問をしたいんですけども、例えば今経費節減になったという説明があって、虹の郷については1,050万円、プールについては438万円の節減になったと。これは、指定管理者の方からすると利潤と考えていいわけですか。その辺ちょっと、それでまた、その利潤はどういうふうに処理されるのかなということですね。その辺もちょっと説明をお願いしたいなと。それが1点ですね。

それと、これ下の方で市長がもうお答えになっているんですけども、負債とかの所有権の問題なんですけど、今現実にある市の所有の建造物とか何かを使用している分には、当然何かあったときは市が補修したりなんかしていくんでしょうけれども、新たに例えば管理者が利潤を上げたときには、自分がそういう構造物を建てたいとか何かで自分がその施設内に建てた場合、その所有権はではどうなるのと。そういったことをちょっと細かな話なんですけど、ちょっと聞きたいなと思っております。これ指定手続等に関する条例の中の第10条の原状回復の義務とか、その11条の賠償責任が条例にはもうありますので、それ以外に生じることで考えられるわけですね。そういったことをちょっと細かなことなんですけど、ちょっとお

聞きしたいなというふうに思っております。

当然先ほど市長からもお話があったように、指定管理者は管理委託の制度から、その管理権限を委任するために指定管理者とか直営にしなさいという1つの法律の変わりであるという制度になってきているわけですから、当然民活を導入するとか何かでその辺は収益を上げる施設に対しては利潤を上げていただかなければいけないと思いますので、その辺のお金のことですから、はっきり協定で恐らく、我々はその協定を見たこともないし、公表もされていないということなものですから、どういう協定をされているのかなということも含めて、ちょっとお話をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 経費節減は指定管理者の利潤と考えていいかどうかということですが、これは後ほど企画部長から答えさせますけれども、その前に、2番目の負債の処理とか、所有権の所在はどうかとか、いろいろなある施設を貸借条件というんですかね、それで管理をお願いするわけで、細かいことが出てくると思います。基本的には契約書ということで決めていくわけですが、なるべく個々の契約書に細かくうたうのと、線はやっぱりはっきりすべきであると、後でなるべく疑義が生じないように。したがって、施設は市のものですから、施設の補修であるとか、新しく附带的設備をつけるとかいうのは、私は基本的に市がやるべきだと思っています。指定管理者が都合でもってこの中をつけ足したいとかいうことは、後で権利が生じますから大変微妙な問題になってくると思います。その辺は、個々の場合も含めて、やっぱりすっきりした契約でやっていくべきだと。実際問題はいろいろなケースがあって難しいかと思いますが、そういうことだろうと思います。

その利潤かどうかというんですが、指定管理者の考え方というのは一応、ですから契約の範囲内で、ここから先は経営してくださいということで上がったものは指定管理者の方でどういう会計処理するか、利潤として処理するのか、内部留保として管理するか、そういうことだろうと思っています。基本的には、市としてはこの施設は利潤を上げるべき施設ではないと考えているわけで、住民福祉のための施設、健康増進のための施設というのが大前提だと思っています。したがって、それをいかに効率よく、またその目的に合った運営をしていくかというための指定管理者だという考え方です。

ただ、それをやっていくとだんだんいろいろな問題が出てくると思うんですよ、まだ始めて1年、2年ですから。予想できるところは幾つか手を打っていこうと思って、それで前回の審査会というのを設けているいろいろなチェックをしていこうと。私は、審査会をつくったから、すべてこれでオーケーだと思っていません。やっぱり時々刻々そういう問題になる前に小さなことはつぶしていくようにしていかないといかんなど。それが、審査会をお願いする大きな役目であると。もちろん選定だとか、その結果がどうだとかいうことは見てもらうわ

けですけれども、今までやっていた中で将来の問題点というのはなかなか想定されていないわけですけれども、やはり早目、早目に手を打つような体制をつくらなければいかんと。そういうことで審査会をつくらせてもらいました。

あと、補足するところ、利潤については企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 飯田議員の利益に関するお話でございますが、まず基本的には、伊豆市が今までどおりにやっていた場合と、違うA社ならA社という会社がやっていた場合の今比較を申し上げました。ですので、純然と民間企業がやるとこういう形での利益といえますか、行政とやっていたところの差が出るという言い方でご理解いただければと思います。

さらに、こういった虹の郷であるとか、あるいは温水プール、ある程度利益が出るという想定のものもございますが、実際に旧授産所ですか、こういったものは純然と利益が出ないと想定されるものもございます。これらについては基本的に、今まで行政が全額やっていた場合と民間がやっていた場合のいわゆる委託料と言われる部分が大分変わってくるというふうに想定しているわけです。ですから、授産所の場合ちょっと今回法律の改正等がありまして大幅な支出の形、委託料になってしまいましたけれども、実際的には民間がそのままをやっていたら、さらにそれ以上の支出が想定されるということが言えると思われています。

そういったことを踏まえまして、我々この指定管理者制度にするという目的は、アウトソーシング、いわゆるそういった行政改革の一環でもあるんですが、もう1点はサービスの向上、こういった部分にも力点を置いています。ですから、あくまでも経費削減も1つの目的ではございますが、サービスの向上という視点もご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 基本的に、市が所有の物件で結局委託金をもらって運営するわけですから、利益が上がって当然だと思うんですね、これは。別に借金して設備投資をするわけでもないわけですよ、指定管理者は。利益が上がって当然だと思いますし、では先ほどの建物の改装とか何かのときの資金をそのたびそのたびに利潤を指定管理者の方にすべていいですよということだと、常に市の方がそういったもろもろの維持管理のお金を出していかなければならないというふうに私は単純に思いますけれども。きのうの参事の話だと、ふるさと広場は何か利益が上がったらこっちに入れるような話ちょっとしたような気も覚えているんだけど、その辺はやはり姿勢としてそれでいいのかなと。やはり、これから伊豆市の財政を何とか少しでもよくしていく上には、やはり利益は多少は取りますよというような協定を結んでもらいたいなと。そうしないと設備投資できませんよ、それは。

それで、先ほど市長が言ったように業者には勝手に建造物を、業者の側からいえば、もっと利益を上げよう、収益を上げようとしてこういう施設もつくりたいという意向があったときに、ではそれは市の方はだめだと言われたらそれはなかなかこれ、私管理者の方が私で

はそれ出して建てたいと言ったときにそれもだめだというと、なかなかこれ管理をする人もどうなのかなと思うんですけれども。その辺はある程度認めて、所有権はそのかわり市にありますよとか、そういう話によってもって、市の財政は極力減らすような方向でこれやっていかなければ、僕この指定管理者というのはする意味は余りないと思うんです。確かに、口先では、ここにもあるけれども、指定管理者の制度をつくるときの県の行政改革室の資料を見ると、確かに公共サービスを民活を入れてやるんだと、いろいろもろもろ部長の言うようなことがあるんだけれども、基本はだけれども、そのこのところだと思うんですね。これからもっともっと伊豆市の財政も厳しくなるわけですから、その辺はもっとシビアに考えて、やはり多少なりとも収益の上がったところの利潤についてはもう一度再考をお願いしたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） この利益が、いわゆるA会社が利益を上げたといった場合においては協定の中身として、こういった利益追求型の施設の場合には、何らかの協定内容の中で利益を還元しなさいということは当然うたってくることになると思います。

もう1点のこういった施設のいわゆる中に何らかのものをつくりたいと。確かに、民間企業が入った場合には、当然そういった客寄せのためにいろいろな施設をつくりたいという要望が出てくると思います。これは、先ほど市長が言ったように、ある程度の制限は必要かなと思います。ただ、企業側とすれば、どうしてもお客さんを入れるためには何らかのものが欲しいというのは当然出てくると思います。これらについては事前に業者さんと、それから行政側とよく検討して、何のためにつくるか、それで、それによって利益がどの程度上がるんだというようなことを審査させていただいて、その上でそういった施設を建造することを許可するかしないか、そういう判断になってくると思います。

いずれにしても、企業とすればそういったものがないと、資産が何もないところに投資するというのはなかなか難しいんですが、何らかの形で民間企業が入りやすい形も考えていかなければならないかなというふうには思っております。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） まだ始まって1年ちょっとしかたっていないですから、当然これからいろいろなことがわかってきているいろいろな改革が進むと思いますから、その辺はまたよろしくをお願いしたいなというふうに思います。

その次、下の段のところへ、将来の方向性と姿という方の再質問をお願いしたいと思います。

一応今回私も、狩野川公園とふるさと広場の公募の要項とか業務の基準みたいな、仕様書みたいなものも一応目を通させてもらいました。その中の一番、僕が企画部長とも話したことあるんですけれども、市の意向としてはその指定管理者をどういうふうな姿に将来したいんだという意向を指定管理者にきちっと伝えるようなことができれば、指定管理者制

度を敷いた意味がないと思うんですね。そういったことが、公募をかけたときにしっかり管理者、受ける側に伝わるのかどうかという、伝えているのかどうかという問題はやはり大事だというふうに思いますし、確かにいろいろ施行規則に沿ってそういう募集要綱、仕様書みたいのはきちっとできています。内容的には、さっき私が言ったようなところでは、狩野川公園は教育委員会が担当したわけですか。それで、ふるさと広場は観光商工課。

結局これ基本方針、確かに狩野川公園の方の基本方針を読ませていただくとよく丁寧にいろいろ書いてあるんですけども、僕にとって一番肝心なことが抜けているのね。だって、あそこよく皆さんわかるとおり、あそこのスポーツ施設を使う人の数より、あそこに入りする観光客を含め、その方がよっぽど多いわけですよ。そのところなんだよね。あの施設をどういうふうに市が持っていきたいかということが、今手元にありますけれども、その要項からはちょっと読み取れないんだよね。確かに、教育委員会サイドからの考え方はしっかり書いてある。でも、あの施設をでは本当に、だって、何倍もの人があそこへ来る人が多いですよ、恐らく年間通したら、あのスポーツ施設を使う人の数より。その辺が、やはり市がどういう方向に、僕に言わせれば、あそこはひとつの道の駅的な要素を持った場所であるし、そういう立地にある場所ですから、そういうものを最大限に生かした方向の施設に持っていかなければいけないと、単純に言えばこうですね。そう思うんですけども、そういったことが余りその要項の中にも書かれていないんだよね。その辺はちょっと残念だななんていうふうに思うんですけども。これは、担当の教育委員会の皆さん一生懸命やってくれたんだと思いますけれども、以前にも申し上げたように、やはり伊豆市は自分たちの課の中の範囲で発想するのではなくて、もっと広く発想してくれと。この辺市長と私は同じ考え方だと思うんですけども、そういうことをやはり市民も期待していますし、そういった教育関係のことのみではなくて、そういう中からもやはり伊豆市の観光も当然考えているとは思いますが、現実にはこの狩野川公園の要項を見たときに、そういうものは余りはっきり私には感じ取れなかった。

ふるさと広場は物すごく単純で、教育委員会の方のあれで見ると全く短くてシンプルなんですね。ちょっと読ませてもらいます。豊かな自然環境を利用し、市民の健康増進及び観光の振興を図るための施設としてと。これ1行で大体目的を網羅しているのかなと思うんですけども、これではちょっとシンプル過ぎて、これでは管理者に本当に自分たちの意向は伝わるのかなと思う。逆にそれもまた思うんですけども、そういったことはこれからいろいろな形で展開していくのではないかなというふうに思いますので、その辺も各担当の方々は今後いろいろな角度から物を見て仕事をしていただきたいなというふうに思います。

きょうは何かいろいろ準備をしてきてくれてあるみたいなもので、ちょっと細かく質問をさせてもらいます。

初めに、指定管理者条例はちょっと僕ももらったのがあったんですけども、ホームページにはまだ載っていませんね。どうもあれは半年に一遍とか1年に一度しか書き直さないとい

いうものですから、6月のものはまだホームページに載っていないものですからちょっとわからなかったんですけども、その辺は結構です。

まず初めに、ふるさと広場と狩野川公園のことについて、ちょっととして1番からずっと細かく聞きますので、メモしてもらえますか。要するに、双方の公募の方法は、少なかったわけですね。片方は2つ、片方は1つしか来なかったと。その少なかった理由はなぜだったのかなと。それから、その公募期間というのはどのぐらい、どのような形でどういう期間公募したのかなと、その点が1番目。

それで、2番目ですけれども、仮協定はもう何か結んだというような話も聞いてあるんですけども、それは結んだんでしょうか。

3番目、契約期間の違いですね。虹の郷とかあれば、去年はたしか市長が5条を使って3年要するにやってみるということだったんですけども、今回4年と5年ですね。例えばこれ10月からやると、それにまた半年プラスになるわけですね。なぜ4年と5年になったのかなと。その辺もちょっとお答え願いたいと思います。

それで、今回補正でふるさと広場の方に527万円、狩野川公園に592万円、狩野川公園の方はテニスコートとか電気の使用料マイナスになっておりますので、全額ではなくなるんですけども、これ年間予算を決めてあって、その上にまたプラスこれだけ払うというのはどういうことかなと。これが、今のが4番目ですね。

5番目、平成19年度の予算書を見ますと、ふるさと広場の予算の額は大体9,730万円予算とってありますが、これ大体繰入金約2,000万円ぐらい。これ今度は委託するとなると、その年間委託料というのはどのぐらいになるのかなということ。

6番目、この施設を維持管理するには年間どのぐらいの、例えばこれを指定管理者制度に移すために、恐らく普通の人はずると思うのね、これは。例えば、民間があれだけの施設を維持管理するにはどのぐらいの年間資産が要るのかなというようなことの試算をやったのかどうかということですね。

7番目、狩野川公園の方で債務負担行為の補正が19年から23年、4,945万円ということを出ていますが、補正に。委託料というのは毎年毎年払っていくんだと思いますけれども、この辺のことをちょっと説明を教えてください、どういうことか。

8番目ですけれども、優先公募、サンアメニティですね、狩野川公園の方は。これが出した年間予算は幾らだったかをちょっと教えてください。

9番目です。ホームページに今回のこの審査会をやったものの内容が載っていますけれども、あそこに出ているとおりで間違いがないかどうかということですね。その辺をちょっと確認したいということ。

10番目、これは我々議会の方の甘さもあると思うんですけども、先ほど市長がちゃんと答弁していただきましたけれども、審査会のメンバーが10人以内ということは我々承知していましたが、その内容までは全然どういうふうになるのかなということはチェックし

なかったというのは我々議員の方の責任なんです、ホームページ見ますと、民間の認識者ということで3名の方がありまして、あとはみんな役所の管理職の人たちということになっております。自分が思うには、やはり半分ぐらいは民間の人たちで、先ほど市長が言ったように、実績の評価を行うにはやはりそれなりの経理に詳しい専門家みたいな人も1人入れていただければなというふうに思うわけですね。

その辺につきまして合計10項目、すいませんけれども、お願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 再質問で合計10項目ですが、大変細かくご質問いただきましてありがとうございます。ここで全部答えられるかどうか、後で担当の方に振りますけれども、基本的に、狩野川公園と天城ふるさと広場についてのご質問、あるいは審査会のメンバーについてのご質問、これは政策的な部分がありますから、私から答えます。

狩野川公園は、今教育委員会で一括ということで指定管理者を検討するように今年度始まる前に指示したわけです。天城ふるさと広場は、観光経済部で一括指定管理者をするように指示をしたわけです。その背景は、それ以前はどうなってきたかということ、狩野川公園のグラウンドは教育委員会の管理、それで公園部分は観光経済部の管理ですよ。1つのサイト、2つの部、あるいは管理していると。それから、天城ふるさと広場も、あのドームは教育委員会の管理、そのほかは観光経済部の管理。全体の1つのサイトをそういうふうに分けています。私は、そここのところがやや理解できなくて、やっぱり一括管理すべきだということから始まって、たまたま指定管理で虹の郷とかそういうことをやっていたら、これならいけるかもしれないなという思いがあって指示をしたわけです。やや急ぎました。それで、10月1日からすると、指定管理者になるように検討しろという指示を出したわけです。それに従って進めました。したがって、ややおっしゃるように幾つか不備な点があるかもしれませんが。ただ、もう一つは、申し上げましたように審査会というのをつくって、そういう中でよく検討してもらおうということでございます。

飯田議員は、指定管理者について大変造詣が深くてですけれども、官と民との数の割合ですね、審査会の。指定管理者について、民の中でわかっている方がどれだけいるかと。おれわかっているよという人がいるかもしれませんが、そういう思い。あるいは、逆に、官がどれだけ民を信頼できるかというようなこともありまして、いろいろ討議した結果こういう数字になっております。それを変えることはやぶさかではないと思います。ただ、スタートですから、そのぐらいの割合でもいいのかと。やっていくうちに、いろいろなやっぱり時代の変遷とともに考え方も変わってくるし、冒頭ご質問のあったような課題というか問題点というか、問題点は小さいうちにつぶすべきだというような考え方でしてもらわなければならない。将来の問題点は、だれも予想はできませんけれども、そのとおりになるかどうかかわからないです。そういう考え方で、とにかく早く進めなさいと。

それから、もう一つ、これは大変失礼に当たるかもしれませんが、かつて三セクと

というのがありましたね。三セクはほとんど失敗しました。私なりになぜかと思いました。それは、ああいう方式をつくってそのまま固定で進めたからですよ。3年、5年進めたら世の中変わりますよ、早いからです。それについていけない組織、仕組みだったと思っています。やっぱり時代が動くのに対して柔軟についていけるような審査会、あるいは組織にすべきだというのが根本的に私の考えです。その辺は、やっぱり経営をやっている飯田議員はよくご理解いただけるのではないかなと思うわけですが。そんな考えでやや急いで指定管理者を指定してくださいということでやりましたので、これが完全なものだとは思っていません。ぜひそういう目で見ても、これからもご意見やご提案をいただければ、それに従って検討してまいりたいと思います。

先ほど言われた数字的な問題点等につきましては、ここでどれだけ答えられるかわかりませんが、狩野川公園の方が教育委員会、天城ふるさと広場が観光経済部の方ですから、それぞれの部局の方から答えてまいります。もしわからなかったら、後ほどまた説明するようにいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、天城ふるさと広場で関係するところのみ報告させていただきます。

1番目の公募の方法、それから公募の業者が少なかったと、そういうようなことと期間についてのことでございますが、公募につきましては静岡新聞、日日新聞、それから市のホームページで公募いたしました。市の広報につきましては、ちょっと締め切りの期間が間に合いませんので掲載はいたしませんでした。

それから、応募の業者がなぜ少なかったかという、それにつきましてはちょっと理由がはっきりわかりませんが、経営的に魅力がなかったのか、そこら辺はちょっと定かではありませんが、私もちょっと、問い合わせは2件ほど窓口に来られて、どういう方法で申請するのかということで問い合わせ来ましたが、最終的には応募が出されなかったというような状況もありました。

それから、応募の期間でございますけれども、4月5日から4月20日までこの指定管理者の募集の説明会をするということで、まず募集期間を設けました。それで、説明会を4月24日に実施してございます。それから、質問とか閲覧の期間を設けまして、実際に本申請を行いましたのは、受け付けを行いましたのは6月11日から6月15日まで、直接持参か郵送というようなことで実施いたしました。

それから、次の2番目の仮協定でございますけれども、今週に仮協定を済ませていただきます。

それから、契約の期間の4年6カ月と5年6カ月の違いということでございますが、天城ふるさと広場は5年6カ月ということでございます。19年10月1日から25年3月31日までござ

いますが、23年3月31日までの期間で実績書を出していただくわけですが、指定管理者の審査会におきましてその実績を評価していただきます。その評価がよければ、続いて2年間、25年3月31日まで継続することができるということを設けてございます。

それから、19年度分の委託料490万6,000円でございますけれども、これは10月1日から来年3月31日、今年度分でございますけれども、指定管理者の提案書の中で申し出がございました。それを検討いたしましてその金額と定めたわけでございます。ただし、来年度以降につきましては指定管理料は要らないという申請者の計画書がありました。

それから、審査内容でございますけれども、審査内容につきましては審査項目が16項目ほどございます。これは、狩野川公園の方と基本的には審査項目は同じでございますけれども、配点方法につきましては狩野川公園と天城ふるさと広場では若干違っております。天城ふるさと広場につきましては宿泊施設とか運動施設もありまして複合施設ということで、一般的な審査事項は15項目で各10点、それから指定管理料の項目につきましては重要であるというようなことで、その項目が50点ということで、全体を200点満点ということで定めまして、審査会の委員さん、民間の3名の方、それから職員4名各自で採点していただきまして、その集計によりまして審査の評価をしていただいたということでございます。

以上でございます。

〔「年間委託料とか資産をやったのかどうか、それに関しては」と言う人あり〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 年間の委託料でございますけれども、19年度は、今年度分10月1日からですけれども、今年度分490万6,000円と。これがあるのみでございます。来年度からは管理料はないということでございます。

それから、資産の計画をしたのかということでございますが、特にこの資産につきましてはしてございません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

まず、公募なんですけど、少ない理由ということでしたけれども、説明会の方には5社参加をしております。実際の応募が2社ということになります。5社おいでになられて2社だけ提出をしたというのは、先ほど参事が申しましたとおり参入の魅力が薄いのかなというようなことではなからうかと思えます。

後日、ふるさと広場の方も参加者が少なかったわけですが、どうしてこんな少なかったのかちょっと聞いてみたことがございます。そうしてみましたならば、一番の原因は、4月は大変忙しいと。4月に募集をかけているわけですが、4月はほかの指定管理者の施設があって、そこを受注してそれを立ち上げるのにとっても人工がかかるんだと。とても募集にはなかなか応じがたいところがあるということでした。

それから、これは観光の方の施設ですが、ふるさとの方が施設が大きくて、私だったらそこの方に応募するんだけど、なぜ少ないかということで、宿泊の方がちょっとあるので、そこはちょっとうちの方では技術といいますか、そのノウハウがなくて参入は見合わせているというようなことでした。ちょっとだから時期が少し悪かったのかなというような気がいたしました。

それから、少ない理由の1つなんですけど、教育委員会の場合には、先ほど飯田議員さんからもいろいろあったわけですが、何しろあそこはまだ補助金をいっぱい受けていまして、その補助金の適化法といいますか、補助金をもらうと何年かまではそういったものにとらわれてしまうと。最悪の場合には補助金の返還もあるというようなことで、非常に使い勝手に展開性がないということなわけですね。それから、主に、だから駐車場とか観光施設の方は補助金をいっぱいいただいていたので、それに縛られてしまう。それから、運動施設の方は、あそこは地総債だったと思いますが、それがまだ15年間借りておまして、それをまだ返済中であるというようなこともございまして、なかなかそうではこのビジョンをこういうふうにしてとかいうような展開が得られないことであるよということになります。

それから、期間ですが、前に申し上げましたとおり4年6カ月と。それから、仮協定は、当初ですと仮協定を結ぶという例が多いのですが、最近では仮協定を結ばない例もありますので、教育委員会としてはまだ仮協定は結んでございませぬ。いきなり本協定にいきいたいというふうに考えてございませぬ。

あとは、契約期間は4年6カ月ですね。それから、年間予算を決めてあって、どうしてこれだけ払うのかというようなことですが、半年間ございませぬ。半年分の必ず少なくなる部分、払わなくていい部分、例えば電気料なんかは120万円の減額をございませぬ。本来水道なんかもするんでしょうけれども、それらはちょっとどれくらいになるかはなかなかということもありまして、細かい部分については減額はございませぬけれども、120万円の減はございませぬ。それから、一括で年間で払い込むものもございませぬので、それらは後日その管理者から半年分は返してもらうというような契約の内容になってございませぬ。

年間の委託料ですが、これは総額では4,945万6,000円で、19年度は補正予算にありますとあり592万2,000円、20年度が1,089万9,000円、21年度も同額です。それから、22年度は1,088万7,000円、それから23年度は1,084万9,000円と、若干ですが、低くなってございませぬ。これが年間の委託料ということになります。

それから、民間の試算でございませぬが、これは指定管理を募集しますときに、募集要項と業務の基準書をつくりませぬ。その中で、ここを管理する場合にあなた方は幾らのどういった内容で経営をしますかというような事業計画と予算書を出してもらいませぬ。それらが私どもの業務の基準書に適正であるのかどうかというようなことも判断をして考えていきませぬので、民間の試算というのはその提案業者のものになります。それらが民間の試算というふうに考えていただければよろしいかと思ひませぬ。ただ……

〔発言する人あり〕

教育委員会事務局長（山本準次君） それは、ここに資料がございませんのでちょっと不確かなんですが、記憶によりますと1,100何万円ということでした。ただしこれは、そこでの提案は、平常どおりの人員の配置が夏は5時かな、冬は6時というような設定でございました。私どもが考えた場合に、狩野川記念公園は、グラウンドがあいていればそこですぐ申し込みができて利用できるよというような体制も考えると。それから、駐車場を含めて、防犯上、安全上ちょっと問題があるのではないだろうか。それを上げなさいというようなこともありましたので、やはりあそこを開設をしている間は多少なりとも人的な配備をしたいなというふうに考えました。そういった関係で、当初の提案よりは原則夜の8時までいてもらいたいよというようなことも出してございますので、1,100万円かにはそれが入っておりませんので、それを含めるともっと上がってくるわけですね。結局いろいろ交渉しまして、1,100万円を若干切る金額になったということになります。

それから、狩野川記念公園の債務負担行為ですが、年度の金額としては先ほど申し上げた金額になります。債務負担行為と申しますのは一番の限度額ですので、これ以下でやりなさいよ。単年度予算で後年度に負担が生じますので、これらは4年6カ月分の債務負担を挙げておいた方がいいよというようなことで挙げてございますので、債務負担行為というのはそういったものです。電算のことであるとか、そういったものは条例であらかじめ債務負担行為を挙げなくていいよということになっております。自治法の中でも挙げなくていいよというようなものもありますが、それ以外のものに該当しますので、ここで債務負担行為というものを挙げさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 先ほど契約期間の違いについては双方とも、私は虹の郷とかあれば3年間、何で4年と5年になっちゃったのと。それプラスアルファ半年だという、その理由を聞いたかった。それはまた後で、なぜそこが、例えばどういう相手かわからないのにその契約期間を延ばした理由ね。虹の郷すら3年でということ始めたのになぜ4年、5年に延ばしたかと、それちょっとまた後で答えてください。

議長、まだ時間あるんですか。

議長（堀江昭二君） あと6分。

15番（飯田宣夫君） 先ほどもう市長に先手を打たれて、なぜ急ぐんだという話をしようかと思ったら先に言われてしまいましたけれども、先ほども今事務局長も言っていたように、僕に言わせれば、そんなに無理してやる、今年度の予算もちゃんととってあるのに、来年の4月からでいいんじゃないのというのが、私はそう思いますけれども。そんな無理して、応募者も少なく、ふるさと広場最終的に1社で、これ公募といっても競争の原理が何も働かないで、本当にそれで意味があったのかなというふうに思います。それは、私だけではなく

て皆さんそう思うと思いますよ。それは、また後でちょっと言いますけれども。

全部私のところに申請書に書かれた、要するに応募者のプレゼンテーションを7月6日に実施しているわけですね。そのときのプレゼンテーションの内容があって、様式でいくと26ページあるんですけども、これ目通すだけでも、読むだけでも1時間ぐらいはかかるのではないかなというふうに思うわけですね。先ほどまだ企画部長がこれ答えるはずだったが、答えていないと思うんですけども、このホームページに載っているその審査会のこの概要がこれで正しいかどうか確認をしたかったんですけども、それ答えていないと思うんですけども、一応これもホームページのコピーを出してありますので。

要するに、私が言いたいのは、担当者はもうちゃんとこの施行規則にのっとって4月からいろいろな準備をやってきているんですね。それで、6月に審査会をつくったと。だけれども、その審査会の結局これを見ると、7月6日の13時にその審査会の方々に委嘱状を交付して、もう1時20分からそのままプレゼンテーションに入っているわけですね。各人が例えば25分くらいですか、これは。狩野川公園が2社で、2社で20分しかとっていないの、これ。もう少しとっているのか、2社で80分。ふるさと広場の場合1社ですから、当然40分近くなっていますけれども、結局これだけある応募者たちが、要するに施行令にのっとったいろいろな計画とかそういったものを本当に審査会の方々が理解して審査して、ここにあるような点数が評価ができるのか。これ最終的には諮問機関ですので、市長がこれでいいんだと言えば、それはそれでいいと思うんですけども、それはそうなんですけれども、それで審査会の本当に意味をなしているのかなと思うんですね。とてもこれ、読むだけでもこれだけのものに目を通すって、これ事前になんて審査会の委員の方に渡していないわけでしょう。それで、もうたった25分かぐらいの間に点数をつけるというふうな形をやっているわけだよね。これ私もたまたま民間からこの審査会にやった人の終わった後に聞いたことあるんですけども、余り感心したあれはなかった。はっきり言えませんから言いませんけれども、これは事実。だから、だれが見ても、市民がこんなことでこんなことを決めているのなんて、これだけのことを決めるのに、たった1時に委嘱して、もう4時には結論を出しているという。これは、ちょっと私は市民にこれわかったら、やはりだれしもがおかしいんじゃないと思うのは当然だと思うんですね。

サンアメニティの方の業者は、確かにいろいろ実績もあったりして選ばれたというのはわかるんですけども、ふるさと広場の方に、点数が130点とかあったから当然合格したんだと思いますけれども、5月に設立した会社が、何の実績もないわけですね、私らから見れば。そこにあれだけの年間1億円ぐらいの予算の市の施設ですね。あれだけの施設は、この辺の近郊にあれだけのスポーツ施設が整ったところなんてないわけですよ。あれだけの施設を任せるには、それなりのやはり企業とか何かに任せなければ、やはり我々ももちろんですけども、市民だって安心できないですよ。これはもう私が申し上げるまでもなく、大方の方はそう思っていると思うんですね。

だから、こんな審査のやり方で本当にいいのかなと。やはり先ほど言ったように、市の考え方とか何かをしっかりと理解してもらって、それを提案を出していると思うんですね。それでプレゼンをやって、その結果を採点してやるというのが常識だと思いますし、応募した業者にも失礼だと思うんですね。そういう知識が、担当者は確かにいろいろなことをもう事前からわかっているから、点数のつけ方もわかっていると思いますし、評価の仕方もわかっていると思うんですけども、いきなり委嘱されて、ではこれ見てプレゼンテーションしました。それで点数をつける。その評価が結果として上に上がって、市長がではそれでいいだろうという判断でそこが優先候補として選ばれていると思うんですけども、私の常識の範囲ではちょっとこれはまずいんじゃないかなと。こういうことが市民に知れたら、やはりこれはまずいんじゃないかと。幾ら急いだからといっても、来年4月からでもいいんじゃないかなというふうな認識で私はおります。その辺、市長は当然それでいいんだということでここで提案されておるんですけども、もう一度何かその辺考え直していただけるようなあれはないでしょうか。

これで私の質問は終わります。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 時間が余りありませんので、結論だけ言いますと、考え直すつもりはありません。なぜそんなに急いだからということですが、来年4月だと他の指定管理者にいかないと思ったからです。といいますのは、冒頭飯田正志議員の話にありますように、私4月以降続投できるかどうかわかりません。したがって急ぎました。個々においてはご指摘のような欠点はあるかと思いますが、早いことは将来修正する可能性があるという考え方です。万全を期してやったら多分いかない。その前に担当と大分議論しました。そうしたら、いかない理由がいっぱい出てくるんですよ。結論はそういうことです。

以上です。

〔発言する人あり〕

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長、補足を。

教育委員会事務局長（山本準次君） 1点だけ補足をさせていただきたいと思います。

審査は企画の方で受け持っておるわけですが、提案書であるとかは事前に委員には配付をしてございます。募集要項とかも配付をしてあると思いますので、事前に読んで審査会には臨めるという状況だと思います。もちろん実際の提案についてはその場、その日、そのときに聞くわけですけども、事前には提案書には目を通せる状況に委員はあるということでございます。

以上です。

〔「委嘱状を交付しない事前に渡したということですね」と言う人あり〕

教育委員会事務局長（山本準次君） その辺を突かれますと大変あれなんですけれども、事

前に読んでいただく方が有効性があるということでそういうふうにしておる。本当はその場でということになるのかと思いますけれども。

〔「契約期間」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） この期間5年と残りの半年という、5年6カ月ということで決めたわけですが、これは指定管理者の審査会の協議の中の提言といいますが、その話の中で、どうも指定管理の期間は3年は短過ぎるではなかろうかというような話がございます、それで5年と6カ月にしたわけですが、先ほど言いましたように、23年3月31日に審査会におきまして実績書を評価していただきます。それで、その結果もう2年間延長するかというようなことで、ただし書きというようなことで5年6カ月ということで決めさせていただきました。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで飯田議員の質問を終了します。

これで、25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時25分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加 藤 章 君

議長（堀江昭二君） 7番の加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は、2点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

1点目として、市民に情報の開示を。

伊豆市の行財政改革を進める上で、市民に市の財政状況等を分析して、問題点と改善点、市の人口の推移、市有地の面積等々市民に情報を提示して行革に理解と協力を求めることが必要と考えますが、市長の見解は。

2番目といたしまして、学校給食の地産地消の推進について。

日本の農業は、高齢化による耕作放棄地の拡大、輸入自由化による自給率の低下等危機的な状況にあります。このような中で安全、安心と伊豆市農業の活性化を考えた場合、学校給食の地産地消をさらに推進する必要があると考えます。

1、合併時と現在の学校給食の地産地消率は。

2、市長の重点施策の1つである地産地消を今後どのように推進するかをお聞かせいただきたいと思ひます。

お願いします。

議長（堀江昭二君） 加藤議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員の情報公開についてのご質問にお答えいたします。

情報公開制度は、市の保有する情報を積極的に開示することにより市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への参画を促進し、民主的な市政の発展を目指すものであり、市の財政状況、人口動態等わかりやすい情報提供に心がけたいと思います。

ただ、この数字の取り扱いというのは大変使い方によっては数字がひとり歩きする場合がございます。よくその目的とか施策にのっとるような公開をしたいなと思っております。

続きまして、2点目の学校給食の地産地消につきましては米飯に限っての比較になりますが、合併時と現在との差はなく、ほぼ50%の報告を受けております。

次に、今後の推進につきましては、本年2月に発足した伊豆市地産地消推進協議会の中に学校給食や病院等での推進を検討していただくために、学校・病院等推進研究部会を立ち上げ現在活動中であります。

地産地消の推進には生産者と消費者とのネットワークづくりが重要であると考えます。消費者からはいつどのようなものがどれくらい用意できるのか、また生産者からはいつ何をどれだけ欲しいのかというお互いの情報を共有できるシステムづくりに取り組んでいく必要があると考えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ございますか。

加藤議員。

7番（加藤 章君） ただいまご答弁いただきましたが、1番の情報の開示ですが、この情報が一般市民、いわゆる今市長が言いましたように数字のひとり歩きというのはちょっと問題があると思いますけれども、情報の開示がうまくいかないと、行政改革を進める上で一般市民から福祉の切り捨てとか厳しい言葉が飛んでくるわけです。そういうことを含めて、情報をうまく公開しなければ、市の将来像がわかれば仕方がないと思って耐える人も出てくるだろうし、市に対して、行政に対して協力度も増してくると、そういうことを思います。

たまたまきのう修善寺地区の区長が6人傍聴に来ていまして、区長さん方とよく話をする中で、要望事項がなかなか聞いてもらえなくて困るよという話も聞きます。特に、区長さんというのは大体任期が1年で、地域のいろいろな要望を市へ持って行って理解をいただくということで一生懸命やっていますけれども、いわゆる情報の開示がうまくいっていないと、自分の地域へ帰ってその一般区民の人を説得するのに大分苦労していると思います。そういう点で、ぜひ情報の開示というのを可能な限りお願いしたいと思います。

2番目に移ります。

2番目については、まず最初に、伊豆市でいわゆる野菜とか何かというのは保存期間があ

りますし、購入単価、いわゆる給食の予算というのももちろんあります。だけれども、一応考えられるのは、伊豆市でとれた米、あるいは卵とか、あるいは野菜でも根菜類、タマネギとか大根とか里芋とかという日持ちのするもの、そういうのは積極的に学校給食で推進してもらいたいと思いますが、どうでしょうか、考えを。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 学校給食についての今おっしゃるような食材を扱うようにするかどうか。後ほど教育委員会の方から答えていただきますけれども、これはご承知のように、伊豆市には小中学校16ございまして、それらの格差にならないようにしなければいかんというようなこともあろうかと思えます。その辺も含めまして、どこまで食材が格差のないように集められるか、また生徒にそういうものが提供できるかということも考えなければいかんかなと思っています。

教育委員会局長の方から答えていただきます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 学校給食の地産地消でございますが、基本的にはできるものは全部受け入れていきたいというふうに考えてございます。今まではちょっと教育委員会サイドで考えておったわけですが、農林の関係の方で県指定によりまして学校給食の導入検討会、そういったものができたと思われますので、そちらの方の指示といいますか、そういった検討案もうちの方で検討して、協力できるものは全面的に協力をしていきたいと考えております。

ただ、地産地消と申しましても、かたいことを言うわけではありませんけれども、伊豆市でとれたものに限るのか、田方まで限るのか、三島農協の方まで含めるのかという大変難しい問題がございます。米なんかも伊豆市のコシヒカリをというふうなことで言うておるわけですが、どうも全部全量を賄え切れないうで、何とかのヒカリとかという品種を加えてもいいかということで、なければ仕方がないというようなことにしてございます。とりあえずは根菜類、ニンジンとかタマネギとか大根とか、そういったできるものからやっていった方がいいのかなと。葉物は一番最後かなと。ただ、もう一つは八百屋さんのこともございますので、その辺も考慮をしながらいいものを、八百屋さんがそういうふうな形でやってくざると一番いいのかなというふうな気がいたしますけれども、具体的にはどんなふうになりますか。値段のこともございます。値段をどうするのか。高くてもいいのか、安ければいいんですが、その辺ですとまた生産者がお金の手取りが少なくなりますので、いろいろ問題はございますけれども、導入をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 今、木材の値段が輸入材よりも国産材の方が割安になっているという

ことが報じられております。きのうの一般質問で室野議員が南小の体育館の建設を質問しましたが、伊豆市には森林がご存じのようにたくさんあります。時間はかかりますが、南小学校の体育館を伊豆市の山から切ってきて建てたらどうかという1つ提案をして私の質問を終わります。市長、ご答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 通告書にありませんでしたので、答えを用意してきませんでした。検討したいと思います。

議長（堀江昭二君） これで加藤議員の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

私は、3点市長に質問をさせていただきます。最初の合併研究会の参加は昨日同様の質問がありましたが、答弁がやや食い足りないところがありますので、きょうやらさせていただきます。

最初に、では合併研究会の参加について。

三島、沼津を中心に、北豆、駿東の市町が合併研究会を設け、将来の効率のよい自治確立に向け、首長、議長レベルで研究検討が図られています。伊豆市も参画の必要を感じますが、市長の所見を伺います。

2番目、休日出勤費を代休で賄う。

18年度の休日出勤費と、市長選挙や市議選挙に1回にかかる休日出勤費を伺います。

役所職員は職務の性質上休日出勤が多いと思いますが、歳出削減の面からも代休での対応を望みますが、市長の所見を伺います。

3番目に、猟友会への助成。

イノシシ、シカ等による被害は改めて申すまでもなく、農家は通年駆除狩りの実施を求めるほどです。猟友会も、趣味の狩りから駆除へと変化しています。とすれば、依頼側が依頼される側に対価を支払う必要が生じます。8月24日に伊豆市自民党支部も被害現場の視察をし、行政への提言も今後出るとありますが、現段階で猟友会への対応を伺います。

なお、この3番目につきましては先日議案が配られまして、助成金の補助が50万円行われたということで、少しこの一般質問の通告の締め切りと前後しましたので、少し再質問に別の部分が入るかもしれませんが、よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 三須議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

まず、合併研究会への参加についてでございますが、これは昨日飯田正志議員のところ

お答えしたとおりでございますが、現在東部地区の5市4町で進められている合併研究会に伊豆市として参加の必要を感じているかどうかというご質問ですが、現在の状況下では研究会の動向を静観していきたいと考えています。しかしながら、今後の情勢いかんによっては対応すべき時期が来るのかなと思っております。

続きまして、2点目の休日出勤を代休で賄う件につきましては、まず初めに平成18年度の週休日及び休日の時間外勤務手当並びに休日勤務手当でございますが、704万円でした。参考までに、平成17年度が881万円、平成16年度が865万円となっております。週休日の勤務につきましては、時間外勤務手当の削減や休日数の確保の観点から、原則として振りかえとなります。

次に、市長選挙、市議会議員選挙につきましては、投開票事務従事者に支給した報償費は、平成16年度執行の市長選挙が669万円、市議会議員選挙が675万円の支出でありました。また、選挙事務の振りかえは、国の選挙、県の選挙とも国費、県費を財源とし、人件費への支出が認められていることから、前日の投票所準備並びに選挙当日につきましては報償費を支出し、振りかえは実施しておりません。

なお、期日前投票事務の週休日につきましては振りかえを実施しております。また、各種イベントなど、週休日、あるいは休日の出勤が議員ご指摘のとおり大変多くあります。振りかえ休日に対応するよう各部署に指示し、時間外手当の削減に努めているところであります。

3点目の猟友会への助成についてお答えいたします。

今年度も、農林産物の被害状況にかんがみ有害鳥獣捕獲を実施し、8月までに許可件数で8件、許可延べ人数で394人に従事していただきました。また、現在は、県知事による特定鳥獣保護管理計画に基づく頭数調整を目的とした捕獲作業が実施されています。

昨年度の有害鳥獣捕獲の実績ですが、シカが268頭、イノシシを105頭捕獲いたしました。それに伴う猟友会の活動実績ですが、出猟延べ日数が168日で、参加者延べ人数が1,722人でした。この作業に伴う報奨として115万円を支出いたしました。しかし、1人当たりの日当を計算しますと700円以下ということになってしまいます。

猟友会の皆様には、それぞれ仕事をもちながらの休日を返上して捕獲作業に従事していただくわけですが、捕獲作業に係る経費はすべて個人の負担で活動していただいている状況であります。

有害鳥獣による被害対策として防護対策と加害鳥獣の捕獲が考えられますが、短期的には加害鳥獣を適正な頭数まで調整することを進めなければなりません。市としても、市民のための捕獲作業に従事していただいている方への報奨を少しでも改善できるよう、この議会において報奨費の増額補正をお願いいたします。また、来年度予算では、さらに従事者の個人負担を改善するために、捕獲許可の方法を含めて効果的に捕獲作業ができるよう検討することとしています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

三須議員。

22番（三須重治君） 最初の質問の再質問をさせていただきます。

動向静観という答弁をいただきましたが、やはり市長初めは、市長さんになられたころは余り再合併ということは念頭になかったというような感じで僕らも受けとめているわけですが、やはりこういう時代の動向でそれも検討しなければならないというふうに今は少し前向きになったのかなと思うわけですが、これからの合併が伊豆市にとってなぜ必要かといえば、やはり伊豆市の財政力がいま一つだと。それで、やはり立地条件からしても、これから財政力を豊かにしていくというのなかなか難しいという。

そういう中で、やはり北部もこういったようなよりよい自治体づくりということで研究会をつくって研究しているわけですが、伊豆の国市とはここで衛生処理センターも一緒にやっている、スタートしたと。また、旧田方が消防組合と一緒にやっている。また、三島を含めた中では情報センターと一緒にやっているという中で、今までのこういった結びつきからして、伊豆の国側から北と一緒に研究をしている中で伊豆市が入っていない方が僕はむしろ不思議だなという気がします。その組み合わせに入って研究するから、それで合併をするんだという、そんな決まりは何も約束事はないわけですから、ぜひこの熱海と伊豆南地区はまだ入っていないわけですが、どうしても南側は非常に財政力厳しいわけですが、しかし、かといって、いいところだけを見て、では厳しさを切り捨てていっていいという、私はそれは絶対に思いませんので、そういった南の声の代弁者も兼ねまして、ぜひ伊豆半島、静岡県東部をどうしていくんだというスタンスで、ぜひ伊豆市の市長さんには中間点にいるという意味からもぜひその辺のところを積極的に参加して発言も求めたいわけですが、その辺の姿勢をいま一度伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 再質問の冒頭のいわゆる旧田方、2市1町というのはやはりいろいろな関係があると私は認識しております。それから、財政力のお話がありましたけれども、まさにこの東部地区といいますか、伊豆地区は北高南低、北が高くて南が低くなるという状況で、ちょうど真ん中だということでございます。もう一つは、今その5市4町でいろいろ研究会やっているということですが、沼津ナンバーと伊豆ナンバー、しばらくすると富士山ナンバーができる。そういう、それ関係ないよといえばそれまでですけども、1つのブロックとしてそういうことがどうなるのかなと。

それから、もう一つ、私ども6市6町でいろいろ横の近隣の市町と話し合いしましうよという中には熱海、三島までは入っていますが、沼津とかいわゆる御殿場、裾野は入っていない。それから、新聞等でご承知のように、公設消防の広域化ということが私としてはにわかに出てきたと。30万ぐらいを1ブロックとして、県下を幾つかに割っていくんだと。

これはご承知のように、伊豆市はできるときに、いわゆる西伊豆広域消防と田方消防のあれで私としてはやや多少苦労しました。ぜひ同じ行政体だから一つにしてくれということをやったで、そうしたらまた30万単位でやれと。いろいろなパターンがあり過ぎるなと思っています、今。

話し合いに入った方がいいのではないかと。最初からある程度声がかかれば多分入ったと思います。今こういう状態になって、伊豆市が頭を下げてもいいから入れと言うなら、入ってもいいと思います。でも、それは後々引っ張りそうだなという気がします。その辺でやっぱりタイミングを見る必要があるなと私は考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

三須議員。

22番（三須重治君） ことし何月かちょっと忘れましたが、駿豆線沿線ですか、伊豆箱根鉄道沿線、三島、函南、伊豆の国、伊豆市の新旧の正副議長会の連絡会というのをつくってあるわけです、任意で。その集まりがありまして、きのうも飯田議員の方から自民党的話もありましたが、その正副議長会の連絡会の中でも、やはりむしろ伊豆市さん入ってくださいよという、そこにはここにいる堀江議長も一緒に参加しまして、当然伊豆市さんが入って一緒に意見も出してもらわなければしょうがないよというような、そういう、ではとにかく一度僕らも市長さんには話をしますよというようなことで、その必要性を感じてこの一般質問をさせてもらっているわけですが、やはり現在加入している皆さん方からすれば、特に伊豆の国、函南、そちらの皆さんはごく近いし、今までのおつき合いがあるものですから、なおさら我々伊豆市も入ってくれという言葉をいただいていると思うわけですが、ぜひその辺のところ、少し僕からすると市長ちょっと心配性なのかなという気もしますので、ぜひこれは参加に前向きにということをお願いをしておくということで、市長なりの考えがあると思いますので、それできょうは終わらせてもらいたいと思います、この質問は。

次に、休日出勤に関することですが、数字を挙げていただきましたが、今加藤さんからも区長さんの声ということがありましたが、8月の下旬に旧修善寺町の区長さんの働きかけで、旧修善寺の議員と話し合いをということで持ちました。その中で区長さんの口から出た一番多くの意見が行政改革に伴うことだったと思います。議員定数ももちろんですが、職員の削減ももちろん。それで、なぜ我々がいろいろ区から要望することが、お金がないの一言で片づけられてしまうんだと。そういうものに対して、僕らに対しても質問を投げかけられたわけですから。それで、議員サイドからすれば、やはり合併をしてすぐによくなるものではないと。やはり1つの行政改革の効果が出て初めて行政経費の削減が図れて市民サービスが向上するんだと。ぜひその辺のところを見てもらいたいという、そういう答えの仕方しかないと思うんですね。また、そのときのそういう意見が議員の方から出ているわけですが、市長もそういう今答弁、前向きになるだけ振りかえ休日というような形でしたから結構ですが、

私はこの質問を出すに当たって、私は代休でいいのかなと思ったわけです。それで、手当を、職員も日常の家族サービスを犠牲にして出てくれるわけですから、せめて手当ぐらいはつけてやってもいいのかなというつもりで代休という言葉を使ったわけですが、やはり私のこの通告文の表題見まして、代休ではだめなんだよと。手当まで出すことはないんだという、やはりそういう、僕も行革に関しては今までも相当積極的な前向きな気持ちでいたと自分では思っていたわけですが、市民の見る目はもっと前向きというか、積極的な行革を求めているのかなと。私もここで目を覚まされたような気がしたわけですが、やはりその辺の行革に向けては、よりスピードアップの部分が必要なのかなと。

ですから、この代休、これはもう代休ということで、私も1つの小さな項目に限ってこへ質問してあります。それで、市長がなるだけ前向きにということに答弁いただきましたので、ぜひこういった今700万円、600何十万円という数字もやはりなるだけ振りかえのような形でやっていただきたいと、そんなふうに思いますが、少し話がまとまりにくくて聞き取りにくいかもしれませんが、この件で市長からもし答弁ありましたらお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市民の方が行革に対して厳しい目を持っているということは私も承知しているつもりでございます。伊豆市が発足して3年半が経過する中で、やっぱり本音を言うともう少し大盤振る舞いしたいわけですが、最初から大盤振る舞いして財政破綻するようなことがあっては、やはり大変申しわけない。かえって申しわけなくなるということで、財政については大変慎重な運転をしております。

この代休、振りかえ休日ということについてはちょっと前向きに取り組んでいるというような受け取り方をされていますけれども、私の本来の気持ちからするとやややむなしでございます。というのは、職員が多いとか、もっと減らせとかいうご意見があるわけですが、それはそれで計画に従って着々と計画以上の効果を上げてやっているつもりです。ばたっと急にやると、ほかのところで破綻が来るではないかという思いがあって、それも慎重にやっているつもりです。しかし、その中でもって職員の能力をアップさせたいという思いが強くなります。これから職員もそういうことでだんだん減っていきます。来年度も勸奨退職をお願いしていますし。それから予算も多分また減るでしょう。そういう厳しい中で、職員を今まで以上に能力をアップしないといかんと。とすると、本来からいうと、休日出勤は規定でいくと25%でしたか、払うのは一番本音だとは思っているんです。本人の都合で代休にしてください、自分はこういうときに使いたいから代休にしますというのは本人の意思だと思うんです。こっちが代休をお願いしているというのはやや異常ではないかと思っています、本来、ただ、万やむを得ず、職員の方にぜひ代休で処理してくださいというお願いしているのが現状だということをぜひこれはご理解いただきたいし、また区長さん方にも、区長さんはいろいろなお勤めとかそういうことをやっているわけでございます。特にお勤めの方は、会社へ勤めていれば日曜出勤すれば125%もらえるんだよという話になると、その辺もやや職員の

代弁するわけではないわけですが、違和感があるわけですね。その辺の調整をとりながらお願いしているということをご理解いただきたいと。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） そこに本当に今市長の答弁の中で大きく食い違いがあるというのは、職員が適正職員数で今の伊豆市行政が運転されているということならばそういった発想は出ないと思いますけれども、やはりまだまだ20%、30%人が多いではないかというものは根底にあると思いますよね、私もそういう考え方がありますが。ですから、多い人数なんだからという、そこがやはり前提としてあるのかなと。ですから、そのところはまずひとつ理解をいただいて、多いときだから、やはり本来ならばしなくてもいいことまでも職員には要求しなければならないということは、それはもうやむを得ないのかなと、私はそんなふうに思います。

では、最後の猟友会への助成ですが、この数字も詳しく挙げていただきましたが、この今回50万円の補正をしてもやはり165万円ということで、やはりこれを駆除狩りの位置づけを農林業の産業を保護するんだという、その意識をもう少し高く持っていただいて、僕らも猟友会の中には知り合いも大勢いますから、いろいろな話を聞かされるわけですが、確かにことしの夏は非常に暑い中で、駆除狩りの招集がかかっても体も動かないと、あんな暑くてはと。でも、出てこいと言われればやはり出ていくんだけどという、猟友会の皆さん大変な思いをしていると思いますよね。ですから、その辺のところもやはり考慮にいれて、また僕は私的な考えで、これを実績制というか、そういうのをやっているところもあると聞いていますが、やはりイノシシとシカ1頭、ではしっぽを持ってくれば幾らだという実績制だと頭数把握もはっきり出ますし、それに対して幾らだということの方が、むしろただ駆除狩り出てくださいよと、捕れても捕れなくてもというような部分より、その辺のところを管理捕獲の面からも、そういう捕った実数に対して補助金を保障するというのがいいのかなというような気もしますが、今のこの助成している金額というのが、お金がないからしょうがないと、これ以上出せないということは抜きにして、お金があるなしは抜きにして、やはり市長これから、ことし50万円つけたけれども、こんなことではとてもという考えがあるのか、このままこのぐらいで我慢しておいてもらうしかないなと。その辺の市長の考え方をお聞かせください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 観光経済部へ振ろうかと思っておりますけれども、市長の考え方を聞かせるということですから、お答えいたします。

この有害鳥獣については大変な問題だと思います。以前からやや思っておりましたけれども、さらに大変だなと。これは、伊豆市は大変広い面積を持っておりますが、近隣の市町で

も伊豆半島全体の問題かなと、若干有害鳥獣の種類が違いますけれども。一方、猟友会へお願いするだけで、これでいいのかなと。何か方法がないのかなと。県とか国の方へ森林管理者会議等でもこの件について発言しておりますけれども、いい答えが見つかっていないというのが現実でございます。

一方、猟友会の皆さん方も、若い方がなかなか入ってくれないと。だんだんお年をとると。それから、先ほど申し上げますように、山へ入るには犬を持たなければならない。それから、鉄砲も買って、免許を受けて、弾も自分で持たなければならないと。どう考えたってこれは計算が合わないですね。かといって、どういう施策をとれば、お金がたくさんつけられれば、それで納得して効果が上がるのか、上がらないのか、そんなことも考えておる。でなければ、もっともっと効果が上がらない。大変これは難しいというか、重要でかつ緊急な問題になりつつあります。

先般も、猟友会の会議にこの夏出ましたら、あと10年か20年すると伊豆半島は砂漠になっちゃうよというふうなご意見を伺って大変びっくりしたわけです。それから、先般の防災訓練のときにも知事とこの話が出ました。知事もこのままでは困るねと、何とかしなければならぬ。県も考えますよと、非公式ではありますがけれども、お話をいただきまして、その部分が若干明るい光明があるのかなと。予算も、今ほんの少しですけれども、補正をお願いしているというようなことで、来年どれだけつけていただけるか。何とか本当に三拝九拝して猟友会をお願いしているというのが現実だということでございます。何かいろいろなご発案もあるようですけれども、何か有効な案がありましたら、やっぱり一緒になって検討させていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） これで、三須議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 第1に、堀切地区ごみ焼却候補地の白紙撤回に対する検討内容についてを伺います。

ごみ焼却場建設予定地の堀切区周辺地区の熊坂、修善寺ニュータウンの3地区の区長、それから堀切ニュータウンの焼却場委員会の代表が共同で建設の白紙撤回を求める陳情書を6月5日に市長に提出しました。市長は、今後関係地区の取り組みについては改めて準備会で検討、協議していくと6月議会で答弁しましたが、その検討、協議内容について伺います。

2点目です。住民サービスの向上のための支所機能見直しの内容について伺います。

市長は、分庁舎方式から本所方式に切りかえ、支所機能については総合案内機能を持たせ、住民サービス向上のために支所分掌の見直しをするということで述べられておりましたけれども、4点について見直しの経過を伺います。

第1に、見直しの会議に参加した役職を含んで、どういう組織体制で何を見直したののでし

ようか。

2つ目、現在の支所分掌で地域振興課とは名前のごとく地域振興のためと受け取るのが市民の常識ですけれども、地域振興のための事務分掌はどのことを指すのでしょうか。

3つ目に、修善寺本庁のところにも地域振興係というのがありますが、他の支所と同様の事務内容でしょうか。

4つ目に、補完する事務と新しい規則にはありますが、具体的に何を支所で補完するのでしょうか、お答え願いたいと思います。

3つ目に、柏久保保育園民営化に当たって、保育士の引き継ぎ期間決定に保護者参加を求めますけれども、保育の質に直接影響を及ぼす保育士の配置と選定委員会で話し合わせ、また市当局も民営化することで保育の質が向上するとのことですが、保護者にわかるように質の内容とはどういうものなのかご説明願います。また、保育士の引き継ぎ期間は計画では3カ月から半年となっていますが、この期間については保護者も引き継ぎの期間決定に参加することを提案しますけれども、市長の所見を求めます。

議長（堀江昭二君） 木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、堀切地区ごみ焼却候補地の白紙撤回要求に対する検討内容についてのご質問にお答えいたします。

さきの6月定例会において、この関係地区との合意形成に向けた取り組みが思うように進まなければ、その状況に応じて準備会で検討、協議したい旨のお答えをしておりますが、飯田議員及び森議員にお話ししたとおり、改めて堀切地区を主体に施設基本構想等の説明や、これに対する懸念事項等の意見交換などを積極的に行うよう、現在準備会において検討、協議をしているところであります。

なお、議員におかれましては、これら地区と準備会とのコミュニケーションが図られますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、2点目の住民サービス向上のための支所機能見直しについてお答えいたしますが、木村議員のご質問にお答えする前に少しお断りしておきたいことがございます。支所機能の見直しにつきましては、支所職員からの提案により事務レベルで年度当初より作業を進めてきたことと、私が合併3年経過し、組織にも多少ひずみが出てきたのかなということや職員削減の問題から組織全体の見直しを指示したことと2通りあり、事務レベルでの作業は最終的に組織全体の見直しに吸収されていくこととなります。

まず、組織全体の見直しにつきましては、現在各部から意見を収集し、総務部長を含めた執行部で原案を作成の後、各部局との調整を行うよう考えております。

また、事務レベルの見直しにつきましては、支所事務分掌規則の中で地域振興を明文化しておりませんが、広くは市で行っている業務全般が地域振興に当たると理解しており、課名

を地域振興課としております。

また、総務部の地域振興係につきましては、伊豆市事務分掌規則など規則どおりでございます。農地法、上下水道、市庁舎、マイクロバス関係とその他行政サービスとなっております。本庁に配置されている市民環境、健康福祉、企画、会計の一部を除いた業務でございます。

次に、改正後の規則の中の補完事務の解釈ですが、支所独自の業務については明文化し、他の業務は非常に多種になりますので、各部課を補完する業務と表現にしたものです。支所では共通事項として選挙事務の期日前投票や税務の確定申告なども行っておりますが、地域性や人員配備により実際の業務内容も異なっており、適用できない事務が生じておりますが、本課の協力のもと住民サービス向上のため、総合窓口として機能を果たしていかなければならないと考えております。

3点目の柏久保保育園民営化に当たっては、保育士の引き継ぎ期間決定に保護者参加のご質問にお答えいたします。

柏久保保育園の民営化に当たり、保育所運営委員会から移管先として社会福祉法人信愛会が適当であるとの答申を受け、保育士の配置について最大限の配慮をするとともに既存の公立保育園と共存を図り、園児にとって最良の保育園づくりができるように努力すること、また保育所民営化法人選定委員会からは、法人との協議、引き継ぎは園児の利益、幸福を中心に置き進めていくことを希望するとの意見が付されました。これらのことを踏まえ、保護者の皆様にもご意見を伺いながら法人との引き継ぎについて協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

〔「保育の質」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 保育の何。

〔「具体的にと書いてあるでしょう、通告に」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質の内容ね。保育の質の内容。

健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 保育の質につきましては、やはり保育の内容、それから議員おっしゃるような保育士そのものの保育の指導の仕方とか、そういうものであろうと考えております。これは、前の一般質問の折に説明を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 最初のごみ問題について、ごみ焼却場建設の問題についてお尋ねします。

この1つ目の質問については今まで何回かやってきましたが、具体的な数値がどうのこう

のとかということでやりません、今回は。したがって、姿勢的な問題、いわゆる基本姿勢の問題についてお聞きいたしますので、部長からの答弁は結構でございます。市長が繰り返し公約として述べている事柄について、基本姿勢についてお尋ねしますのでお願いします。

1つ目は、関係住民との合意なしにごみ焼却場の建設はないんだと。ごみ焼却場の建設の問題、これは市民全体の問題として行政と市民が一緒になって解決しないと進展しないんだということを繰り返し述べてありますけれども、確認の問題です。この基本姿勢は変わらないということによろしいでしょうか。これが1つ目です。

2つ目です。昨日、今市長も若干述べられておりますけれども、質問で、市長は当局の意思として、いわゆる今までどおり一般廃棄物の基本構想ができた段階で住民との説明をするんだというふうなお話をなされておりましたね。今後もそうだと。改めてでなく引き続きということですね。その意思は変わらない。

それから、きのうの中でもう一つこういうことを言っていました。焼却施設は要らないと言う市民はいないはずだと。当然私もそう思います。だから、こういうことです、次に。反対者、反対する人からもう少し、いわゆる反対するって白紙撤回を求める方々、住民ですよ。地区の方に対してもう少し具体的な提案をと答弁してありますけれども、私はその前に解決しなくちゃならないことがあると。それは、6月定例で市長が、3地区共同で提出した白紙撤回の理由が明確にわからないと答えたんですよ。市長は何が、白紙撤回の意味がわからないということですか、中身がわからないと言っているのかよくわからないんですが、私は。わからなければ、その共同で出した陳情書の地区の方々に対してどういう理由、何を言っているのかわかりませんからということでお尋ねしないのかなと。それから物事というのは始まるのではないだろうか。いわゆる今は白紙撤回の陳情書を出した。そして、議会では何を白紙撤回する理由なのかわからないということとまって3カ月たっているんですよ。だから、わからないまま何もしていないということではないんですかということになっちゃうんです、2つ目の質問は。一体全体、この3カ月間何をしていたんですかと。

というのは、こんなことも6月定例会で述べたんですよ。早期施設整備が喫緊の状況であると。喫緊というのは差し迫っているんですよ。差し迫っているのであるならば、ではこの3カ月間、もう基本計画できましたということがありながら、具体的な公式な動きは全く聞こえない。

それから、行政報告の中でどうしても気になることがあるんですよ。それは、堀切地区で話を聞いてみたいという方がいるので説明したと、こう述べられました。私は、市民の方が、例えば聞きたいよという方が個々に部長とか課長とか市長等々にお話をしに行く、聞きに行くという、そういう自由な行動まで制限しろとは言いません。それは、個々の信条の問題ですからね。それから、それに対して、いや、区ではもう白紙撤回要望出ているもので、市としては一切答えられませんということもやる必要ないでしょう、それは。ただし、今お話ししたように行政報告でやったんですよ。行政報告でやったということは、これは単なる今事

務的なところでちょこっと行って話をしに来たということではなくて、これは市長の指示とか市の組織としての話し合いということになるんですね。そうすると、白紙撤回を求めた3つの自治会の住民の意思をそっちに横に置いておいて、聞きたいという人がいたから、公式に出かけていったということなんだ。そうすると、そういう行為というのは、白紙撤回に対する意味がわからなくて3カ月間置いておいて、聞きたいよと言った方だけに出かけて行って話をした。それは、自治会ですよ。区の総意としてああいう陳情書を出しているのに、その総意というのを無視するという行為になりませんか。組織に介入した行為となるんです、これは客観的には。だから、私はますます市長みずからが問題をこじらせているんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、お考えをお尋ねします。

それから、次に、私は前の議会とその前の議会で質問しながら自分なりの考えを述べていますけれども、市町村事務組合管理者のためのごみ政策ベースラインというのがある。いわゆるやり方の問題、市民と行政との今回何が問題なのかということをちょっとお話ししますから。今本があるんです。これは、財団法人日本環境衛生センターの小林理事長という方が編集している方。この方が著書の中でこんなことを言っています。従来の廃棄物処理は、市町村が施策を発表して、住民に対して協力を求めるという一方通行型の手法を採用してきたことは否めない。現在は、行政と住民、さらには学会や産業界、マスメディアが認識を一つにして大きな連携、協力体制を構築していくことが望まれるんだというふうな話をして、より具体的に話しているんですね。今言ったコミュニケーションをとるためには一方通行、こういうふうに決めたから、はい、あなたたちやってくださいではなくて、1回投げかけて、もう一度市民の声を聞きながらまたキャッチボールをするということが、今回のごみ焼却場建設において基本的な考えでこういうことをやられたという認識なのかどうかお尋ねします。議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。基本的な方針についてのご質問でございまして、なるべく簡単に答えたいと思います。

1番目の住民の合意なしにはつくらないと言っているけれども、本当かと。地元住民の合意をいただかなければできないんじゃないかと。合意をとってからつくるつもりでございます。

それから、この施設については行政と市民が協力してつくるべきものであると。これ全く変わっていません。これは、行政だけが勝手につくれるものではないし、では市民の方、行政がつくらなかつたらだれがつくるの。一緒になってつくらないと、お宅から出る廃棄物は処理できないんでしょう。そういう意味です。ぜひご協力をいただきたい。

それから、行政報告の中で、基本構想ができたので説明をしたと言っている。したいと言っています。私ちょっと年でもって歯が悪いもので発音がよくなかったから、聞こえにくかった、これ。説明したいと申し上げています。したではないです。未来形でございます、過

去形ではございませんから。

それから、本の小林理事長さんですか、その本のことは私余り認識していませんでしたが、基本的には木村議員さんおっしゃるように、そういう方たちとコミュニケーションをとって進めたいと。スタンスは最初からでございます。でも、やはりタイムリミットがありますから、いろいろな意見交換を早くしていただきたい。今その白紙撤回という3地区から出ましたけれども、そこから先はややシャットアウトかかっています。いろいろ説明したいけれども、来なくていいというのが私の認識では現実ある。私の認識でございます。ですから、何とかテーブルに着いて話を聞いていただきたいというのが今の気持ちです。別に木村議員がおっしゃるようなルール違反をやっているつもりないですけれども、もしご指摘がありましたらぜひ指摘していただきたいと、修正するときは修正して。

以上です。

〔「白紙撤回の中身がわからないと言っていますけれども、これに対して教えてください。何がわからないのか」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） 白紙撤回とする理由がわからないんです。書いていないから、その理由がわからないです、なぜ白紙撤回したい。だって、市民と一緒に作りたいたいですよ。要らないという人はいないと。それで、その堀切につくったら白紙撤回しろ。いや、私も何か同じ中へ入っちゃって何が何だかわからないんですね、どういう理由で白紙撤回するのか。要るんだと言いながら、では自分のところへ、堀切地区では嫌だと。簡単に言うとそういうことですね。その嫌だという理由が理解できません。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） もう繰り返し堂々めぐりするみたいだからよしますけれども、白紙撤回を要求しますということで具体的に要求項目を書いているんですね。それすらわからないということで認識なんですよ。

もう1回言いますけれども、理由がわからない。陳情書が来たんでしょ。白紙撤回をする理由がよくわからないんだっとなぜ聞かないんですかということをしている。だから、3カ月間放置して、喫緊の課題と言いながら3カ月間、いわゆる基本計画はできました、一般廃棄物の。では、3カ月間一体全体何をしていたのか。そうすると、来なくていい認識だということなんです。でも、私は堀切地区のいわゆるもう話し合いすらしたくないという要求書だったかな、ちょっと忘れましたが、ありました。事態は、今この堀切だけではなくて、ほかの地区の方々共同で陳情書を求めていった。白紙撤回、こういう理由ですよ。例えば、最初から候補地ありきではだめでないのというふうな言い方を幾つかやっているんですよ。それでもわからないといって放置しておくということ自体がよく私はわからない。なぜ聞きに行かないんですかね。失礼ですよ、わからないというの。あんたたちの文章力がなっていないからわからないということだったら、そこから始めるべきでしょうと私は言っているんですよ。説明会をやっているといたって、これに対する答えがわからないで説明会行ったら、

また総スキャンですよ。そのことを言っているんです。

いわゆる今ご紹介したごみ政策ベースラインの市町村事務組合管理者のためという、いわゆる自治体の職員のためのというようなことなんですけれども、一方通行型だと、こういうことはだめですよということを言っていて、そうではないということをお否定されましたので、これももう一度考えていただくために話だけして終わります、また堂々めぐりで時間なくなっちゃうから。

施設の立地に当たって、十分なコミュニケーションを通して理解を得る努力が必要ということで、その次に書いてあります。1つ目、施設の安全性への不安、ダイオキシン類汚染、大気汚染、農作物の安全性とかいろいろあります。2つ目に、合意形成手法の不満だと。用地選定過程が不明確、根拠不足、コミュニケーション不足、結論が先にあって説明云々と書いてあります。3つ目に、計画の妥当性への疑問。施設の規模が大き過ぎるのではないとか、ごみ減量の努力が不十分だというふうなことをこういうふうに、一般的には今までと違ってこういう心配を住民やっているんだから、今挙げた もう1個ありますけれども、これは省きますけれども 十分なコミュニケーションをとらないと、行政側の人としては大変ですよ。この辺はしっかりとやっていく必要がありますよということで、市町村職員のためと私は読みましたけれども、それが無いということなんです。答えは結構です。その点もう1回、また次の議会でもやっていきたいと思っておりますので、本当に何が、今言ったことがどうだったのかということももう一度振り返ってみてください。

次に、住民サービスの向上の支所機能の見直しの関係、統括支所長いませんけれども、いいんですか。私1人の個人的な質問ではなくて、議会というのは私がどうのこうのではなく、客観的には住民代表として質問している。その統括する、これを支所機能の見直しを統括的にやった方がいらっしやらないということは、それ以上に重要な仕事があるということで認識していいですね。いいですね、それで。議会というのはそういうものなんです。いいですね。だれが答えますか。部長でいいですね、総務部長ね。全部わかりませんかと言わないでください。

市長は、参加したこの支所機能見直し、支所ですよ。参加した役職とどういう職員体制でやったのか、1つ目答えてください。だれが参加したのか。

それから、地域振興課、業務全般が地域振興課であると。でも、読んでも何が地域振興なのかよくわからない、これ。もう一つ、総合案内機能なんですよ、新しい規則も。今までは少しいろいろな実務って入っていたんですが、総合案内です。では、総合案内機能って一体全体何ですかがわからないから、答えてください。

それから、補完する事務。これ大事なことですから聞きますけれども、補完するというのは足りないところを補って完成するというんですよね。そうすると、各部で、建設とかいろいろありますね、市民環境、そのところで足りないところを支所が補って完成するという、こういう意味なんですよ、補完というのは。そうすると、何を補完するんですか、支所で。

各部で足りないのがあるんですか。そういう意味にとるんですよ。

もとに戻りましょう。体制の問題、いろいろ新体制で市長は支所長会議やってやったという話を聞いているんですが、今回4月1日の新しい組織体制の中で、地域振興課長と支所長というの同じ権限を持っていますよね。課長職なんですね。そうすると、では当然地域振興課長もこれに参加して、支所機能見直しに参加してやったということでもいいですか。

それから、私は新しい規則を読ませていただきましたけれども、字句上の訂正をただけでとしか残念ながら、私読解力ないかもしれない、わからない。1項目、2項目、3項目ずつ読みましたけれども、これあくまでも支所の事務、いわゆる職員の仕事をどうしようかという形なんですね、最初は。そうすると、もう一度お尋ねしますけれども、市民から見た総合案内機能の仕事というのは新しい規則のどこにあるんですか、説明してください。

それから、決裁の手続について聞きます。いろいろ聞きまして、これ大きなまた2つの問題。

見直した、私これ完成しましたよと8月27日にいただいた支所分掌の規則、告示番号が45番ということでした。それ以前に、表に出かかって引っ込んでしまった告示番号があるんですよ。14番、告示番号。

1つ目お尋ねします。なぜ欠番なのか。14が欠番です。事情を聞いたところ、担当の小川総務課長は、支所事務分掌の規則について14番という告示番号をとったが、決裁までいかなかったということを私に説明していただいたんです。決裁する前に告示番号を予約していいというのが公文書をつくるに当たって伊豆市で許されているということでもいいんですね。決裁をして初めて告示番号をとる。公文書ですよ。市民の皆さんにかかわる文書をあなたたちは責任を持ってやっているんです。欠番があってもいい、そういうやり方なのか。

2つ目です。そうすると、告示番号を予約していいですよと認めたのはだれですか。認めた役職及び役職名を漏らさず全部言ってください。

それから、きょうどういうわけだかない。鍵山統括支所長に聞こうと思ったけれども、いないから総務部長に、きちっと答えてください。

今回の支所見直しは鍵山統括支所長が行いますと全協でもお答えになった。その中心的な責任者としての事務文書の見直したんですよ。そうすると、この決裁書とも言われている文書を私もいただきましたが、起案書とも言っていますが、この書類に統括支所長、いわゆる責任を持って中心的に指導に当たった鍵山統括支所長の印がないんですよ。合議欄には、法規の2人の担当の方の印鑑はありました。そして、具体的にお尋ねしたい、平田総務部長いらっしゃいますから。部長の欄にはあなたの判こがあるんですよ。統括支所長と平田総務部長同じ立場です。部長ですよ。そうすると、ここの欄には私も責任ありますからと決裁の印鑑を押した。なんだけれども、そうすると、文書作成にかかわった責任者が印鑑がなくても決裁していいということなんじゃないかな。お尋ねします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 答えなくてもいいということですがけれども、廃棄物処理場のことについて木村議員さんどうも誤解があるようですけれども、もう1回答えさせてください。

地元であります堀切地区に、基本構想ができましたので説明をさせていただきますという申し入れをしました。検討委員会というのにしましたところ、いや、それは来なくてもよしいとけられた経過がありますので、そのところはぜひご理解いただきたいと思います。一方通行的にするつもりは毛頭ありませんから、堀切地区の地権者、あるいは地域とはこれからもやっていきたいと思います。ぜひテーブルに着いて話を聞いていただきたいということ。

それから、白紙撤回書で今議員が読まれた反対の理由ですがけれども、それについては木村議員もご出席になったように、あのミーティングの中であらかじめ答えてあるつもりですがけれども。ですから、それ以上の反対の理由がわからないということでございます。

それから、もう一つ、次のご質問の印鑑についてのその担当の鍵山の印鑑がないということですが、印鑑というのは上位者が押せば担当は、上位者が命じてやらせて、その印鑑がなくても正規であると理解しています。鍵山の判こがないと言っていますけれども、鍵山に指示して、その上位者の認め印があればそれは有効だと私は認識しています。

議長（堀江昭二君） 副市長。

副市長（児島保次君） それでは、木村議員の前段について、私の方からお答えいたします。

まず、ちょっとそこら辺私のわからないところがありまして、見直してはいけないというような意見なのかどうか、そこら辺を木村議員にはっきりさせてもらいたいと思います。

それから、鍵山支所長は総務部の参事でございますので、総務部長がいれば、これは用が足りる。また、きょうは災害の後でということでございますので、そこら辺はご了承を願いたいと思います。

内部にわたっては総務部長の方から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 何点がございましたけれども、基本的に今副市長、それから最初の市長のお答えにもありましたように、支所機能の見直しをこれからしたいというふうに市長は言っておるわけございまして、支所機能を見直してここで事務分掌を見直したわけはございませんので、その辺の認識の違いがあるのかなと思います。18年、19年、19年4月1日に、支所については組織のいわゆる身分的なもの、支所長が部長級が課長級になりましたと。それから、統括支所長という新たな職ができた。それから、支所長兼防災監という形で支所長をつかさどるという形の組織に変わって、その中に、地域振興課があるということでございます。地域振興課の業務、それから支所の業務については、18年、19年については変わっておりませんので、ここでの規則の見直しというのはいわゆる表現の見直し、木村さんも変わっていないではないかということで先ほど言われましたとおり、内容については変わっておらないということが今回の改正であるということ認識いただきたいと思います。

それから、2点目の支所の総合案内機能ということでございます。これについても、いわ

ゆる支所として今後どうあるべきかという中で、さっきの飯田議員のご質問の中で市長の方から答弁をしている内容をとらえてというふうに思います。やはり、その支所の今後あるべき姿として総合案内機能、いわゆる本所へ行かないまでも支所である程度のことを、それからその辺の交通整理はしていただける、そういう住民サービスを支所機能として位置づけてやっていきたいと思いますというので、全般の業務にわたってのことかと思えます。

それから、3点目の補完する業務という新しい規則の件についてご意見があったかと思えます。若干足りないところを補うのが補完だよというようなことございますが、うちの方としましては、いわゆる事務自体のいわゆる補助的な業務といいますが、具体的にはいわゆる窓口で申請書1つが受け取られると、いわゆる例えば中伊豆まで行かなくても天城で申請ができる、あるいは申請書がもらえる。そういう事務も、それも1業務でございまして、そういうことができるというのも住民サービスの1つであるというようなことであります。支所の業務は、従来の縦系列の業務の中から、いわゆる横断的にすべての課にまたがる業務、これになるかと思えます。そういうことで細かな表現は省いて、補完する業務ということで整理をしたということでございます。

それから、規則番号の関係が言われましたけれども、事務的なことにはなりますが、規則を制定をするという手順の中で、規則番号をつけて市長が公布するという手順がございまして、その規則番号があらかじめ予約できるのかというようなことであろうかと思えます。

おっしゃるように、19年の規則番号として予定していた支所規則の改正部分の規則番号は欠番でございます。これは、この支所の先ほど言いました一部身分的な組織的な改正部分、これについては伊豆市支所の事務分掌規則の中に溶け込ませたと。いわゆる13号という規則改正がありますけれども、その中に支所の改正部分を盛り込んだということで、14番については不要になったというようなことで欠番としたということでございまして、この欠番についてはそういう事態もあるということでご理解いただきたいというふうに思います。

ほかに何かありましたでしょうか、すいません。また足りないところありましたら答弁させていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 不思議だね。表現の見直しでしょう。ということですよ、今話が。表現見直した、いろいろな話あちこちに回って情報を得たんですが、情報を得たというか聞いたりなんか。今回見直しに当たって、支所長が参加したのかな。地域振興課長は、全部に聞いたら、知らないという方もいらっしゃるんです。字句上の見直しをしたと言っているんですけども、その支所機能見直しとちょっと切り離してお尋ねしますけれども、いわゆるたくさんあって現実に合わない、事業課がなくなったからということをやったんでしょうが、それぞれの支所の事務の中身をどうしようかと、見直しをやるかといったときに、なぜわざわざ部長あたりまで聞くということも私これうわさで聞いたんだよ。違うというんだ

ったら訂正してください。部長に聞いたということも現実にあったでしょう。字句上の見直しやるならば、法規の中で済むではないですか。それは、文書法規課の中でこういうふうに直したいですよということでぼんと直せばいいわけでしょう。

それから、もう一つ。補完するというのは、新しいのと古いのを見たんだけど、67項目が30項目ちょっとかな。具体的に聞きましょうか、では。補完するというと、何を補完するのかわからないではないですか。職員もわからないし、市民が行ったときに一体全体何を補完するんだと。繰り返しますが、補完するというのは足りないから、支所が応援することなんです。各部長ここいらっしやいますけれども、支所が応援しないとできないようなことが今あるんですか、現実には。ない。あるんだから、こういう文章にしようということでしょう。補完するって、市民は全くわからないですよ。

具体的にお尋ねしますけれども、例えば1つだけ挙げましょう、補完すると言っているから。児童生徒の住所変更に伴う通知に関する事というものはこれあるんです、ちゃんと今までどおり。それから、もう一つ、なくなっちゃったのはたくさんあるんですけれども、上下水道納付書の再発行に関する事、これ今までやっているでしょう。なくなっちゃったんですよ、新しい規則から。片方は残しているんですよ。これだったら全部補完するんですよ。何も文書要らない。全部補完する業務1行で、極端に1字で事足りるではないですか。だから、見直したと言っているんだけど、何を見直したのか。字句上だということだったら、わざわざそこまで部長の話聞いたりとかいうことをする必要はないではないですか。

それから、ちょっと僕もびっくりしちゃったのは、上司の判こがあればいいんだということ。お尋ねしますけれども、上司ってだれか、市長の判こさえあればいいということですか。市長、ではここの判こは要らないんだ、あなたたちが市でやった決裁というのは。わざわざ合議欄に、これにはないんだけど、文書法規係が印鑑をここの合議欄の中に押しているんですよ。要らないではないですか、これだったら。何のために押すんですか、これを。こういうことは、確かに私は確認しましたよということでどんどん押していくわけでしょう。鍵山総括支所長要らないんだということ。中心的な、きょう残念だが、欠席されているけれども、鍵山統括支所長がやったではないですか、これは。それで、市長要らないということだったら、市長の判こ1つだけあればいい、すべて。そうですね。一切要らないね、今度から。今度から一切要らないということですね。そうすると、この文書を知っているか、知っていないか、自分の責任においてやったのかどうかということ、全部おれ確認したかな、確認していないか、どうやって市長とるんですか。こんな文書を上司の判こ1つあればいいということだったら、とんでもない文書管理になりますよ。間違いないですね。それでいいんですね。市長の判こ1つあれば、全部文書管理、起案書というのはよろしいということが市長の判断でいいですね。あなたそう言ったんだから。そんなむちゃくちゃな文書の管理というのはないですよ。考えられない。

もう一度確認。部長の方々にこの見直しだけでも聞いていないということでもいいですね、

では。字句上の見直しだけだから、わざわざ聞く必要はないではない。1点聞くことは、これだけ省いた、補完する業務だと。これ入れるからねということで済むでしょう。違うんですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、我々の事務手続上といいますかの話の部分になるのかなと思いますけれども、我々はいわゆる事務決裁規程というものに基づいて業務をしています。上司の決裁を経て最終的な判断を得るという形になります。中間的に、そのでは上司すべてがなければ無効だということでは当然ございません。それがなければその上の上司の決裁を得るという手順で仕事は進めていおります。

それから、各部との協議が必要ないではないかという話でございますけれども、説明がなかなか私がかうまかないのかもしれないですけども、いわゆる支所の業務というのはそれぞれ各部と密接な関係の中で仕事をしているわけでございまして、そうした中で各部とのそういう調整というのは当然事務手続上必要な話になります。むしろ、それをやらなければ事務的には進められないというふうに理解しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 上位者というのは組織的な上位者でございます、それぞれの組織があると思います。最終的には私の判こ、時と場合によっては私の判こ1つで全部業務命令が届くなら、それが一番いいと考えています。普通、ISOでやると3つの判こです。起案者とチェックする人、検査する人と承認する人。その3つ以上でもなく、以下でもだめなんですよ。だから、基本的には合議なんて要らないんです。それは、もう業務命令なんですよ。だから、そこ合議なんて要らないんですよ。要らないと僕は言っています。それは、知っているか知らないかを見てほしいという意味でやっている。むしろ、そんなのでなくて業務命令で指示しろと私は言っていますから。だから、やっぱり組織として最小単位の組織があって、その長が起草者、どこかで起草してチェックをして、最終的には私が承認するわけです。緊急事態は私1本でも出せると言っています。

議長（堀江昭二君） 3分ちょっとだもので、まとめてください。

木村議員。

26番（木村建一君） わかりました。緊急事態なんかって、通常の規則とか条例をつくるときに3人でいいと言ったんですからね、あなたは今。では、今度この規則についてかわるものということで私注目していきます。確認もできないようなことでどんどん市長のところから上がっていくんですからね。これ確認したかというのは判こ、私は確かにこれ読んだからオーケーのサインを押しましたという、これが日本の社会の通例ですよ。今後見守りたいと、3人でいいという話だから。

柏久保保育園の民営化の問題、質の問題についていろいろ今までやったんですけれども、今言われた民営化の法人の選定委員会の中にも、それから引き継ぐ条件の中にも子供の最善の利益という言葉があるんですよ。子供の最善の利益というのはどこから出ているかと、子どもの権利条約なんです。子どもの権利条約の中には、親の指導の尊重の問題とか、子供の養育を励ます、養育に対する親の責任ということをちゃんと書いているんですよ。と同時に、国は、いわゆる自治体もそうですけれども、そういう親が責任を持つことに対して責任を負わなくちゃならないと。

時間がないから、きょう質の問題については若干省きますけれども、いわゆるまだ未経験、脆弱な状態の中で、一言で言って、日本の批准した子どもの権利条約というのは、すべての大人が未熟な、脆弱な幼児に対してしっかりと支えていきましょうということなんです。そのときに私は、1つだけ言っておきましょう、質の問題について。子供の発達の過程というのか、踏まえて保育を継続していく必要があると。例えば、3歳児を保育するときには、2歳児、1歳児からずっと将来にわたって、5歳まで見通しを持ちながら保育をしていくということと、さらに保育所の生活だけではなくて、保護者とか家庭とか連携しながら子供を24時間、1週間やはり継続的に子供を育てていくという、そういう共通課題として1人1人の子供を育てていくということが必要だと思うんです。

そうしますと、明確なお答えなかったんですけれども、そうすると、確かにいろいろな形で参画してきました、保護者の方も。そうすると、一番問題なのは、安心して子育てできる期間をしっかりと引き継ぎを設けるということなんです。そうすると、やはり今の方向性だと、市当局と法人だけ、社会福祉法人だけによって期間を決めましょうということなんです。参考聞くということも大事ですけども、そうではなくて、やっぱり納得して、ああ、子供たちが安心して預けられるようにと保護者の意向もやっぱり僕はきちっと入れるべきだと思うもので今回提案しているんですけれども、そういうお考えというのはありませんか。一緒になってそれをやる。決定も一緒になって、期間を6カ月でいいの、3カ月でいいの、もっと1年延ばすのか決める必要があるんじゃないかと思うんですけれども、部長いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 確かに木村さんの言うとおりでございまして、この件につきまして保護者ともずっと長い間協議を続けてまいっております。市長との一応内諾も受けておりまして、今市にあります常勤の保育士、これを来年1年間2名派遣することを条件に法人と契約しようということになっております。また、法人の方とも8月20日の日に保護者も含めて、保護者からのアンケートを中心に、そのアンケートの回答を兼ねながら協議をいたしております。法人の方も今柏久保に勤めております臨時の職員、これを若干名採用していただけるということで、今そういう方向で協議をしております。少なくとも3歳児、4歳児をできれば担当しているような保育士を次の年へつなげたいなと思っております。これ

は、まだ法人との協議の中で、その職員を今時点でだれにするかとか、そういうことは決まっておられませんけれども、保護者の意見を聞きながらそんなことを考えておりますので、私の昨年10月から始めた中でその問題が一番保護者の方からの強い意見、要望でございましたので、市長もそれを理解されたということでもあります。進めてまいります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了します。

ここで、5分でよろしいでしょうか、休憩をしたいと思います。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時07分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。議長の許可を得ましたものですから、一般質問をさせていただきます。3つほどさせていただきます。

頑張る地方応援プログラムについて。

総務省のこの新規事業は、私の見るところ、使い勝手の非常によいプロジェクトと私は考えております。伊豆市として市長はどのようにこのプログラムに参加するのか、お考えを伺います。

市内のゴルフ場について。

市内にはゴルフ場が9つあると思いますが、報道によりますと、入場者数が前年度よりも大分上回ったと新聞には出ておりました。しかし、私がゴルフを始めた30年前と比べましてもプレー料金は下がっていると思います。経営も大変のようでもあり、市としてはどのような支援を考えておりますか。また、考えていないでしょうか。

3つ目です。大平地区の要望である再圃場整備計画の断念について。

地区では非常に苦労して現在の農地にしたわけでありますが、新しい2本の道路によってまた小さな農地になることを恐れ再圃場整備を要望したわけでありますが、断念ということになりますと、小さくなった農地の要望をどのようにまた考えるのか、また指導するのか、市長のお考えを伺いたい。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、頑張る地方応援プログラムについてお答えいたします。

この地方応援プログラムは、地方公共団体が具体的な成果目標を掲げ、地域の特色を生かした独自のプロジェクトを策定し実行するものであり、このプロジェクトの取り組みに対し、政府からは交付税による支援が行われます。

伊豆市としてどのようにプログラムに参加するかとのことですが、現在の財政状況から新規事業を立ち上げるのは困難であるため、伊豆市総合計画に基づく既存の事業を検証し、プログラム採択に適合するものを選定することといたしました。これにより3つのプロジェクトを策定し、9月に行われる第二次募集に応募する予定であります。

続きまして、2点目の市内ゴルフ場につきましては、伊豆市が誕生し、修善寺、中伊豆、天城湯ヶ島地区に、議員おっしゃるように9カ所のゴルフ場があります。確かに、このところの景気の動向や低料金化により、ゴルフ利用者は少し増加しているように見受けられます。

市としての支援ということですが、各ゴルフ場は1企業として、それぞれの特徴を生かし努力して経営を行っていることを認識しております。さらに、それぞれのゴルフ場は会員制ということで、特殊な経営形態となっているのが実情であります。また、ゴルフ場は観光協会の会員となっているところもあり、行政としての支援は適当ではないと考えております。

続きまして、3点目の大平地区の再圃場整備計画の断念についてお答えいたします。

議員ご指摘の天城北道路並びに市道32190号線道路計画により、農地の分断または狭小農地の対策として天城北道路のトンネル残土を利用した再圃場整備を計画いたしましたが、国土交通省の工事着手と圃場整備事業認可のすり合わせができない状況となったため、平成18年度の初めに計画を断念することとなりました。しかし、国土交通省としては、7 - 2工区 次の天城北道路です。その先です の工区の湯ヶ島地区4カ所のトンネル残土については大平ハーフインター付近での処理の希望があるため、機能補償としての事業を検討していると伺っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） 頑張る地方応援プログラムについてでございますが、先日は市のホームページを開いてもらったところ出ておりましたが、非常にいいプロジェクトへ考えてくれたなと私は考えております。しかしながら、これはただ、まだ応募でございますね。昨年新聞を見ましたところ、やっぱり総務省の予算では3,000億円で、ことしが2,700億円使うつもりだというようなことがあったと思いますが、この応募も第一次募集を締め切ってまた応募したという経緯があるわけで、必ず応募が採用されるというのはまた至難の業かなとは思っております。しかしながら、伊豆市にとっては非常にいい使い勝手かなと思っておりますので、また政権の方もなかなかいい関係にないような気もいたしますが、この予算はなかなか大変な予算かなと思っております。来年どうなるかなとか、そういう意味ですけれども。しかし、

ぜひ動向に注意して、来年はもっと厚くできるのか、深くできるのか、そこらまで考えてぜひ動向に注意していただきたい。以上、私のお願いです。それが応援プログラムです。

次に、市内ゴルフ場について、今市長は全然何も考えていないよと。民間企業だからというふうなお答えでしたが、過去私どもは昭和20何年から、ずっとゴルフ場は伊豆市にとって重要な産業であったはずであります。そのときにおいて我々のおふくろやおじいちゃんたちも一生懸命働かせてもらって、そのときは一緒に、労働一生懸命提供したんですけれども、ゴルフ場のためにもなったと私は思っておりますが、そのときはそのときで何も投資はしないというのは私はちょっと冷たいのではないかなというような気もするわけでございます。

市としては、ぜひ私は、今ゴルフ場が非常に苦しいならば、応援できる体制、そこまで行く道路は市道ではないですか。県道ではない。今ゴルフ場は、非常に営業政策といたしましても、酒飲み運転が非常にうるさくて、マイカーで来るということが非常にお客様にとっても困難なようでございます。少なくとも、タクシーを借りるとか、あるいはバスで来るとか、ちょっとしたコンベならば必ずバスで来るというようなことを支配人さんから伺いました。そういうときに、やっぱり道路が狭いと嫌がるというようなことも聞いております。

ぜひ狭い、私はこの間全部回って見ましたが、例えば持越にある天城湯ヶ島カントリーでしたっけか、あれは県道ですが、アルカナイズからゴルフ場がつくった道路までの間は県道になっておりますが、あそこらもちょっと待避所でも1カ所あったならばお客さんはもっとふえるかなと思ったり、天城日活に関しては、鈴木酒屋さんですか、あそこまでは市道のようなのですが、あそこから上はどうも私道のようなのですが、私が見たところ道路が広いですが。だけれども、非常に急だと。上に上がって見ましたならば、旧経営陣のものなのか、倒れそうなホテルがありました。道路だけではなくて、あの汚いホテルをつぶすには少しは市でも応援したらとか、あるいは景観としてのすごい松がいっぱいあるんだけれども、松も枯れているのが多くて、赤いのが多くて見た目にも非常によくないわけですよ。あれは何かできないかなと思ったりするわけなんです、これは私だけのことなのかね。また、ラフォーレさんにおきましては、136号から100メートルぐらい入ったところが非常に大型バスがかわるには非常に狭くて、お客さんから非常に不評だということ伺っております。また、中伊豆のスカイラインカントリー、あれもこっちから行く人はほとんど城を回っていくと。城を回っていくとかなり狭いというようなこと。あるいは、修善寺カントリーなんかは、結構これは歴史が古いんですけれども、取りつけの道路はほとんど手がつけられていなくて、初めから同じですよ。バスで行くなんていうのは、交換できる場所は少なくありません。ぜひ何とかそこらも考えていただいて、待避所を50メートル毎年やれば、10年やれば500メートル。ぜひ、補助金なんて考えていますと縛りが強くてなかなかできませんので、市の単独事業でやるとか、そうすれば、市でも仕事が足らなくしている、見積書も書けないような業者もありますが、そういうことを上手に使っていただくというようなこともできてくるのではないかなと私は考えていたわけでありまして。市長のお考えを聞きたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） まず、その前の頑張る地方応援プログラムについてでございますが、これはご承知のように、安倍政権になってから地方を応援しようというできたプログラムでございます。最初は大変いいプログラムかなと思って、私は実は飛びついたので。聞くとやはりなかなか、ただそういう提案すれば交付税をやってくれるよということではなくて、やっぱり使用前、使用後がちゃんとはっきりしないとだめなんです。その計画がちゃんとしていて、その目標、どれだけ地方行政を改善するとか、効果というんですかね。お金で、あるいは人、物、金で査定できるような効果が出ないと、それに応じて出してくれるというようなことで、担当部には指示してやれと言っていますけれども、なかなか苦労しているのが現実です。もう一つ懸念は、議員懸念しているように、安倍さんがかわってしまうとどうなるのかなと。これは議事録から外してください。心配しています、実は。そのところで、ぜひこういうものをやればいいよというのがあったらご提案いただきたいと思います。

それから、2点目のゴルフ場の支援でございますが、道路についてはどこも取り入れ道路というのは狭いところが多いですね。かつてはゴルフ料金の中に道路補修費とか何とかいうのを払ってプレーした覚えがありますけれども、今はそんなところを取るとお客さんが来てくれなくなるというようなことでなかなか直していけないと。しかしながら、やはり権利というんですかね、ここは公有地、民有地ということで、公有地に係るところなら少しはそういう検討をしていくべきかなと思っております。

それよりも、とにかく伊豆市のゴルフ場へお客さんがいっぱい来て、いつかのようにお断りするぐらいお客さんが来てくれればなと。そういう何かいい方策はないかなと思っております。何かその辺でまたお考えあったらぜひ聞かせてほしいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 次に、圃場整備でございますが、これは当初天城北道路ができることについて、10年前ぐらいになりますかね。非常に地域でも困りまして、こういうことで協力をすることになって要望したわけですが、役場の課も当時は、これは農林省と土木の建設省の両方にまたがるからとてもしようがないやということになりました。ぜひお願いして、両方を考えるような課をつくってくれというようなことでつくっていただきましたが、なかなかそれもうまくいかなかったのか、途中でぼしゃっちゃったわけですが、それはそれとして、長い時間があつたから仕方がないといって市長のご決断もあったと思いますが、当初から問題になっている1人1人の農家の5反歩、6反歩の田んぼが2つになり、3つになっているということが直っていないということが一番困るわけですね、当初のあれが。それを直すにはどうしたらいいかということをご希望いたします。それが、私どもは、当初は圃

場整備で換地を上手にやって、1枚の田が2枚になるのが3人並んでいたら、それを横に割れば1人でいいのではないかと、そういうような感覚も持っていたわけなんです、それができないということならば、それなりのことがあるのではないかと考えております。

今私は議員活動として、地域の人に去年の工業用地ですか、イハラサイエンスさんなどのことを話をして、一応その話でやっておりますが、なかなか市の人が何も言わないではないかとかいろいろあるわけですが、それはそれとして、市の人の応援がいただけたらまたいいなと思ったりしております。特に、各市の事業所を回って見ますと、社長さんち、例えば湯ヶ島とか中伊豆、修善寺の各事業所の社長さんちを見てみますと、工場の社長さんですけども、製造業の。やっぱり、当初は誘致を受けてきたんだけれども、道路をつくって工場をつくった。それで、皆さんに喜ばれましたと。ただし、その道路をつくると自然にまた一般の住宅ができると。そして、機械がうるさいだ、においがするだ、油が流れるだということ非常に言われると。僕らとしてはそんなつもりはないけれども、非常に困るからぜひ工業団地にしてくれというような要望も受けました。いや、それはどうかねと。地元の農家の人がどう思うかねということで別れてきましたが、ぜひ誘致をするならば、してからもよかったなと思われるような土地にしていただければ長続きしないのではないかなと私は思うわけです。その点どのように考えますでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 再圃場の整備の断念についてはご理解いただき、誠にありがとうございます。将来に向かって、要するに2枚になり、3枚になった田んぼをどう整理するか。また、その沿道の開発といいますか、大きくはあの地域をどう活性化していくかということにつながるかと思えます。具体的には余り知恵がないんですけれども、やはり地権者の方、地域の方、そういう方と話し合いを持って、将来構想を決定的なものでなくても青写真的なものを案をつくっていったらなと思っております。やや長期的な計画、あるいは夢のようなことになるかもしれませんが、そういう検討というのをやってみたらいかがかなと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで酒井議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、9月10日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第53号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

最初に、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

18年度決算について質問させていただきます。

まず、決算概要、その前に私はこの議会始まる冒頭、うそはつかないでくれと言ったんです。たしか言ったと思うんです。今度の質問についても正直にひとつ全容をお答えいただきたい。特に、この市道、これは土木委員会の所管だから今回はここでは質問しませんけれども、もっとまじめにこういうこと、これ何千万ってかかっているはずですよ。ちょっと見ただけでも、これ随分いいかげんなことをやっているなと思いましたよ。

質問させていただきます。

まず、決算概要。18年度の入札について事業名、予定価格、契約価格、落札率の説明を求めます。指名競争、一般競争入札の別を聞きたい。どうもこれは全部指名競争入札だったというふうにお答えいただいておりますけれども、再度お答えいただきたい。

18年度の随意契約について。これは規則を超えるもの、事業名、予定価格、契約価格、業者名をお答えいただきたい。

概要書の12ページに公債費比率という項目があります。説明に実際の公債費の額から交付税の基準財政需要額、公債費の額を控除して算出とあります。詳しい説明を求めます。実際

の公債費はどのくらいあったのでしょうか。

続いて、翌年度繰越額1,386万円。駅前のということですが、一般質問にもありましたけれども、更なる詳しい説明をしていただきたい。現状どうなっているのか、何をしようとしているのか、少なくとも1,386万円の予算を計上して1年経過しているわけですから、何をしようという考えぐらひはあったはず。どういう事業をしようとする考えがあったはず。詳しい説明をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 森良雄議員の決算概要について幾つか、4つぐらいに分けてご質問がありました。この件につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 決算概要の18年度の入札についてということで、まず最初に第1の質問についてお答えいたします。

まず、契約額でございますが、21億306万2,220円というものになっております。それから予定価格でございますが、22億6,445万2,050円、落札率が92.87%になっております。それから、もう一点の指名競争入札、一般競争入札の別ということですが、指名競争入札でございます。

続きまして、18年度の随意契約について規則を超えるものということでございます。これにつきましては、随意契約が243件、14億8,501万6,288円というふうになっております。これについては設計額については公表してございませんので、またそれについてはご勘弁をいただきたいと思っております。それから事業名関係でございますが、先ほども言いましたように243件でございますので、またもし細かく欲しいということであれば、私どもの方の窓口に来ていただければというふうに思います。

それから、公債費比率の関係でございますが、公債費比率については前回若干ご説明をいたしましたが16%ということになっております。これは、標準財政規模に臨時財政対策債の発行額を足しまして、災害復旧関連の基準財政需要額を引きます。それに対して公債費の充当一般財源、これを割り込むと、分子になるわけですね。その数字が16.0%ということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、翌年度繰越額1,386万円の内容及び現状につきましてご説明申し上げます。

内容としましては、市道33366号線歩道改良工事、通称駅前歩道整備とっておりますが、場所は農協の修善寺駅前支店の前でございます。用地買収費がJ A伊豆の国ともう一件の2

名で976万円、それに伴いまして補償費が農協の例えば駐車場のフェンス等で110万円、工事費及び歩道整備で300万円ということになっております。

現在の進捗状況は、今企画課で行っておりまして、駅前整備計画の計画をもとに地主と折衝を進めておりますが、なかなか地主さんも全体の計画が見えないではないかということで農協ともども難航しておる状況です。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 繰越金についてはちょっと失礼しました。土木ということですから私の所属委員会だから、これは改めて質問させていただきます。ただ、私の知りたいのはこの中身、一般質問にもあったんですけども、一体何をしようとしているのか。当然、今のお答えにもありましたけれども、当事者自体、地主さん自体が見えないって言っているんだから、当然私なんかわかりようがない。それを知りたいってことを私は言っているわけです。

さて、入札のことで公債費比率なんですけれども、さっぱりわかりません。入札、行けば見せてくれるんだら今日何で持ってきてくれないのか。その辺を私は言いたいわけです。出るんだら持ってきてくださいよ。まるであなた本庁へ来いとおっしゃっているのと同じだ。ここは議場なんですから、議場で見せてくれと言っているんだら持ってきてください。議長、よろしくお願いしますよ。

公債費比率、はっきり言ってさっぱりわかりません。それでは16%の金額は幾らか、恐らく16億円ぐらいになるんでしょうけれども、それ以外に借金はあるのかどうなのか、そこだけ1点お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それ以外にあるかないかということでございますので、公営企業関係で、ございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） いいですかこれで。

以上で、森議員の質疑を終わります。

続いて、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案53号の一般会計決算認定についての質問です。幾つかあります。

1つ目、当然市長は18年度予算編成するに当たって所信表明とか柱を述べられましたので、当然その結果、どういうふうに総括しているのかということが中心的です。第1点目は、人口減の原因はということでいろいろと述べられておりましたが、その中の動きにあったのですが、観光事業の不振が推測されるんだと。その解決策として、独自の誘客事業または地産地消の活用、ウエルネス事業の推進をやっていく必要があるということを挙げましたので、それらについての、当然どういう取り組みをしてきたのか。幾らお金を使ったのかというこ

とは決算書を見ればわかりますので、総括内容をお願いします。

2つ目に、行政が商工会や観光協会との協力で地域おこしをする必要があるというふうに述べておりましたが、その取り組んできた内容と総括についてお願いします。

それから、関連しますので質疑項目ちょっと前後します。4つ目に挙げた陸の玄関修善寺駅周辺整備、海の玄関口港湾整備に向けてということが、一つのやっぱり伊豆市の大きな柱であるし今後も大きな柱になりますので、内容と総括をお願いします。

次に、補助金のあり方の問題、いろいろと当初議会で論議されてきましたけれども、その総括内容をお願いします。

それから、自主財源確保の主要な施策としてということで、監査委員の方の意見もいろいろと述べておる。その中心点が税の収納率の向上を挙げておりますけれども、私は一般的ではなくて、市民の生活の問題、それから営業の問題等々考えたときに、所得と滞納との関係を見ていきませんか、十把一からげで滞納しているからどうしようといっても、なかなか対策をとれないのかなというふうに思いますので、所得と滞納の関連について分析しているのでしたらお願いしたいというふうに思います。

最後に、委託料についても当初予算編成するについて議会の中で大いに論議になりましたが、そのときに市長は総体的な見直しの合意はしてあるというふうに述べておりましたけれども、次年度に向けて、ということはもう19年度既に始まっておりますけれども、次に向かって、どういうふうに生かそうとしたのか、また生かされたことがあるのか、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

最初に市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木村議員の、議案第53号、18年度一般会計決算について、これも幾つかご質問がございます。まず担当部長からお答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、1つ目の人口減の原因は観光事業の不振が推測されると。その中で取り組んできた事業についての総括ということのご質問でございます。

観光客は非常に減少傾向でございます。昭和63年の958万人来ていたということでございます。17年度には384万人と、574万人の減というような数字が出ております。それから、宿泊客数も63年には214万人、それが平成17年には84万人と、130万人の減ということになっております。観光が主体のまちでございます。観光が元気ないとやはり定住人口にも影響はあるかと思えます。本当に全国総観光地ということになりまして、非常に競争も激化したことに加えて、観光の形態が大きく変わってきていることも影響されているのではないかと思います。昔は物見遊山の団体旅行とかが主体だったと思えますけれども、最近個人

のグループ単位とか自己実現型といいますか、それとか最近では温泉や自然やいやし、そういう志向が高まってきているという状況に変わってきているのかなと思っております。

このような中で、ウェルネスを誘客の一つの手段として取り組んできているわけですが、昨年は市内のウェルネス資源を活用した体験プログラムを多数取り組んできております。44の施設から77のプログラムができて、ガイドブック化をしております。伊豆市まるごとTO・J I博として実施をしております。この期間中の参加者は8,065人でした。特に昨年は首都圏への広報活動を積極的に行いまして、また、それ以外にターゲットとしまして企業の健康保険組合、これとの接触をしまして、モニターツアーなども実施をしております。

このウェルネスにつきましては、商品の性格上といいますか、少人数での受け入れによってサービスが成り立つというのがほとんどでございます。従来の旅行代理店に頼る誘客手段ではなかなか成果が上がりにくいというものでございます。健康に興味がある人というのは非常に多くなってきているものの、それを旅行の一つの目的にするまでにはまだ至っていないのではないかと考えております。事実、誘客効果はまだこれからだという状態でございます。

ただし、市内でもウェルネスを切り口としたツアーを積極的に活用して実績を上げている旅館なども出てきております。今後期待できるものと思っております。県からもトップブランドとして認められている事業でございます。誘客に対しまして即効性はないかもしれませんが、今後の観光ニーズの非常に多様化していく中で、そういう健康志向というのですね、そういうものを考えると必要不可欠な事業であることは間違いないと思います。またあわせて、市民向けの企画これも実施をしていく必要があると思います。まず市民に知っていただく、市民が健康づくりに取り組むということが、やはりウェルネスのまちといいますか地域としてのアピールにつながっていくのかなと。健康のまちというイメージを出すことによって、対外的にもアピールできていけるのではないかなと思っております。

そのほかに、昨年度は修善寺花かざりまつりを実施しております。これは、花と緑の伊豆づくり事業ということで、花を通してお客さんをおもてなししようということで、地域の人たちに参加をいただきまして、花のまちづくりを進めようということで開催をしてきました。修善寺温泉場では一輪挿し140基を設置しました。また15カ所にモデル展示を行いました。また虹の郷を会場にハンギングバスケットコンテストを実施しました。これは、県内外から271点の作品が展覧をされております。この手のイベントとしては、国内最大級と言われております。これらのイベントについては、地域の人たちに参加をいただきまして取り組むことができたと思います。これらが今後のまちづくりにつながっていくものと期待をしております。全国的に、まちづくりがしっかりと進んでいるところに最近はお客さんが行くというような状況があるものですから、やはりそこのまちづくりというものが非常に重要かなと私自身思っております。本年度も引き続いてハンギングや花づくり講座を実施して現在おり

ます。さらに広めていきたいと思っております。

次に、地産地消でございます。地産地消ですが、食という部分で観光にも大きくかかわっているわけでございます。地産地消というのは生産者にとっては本当に小さな農業でも高齢者でも参加ができる。消費者にとっては、作り手の顔が見え、安心感や、地域の食べ物に何か誇りが持てると。また、旅館とかホテルなどにおいては、地元の素材を生かして、そこでしかないオリジナルな料理を創作することができるわけです。旅館の一つの魅力づくりにつながるのではないかなと思っております。

そのようなことが考えられるわけですが、そのほかにこれらが地産地消が進むことによって、地域内交流これが活発になるわけでございます。それが地域づくりにつながっていけばなと。交流が進めばそういう地域づくり、そういうものにつながっていくのかなと思っております。

昨年度取り組んできたことを申し上げますと、まず伊豆市にどんな特産物があるのか、またそれがどこで買えるのかということがわかるようなガイドブックを作成いたしました。また、伊豆市の最大の特産物でありますワサビにつきまして、伊豆市に来ましてもワサビ料理を食べさせてくれるところがないと。ワサビ料理というとなかなか難しいんですけれども、そういうことで関係者で研究会を開きました。幾つかのレシピもできまして、現在それを活用してくれるところを、そういうところが出てきてくれればいいのかなと思っております。

また、ホリデーインでも食品衛生協会、これが地元の素材を使った料理コンテストを実施していただきました。料理関係者の意識も多少高まったのではないかなと思っております。

そんな中、ことしの2月に農業関係者、観光とか商業関係とか一般の消費者も含めたいいろいろな方々に参加をいただきまして、伊豆市地産地消推進協議会を立ち上げることができました。この協議会は、伊豆市の地産地消計画を策定いたしまして、現在各専門部会に分かれて具体的な話し合いを行っているところでございます。

今はどこの店に行っても何でも手に入る時代でございます。地産地消を進めるには、やはり他地域との差別化をどうしていくのか。ここならではのものをどう開発していくかというものが重要かと思えます。それと何よりも、先ほど言いました地域内流通といいますが、流通を含めた要するに地域のそういう仕組みづくりといいますが、それをつくっていくことが必要かなと思っております。また、地産地消を通した、最近子供たちとかいろいろ言われておりますけれども、食育というものがこういうところから出ていければなと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは の、行政が商工会、観光協会と協力で地域おこしを述べていたが、取り組んできた内容と総括とのご質問でございますけれども、まず商工会との関係では第一に旧4町の商工会が合併いたしまして、伊豆市商工会として平成18年4月1日に発足したことであります。そうした中、平成17年度まで旧町それぞれ実施しており

ました商品券発行事業につきまして伊豆市商工会として一本化して実施したことでございます。この実施につきましては、商工会でもこの商品券発行に対しましては積極的であり、購入者に対して抽せんにより景品をプレゼントするなど、抽せん券つきとくとく商品券として販売し、好評であったと伺っております。

また、空き店舗対策として、土肥地区におきまして浜石絵やところてんづくりの体験コーナー、それから特産品の販売などを実施したところでございます。

続きまして、観光協会との関係でございますが、修善寺温泉開湯1200年祭に向けての取り組みということで、県の支援を受けまして実施したところでございます。そのほかにも、第2回目となりましたサイクルフェスティバルの実施、そのほか従前からのノスタルジックロマン修善寺、土肥サマーフェスティバル、もみじ祭りなど各種イベントを実施いたしまして、引き続き観光客の誘客に努め、あわせて地域の活性化につながったものと考えてございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず第一点に、補助金については木村議員さん、歳出を基本にご説明する形でよろしいですか。

まず、補助金委託料、これらを総括しまして決算概要の25ページにその表がございます。

委託料につきましては1億ほどの減になっております。これは大きくは固定資産の調書の作成であるとか、そういったものが大きく要因としてはございます。それから、災害関係の土木業務委託、こういったものが減の原因かというふうに考えております。それともう一点、長期継続契約、こういった契約方法ができて、こういったものも一つの要因になっているのかなど。要するに長い期間を契約することによって単価を下げるができるということも一つの要因かというふうに考えております。それから、補助金でございますが、補助金については6,300万ほどの増額になっております。これは火葬場に関する佐野、日向地区への補助であるとか、伊豆市と沼津市との衛生施設関係の補助金これが1,300万ほどの増額、それから、ねんりんピック、これが1,100万ほどの増、それから特養の中伊豆への1,900万、こういったようなものが大きな要因になっているかと思えます。しかしながら、これは行政改革の委員会にもお出ししたのですが、一般的な、これは余り誇れることではなくて多くの団体の方々に負担をかけているという一面はございますが、そういった団体への補助が3,000万ほどの減額になっております。そういった意味では、市民と行政一体となった協働という考え方の中では、一つの効果があったのかなというふうに考えておりますが、いずれにしても補助金についてはそういうような状況で、委託料ともどもそれぞれ分析をしてみますとそのような結果が得られたということでございます。

それから、陸の玄関修善寺駅周辺整備でございますが、これについてはおとといの一般質問でもお答えしたとおりなのですが、大きくは事業の見直し、それと同時に当然関連する関係団体あるいは地権者それから公安委員会であるとかそういう官庁、こういったところとの

調整がございました。事業的には、トンネル工事それから県道の拡幅改良、それから大きくはロータリーなんです、その前段に申しました2点、いわゆるそれらトンネルとかあるいは道路改良、これが非常に難しいと。特に県道については、県に陳情をして極力お願いしていこうと。それには地元の協力も要るよという必要性は出てくると思います。トンネルについては何パターンかの路線図を考えまして、いろいろ精査しました。しかしながら、なかなか難しいという状況。なぜ難しいかというのは、この事業自体がまちづくり交付金という事業で3年から5年の事業でございます。トンネルをやるということになりますと、通常ですと10年とか20年とか、長期間にわたる事業になります。そういったことから今回これを断念したという経緯がございます。

もう一点の、ロータリー関係について現在地権者といろいろ協議しております。こういった事業を行う場合に、一般的には計画を立ち上げて、それに対して地元の意見を吸い上げてというやり方を一般的にするんですが、何分にもまちづくり交付金事業は3年から5年という短い期間でやるということになっています。そんなことを踏まえまして、地権者、周辺の協力こういったものが果たして得られるかどうか。こういった意味での合意形成が特に今回必要だというふうに認識しております。それを伴って25年までに何とかしていこうという考え方で現在進めておりますので、今後、今年度の中である程度測量設計を行いますので、余り進んでいないというふうに見られるかもしれませんが、中身としてはかなり進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは次に、海の玄関と港湾の関係で土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それではご説明します。

昨年度は海の玄関口につきましては、土肥港みなとまちづくり構想検討調査ということで、主に土肥港を利用した観光モデルツアーを実施いたしました。内容としましては、土肥港と清水港、静岡空港はまだですけれども、連携を見据えました社会実験ということで1泊2日の観光モデルツアーを2回実施しまして、75名の参加を得たわけですが、ここに書いてありますように整備に向けての内容と総括というのはまだ今後こういった内容を検討・審議していきたいということで、今のところは土肥港は一応管理漁港ということになっておるものですから、国とかそういうところに向かってアピールをしていこうということを今中心でやっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 5点目になります。税の関係で、所得と滞納の関連という関係でございます。一般的にいわゆる滞納のある方と、所得の額、これらについての一般的な因果関係とかという分析はしておらないわけですが、滞納される方々、いわゆる所得の多少の滞納というの、納税に対する意識の欠如かなというふう考えております。

それぞれ事情がある中でございます。いわゆる大きな負債を抱えた中でやりくりだというようなこともございますけれども、やはり早期に納税相談という形で、個別にその方々の状況に応じて納税相談等を行いまして、滞納者に納付をしていただけるよう進めているということでございます。基本的に地方税法に基づいて所得等に応じて課税をしておるわけでございます。税については、課税したものを完納していただくということで平等、公平ということが保てるのかなというふうに思っております。引き続き、収納率向上に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員、再質疑ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 観光立市というんですかね、そういうところでお尋ねしますけれども、いろいろと前のところよりも全体として一歩進んできたのかなというふうに思います、総括内容聞きまして。観光事業の中の中心点が部長今詳細説明なされたウエルネス事業だということいろいろなお話なされましたけれども、これは必要不可欠だというお話なされていまして、私もやっぱり大事な事業ですから、この辺は進める必要があるのかとも思うのですが、確認したいんですけれども、市民あんまり知らないですよ、それほど。何をやるのって。ましてやウエルネスという名前自体がいまいちなかなか難しさもあるのかなと思うもので、今後市民に知っていただくというお話をなされたものですから、この辺は大事な今後に向かっての、すぐにできる、できないは別にしても広がっていくのかなと思っています。

それから、確認をしたいんです。2つ目、地産地消ということはずっと市長が、市長になられて就任以来一つの大きな柱にして進めてきて、少しそういう研究会等も出てきたということでは、平成16年というころから見ると少しずつ具体的になってきたのかと思うんですが、いわゆる、まだ到達していないのかなという確認です。旅館とかの関係で地場産品が生かされるという、旅館サイドのこともあるでしょう。いわゆる、消費するというか使う方と生産する方いわゆる地元の方々ですよ。その点が極めて難しさがあるのかなと思うのですが、だからこそ私は、次に進みますが、観光協会、商工会等々の、特に商工会ですね、農業組合も入るのかな、そういう取り組みというのが非常に重要になってきているのかなと思うもので、一定程度その18年度計画という専門部会でやろうとしているということまではわかったのですが、まだそこまでだという認識ですね、18年度は。

それから、次に補助金との兼ね合いでお尋ねしますけれども、こういうことをずっと言われていたんです、市長は。事業計画それぞれいろいろな団体に補助金を出してきました。それに対してこういうことですね、18年度の当初の。何ができたか、何ができないか、そして、その評価に基づいて次年度の計画をつくっていくと。いわゆる市長が常に言われているプラン、ドゥー、チェック、アクションとこういうことです。それから、これはただ行政だけではなくて、各種団体にもそういうことを身につけていただければ、お互いにこう交流ができ

るのかなということで大事なことなのですが、そうすると、細かなところはよろしいです、また大変になりますから、いわゆる補助金を18年度それぞれ渡しましたと。頑張れよということで。そのときに、こういう立場で総括して、全体としてで結構です。何か出てきたのかどうかという、あればお願いしたいと。

それから委託料について、これは18年度予算編成時に当たって、議会で委託の必要性がある分野、すなわち、職員でできる分野があるのかどうかということも含めてひとつ論議になった点ですね。当然私は委託がすべて職員でやるといったってそれは無理なんです、委託をこれはどうしてもしなくてはならない分野と、それから、これは職員でできるかというふうな分析をされてきたのかどうか、18年度、幾つか増えたとか、継続していわゆる年契約を何年かやったから安くなったというふうなご努力も言われていたんですけども、そういう総括されていたのかどうかということです。

それから、税の問題について分析していないということですが、総務部長が言われるように、基本は所得税法に基づいてやるんですよ、当然のこととして。ただし、滞納が増えるというか、増えるであろうと予測もしているんですけどね、そういったときに、それぞれの所得を当然基本は所得税法に基づいてかけられていくんですけども、今の市民の感情からいくと、余りにも、国が決めたからそのまま払わざるを得ないんだけど、自分のいわゆる生活費との兼ね合いで、所得、余りにもいろいろな税を払わなくてはならないと。大変だという意識がやっぱりずっと蔓延していると。私も何人が聞きましたけれども、そういうことなんです。そういったときに、ただ所得税法に基づいているからしゃくし定規にやる、それから納税相談を受けましょうということではなくて、確かに国の政策に基づいて決まってくるのですが、幾ら納めなさいというのはあるんですけども、ではそれによって市民の生活がどうなっているのかというようなところを分析していく必要があるのかなと思っているんですよ。その点、だから所得と滞納の兼ね合いというのは私は非常に分析する、それから滞納をきちっと克服してもらいたい意味でも大事な分野なのかなと思っているんですけども、どういうふうに総括したのかなと思います。

お願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。補助金関係、委託料。

企画部長（渡邊玉次君） まず補助金関係でございますが、基本的にはほとんどの団体に対してマイナスシーリングではないですけども、ほとんど減の状況をつくり上げております。その中身とすれば、ある程度それぞれの団体の決算状況を見て、繰越金が多いとか、そういったところを踏まえて減にしたという経緯もございます。

一点、開湯1200年祭、修善寺で行われましたが、これらについては、修善寺の地区の皆さん方が何とかやろうということで、独自の考えのもとに実施をしたということで、600万ほどこれはプラスにつけてございます。主なところはそういったところではないかなというふうに考えております。

それから、もう一点の委託料でございますが、先ほども申しましたように職員でできるところという部分、これはいろいろ精査しまして、いろいろ協力体制をとってもらおうという形になるわけですが、実際のところはなかなか難しいという実情もございます。しかしながら、例えば、市有財産の管理とか、担当区でできるようなものはほとんど自分たちでやろうというような取り組みをしております。もう一点、すぐできるということ、例えば清掃業務なんかは一般的にあるわけですが、これらについても我々職員が通常夕方清掃する程度のことはやるわけですが、それ以外にシルバーさんをお願いしたり、今までは大手の会社に委託したりして一括でやっていたんですが、日常の清掃についてはシルバー人材さんをお願いしようというようなことで、これは職員でできるできないとは別なんです、そういった意味での経費節減をしていったというようなことはございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、ウエルネスの関係、地産地消の関係を観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） ウエルネスを進めるには、本来まず市民が健康であるべきではないかなと思っております。そうでないと全国に胸を張って発信できないのではないかなというふうに思っています。これらは、また健康福祉部とも連携しながらそういうプログラムというものですか、そういうものをつくってどんどん市民に参加をいただきたいと思えますし、ウエルネス自体も市民に知っていただくようにしていければと思っておりますし、現在も市民向けといえますかいろいろなプログラム、実際やっております。参加はまだひとつ、ちょっと少ないような気もしますけれども、さらに周知をしながら市民の方々にもぜひ参加をしていただきたいと思っております。

それから、地産地消の関係で、やはり今、旅館、ホテルさんへの供給する仕組みですね、それをつくらなければならないということで、今そういう部会もつくりまして、旅館組合さんとか観光協会さん、商工会さんなんかも入っていただく中で、その部会の中で、今話し合いを進めているところです。

やはり、旅館側といえますか消費者からは、伊豆市内でいつどのようなものがどのくらい用意できるのかと、そういう部分がやっぱり欲しいよと。また、生産者の方から言わせると、いつ何をどれだけ欲しいのかという部分もあります。その辺を、その仕組みを、やはりその中でつくっていくことによって、流通が可能になってくるのかと思っております。その辺をぜひ進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、5番の関係について、総務部長。

総務部長（平田秀人君） ご質問の、税負担が非常に増えていくということでございます。税については市民税等の関係があるわけでございますけれども、やはり言われるのは税だけではなくて、もろもろの医療費だとか、いわゆる年金生活者への負担だとか、総体的なことを言われているのかなというふうに感じております。そういう方々が今後いわゆる滞納者と

なっていくのかどうか、これから新たな滞納者として出てきた層がどういう形になるのかというような観点なのかなというふうに思います。

現状についてはまだでございますが、これからの問題として注意深く見ていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、徴収に当たっております担当者これらについてはその辺の感覚がいち早く出てくるのかなというふうに思っております。今後、注意深く見守りたいというふうに思っております。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 大事なことを1つ忘れていました。また、観光立市と言われていいますから、確認の意味でお尋ねします。

当初、18年度、観光振興計画を立案して観光協会や関係団体と打ち合わせをしながら、いわゆるそういう観光計画をつくっていくような組織をしながら観光振興計画をつくっていきたいというふうなことが18年度当初市長が述べられておりましたけれども、この辺は、この柱が、僕は大事なのかなと思って、注目されていたわけなんです。そうしないと、今部長が言われていたように、観光だけでもだめなんですね。地産地消とこういう連携になって初めて観光政策できるし、いわゆる修善寺駅周辺の問題や、カーフェリーが発着する港として、海の玄関口である土肥港の整備をどうするのかということ、大枠は今総括で話されましたけれども、これも伊豆市への誘客誘導施設を設置すること、そういう関係で、いわゆる縦系列ではなくて横系列が大事だよということを言われていたと思うんですね、そうすると、もう一度ですがもとに戻りますが、観光振興計画というのは、柱をつくりながらやっていくのかなと僕は思っていたのですが、その辺は18年度はいかがなされたのか、お願いします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部、部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 私の方から答えさせていただきますけれども、観光振興計画については、18年度作成はしておりません。必要性は木村議員のおっしゃるとおりだと思います。いろいろな関係する方々に集まっていただいて、そういう計画をつくっていく必要性はあると思います。

観光審議会という組織があるんですけれども、本来その審議会の中でいろいろやっていかなければならなかったわけですが、昨年度についてはやっていないんですけれども、ただ、総合計画をつくる際に観光審議会を開きまして、何回かその委員さんたちに集まっていただいて、総合計画の前提となるような計画自体はつくらせていただいたんですけれども、観光振興計画というそれ自体にはまだ着手しておりません。その必要性はあるというふうに認識しております。

議長（堀江昭二君） 木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託を

いたします。

議案第54号～議案第67号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第54号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第63号、議案第64号について一括して、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案63号の昭和の森の決算について質疑をします。

決算審査意見書、前回述べられておりますけれども、昭和の森についてこういうふうに総括しています。内容の一部ですけれども、必要なところ。内容はイベントを積極的に取り組みをしたんだということで、石楠花祭りや紅葉まつりのツアー客増によって、博物館等に入った方々が増えてきましたと。50%増したというふうな総括をしておりました。その後がわからないんですけれども、当会館を継続するなら思い切った施設経営を検討すべきときが来ているというふうにご判断しているわけですね、監査委員が。では担当する部局としてこの辺をどういうふうに総括されたのか。

もう一つです。議案第64号の天城温泉会館決算。同じく決算審査意見書、どういうふうに見られたのかということですが、一つは、痛烈に言っているんですがね、TO-JI博覧会をメイン会場とするも効果なしと見受けられるということと、それから、夕鶴記念館の入場不振はここ数年問題、これはちょっと文章上は違うんですけれども、去年の審査の意見と同じようなことが指摘されているものですから、この辺どうなのか。

もう一つ、決算審査から少し外れます。今までの取り組みの中で健康食メニューを開発していったと。なかなか苦労があったような気がしたんですけれども、途中途中で聞きました。人材をそれ用に充てたんだと。積極的にそういう健康づくりウエルネス事業の中心点でもある天城温泉会館は食事の面においても健康づくりだということで取り組んできたわけですけれども、これどういうふうに総括されたのか、お願いします。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木村議員から議案第63号及び議案第64号についてご質問がございました。特に総括についてですが、本件につきましては観光経済部参事に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、イベントの成功を述べる一方で施設経営を検討すべきときが来ているというようなことの質問でございますけれども、イベント等の実施に

よりまして入館者数を伸ばして、売店収入もこのところ向上しております。昭和の森会館は、森林の大切な役割と情報提供、伊豆に関係する文人墨客を紹介する資料を展示し、多くの来訪客に利用していただく施設と考えます。そこで18年度のリニューアルに伴い、森の情報館の無料化、伊豆近代文学館の入館料の値下げを実施したところでございます。また、もう一つの顔、道の駅としての役割も大きく、伊豆半島の観光案内を初め、天城山の観光拠点として、トイレ、食事、土産等のサービス提供が必要であります。食事、土産等の部門を3団体が出店し賄っておりますが、この雇用の部分も大事な要素と考えております。

上記のような目的を達成していくためには、昭和の森会館及び天城グリーンガーデンの適正な管理運営が必要であり、経営の委託等につきましては、現在、市営施設運営委員会の中で協議していただいているところでございます。監査委員さんの意見も気にしているところでございます。

続きまして、天城温泉会館についての質問でございますが、1点目のTO-JI博覧会のメイン会場としたことに関して効果の件でございますが、イベントの参加者が後にみずから体験メニューを行うために天城温泉会館を利用することがなかったという点では効果がなかったと言えますけれども、メイン会場として広告媒体の対象となっていることや、イベントとして多くの来場者に来館していただいていることは、会館の目的でもあるにぎわい創出の意味からも効果があると考えております。入館者全体では前年比約300人の増でございますが、イベント参加者は市民料金で対応していましたが、市民来館者は約1,100人ほど増加しております。イベントによる効果は多少あったと思われま。

夕鶴記念館に関しましては、利用者が減少してございましたけれども、平成19年の1月から観光協会天城支部と旅館組合の事務局が夕鶴記念会館内に事務所を移転し、入館の受付を委託したことにより、来場者が少しずつでございますけれども増加しております。日帰り温泉、夕鶴記念館、劇場合わせたこの施設につきましては、第3セクターで管理していた当初より業績が悪い状況でございますが、市で運営している現在でも経費の約43%が一般会計からの繰入れで運営している状況ですので、何らかの方向転換を図らなければならないと考えております。現在、昭和の森会館同様、市営施設運営委員会で協議していただいているところでございます。

2点目の健康食メニューの開発のための人材でございますが、メニュー等につきましては前回の一般質問でお答えいたしましたけれども、開発したメニューはイベント時や希望予約があったときのメニューで、定着までは至りませんでした。現在は黒米を使った健康食を実施してございます。また、健康食の開発と申しますか研究をしていただきました板前さんにつきましては、非常に天城温泉会館では重たいというようなことで異動していただきました。以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑はありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 昭和の森会館の件について、もう少し質疑をやりたいんですけども、どういうふうに取り上げたのか極めて難しさがあると思うんですけども、というのは監査委員の意見は当会館を継続するならば、こういう言い方しているんですよ、継続するならば。そうすると、普通いわゆる今参事が言われているように昭和の森会館の本来の目的があるんですけども、それに見合うような形でなかなか観光客等々、それから文学の関係の方が来ていただけないというのだったらこうなるんでしょうけれども、いろいろな私も去年、おとし行きましたよ、紅葉まつりとかね、素晴らしい景色があってすごいなと目に飛び込んできたんですが、そういう支配人を初め当然参事も参画しているんでしょうけれども、担当の職員の方々が一生懸命努力して喜ばれるような施設として変わってきたといったときに、18年度は始まったばかりなんですけども、継続するならばという理解がちょっとわからないもので、本来は監査委員の方の直接意見を聞けばいいんでしょうけれども、なかなか文章上難しさがあって、参事の方で酌み取り切れなかったら結構でございますが、何かこういうところで監査委員と交流したのであるならばお答え願いたいというふうに思います。

それから、夕鶴記念館について、言われるように18年の中で、19年1月から事務局内に入れたということはわかるんですが、いわゆる入場不振そのものがあるんだと。結局今までと違って、今まではこう入館したよとなるとどうもかぎを開けたとかいうふうな話も聞いているんですが、年間で見ても百何十人、16年度が123人、平成17年149人、18年の計算ちょっとどこかで言われたかもわからない、300人と言われましたかね、なるんですけども、全体としてのやっぱり大変な状況の中に、夕鶴記念館そのものの展示物を存続していいのかどうかというようなところも一つの課題になっているのかなというような気がしたものですから、その点どういうふうに見られたのかなと思います。

最後に、開発いわゆる健康食です。開発メニューをつくってきたんだが定着までいかなかったということなのですが、当初ここに人材を派遣しようとしたときに、その人材派遣しようとしたその目的は、その方がこういう健康食メニューについて非常に熱心だからというようなことを言われていた。だから私は期待したんですけどもね、一生懸命なんだよということなのですが、メニューをこうつくり上げていくかいかないかというときに難しいとってぼっとね、いわゆるそれは人事の関係でしようけれども、いなくなってしまったとなると、当初の意気込みというか人材のそういう配置した総括はどうだったのかなというようなことが気になるものですから、どう判断されたのか今時点をお願いします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、昭和の森会館のことで監査委員さんと話をしたかということですが、決算監査のときに今市営施設の運営委員会で協議しておりますということで、その運営委員さんの答申を待って、そんなような方向付けを検討していきたいというような話はしてございます。

それから、天城温泉会館の関係でございますが、夕鶴記念館の存続ということで、これは

観光協会の天城支部さんがその夕鶴記念館をかなりリニューアルしていただきました。今までは受付が温泉会館の方にあったということで非常にこう何かまずかった点があったわけですが、今度は夕鶴記念館直接こちらの方で受付ができるということで、これから入館されるのではないかなと、多くされるのではないかなとっております。

それから、健康食のメニューでございますが、ある程度の健康食メニューが形ができましたので、それをなるべく人件費の高い方はご遠慮してということで、非常勤の方だけで対応できると思いますので、その方たちにこれから広めていっていただきたいと、そんなふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 質疑ありますか。いいですかこれで。

それでは、木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第67号までの14件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで休憩を10時45分までとります。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第68号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第16、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第68号、一般会計補正予算について質問させていただきます。

22ページの債務負担行為、大分いろいろ同じような質問が出ておりますけれども、指定管理者と現状の管理では、費用にどのような違いがあるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

88ページの農業用施設災害復旧工事500万円、事業の内容をお聞きしたい。90ページの河川災害復旧工事600万円、事業の内容をお伺いしたい。

議長（堀江昭二君） ただいまの質疑に対して答弁をお願いいたします。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算についてのご質問でございます。それぞれ担当部局長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 現状の管理と指定管理者にした場合の費用にどのような違いがあるかというようなことでございます。現状では伊豆市の収入として使用料がございます。支出といたしましては、決算書にもありますように狩野川記念公園グラウンド管理事業という中でいろいろな経費を支出をしていきます。これは教育委員会の方でございますが、一方、観光関係でございますと、その他の観光施設整備事業と、ここから支出しておると思います。そのほか、この公園に係る職員の給与、これらが支出として考えられます。

これが現状でございますが、指定管理になりますと、この公園の新たな課題の解消、それから新たな指定管理者の提案といったものを実現などを考えまして指定管理料を決めていくということになります。ですから、収入と支出、伊豆市でありましたけれども、指定管理にいたしますと、指定管理料一本というふうに費用が変わってまいります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、農業用施設災害復旧ということで、復旧工事ということで、その内容につきまして説明をさせていただきます。

これにつきましては、7月14日、台風4号によるものでございます。排水路1件、用水路2件、計3件の工事でございます。排水路につきましては、土肥の小下田の小山、用水につきましては天城の矢熊、それから修善寺の年川でございます。いずれものり面の崩壊によるものでございまして、のり面をブロック積み等の工法で復旧するものでございます。一応10月3日、4日に災害査定を受ける予定であります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 台風名は今と同じで台風4号ということでございます。河川災害復旧工事、1件分です。場所は伊豆市の城、普通河川の内堀田川という川です。コンクリートブロック積みで復旧をする予定です。なお、査定は9月18、19を予定しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） はい、森議員。

10番（森 良雄君） 聞きたいところは、例えば今までは1,000万かかって今度も1,000万で、金額には変わらないですけどもサービスは大幅に向上しますとか、何かそういう比較はされていませんか、その辺お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

サービスの方は前にも申し上げましたとおり、あそこであいていれば利用の申し込みが即座にできるということになります。それから、防犯上のことも申し上げましたけれども、夏は6時、冬は5時ぐらいまでしか職員が現状ではおりません。しかし、皆さんがおるときは、ご利用になる時間帯については、できるだけ職員がいた方がいいということで、原則8時まで職員を置いてもらいたいというようなお願いをしております。したがって、防犯上といえますか、安全が増す。それから、あいていればすぐさま利用できる、利便性が増すと。もちろん、そこでも予約ができるようになりますけれども、利便性が増すということになります。

それから、そのほか、その指定管理者がグラウンド等を使いまして、いろいろな教室をしていただきます。指導とかそういったこともいたしますので、その辺の指導もあり市民の方の参加も期待できるようになります。そういったことのサービスが増してきます。そういったことを職員が指定管理をしないでやった場合と、指定管理に移行した場合は130万円ぐらいは指定管理にした方が安くなるのかなというような気がいたします。

ただ、現状よりはもちろん職員を長い時間置いたりお金を扱ったりもいたしますので、現状よりは経費は上がります。上がりますけれども、それを職員に置き換えた場合には130万円ぐらいは経費が浮くのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 狩野川記念公園一本に絞りますけれども、ふるさと広場の場合も同じだと思うんですけれども、今の質問は狩野川だけに限ります、これからの質問は。

少なくともこの利用については、市民は今までのやり方というのは、教育委員会に申し込むとか、金銭の支払い及び利用、例えばナイターやる場合、電気だれが入れてだれが消すなんていうのは全部利用者の方でわかっているわけです。今後もし例えば申し込み方法、例えば野球をやる、年間計画に基づいて申し込むというようなのが、今度は指定管理者の方へ申し込むようになるのかどうか。例えば熊坂のお年寄りがゲートボールやっている、これ申し込み方法は今度は現地へ申し込めばいいのかどうか。そういうもろもろの手続が大幅に変わるのではないかなと思うんですけれども、その辺の内容及び市民に対する周知徹底はできているのかどうか。

それと、もう一つお聞きしたいけれども、サービス向上については確かに今お話しただいたような、空いてるときには利用できる、非常にメリットがあるのではないかなと思うんですけれども、ただ維持管理、例えば狩野川公園の草刈りなんていうのは今まで、最近はやっと変わっているようなんですけれども、利用者がやるなんてこともあったわけです。今度は全部指定管理者がやってくれるんですか。その辺もお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 幾つかご質問があったわけですが、まず利用者が草刈

り等をやるのかというようなことですが、かつて修善寺町の大分前、小森町政の時代には、やはり刈るといようなことがございました。しかし、最近では余り利用者がやるというようないことはありません。ただ、ボランティアの方が1年に1団体が1回、もう一団体が草取り等をしていただく場合がございます。そのほかは.....

〔「どんな施設がそういうボランティアでその辺については行っているわけですか。それからまた、そういうところでやっている周知について.....」と言う人あり〕

教育委員会事務局長（山本準次君） ボランティアがですか。

〔「そうでなくて利用者について」と言う人あり〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 利用者につきましては、狩野川記念公園にとらわれずに、どこのグラウンドについてもやはりそういった草刈りとか整備は一応使い終わりましたならばしていただきたいというようないことは伝えてございます。中には、中伊豆の弓道場、それから八幡のグラウンド、それからその上の八岳グラウンドでしょうか、そのグラウンドにつきましては少年団が使っておりますので、基本的にそこが使うぐらいが主ですので、そこから辺につきましては利用者がきれいにして使っていただければよろしいわけですので、利用者がいろいろご苦労なさって整備をしてくださっております。

それから、もう一つのご質問の、みんなに言ったのかというようなことですが、これは提案理由の中で3月の終わりでしたか、利用者それから狩野川記念公園ですので熊坂区、瓜生野区、それから商工会の方々に、いきいきプラザ中央公民館においていただきまして、そういった動きがありますということはお伝えをしております。サービスについてもあそこのできるようになるというようないことは申し上げてございます。料金は変わらないということでお伝えもしております。申し込みにつきましては、そこで今まではできなかったのですが、そこでできるようになります。また、インターネットからも利用できるようにしたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、森議員の質疑を終わります。

続いて、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第68号 平成19年度一般会計補正予算について2つお尋ねします。1点目は人事評価システム構築支援業務委託料についてです。人事評価システムをつくるために市当局はみずから案を持っているのか、概略をもって委託するのか。それとも、人事評価はどうあるべきかという、いわゆるそもそも論です、そもそも論を全部ひっくるめて委託するのかどうかお願いします。

二つ目です。有害鳥獣捕獲報償費について、補正額による活動内容、ちょっとわかりづらいものですから、去年おとし、それから当初予算との兼ね合いで当然シカやイノシシをと

ることはわかるんですけども、プラスするっていうその基準等々あると思いますので、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） ただいまの質疑に対して答弁をお願いします。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第68号 平成19年度一般会計補正予算についてのご質問でございますが、 つきましては総務部長から、 ですか、観光経済部長からお答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 1点目の人事評価システムの関係でございます。そもそも論からかどうかというところでございますけれども、基本的に、この人事評価に、新たな人事評価システムに関するノウハウには乏しいというようなことから、業者による指導を得て支援事業を行うということでございます。導入に至る人事評価の考え方あるいは必要性、この辺の理解を十分に得た中で進めるというのが今回の特徴でもあります。そういう意味ではそもそもの目的の中で進めていくということになるのかと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、有害鳥獣捕獲の報償の補正につきましてご説明をいたします。

有害の捕獲につきましては、先日の三須議員の一般質問で市長がお答えをしておりますが、ここ数年有害捕獲をお願いするケースが非常に増えてきております。平成16年度では、出猟延べ日数が111日で延べ人数が999人、17年度が145日で1,491人、昨年度は168日で1,722人出でいただいております。報償につきましては、17年が114万、18年度が115万円で、一人一日当たり直しますと700円にも満たないという金額でお願いをしているわけでございます。本年度も既に8月末で延べ1,544人が出役をいただいております。現在、9月から県の管理捕獲が実施されているところなんですけれども、とにかく大変な負担をお願いしている状況でございます。

11月15日から2月15日まで、これは猟期に入るわけなんですけれども、それ以外には県の管理捕獲とか有害の捕獲で年間としてほとんど、余り期間をあけることなく捕獲の方をお願いしているところなんですけれども、今回50万ということなんですけれども、これで満足な額にはならないかもしれませんけれども、少しでも弁当代といいますが、それに近づけるためをお願いをしたわけでございます。

来年度に向けて、さらにどういう交付の仕方がいいのか、これらも検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど木村議員から基準はということなんですけれども、当初予算では基本的には一人一日1,000円の800人、猟犬一頭500円というような形で積算をしてありまして、今回出役の人数だけ一応500人を足させていただいて50万と。それだけではとても

実際の出ている数とはかけ離れているわけですが、今回はこういう形でお願いして来年以降またちょっとその辺の出し方について検討したいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑、木村議員。

26番（木村建一君） 有害鳥獣捕獲はよろしいです。人事評価システムについてお尋ねしますが、いゆるそもそも論からだというお話をされましたが、19年度の行政改革集中プランというのが出ています。インターネットでも。その中に今私が質問しているシステム導入があるのですが、公正かつ客観的な評価を行うことで職員の意欲、能力を最大限に引き出して、生産性の向上を図ります。こういうのがいゆる大きな柱です。

具体的にお尋ねしたいんですけども、人事評価システムを導入している自治体は今全国あります、もう既に。そういったときに、新たに伊豆市にやろうとしているときに、既に実施している自治体の状況というのはどうなのか、そこから教訓を得てやるということはやられたのかどうかということなんですね。それから、入れるに当たっては生産性の向上っていう、ちょっと行政にとって何なのかなという疑問は思うんですけどもね、生産性という意味は。それはおいておいても、いゆる公正で公平で客観的な評価ができるのかどうかということ、2つ目です。職員にとって何がプラスになるのかなという、意欲云々というのはわかるんですが、これを導入することによって。3つお尋ねします。

議長（堀江昭二君） それでは、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 他市の状況、それから国も試行的にやっているというようなことで、そうしたマニュアル等も作成されております。当然そういうものも参考にしながら、伊豆市独自のといいますか、ものを構築していきたいということでございます。

それから、いゆるこの趣旨が先ほど言いましたいゆる公正で客観的なというような新制度の中で、うたわれている中で、これについて十分検討していくという形になるかと思うんです。そうした中で、3点目の職員の意欲の向上にもつながっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 一つだけ、絞ってお尋ねします。

いろいろと国も試行的にやっているからと。ほかの自治体もやっていることはご存じだということはおわかりましたが、そうしますと委託するに当たって既に実施している状況が見えていると、ある程度ですよ。であるならば、もとに戻るんですけども、そもそも論から委託する、人事評価システムって何というところからスタートするよりも、自分たちが得た今の知識を持っているでしょうから、今聞くところによると。そうすると、こういうところについて委託してくださいよというのが正確なのかと。同時に、委託料自身も切ったその分を省けますから、安くなるのかなというふうに判断する。そういうふうな観点というのはお持ち

なのかどうか。せっかく情報を得ているんだっただらば、ゼロからではなくて、1とか2とか3から始められるのかなと思ったんです、今の表現の中で。その点はどうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 人事評価については、そもそも論のそもそもですけれども、木村議員おっしゃるように、いろいろな自治体も生産性とか効率性だとかやる気だとか、そういうことを涵養、推進するためにやっているところがあると。一方では、いやそうではないよと。公務員法があってもう決まっているんだから、もう給与というのはそれなんだというところへ今時代は差し掛かっていると私は思います。職員の中で一部の人たちはそうだという方もいますし、もう一方では、いや今までどおりでいいんじゃないのと。これで何ら問題なかったんだからというご意見の方がおいでですよ。それはご理解できると思います。

ですから、そもそも論というのは、そういうことの地ならしをしなければいかんということで、本当はどこかのそのまま持ってきて市長権限でやれということもできるのかなと思いました。だけれども、そういうことも大変いろいろなご意見が出てくるということで、近隣の市の静岡県の東部の市の状況を聞きました。そうしたら、いや、まだまだだよということと、検討し始めています、コンサルを入れて検討し始めていますよというようなご意見の中で、では我々も遅ればせながらそういうことをやっていったらどうかということから始めたわけで、第三者的なそういうご意見も伺いながら、推進していきたいと思っています。

それぞれ、職員にすると、皆さん自分はみんな一生懸命やっているというんですよね、自分は。だけれども同じレベルの人を見ると、やはり若干もっと頑張ってもらいたい、あなたもっとできるでしょうという部分もあるわけで、そういうことでぜひ納得のいく人事評価システムっていうのを入れていきたいなという気持ちがあって、こういう委託をしてみずスタートのレベル合わせをしたいということをお願いしているわけでございます。

ぜひ趣旨をご理解いただき、可決していただくようお願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第69号～議案第78号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第17、議案第69号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）から日程第26、議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの10議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第69号、議案第76号について一括して、10番、森良雄議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第69号、公共用地取得事業特別会計補正予算について質問させていただきます。

この件については既にご説明いただいておりますけれども、一方では議会は余っている用地を何とか処分しろと言っている。185万円という少額ですけれども、必要性とか、どのぐらいの大きさだとか、含めてご説明いただきたい。

議案第76号、天城ふるさと広場施設管理委託料について、この件も再三ご説明いただいておりますが、委託料は一体何に使われるのか。この辺を主体的にご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇 〕

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問でございます。議案第69号につきましては、企画部長から、76号につきましては観光経済部参事からお答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 前回のときにもお話をしたとおり、天城アクセス道路関連のポケットパーク用地でございます。詳細については土木部長の方をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） では場所等説明します。場所はいわゆるアクセス道路と一般県道修善寺天城湯ヶ島線、そちらにぶつかる角、いわゆる消防署の道の反対側ということであり、最近言われております道路環境整備ということで、その一環としましてポケット公園を整備するというこの用地の先行取得でございます。取得面積は137平米になります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第76号、天城ふるさと広場の会計の補正予算、施設管理委託料でございます。

天城ふるさと広場を平成19年10月1日から平成25年3月31日まで指定管理者株式会社来富へと管理を予定してございます。この委託料409万6,000円につきましては今年度分の管理委託料でございます。それから、事業の見通しをとということでございますけれども、株式会社来富の代表者はこの天城ふるさと広場で職員として経験も長く、健全な管理運営ができるものと確信してございます。それから、409万6,000円の使い道でございますが、これは事業運営費に活用されるものと思われま。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず、ポケットパークについてお聞きしたいんですけれども、ポケットパークつくるのはいいんですけれども、あそこで本当にポケットパークが必要なのかど

うなのか。ちょっと極論かもしれないけれども。それはいいですよ。もうちょっとこれ例えば道路を、こんな道路をつくりたいんだけど、それだけでは売ってもらえないからこの一角を買いだいたいとか、それなりの理由があるんだろうと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

それから、天城ふるさと広場によろしいですか、再質問。天城ふるさと広場、ここの受託者から受託するに当たり企画書みたいなのをもらったのかどうなのか。こういうふう to 新規にやっていきたいというような、そういうのが出ているかどうか。

私この委託料というのはほとんど人件費で消えてしまうのではないかと思うんですよ。恐らくこの時期ほとんど収入ないんでしょう、あそこは。それはそれでいいですよ。ただやっぱりどうせとってはちょっと言い過ぎかもしれないですけども、やはり同じ方がやってくるんですから、よっぽど新しいアイデアを持ってこないと、やっぱりここは今までがじり貧なんだからこれからもじり貧だよということを僕は言うておきたい。ですからやっぱりこれを受託する方は経営者になったつもりでこういうふう to やってきたいんだと。3月まではしようがないと思います。恐らくほとんど営業なんてのはないんだろうと、あそこに泊まりたいなんて人はほとんどいないのではないかと思いますけれども、そのためにあそこに張り付いて管理していくには、やはりそれなりの委託料が必要だと思いますからそれはいいですよ。だけれども、こういうふう to やってきたいんだというような来年の企画みたいなのをもし聞いているんだしたら、お話をお聞きしたいと思うのですが。お願いします。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） もう少し詳しくということですから説明いたしますと、ここは1人の地主になるわけですけども、半分近くを県道の拡幅で買収されている。またその大部分をアクセス道路ということで、角に土地が残ったということで、端的に申しますと、買収の条件でもあるということになるわけですけども、それでは買うあれがないということで、角地で将来的にも場所がいいところなものですから、角地に変なものが建てられるといろいろ交通の障害にもなるということで買収をしまして、そういった公園にして管理をしていきたいということです。

以上です。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 天城ふるさと広場の企画書ということでございますけれども、指定管理の指定申請書というものが、かなり厚いものがございます。この中に学生を中心としたお客さんを集めて管理運営をしていきたいというようなことを書いてございます。もし詳細があればしたら、後ほど説明したいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第78号までの10件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第79号～議案第87号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第27、議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから日程第35、議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの9議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第87号の9件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第88号～議案第93号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第36、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてから日程第41、議案第93号 市道路線の認定についてまでの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第88号について、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第88号、滞納整理機構の設立の件についてお尋ねします。

いわゆる税金を納めるという義務と等々から集めるという関係は、租税法律主義というのとそれから公務員法、それから様々な税法に基づいて行われておりますけれども、基本的に大事なことは、守秘義務上から見てです、今回お尋ねしているのは、滞納整理機構に滞納整理を行わせるということは妥当と思われたから提案されていると思いますので、その妥当性についてお尋ねします。

議長（堀江昭二君） ただいまの質疑に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第88号、滞納整理機構について木村議員からのご質問でございますが、本件につきましては総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今回設立いたします広域連合でございます。一部事務組合と同じように、いわゆる地方公共団体であるというようなことから、その広域連合職員には地方公務員法それから地方税法にかかわります守秘義務これが課せられるという形になります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。いいですか。

それでは、木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第93号までの6件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月25日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時27分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

発言の訂正

議長（堀江昭二君） 最初に、観光経済部参事から発言の申し出がありましたので、これを許します。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第89号 天城ふるさと広場の指定管理者の指定につきまして、補足説明をさせていただきます。

先日の議会で、平成19年度は指定管理料が発生しますが、20年度以降は株式会社来富の提案書で要らないという旨の説明をいたしました。指定管理者と取り交わす協定書の中に、現時点では想定できない物価の上昇や災害が起きた場合は、双方の話し合いにより指定管理料を変更できるという条項を含んでおります。この条項は、突発的な不可抗力、災害などにより経営を圧迫した場合であります。

このような理由により、指定管理者より申し出があった場合は、双方で協議を行い、指定管理料の要否や変更金額等を決定することになります。当然、指定管理料を変更する場合には、予算の変更をお願いするわけですので、議会に変更理由を説明し、ご承認いただくことになります。

以上、よろしく願いいたします。

議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、今定例会初日の5日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷尚司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、企画部の関係でございますが、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

まず、委員より、特別会計は一般会計からの繰出金に頼る面が非常に多いのではないかと、思うが、今後、財政厳しい折、繰出金についてはもう少し考慮する必要があると思うがとの質問に対し、これまでそれぞれの地域の実情において繰り出しをしてきたという経緯がありますが、伊豆市になり、少しでもこれを精査し、それぞれの部署で企業努力を發揮し、一般財源を出さないような、極力狭める方法を考えていかないと伊豆市の財政はもたないのではないかという気がします。

ただ、どうしても出さなければならないもの、例えば介護保険、老人保健、それから国保、こういったものは医療費に応じて出しているため、当然出さざるを得ないという状況があります。本来、これらについて受益者負担、いわゆる国保税であるとか介護保険料であるとか、そういったもので相殺していくのが本来のあり方と思いますが、実際問題なかなか難しく、そういった部分では一般会計の補てんをするという必要性を考えていかななくてはならないと思いますとの説明がありました。

次に、虹の郷について一般会計から繰り出されていると思うが、その辺はどうかとの質疑について、繰り入れという形では出していませんが、土地使用料については市と地権者との契約になっているため、市ではその分を持っています。それは、間接的な形で助成というか、援助しているという形になります。これは、他の指定管理者制度においても今後出てくる可能性があるので、そういったことをこれからどうするか。あくまでも市との契約であるので市がお支払いするけれども、ある程度利益が上がる施設、事業であれば、指定管理者の方から土地代も支払うということは考えられるかもしれません。いずれにしても、事業をやっていると、この経営内容に応じたものが必要になるかもしれないとの答弁がありました。

次に、決算書41ページ、財産収入の普通財産貸地料1,900万円ほどあるが、大きなところはどこかとの質疑について、普通財産の貸し付けが全体で118件あり、そのうち特に大きいのは東京電力の高圧鉄塔の線架補償、これらが以前からの契約で3年分まとめて350万円ほど入っています。これは3年分なので、1年では100数十万円程度となります。平成18年度決算は、中伊豆地区、修善寺地区、天城地区、土肥地区、その他にもありますが、トータルでは1,000数百万円になります。これも3年分なので、1年だと大体300数十万円、伊豆市全部で毎年300数十万円が入ってくるということです。そのほかに土肥の東海工業、砕石採集の会社が390万円近く借りているのが大きなものですとの答弁がありました。

次に、決算書53ページに合併特例債1億6,600万円ほどあるが、今までに合併特例債を合計幾ら使ったか、また、今後、合併特例債で行う事業の予定はとの質疑について、平成18年度まで合計7億1,000万円です。天城北道路アクセス道路の関係と火葬場の関係です。

今後の予定としては、現時点ではただいまの2事業、天城北道路のアクセス道路整備事業と火葬場建設事業について特例債を当て込んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

続きまして、総務部の関係であります。決算書5ページ、市税の収入未済額7億7,000万円と不納欠損7,103万円の件数はとの質問に対し、未済額の件数は延べ滞納者数が3,148人、1人の方が年度をまたがって滞納されている方もいるので、実質的には市内の方が法人も含めて1,259人、市外が768人、約2,000人の方が滞納しています。それから、7億7,000万円のうちの396人が30万円以上で、100万円以上が110人ということです。この滞納額が4億9,289万円です。

不納欠損は合計で299人、このうち15件で5,432万3,000円なので、ほとんどが大口です。一番大きいのは1,182万7,000円です。

理由は、ほとんどが競売事件の終了です。破産をして、裁判所の申し立てに基づき競売をして、競売事件が終了して、もう配当金が来なくなったことが確定した後に不納欠損とすることになっておりますという説明がありました。

続きまして、市民環境部の関係ですが、決算書129ページ、環境衛生事業の環境美化活動報償320万円、自分の近くで草刈りをしたり、自分たちのためであるのだから、発展的にこれを解消の方向へ持っていくというのは一つの案だと思うがどのように考えているかとの質疑について、この報償金については、ただ地域をきれいにするのみならず、ごみの減量化だとか分別、また、市が管理すべき市道の除草等も含んだ大きな意味での報償なので、ご理解をいただきたい。

しかし、18年度から、制度当初1戸当たり400円だったものを、財政の状況も考え、300円に落として制度を運用しておりますとの説明がありました。

次に、決算書133ページ、清掃費の不用額3,753万8,205円、清掃費の中の工事請負費のところはかなり少なくなっているが、工事の内容はとの質疑について、18年度の工事につきましては、環境面のことを最優先して、バグフィルターを交換しました。

不用額が多い理由は、古い施設なので壊れる場所によってはいきなり1,000万円とかの額になってしまうため、切れない部分があるので残してあります。

また、当初の工事計画を変更したので、工事金額が少なくなっていますとの説明がありました。

次に、決算書133ページ、産業廃棄物減量対策事業の資源ごみ回収活動報償金、20団体あると聞いたが、金額が448万円だと、単純に割って各団体20万円ぐらい、その基準というのはどうなっているのかとの質疑に対し、これは要綱で制度化しており、ごみを資源化してい

こうということで、要するに廃品回収です。アルミ缶等を業者に売って、市の方でそれをまた報償としている制度です。昨年は20団体ということで、主に小中学校のPTAの活動ですとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第53号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 福祉文教委員長報告をいたします。

議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、所管科目です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、福祉文教委員会所管科目についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、決算書95ページ、敬老会事業、節目的な形になったが、市がお年寄りを敬う形のお祝いをしたいという意識と受ける方の意識に差が出てきていると思うが、このままの形でいいのか、検討はされているのかという問いに対して、昨年さまざまな意見をいただきました。今年度、2回目が終わった段階で再検討することになっています。現段階でお世話いただいた区長さん、民生委員さん方にアンケート調査を出して、今、回収をしている段階です。また、招待を受ける方については、ことしの秋にアンケート調査を行い、それらが全部出そろった段階で今後のあり方について再検討したいと考えておりますという答弁がありました。

次に、決算書119ページ、子供広場管理事業の14の借地料について、予算額が202万3,000円なのに決算額が倍以上になっている理由はとの問いに、今まで子供広場の固定資産税が免除になっていたが、18年度から課税の対象になったため、その分も含めて支払ったので増額になりましたとの答弁がありました。

次に、生活保護者が年々ふえているが、どのような状況でこのようになっているのか、実態を教えてくださいとの問いには、特に18年度ということではないが、大きな要因として、狩野川台風の復旧工事に従事していた方々が高齢者になってきていて、今もそのまま1人であるとか、家族とも疎遠になっているということです。

これは伊豆市だけではなく、沼津東部健康福祉センターでもそうですが、狩野川沿いでは特にそういう方が多くなっています。ですから、年々高齢者がふえていくというのが実態ですとの答弁がありました。

次に、決算書207ページ、遊具点検委託料、点検の結果を教えてくださいとの問いには、市内の小・中・幼稚園の遊具については、毎年2月末に点検実施をして、結果は4月初に出ます。修繕費で対処できるものは対処して、大きなものについては来年度予算の確保を考

えています。修理のきかない危険な遊具については撤去をしました。撤去をしたのは、土肥幼稚園、八岳小学校、土肥南小学校のものでとの答弁がありました。

次に、小学校の消耗品について、18年度の決算状況を見ると17年度の約6割になっているが、18年度の実態はとの問いに、17年度は教科書の改訂があったために、指導書を新たに購入したので多くなっています。18年度は指導書の購入はありませんので、その分少なくなっています。教科書の改訂は3年に一度行われます。

また、一般消耗品の金額については、年々若干ずつ下げている状況ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論があり、採決の結果、議案第53号、福祉文教委員会所管科目については、挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る観光経済委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、万天の湯と付随するテニスコートは赤字だが、この施設を今後どのように考えているのかとの質問に、一千四、五百万円の実質的な赤字と考えています。万天の湯・テニスコートに関して、旧中伊豆荘の国民宿舎の用地につきましては現在、県と交渉中であります。契約の中に5年間の指定用途というものがあり、県としては5年間は現在の状況を保つという意向です。しかし、貸し付けも可能という項目がありましたので、弁護士に相談したところ、売買予約という制度が使えないかという話をいただきました。現在、この売買予約について、県の方に投げかけております。実質的に指定用途はあと3年半ぐらいですが、3年間で約4,000万円以上の赤字になるわけです。このようなことを考えると、早急に処分したいと思っております。県の回答待ちですが、売買予約の承諾が得られれば、市長に処分の許可をいただき、公募をかけたいと思っておりますとの答弁がありました。

伊豆市として初めて虹の郷が指定管理となったが、指定管理になって特によかったという点は何かとの質問に、一番顕著なものは予算的なものと思います。行政の場合は、予算がないと即対応というのがなかなか難しいですが、指定管理者の場合はその辺は融通がきいて、即対応ができるという感じでありますとの答弁がありました。

167ページの空き店舗対策補助金220万円の効果を説明してもらいたいとの質問に、空き店舗対策は土肥地区の恋人通り商店街で行いました。ところてんづくり体験あるいは浜石の体験等を行い、特産品の販売やパネル展示等を行いました。具体的な効果としては、空き店舗は人通りが結構あるところでしたので、地域としてはにぎやかになってよかったということで

した。2月28日で事業を終了しましたが、一部については近くの店で引き続き体験をやるどころもあったり、また、そこで雇用が生まれたということと、さらにこれを主にやられた恋人通りの商店街の若い人たちがこの事業を通して一つの機運が盛り上がったということは、大きな効果があったと思います。空き店舗の賃貸料、人件費などの経費の面から継続事業とはなりませんでしたとの答弁がありました。

169ページの土肥サマーフェスティバル1,600万円、土肥サマーフェスティバルの実績評価と総額予算はどのくらいですかとの質問に、土肥サマーフェスティバルは8月18日から21日までの4日間行いまして、主催者発表では来場者5万人、宿泊は全部で1万4,050人ということで、ほぼ満館の状況と伺っております。これを金額にしますと、旅館が1万1,400人、民宿が2,650人で、宿泊単価を旅館が2万円、民宿を8,000円で計算すると、約2億4,900万円の経済効果があったと言えます。全体事業は2,008万7,000円で、これは花火代のほかステージイベント等の経費であります。こちらからの補助金の差額につきましては、旅館や民宿の協賛金あるいは売店の売り上げ等で賄っていると伺っておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第53号につきましては、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議長から報告を求められました議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、土木水道常任委員会の所管科目につきまして、主な審査の経過と結果について報告します。

まず、上下水道部所管関係であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに委員より、中伊豆の温泉スタンドの将来見込みは、施設は継続していきますか、ポンプの寿命は何年あるか、再度ポンプの入れかえは行うか、閉鎖するのかとの質疑に対して、現在、ホテル、特養いちごの里と毎分10リッターずつの契約をしたのですが、これに温泉スタンドを入れますとちょうど目いっぱいというような状況ですので、これ以上給湯施設がふえますと、少し再掘削といたしますが、今、200メートルから300メートル埋まっている状態ですので、これを再度洗浄し直して温泉の量を回復しなければならないと思います。ただし、これにはお金が相当かかります。今、500メートルぐらいのところに揚湯ポンプを入れていますが、温度は60度を少し欠けるぐらいのお湯が出ていますので、広げていくとさらなる投資が必要になります。閉鎖ということは今の時点では考えておりません。今は落ち着いておりまして、今の状況ですと数年に一度のポンプの入れかえという形で維持できると思います。ことしの7月、8月にかけてポンプの入れかえを行いますので、

3年ぐらいはもつと思います。その間に土砂が堆積して埋まってしまいますと、そのときには大きなお金がかかると思いますし、検討が必要となりますとの答弁がありました。

続いて委員より、浄化槽維持管理は上下水道部所管ではないのに浄化槽設置事業が所管なのですかとの質疑に対しまして、合併時の事務の協議の中で、合併浄化槽を下水道課が担当することになっておりましたので、この事務を所管しておりますとの答弁がありました。

続いて委員より、国の補助金と県の補助金の比率はどうかとの質疑に対し、国の補助金ですけれども、国の定めた標準額がありまして、5人槽で88万8,000円が国で定めた標準工事費です。その3分の1が国庫補助の基本額となり、3分の1の35万4,000円、その3分の1が国費で11万8,000円入ってきます。それにこの60%が県費で、5人槽の場合7万円、残りが市費ということになりますとの答弁がありました。

続きまして、土木部関係であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑ですが、まず委員より、決算書185ページ、市道整備事業の内容を説明できますか。179ページに道路台帳再編統合委託料が平成17年、平成18年、2年にわたっていたと思うが、予算のときにはどういう説明をしましたか、道路台帳の電子化と説明していませんか、説明をお願いしますとの質疑に対して、決算書185ページの備考欄の工事名を読み上げ、工事箇所、内容を説明、179ページの道路管理費の道路台帳再編統合委託料は、17年度、18年度の債務をいただきまして、紙ベースの製本を提示していますが、基本的に1万分の1の地図でデジタル化されています。それをもとに、1,500分の1の都市計画図、1,000分の1の道路台帳です。基本的に道路台帳作成ですから、1万分の1の地図をつくって、関係する1,000分の1にデジタル化されていますとの答弁がありました。

さらに委員から、市道廃止調書、市道認定調書はどのような予算で作成したのか、予算のときに電子化といった説明はしていませんか。市道廃止調書、市道認定調書をつくる説明はなかったがという質疑に対しまして、予算のときには製本するといった説明は基本的にはしませんでした。デジタル化を行うのが基本目的ですが、議会で説明するのにCD-ROMをごらんいただいて、デジタル化にしましたのでは何ができたのかわからないので、こういうものができましたとわかりやすくするために製本して告示しなきゃならないので作成しましたとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行いました。討論につき、委員より、道路台帳再編整備に至っては予算の流用であり、目的外使用である。よって、この決算に反対しますとの発言がありました。他に発言がなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第53号につきましての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質

疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いをいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時08分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

私は本議会の冒頭に、うそはつかないように注意を促しましたが、相変わらず市民を欺く言動、行為に満ちているようです。これは、18年度の歳入159億9,955万円、歳出150億5,655万円の決算の認定を求めるものです。

まず、市長以下、職員が仕事をしているかどうかです。本日は議会最終日ですが、傍聴の方もいつもよりたくさんいるようです。市長や職員、そして議会の仕事ぶりを見に来ているのです。

最近では、片山善博先生が政府の地方分権改革推進委員会で、「地方議会は八百長と学芸会」と発言したようです。伊豆市民の中にも、「議会は何をしているのか」「議員は何をしているのか」という声が聞こえてまいります。きょうの傍聴者も、そういう気持ちで傍聴しているものと思います。議員の皆さんにはこういう声は届いていませんか。

150億円の決算をしながら、市道31338号線はいまだに流出したままです。市長以下、土木部長は仕事をしているのですか。公物管理法を承知していますか、道路法を承知していますか。

市長は、市道の維持管理が大きな仕事です。災害復旧もできないような市政では困ります。仕事をしない職員も困りものです。仕事をできない職員、仕事をしない職員は、給料泥棒と言っても過言ではないでしょう。災害復旧や道路の維持管理は市長、あなたの仕事です。なぜ、災害復旧ができないのですか。市民に責任を押しつけていませんか。市民にあなたの責任を転嫁していませんか。

土木部長は、公図に載ってないと言いました。公図の管理はだれの仕事ですか。公図に記載されていないのはだれの責任ですか。責任を放棄していると言わざるを得ません。市長、土木部長、本当に仕事をしているんですか。この決算は、まじめに仕事をしていない結果と言わざるを得ません。

農林水産業費 8 億 185 万円、農業用排水路改良工事 34 件、どこで、どのような工事が行われましたか。農業基盤施設整備事業、治山事業、林道整備事業、どこで、どのような工事が行われましたか。十分な説明が行われましたか。議員の皆さんは承知していますか。

道路台帳再編統合委託料 1 億 5,390 万円、これには 17 年度も 7,500 万円支出しているのです。合計 2 億 2,890 万円の事業です。先ほどの委員長報告にありましたように、説明では道路地図の電子化、デジタル化と言っております。でき上がったのは何ですか、アナログですよ。土木部長、アナログの道路地図をあなたは 2 億 2,890 万円も使ってつくった。これがその地図です。そのあげく、市道路線の廃止、市道路線の認定です。

予算案の上程時、このような説明がありましたか。委員長報告のとおり、説明はありませんでした。市民を欺く行為と言わざるを得ません。このような卑劣きわまりない行為が許されますか。土木部関係の道路や河川の工事についても、説明はほとんどありません。説明しようとする態度すら見えません。

議員の皆さんは、どこで、どのような工事が行われたのか承知していますか。市民の問い合わせに答えられますか。今、議員の資質が問われています。市民に対する説明責任が問われています。法令遵守が問われているとは感じませんか。

都市再生整備事業は、何をしようとしているのですか。何ら説明があったとは言えません。関係者は参加しているのですか。どこで、どのような事業が行われるのですか。利害関係者の参加していない都市整備事業は、成功しません。特に、修善寺駅前の整備に、伊豆箱根や東海バス、JA の参加なくして成功はありません。むだな支出と言わざるを得ません。

18 年度の皆さんのお手元にある決算書の、公共工事などの入札は 182 本あります。落札率は 100% が 9 本ある。95% 以上も 127 本もあります。合計 136 本です。入札件数の実に 75% が落札率が 95% 以上なのです。入札された 4 件に 3 件は、落札率が 95% 以上なのです。

9 月 19 日の読売新聞では、落札率が 95% 以上の入札は極めて談合の疑いが強いと言い切っております。この記事は、静岡県の公共工事を指しています。静岡県は、落札率 95% 以上が 30% あった。全国ワースト 12 位です。18 年度の伊豆市では、182 件のうち 136 件、実に 4 件のうち 3 件が落札率 95% 以上なのです。75% が極めて談合の疑いが強いと言えます。落札率が 95% 以上なのです。今までは、新聞紙上でも談合の疑いがあると言っておりましたが、今回は「極めて談合の疑いが強い」と言い切っているのです。議員の皆さん、このような疑惑の決算を認めるのですか。

伊豆市の落札率の計算方法をご存じですか。予定価格を分母として、落札価格を分子にしています。伊豆市の予定価格は、設計価格を予定価格としているではありませんか、市長。

そうですね。旧修善寺町では、予定価格は設計価格の5%引きだったのです。落札率の算定そのものが大きな疑惑と言わざるを得ない。

火葬場建設事業でも大きな疑惑があります。火葬炉設置工事では、当初見積もりは6,237万円なのです。契約金額は、何と1億1,970万円なのです。しかも、契約方法は随意契約です。伊豆市の随意契約は、最初から相手を決めています。相見積もりをとっていません。業者以外の契約です。議員の皆さん、このような随意契約の横行を許しますか。慎重な審議、認定が必要です。

余談になりますが、火葬炉設置工事については監査請求をしましたが、監査請求の結果をいただき、照合に四苦八苦する始末です。十分な監査が行われたとは感じられません。なお、この件については、私は本日、静岡地方裁判所に住民訴訟を起こします。

18年度決算における随意契約では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約は243本あります。議員の皆さん、これらの入札に適さないという理由をご承知ですか、私は知りません。説明を受けたということもありません。入札に適さないというなら、市長はその理由を市民に説明すべきです。市長は説明をしていません。議員の皆さんは、市民に説明できますか。私たち議員は、市民に説明をする必要があります。議員の皆さん、市民に説明できないままこの決算を認定しますか。

伊豆市契約事務規則は、第40条、第41条で予定価格を決めなさいと規定しております。第42条には限度額を示しています。随意契約は、最高でも130万円ですよと決めているのです。第43条は、複数から見積書をとりなさいとっております。第44条は、見積書をとらない場合は、こういう場合は徴収しなくてもいいと決められております。伊豆市契約事務規則は、皆さん議会が決めたものではありませんか。議員の皆さん、このような規則破りを認めますか。

これらの手続が正しく行われているのでしょうか。伊豆市の随意契約に対する考え方は、随意契約は便利な契約方法だ、随意契約はみんながやっている、随意契約はこれからの契約方法だと考えています。19年度も改めることなく、違法な高額な随意契約が進められています。議員の皆さん、市民に対する説明責任を果たせますか。法令遵守は大丈夫ですか。このような満足な説明もない、疑惑の決算を認めますか。

法令遵守が問われています。私たち議員の市民に対する説明責任が問われています。議員の皆さんの良識を期待します。

反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

私は、議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず今、私の前に森議員さんが反対討論をいたしました、3年間、本当に同じようなことを毎回言っているような気がいたします。個々の問題に対しまして、各議会、また、委員会で付託されて議論をして承認されたものだと私は思っております。

それでは、私は、平成18年度一般会計収支概要は、歳入総額で159億9,552万円、また、歳出総額につきましては150億5,655万円、差し引き9億3,897万円となっております。翌年度繰り越し財源としまして1億3,111万円、実質収支にいたしましては8億787万円となりました。対前年度の決算額と比較した場合、歳入におきましては10.2%、歳出総額におきましては8.7%、それぞれ減額となっております。この要因といたしましては、合併3年目になりまして、平成18年度は行政改革の一環である指定管理者制度の導入や平成16年度の災害事業が一段落したものであり、財政規模の縮減につながったものと思われま。また、伊豆市集中改革プランの着実な実施を目指し、行政のスリム化・効率化に向けて努力した結果と思われま。

以上のことから、財政執行が堅実に行われた結果と認め、平成18年度一般会計決算につきましましては認定として賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、反対討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

振り返ってみますと、当初予算編成するときに、人口が大幅に減った影響もあって、地方交付税が約3億円も減少するんだ、厳しい財政であるということでしたが、しかしながら、結果としては交付税は減りませんでした。基金残高も約4億円で、今後、基金を取り崩してほかの財源補てんにするということは困難であるということで、市民への負担の見直しや公共サービスの縮小などの検討をしていかなければならないので、行財政改革に取り組むというのが予算編成の大きな柱でした。

さて、合併して3年目の決算です。何のために合併したのか。当時、住民と行政とのやりとりというのが合併協議会のいろんな資料の中で残っておりますけれども、一つだけ紹介したいと思います。

なぜ、合併するのか、必要性があるのか。小規模町村では、職員が自分の仕事に関する法律を勉強し、他の市町村の事例に通じ、我が町に関する政策をみずから考えるためのノウハウがたまりにくくなります。しかし、それでは地方分権の時代に対応できません。合併の真のメリットは、企画立案能力を持つための最低規模を確保することにあります。合併しなかったら、行財政能力は低くなることは否めませんと言って、3年がたったんです。

指摘しておきたいのは、第1に、この行政能力はほとんど生かされていないということです。補助金の削減額、いろいろ当初予算のとき論議しましたけれども、基本的には一律にし

てしまったことです。企画立案能力は本当に生かされたのでしょうか。

第2に、地方社会の対応の姿勢が全く見えません。福祉文教委員会決算審査で私は、子育てに経済負担が大変という、厚生労働省が国民への調査結果をもとに、そういう状況だよということを報告いたしました。それに対して市長は、経済的負担を感じるといのは、我々の時代もそうだった。当時は今のような子育ての補助はなかった。それでも子供を持った。予算は全体のバランスの問題、近隣の自治体をまねしろといっても、伊豆市は財源がない、どこを切ってやるのかという考えを述べられました。

合併協議会の会長でもあった市長は、ぜひ思い出していただきたい。伊豆市の新市将来構想の作成に当たっての中で、このように述べておりますけれども、「出生率の低下は、産業の衰退だけでなく、まち全体の活力の低下が懸念されます。このため、子育てと仕事の両立を目指す人々が暮らしやすい環境を整え、地域全体で子育てを支援する体制を整備することで、だれもが安心して子供を産み育てることができるまちをつくるのが求められています」とあります。これを読んだり、聞いた市民、とりわけ子育てしている若者は、合併した伊豆市は希望が持てる、その当時思ったに違いありません。ところが、昔も経済的に大変だったのに、今はさまざまな子育ての支援をしているから、現状で我慢しろと言うのでしょうか。

第3に、どこをカットすればいいのかということも市長は述べられておりましたので、そのことについて指摘しておきます。虹の郷に夏休み、子供の水遊び場をつくるために井戸を掘りました。夏休みの40日フルにお客が来るんだと。振興公社が営業の目的にしている中高年の方が 中高年というのはおじいさん、おばあさんですね 孫を連れて、子供同伴で遊びに来るから、投資したお金、18年度は約3,000万円ですが、今年度もまた3,000万円、今度は本格的に公園をつくる整備事業が可決されましたけれども、こういった投資したお金は五、六年後には採算がとれるということでした。

当時の補正予算の討論のときにも述べましたけれども、夏休みの利用はどの施設でも20日、多く見積もっても25日ぐらいがお客が来る、観光客が来るという限度を持っております。40日という算定基礎はありません。いつも口癖にしている費用に対する経済効果を、本当に市民が信じるでしょうか。極めて疑わしい投資であり、市民はこういう投資を望んでいません。

第4に、新火葬場建設での日向地区、佐野地区への協力交付金2,000万円について、そもそも協力金の基準がないということは補正予算審議のときに指摘しました。協力金を必要とする場合、どんな性格のものなのかという市民からの質問もありましたが、これに答えたでしょうか。

全体として、私は財政が決して豊かだと思いません。ある程度の厳しさはあります。しかしながら、財政が厳しいからといって市民サービスを切り捨てる。例えば、高齢者のタクシー利用年齢を82歳から83歳に引き上げながら、微々たるお金をケチりながら、年度途中で何千万円もお金が出てくると。お金の使い道をどうするのかという、本当に根本的に問う必要

があると思います。

最後に、決算説明の改善を求めます。この事業に幾ら使いましたという説明の後に、各部で平成18年度はこれを重点にして取り組んできた。その結果、こういうふうに総括しますということを説明をしていただきたいと思います。いつも、どのように決算をした、その結果としてどういうふうに市当局は市民サービスの問題や地域産業興し、さまざまな施策はどうだったのかと。単年度でははかれない分も当然あるでしょうが、1年間の総括ですから、市民のお金を使って、それがどのように生かされてきたのかということは、結果的にはいつもそうですが、対抗質疑の中で初めてお答えになるという状況ですから、もうそういう数字だけ述べて、ここに幾ら使いましたということではなくて、総括をつけ加えていただきたい。そうしてこそ、来年度以降の市政に継続するもの、廃止するもの、新たに取り組むものというのが私は出てくるというふうに思います。

以上で、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第53号 平成18年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

ここで休憩を、45分までお願いいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第54号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第54号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷です。

ただいま議長から報告を求められました議案第54号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行った結果、委員より、決算書13ページ、財産に関する調書について、修善寺地区だけ載せてあるのはなぜか。財産に関する土地というのは表に載っていないが、他の地区にもいっぱいあるのではないか。また、どういう土地をここに載せてあるのかとの質問に対し、もともと公共用地取得事業特別会計は旧修善寺町だけが持っていたもので、他の地区は一般会計の中でやりくりをしてきました。本来同じものですが、運用の仕方が違います。

例えば、ここに載っている柏久保坂下は、天北関連で用地を取得しておいて、必要に応じて処分をするという形で今回175万6,800円で売却しました。また、取得時より高く売ったということから差額が出て、22万118円の金額がここに載っております。

その下の基金は、旧天城湯ヶ島町のときにそれぞれの目的で買って、土地開発基金として所有しており、実際1億3,000万円ほどの金額があります。これは、当時の金額で1億3,000万円であるということで、今後この土地を処分するということになる、実際には今の不動産評価が下がっている現状があるので、この当時の価格で果たして処分できるかどうか。この辺、みなさんのご理解がいただけるなら、処分をできるのではないかと考えています。

また、ここに載っている土地は行政財産でなく先行取得、つまり取得する時点では目的が決まっていない、将来何かに使おうという目的があって取得したものです。それが、使用されずに残っているという土地なので、なるべく早く処分する、それが行政財産に売り渡すというのが今後の課題ではないかと思えますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第54号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑を行った結果、委員より、決算書35ページ、国民健康保険税の収納率の問題について、収入未済額が3億8,763万7,612円、収納率が76.93%だが、この数字を妥当と考えるのか、それとも収納率アップにはもう少し努力してやれそうなのか、その辺の考え方はとの質問に対し、全体の収納率では、前年度が77.52%、0.59%下がっております。現年度だけをとってみると、前年度が90.92%に対し、今年度は91.26%ということで、現年度に限っては上がっております。滞納分の額が年々増えております。分母がでかくなった関係上、下がってしまうという現象が起きております。

滞納額については、前年度より確実にふえてきており、件数的に見ると、10世帯に1世帯

が滞納があるという状況になっております。それを考えると、あまり好ましいことではないと思います。現在、所得状況や滞納の経過を個々に当たり、納税相談等で少しでも滞納が減るような形に持っていったりはいるが、なかなか追いついていかないというのが現状ですとの説明がありました。

次に、委員より、高額療養費は幾ら以上が対象になるのか。また、件数はどの質問に対し、昨年10月に改正になり、現在は一般で初めて高額の対象になる方で8万100円以上、4回目を降から約半分の4万4,400円を超える分というようになります。

支給状況は、18年度で一般退職含め2,935件、金額にすると2億1,631万8,000円となりますとの答弁がありました。

次に、委員より、病院へ行って保険を使うと、一、二カ月して、あなたはこれだけ使いましたという通知が来るが、これは現実に効果があるのか。また、どのくらいお金がかかっているのかとの質問に対し、年間2万6,000通出し、医療費の軽減効果を狙っています。医療費通知に係る経費については、決算書53ページ、保健衛生普及費の郵便料113万円と医療費通知作成委託料11万3,400円、これは医療費の削減効果のほかに、医療機関からの不正請求の防止という面も含んでおりますので、ご理解をいただければという答弁がありました。

次に、委員より、決算書51ページ、出産育児一時金は35万円だと思うが、1,015万円を支給されたということは、29件あったということか。また、この金額は各市町村で決めているのか、それとも全市で決まっているのかとの質問に対し、当初30万円が年度途中で35万円に上がったので、30万円の部分が21件、35万円の部分が11件になっています。金額については、上限35万円は決まっており、上限までするか、しないかは各市の考え方です。伊豆市は35万円の上限を一時金として支給していますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第56号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第58号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、決算書99ページ、備考欄中段の20要介護高齢者介護者手当24万円について、前年度に比べ著しく減少した理由は何かとの問いに、平成18年度から要綱を改正して支給対象者を変更したため。平成18年度までは要

介護4以上（相当を含む）の在宅介護者について、毎年4月から6月までの3カ月間平均の居宅サービスの支給額が、支給限度額の40%に満たない場合で、3カ月以上の入院など他の除外条件に該当しない人を対象としていましたが、平成18年度から基準日前1年間に、1週間以内の短期入所生活介護等を除いて、介護給付を受けていない人を対象とすることとしたために対象者が減少しましたという答弁がありました。

次に、地域包括支援センターについて、18年度はどのような取り組みをされましたかとの問いに、昨年は地域包括支援センターというものを知ってもらうためのPR活動を行いました。また、ケアプランの作成に追われていたというのが現状で、相談業務、窓口にいる時間がとれなかったという実情もありました。その辺を受けて、今年度については社会福祉協議会等の法人から人を出向していただき、充実する形で対応はしましたとの答弁がありました。

さらに、社会福祉協議会で行っている幾つかのメニューについて利用料の軽減措置がありましたが、それは今も生きていますかとの問いに、社会福祉法人等の利用料の減免制度は生きております。保険料の減免ですが、18年度は減免の対象になった人は7人、金額にしますと6万9,700円が独自減免の対象者となっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第58号については、挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第67号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案62号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

まず、議案第62号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、今後、大きな投資がかかる予定がありますかとの質問に、3名の方から借地しています。そのうちの1名から売却したいとの要望がされています。調整をしていますが、具体的にはうまくいっていない状況ですが、来年度か再来年度に購入したいと考えていますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第63号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

次に、議案第63号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、今年度から特別会計から一般会計に変わりましたが、18年度の剰余金はどのように一般会計に入れるのか。また、基金積立金についてもどのように処理するのかとの質問に、19年度の当初予算の繰越金20款1項1目へ昭和の森会館特別会計決算剰余金400万円計上してあり、今回の補正予算で昭和の森会館特別会計決算剰余金165万5,000円を繰越金に増額補正し、合計565万5,000円となります。基金については、財政担当と検討いたしまして、一般会計に繰り入れをしたい

との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第63号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第64号 平成18年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

次に、議案第64号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、監査委員の意見書には、根本的な存続も含めて検討すべきという意見となっていますが、当局はこれをどのようにとらえているのかとの質問に、この施設も指定管理者にすべきかどうかから議論すべきだと思っています。そのほかの選択肢はあるのかなと考えていますが、市営でやっているには相当行き詰まっているという感じはしております。したがって、指定管理者でやっていけるかどうか。それもうまくいかないとしたら、どなたかに買っていただけたらと思います。そういうことを検討していくべき時期に来ているのではないかと考えております。複合的な観光施設として、地域に観光の効果あるいは観光客の効果がどれだけあるのかということはなかなか難しい。当初につくった目的がありますので、その辺も踏まえてじっくり議論して方向を決めたいと思っていますが、しかしながら、余り残った時間はないと思っていますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第64号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定について。

次に、議案第67号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、8万8,258.8平方メートルという面積が借地されていますが、借地料について説明をとる質問に、297ページ、運動施設については、運動施設経営費の5賃借料、124万4,441円の中に土地代が入っております。宿舎施設については、宿舎施設経営費の12賃借料372万7,869円に宿舎及びキャンプ場の借地料が含まれております。ゴルフ場施設は、ゴルフ場施設経営費の5賃借料57万5,000円が土地代です。すべて上船原振興会の土地でございます。借地単価は坪150円ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第67号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議長から報告を求められました土木水道常任委員会の所管、議案第55号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第66号の6件の決算認定について、主な審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第55号 平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定

についてであります。補足説明並びに質疑はともになく、討論、採決を行った結果、付託されました議案第55号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、議案第59号だけに限らないのですが、議案第66号まで含めて、上下水道部は決算概要報告書以外にどのような工事が施工されているのか、5万円、10万円の小工事までは求めませんが、説明資料をいただけますかとの質疑に対して、きょうは資料を持っていませんので、後ほど上下水道ともに整理してお配りしますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第59号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに委員より、18年度の管渠の普及計画は100%行ったのでしょうかとの質疑に対しまして、18年度計画した工事につきましては予定どおり終了しておりますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第60号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。補足説明並びに質疑はともになく、討論、採決を行った結果、付託されました議案第61号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成18年度伊豆市上水道事業会計決算の認定についてであります。当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに委員より、監査委員の審査意見書の中で老朽管や鉛管による漏水のためとありますけれども、まだ老朽管や鉛管の未改修の部分は相当ありますかとの質疑に対しまして、天城湯ヶ島地区と土肥地区にあります。中伊豆、修善寺地区はおおむね改修済みです。特に、土肥地区の分水が鉛管を使用していますので、その漏水がつかみ切れていないというのが現状です。大きな管の漏水ですとわかりますけれども、本管から分水して、分水バンドからの取り出し部分に鉛管を使用しておりますので、老朽化によりピンホールで穴があくケースが非常に多く、表面に出にくい漏水です。できれば今後、本管の入れかえで対応するしかないものですから、費用の面で少し予算化がおくれているというのが現状

です。湯ヶ島地区に関しましては、計画的に石綿管の布設がえを実施しておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、中伊豆の大京地区については相当古い改修計画はいかがかとの質疑に対しまして、大京地区につきましては、酸性土壌が強いのか、鋼管で布設してありますので非常にピンホールが多く発生しております。かさぶたの状態、さびこぶが飛んでしまうような事故が多発しております。ここに付きましても現在、計画的に布設がえを実施しております。5年計画で実施し、今年で3年目です。年間2,000万円ぐらい、200メートルぐらい施工しておりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、検針員の方に指摘されて漏水がわかったが、気がついたらもっと積極的にやっていただけませんかとの質疑に対しまして、検針はポットといましてハンドコンピューターのようなもので実施しております。前回の量と比較して、一定の量が打ち込まれると警報が鳴るシステムになっております。留守のお宅が多く、お知らせを置いてくるケースが多いのですが、検針員には必ず家の人に伝えるように指導しておりますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第65号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についてであります、当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行いました。

主な質疑であります、初めに委員より、監査委員の審査意見書の最後にこの施設も35年が経過したため云々とあり、中伊豆地区と湯ヶ島地区の市営源泉と早期に集合した方がよいか再検討もする時期に来ているとありますけども、この意見に対してどんな見解を上下水道部はお持ちでしょうかとの質疑に対しまして、中伊豆の温泉スタンドに関しましてはふるさと創生の1億円を使って、一般会計で温泉施設を掘削した。湯ヶ島の施設についての経緯はわかりませんが、大別しますと市有の財産です。土肥の温泉は一つの企業として成り立っているものですので、安易に統合していいものかという感じがしています。行く行くはこの温泉事業自体もいかにするかを考えなければならないと思っておりますが、やはり土肥の長い歴史の中で、土肥温泉の保護ということで公が管理するというような経過も聞いておりますので、判断が難しいとは思いますが、いずれは考えていかなければならないと思っておりますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第66号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第55号 平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第66号についてまで

の6件の特別会計及び企業会計に関する決算審査結果についての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時21分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第54号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの14議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第56号、議案第58号、議案第64号について、26番、木村建一議員、反対討論を行ってください。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） まず最初に、議案第56号 国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

私は、国民健康保険の会計というのは他の会計と違って、歳出を先に見て、それに見合う歳入を考えるとという特徴があるんだということは、以前にも議会でこの討論の中でお話をしてきました。医療費が毎年平均して9,600万円以上ふえ続けていることになるから、国保の会計が危機的状況だといって、国民健康保険税が2年前に値上げされました。そのとき私は、医療費は将来どうなるのか、難しさというものは当然あるものの、9,600万円以上毎年ふえ続けるという市当局の予測は過大な予測であり、過大な予測に基づく国民健康保険税の値上げはすべきではないと主張いたしました。市当局の見通しはどうだったのでしょうか。過去数年間の医療費の動向を検証します。

市民に医療費が上がって大変という、2005年（平成17年）6月号の広報紙と同じ医療費で計算をいたしました。平成18年度と17年度を比べると、1億1,200万円医療費はふえています。単年度だけを見ると、私の予測が間違いで、市の予測は正しかったということになりますが、平成17年度と平成16年度を比べると、9,000万円医療費はマイナスです。3年間の平均は9,600万円ではなくて、3,400万円医療費がふえました。医療費の推計というものは、将来を見るわけですから非常に難しさはありますけれども、国保の税を決めるときには単年度

ではなくて、数年を見渡した中で決めていくというのが原則になっております。

医療費の約4割を賄う仕組みに収入上ではなっておりますから、また、退職者に係る医療費の財源というのは、退職被保険者が市町村へ支払う国民健康保険の保険料と国庫補助だけでは賄い切れないために、主に健康保険組合から支援する退職者給付拠出金で賄われていることから、医療費の増イコール国民健康保険税増にはならないということです。

収入で大きな比重を占める国保税は、前年度と比べて3,500万円ふえ、基金も5,000万円ふえました。国保加入者の高齢者の生活はどうなっているのでしょうか。2005年1月からの公的年金控除縮小と所得税の老年者控除廃止で増税になり、これまで税金が天引きされなかった年金月19万円のひとり暮らしのお年寄りの場合、年間約5万円も税金が引かれるようになり、さらに2006年では所得税の定率減税半減、さらにことしは全廃の影響で、生活は本当に大変です。医療費はそれほどふえていないことや、国保加入者の負担増による生活を見たとき、国保税の引き下げをすべきです。担当部局にとっては、国保会計を維持するために国保税の収入をどうするのかということは確かに大事なことです。しかしながら、住民税や介護保険など、一家庭に係る負担全体をとらえながら、市民の生活を見ていただきたい。

最後に、市当局に賛意をあらわす方がいますが、他の自治体と国保税をどうしても比べたがります。それぞれに自治体の医療費がどれほどかかっているのかを基本にして国民健康保険税の税率が決めていくのに、他の自治体と比べて安いという意味があるのでしょうか。もし仮にその主張を続けたなら、国保加入者の負担を軽減するために、多くの自治体が一般会計から国保会計への繰り入れをしていることも比べるべきでしょう。比べてどうするのということを今議会でもつけ加えて、国保会計の反対討論を終わります。

次に、議案第58号 介護保険特別会計決算認定について、討論を行います。

新予防給付が始まりましたが、これによってサービスの低下はありませんという市当局の説明を信頼します。全国的には、新予防給付によって多くのお年寄りの方が介護から外されてくる、また、利用を控えるという状況が見受けられますけれども、伊豆市にはないという判断ですから、信頼をします。

平成18年度予算のときにも主張しましたが、公的年金縮小から始まって、年を重ねるごとに高齢者の年金収入は減り続けています。高齢者の生活を支えるために、長野県松本市では、年金収入などの合計が80万円以下の人に対して、特養ホームや訪問介護・看護、通所リハビリ、短期入所などの自己負担分を半分にする軽減策を続けるとしております。

私は、利用料の減免制度について、委員会で社会福祉協議会だけと言いましたが、社会福祉法人では既に減免しているということで、訂正をいたします。その上で、私は民間にも利用料の減免を広げる必要があるというふうに思います。市は高齢者の生活実態を把握して、利用料の減免を求めます。

そもそも実施主体である市町村の財政、それから高齢者の生活が大変なのは、介護保険の発足のときに、介護に対する国の負担割合が50%から25%に減らされたからです。これを

5%に戻すだけで介護保険の値上げを抑え、減免制度の創設もできます。さらに、調整交付金の後期高齢者の割合によって決めるという調整額5%項目というのがありますが、これは全国市長会でも国に求めております。調整5%の枠を別枠にしていくように、国に働きかけ等を再度市長に求めます。

議案第64号 伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

新しく温泉を利用した健康づくり、それから健康食メニューというのが17年度から18年度にかけて行われました。とりわけ、18年度は健康食づくりの芽が出るのかなというふうに私は思って注目をしておりましたが、残念ながら中途半端に終わって、健康食づくりはなくなりました。私は、当初目標としていたことがなかなかうまくいかないという場合も当然あり得るでしょう。しかしながら、健康食をつくる、それに意欲を持つ職員を配置したということであるにもかかわらず、結果として何の実も結ばずに18年度が終わってしまったというのは極めて残念に思うし、市当局、指導部がこの辺についてどのように考えてきたのか。温泉を利用する、そして健康な市民や、またそこに訪れてくる市外の方々への健康づくりに対してどうだったのかということは、極めて不十分だと思っています。

今後、天城温泉会館には集客施設、いわゆる舞台があります、400数十人の。それと温泉を利用するというのがミックスになっているものですから、そこを担当する職員は極めて大変さがあると思いますけれども、今後の方向性というのはもう少し見きわめていく必要があると、もう何年も続いております。

それから最後に、夕鶴記念館の利用の問題です。変更がありまして、あそこに観光協会等が入って、ほんのわずかですけれども、年間何百人の夕鶴記念館来訪者が来たということでは、そういう意味では何十人か何百人ということは前進でしょうけれども、でも、夕鶴記念館そのものを1年間見るならば、結果的にはほとんど遊んでいるという状況です。この辺についての検討を、見直しをやっていく必要があると思います。そうしないと、いつまでたっても一般会計からの繰り入れで経営をせざるを得ないという状況はそろそろ改善すべきであるし、直ちにゼロとはいかないでしょうけれども、新たな見直し政策を求めて、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

議案第56号、20番、小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

議案第56号 国民健康保険特別会計に賛成の意見、討論を言わせていただきます。

一般市民だれでもが健康で文化的な最低限度の生活をしたいという願いは持っているんですが、健康保険の原点というのは、病気になったときには他人に助けをいただき、健康なときに病気になった人を助けてやると、これが原点、根本、基本になっておるわけでござい

して、ずっとそういう精神で運営されてきた。最近ではこれがさらに発展しまして、病気にならないように、健康でいるように皆さんでしましよ、こういうことの方考え方に変わってきている。

この1年間、伊豆市当局はどんなことをやってくれたかということを見たときに、平成17年度におきましては総合健康づくり事業ですね、こんなようなことで活動しておりました。内容を見てみますと、具体的に何にもやってないで、調査活動をやっておりました。それに対して、今年度平成18年度におきましては、衣がえしまして、国民健康保険のヘルスアップ事業というのが打ち出されております。具体的には、運動教室、それから栄養教室、こんなようなことで、病気にならないように、皆さん一般市民を指導していきましょ、こんな努力がされている、大変結構でございます。500万円近いお金がこれに使われておまして、私は大変これを評価しておるわけでございます。

やはり、医療費は、いずれにしても時代とともに多少はやっぱりどうしてもふえちゃうのかなというような感じがございまして、できるだけ病気にならないように一般市民も努力をしていかなきゃならない。こんなようなことで、市当局にはさらにこういう面を強化していただきたいと、こういうふうに思います。

一つだけ、国民健康保険も収納率ですね、税金の滞納と同じように、収納率をもうちょっと高めていただきたいな、こういうような考え方も持っております。これに関しては今回、県とで設けております滞納整理機構ですね、こういったものとの連携でもって収納率を高める努力もしていただきたい、このように私は思います。

賛成討論とともに一部指摘をさせていただきます、討論を終わりにいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第58号、1番、杉山誠君、賛成討論をお願いいたします。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

議案第58号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成18年度は国の介護保険制度が大きく改正され、急速な高齢化社会に対応しつつ、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築するために、介護予防を重視したシステムへの変換を初めとして、施設給付の見直しや新たなサービス体系の確立など、大幅な改定が行われました。

これを踏まえて見直された、市の介護保険事業計画に基づいて編成された18年度予算の執行状況を見ると、歳入総額24億2,943万円、歳出総額は23億5,445万円で、7,247万円の黒字となっています。単純に黒字決算であるからと喜べませんが、歳入面では改定された介護保険料が標準月額500円アップされたとはいえ、保険料3,400円は県下でも低い水準に抑えてあること。歳出では、新たに創設された地域支援事業費の6,260万円や、保険給付費が対前年

度比1億5,174万円ふえていることなどを考えると、計画に基づいた適正な事業運営がなされたと評価できます。

今後は、さらに高齢者が増加していきますので、いつまでも元気なお年寄りでいていただけるように、介護予防のさらなる充実と本当に介護の必要な方にしっかりとしたサービスが提供できる体制づくり、そして低所得者に対する負担軽減をもう一步進めていただくことを要望して、賛成討論といたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、賛成討論、21番、大川孝議員、議案第64号。

〔21番 大川 孝君登壇〕

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。

議案第64号 平成18年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

天城温泉会館は平成8年にオープンされまして、18年度決算で10年を迎えたわけでございます。今年度の決算の17年度との比較をした場合にも、総入館者数4万5,345人、17年度が4万5,037人、101.1%という入館者数でございます。

そういう中、事業自体としましては、温泉、夕鶴記念会館、天城劇場、売店、レストランと、5つの事業が運営されているわけでございます。毎年、やはり一般会計からの繰り出しがありまして、この会館の運営につきましてもいろいろ議論をされているところでございますが、当初予算におきましても、私たちは一応承認をしてきたわけでございます。

今年度は、ポンプの修繕費として275万円、そういう大きなものがございます。あるいは毎年のことですが、借地料も400数十万円あるわけでございます。いずれにしましても、繰り出しを出しました差額につきましても、500万円足らずの欠損ではないということにはなっているわけですが、4,300万円という繰出金を出していることは確かでございます。

そういう意味におきまして、やはり現実に歳出面におきましてももう少し見直していくことも大事ではないかということで、特に管理者等の人件費につきまして、そういうものが民間のサービス業に徹した方が安い人件費で、ノウハウもあり、やはり運営していくということも一つの方法ではないかと思うわけでございます。

売店等につきましては、やはり昨年比は77%でございます。レストラン等につきましても、同じく80%弱ということで、夕鶴記念館の昨年の入場者数149人に354人、本当に微々たるものでございますが、いずれにしましても、ウエルネス産業の事業として一昨年より発足してきているわけございまして、やはり石にかじりついて3年というようなことわざもございしますが、そうした温泉と健康というものをもう少し見直していく、経営の手法というものを考えていかなければならないと思うわけでございます。

そういう中、やはり支出を抑えるということでは、支配人、管理者のそうした人事についてもご検討いただく。また、地域との借地料等につきましても、今の事情を説明した中での

やはり借地料での交渉をしてみることも大事ではないかと思うわけでございます。

そういう中、私は、ウエルネス産業の一翼を担うということでございますので、この決算については一応認定をしていただくべき、また、近い将来的には、ここの敷地内にもあります天城温泉プールがございまして、同じような施設があるというのも、その辺もやはり検討していかなければならないと思うわけでございます。

また、支配人の方からも聞きました中におきましては、運営審議会というものがあるようでして、やはりその中での多数のご意見といたしましても、他の事業に方向転換した方がいいというような何かご意見もあるようにお聞きしました。そういう中、やはり温泉会館のあるべき姿というもの、出発当初、地域の方々といろいろな関係があるようでございましたので、その辺も掘り下げた中で、やはり今後は本当にウエルネス産業としての一翼を担った事業でしっかりとしていくのかと。毎年毎年、同じような額に匹敵する一般財源での繰り出しでいいのかと。そういうものも、やはりもう10年という決算を迎えての大きな峠に差しかかっていることと思います。

いずれにしましても、本決算におきましては大方の事業内容を見ました中で、認定されるべきものと、賛成の討論とさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

議案第63号、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第63号 昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

文学館が18年度リニューアルされました。そして、道の駅という大きな位置づけのもとで、職員の方々、努力されたのかなというふうに思っています。イベントであるしゃくなげ花まつりやもみじ祭りのツアーが増加していったということで、結果的には17年度に比べて約8,700人、5割の客が見えてきたという状況です。

その理由をお尋ねしたところ、旅行業者がツアーの一つの拠点として昭和の森会館を位置づけたということですから、これが来年続くかどうかということの心配があるようなお話をしていましたけれども、でも、私はそういう旅行業者、ツアー客が来られるような施設に改善してきたのかなというふうに評価しております。

それから、今後のことですけれども、文学館がリニューアルされました。なかなか文学館そのものの入館者というのは横ばい状態だということですが、すばらしい伊豆市、とりわけ天城地区の文学者のさまざまな書物があります。どうしても個別的にターゲットというのは限られているわけですが、ぜひそういう、文学を愛する団体というのはたくさんありますが、それにアンテナを高く持って、リニューアルされたものがさらに発展されるような、利用されるような昭和の森会館の事業運営に当たっていただきたいというふうに思って、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

まず、議案第54号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成18年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成18年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

それでは、ここで休憩をいたします。1時に再開いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号～議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第16、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第26、議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）までの11議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を報告申し上げます。

まず初めに、企画部の関係であります。

当議案の審議において質疑のありましたものを報告いたします。

議案書34ページ、生きいきプラザ管理事業の施設管理業務委託、日中の受付事務は仕事量が余り多くないと思うが、職員で対応できるような方策は検討しなかったかとの質問に対し、委託に関しては、教育委員会それから健康福祉部、担当の管財室でも、職員でできるかどうかを何回も話し合い、検討いたしました。教育委員会は、本体の減員をさせてあったので、やむを得なく一番いい方法としてシルバーをお願いしました。事務量は多くないのではないかとこのことですが、講座であるとか教室の打ち合わせ等もあるので、その辺も踏まえ、シルバー人材センターをお願いしたいという結論になりました。予算的にも相当検討し、最終的にこのような形をお願いしたいということですとの説明がありました。

続きまして、総務部関係でございます。

議案書34ページ、庶務一般事務事業、これはどういう事業か。また、人事評価システム構築支援業務委託料290万円の内容はとの質問に対し、庶務一般事務事業とは、職員の内務的な事務の一般的に係る経費で、就業システムの出退勤の管理費、それから道路等で事故が起きた場合の総合賠償保険などをこの庶務一般事務で取りまとめています。

今回の補正予算290万円の人事評価システム構築支援業務委託料は、支援業務というだけあり、評価システムを構築していく間に、その評価者とか評価項目・評価基準とか、伊豆市に合ったものをつくるために、専門的な知識が非常に必要なため、業者に手伝っていただくという業務です。

290万円の内訳は、訪問指導料が180万円、マニュアル作成費が30万円、職員の研修会4回ほどで32万円、このコーディネイト、訪問代が15万円程度、そのほか諸経費がかかり、約

290万円という見積もりになっています。ただし、これは見積もりで、契約までにはできるだけ簡単なシステムで、使いやすいものを持っていきたいと思うので、どれだけ絞れるかということを検討していますとの説明がありました。

続きまして、市民環境部の関係でございます。

議案書54ページ、リサイクル事業の厨芥処理機器撤去工事の内容はとの質疑について、リサイクル事業は15 - 42厨芥処理機器撤去工事から始まり、23 - 41県補助金返還金までは一体です。

これは、清掃センターの中に生ごみを煮沸等して鶏の餌をつくっている厨芥施設があります。昭和53年と58年に国・県の補助をいただき、モデル的に行いましたが、社会情勢の関係、養鶏農家の減少によりこのえさがはけなくなり、また、養鶏業者に好まれるようなえさができないということで激減していました。こういった中で、施設をそのままにしておいても定期的な点検等も必要だということで、これを廃止したいということです。

この廃止については、国・県の補助をいただいております、機械設備等については15年という耐用年数を過ぎているので返還の義務はありませんが、建物については35年という耐用年数が残っているので、これについては国・県へ返却ということです。したがって、国庫補助金返還金が73万円、県補助金返還金が84万7,000円です。

施設内の機械を撤去、処分し、そのあいた建物を清掃センターの発泡等のストックヤードに活用しようというための撤去工事530万円を計上したということですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第68号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）、主な審査の経過と結果について報告をいたします。

当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

議案書99ページ、土地購入費185万円、天城北道路アクセス道路関連で、道路のわきにポケットパーク、緑地帯をつくるために購入ということだが、これをつくると、また将来的に管理をしなくてはならないと思うが、どのように考えるかという質問に対し、これは普通財産で購入しますので、しっかりとしたものができるから行政財産にして、その時点で建設課が管理するのか、管財で管理するのか、しっかりと検討し、管理していきたいと考えていますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第69号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第70号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）に

については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、42ページ、障害者自立支援事業、就労意欲促進事業補助金143万円の対象者の人数は。この制度の補助対象者は合計10名で、1人当たりの補助額は約7万円から約27万円ですという答弁がありました。

次、80ページ、社会教育総務費の職員給与費がかなり減っているが、職員減の関係で事業を減らしてしまうことにならないかという問いには、当初は15名計上されていたが、6名減の9名になりました。その人数でやれる仕事でやっていこうという形で、事業がかなり減っていますという答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第68号 福祉文教委員会所管科目については、挙手多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、確認の意味での質問で、介護認定は職員でなくてはならないということで、この認定調査委託料というのが出てくるということとでいいですかという問いに、県の指導監査で、個人の方に委託するのは好ましくないということで委託ができなくなったため、認定調査の委託料を減額して、その分職員がやっていくということになりましたという答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、議案第68号と議案第71号の委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第68号の審査の過程における質疑等の主なものとして、58ページ、農業振興対策事業、耕作放棄地の部分で、この図面を作成してどのように利用していくのかとの質問に、耕作放棄地の図面は、図面を作成後、職員がその図面をもとに荒地の調査をします。その調査結果をデータベース化し、経営規模を拡大したいというような希望者がいましたら、その方にあっせんをします。その他、新規の農業参入の方たちへのデータとして利用するという事を考えていますとの答弁がありました。

60ページの有害鳥獣捕獲事業550万円増額、発想の転換をして、新たな捕獲の方法を考える必要があるかと思えます。例えばえさ場をつくり、そういうところへ集めた中で捕獲するという方法はいかかとの質問に、ことし、天城山系で遊歩道を調査した結果、シカによる食害で、6月にはスズダケの葉がほとんど見られなかったが、8月下旬には明らかに新芽が出ており、ふえていた。このことから現在、シカは奥山にはいないのではないかと推測されます。短期間には捕獲により頭数の削減を図ることが必要であるが、長期的には奥山に戻すような対策も必要である。採草地を人的につくり、奥山でも生きられる環境を整備するとともに、必要に応じて捕獲することも一つの方法と考えていますとの答弁がありました。

66ページの19 - 66観光協会特別宣伝補助金50万円増額補正との質問に、国道136号線の崩落による風評被害に対する土肥地区の観光特別宣伝費ということだが、実害はどの程度だったのか、また50万円とした根拠はとの質問に、土肥温泉では夏場、7月、8月の入込客は、年間の宿泊の約4分の1を占めているという状況となっております。そうした中、15%から20%の減であったと聞いております。これは旅館だけでなく、商工会に関係する商店、ガソリンスタンドやドライブイン、そういったものも含まれております。

伊豆市観光協会から200万円の宣伝事業の企画案ということで陳情が来ております。内容は、東京駅、横浜駅で観光キャンペーンで60万円、マスコミ訪問並びにテレビ局などの表敬訪問で50万円、伊豆市土肥周遊バスツアーで50万円、チラシ・ポスター作成で40万円、合計で200万円でございます。まず、キャンペーにつきましては現在、伊豆観光推進協議会で風評被害に対するキャンペーンを考えており、広域的に行った方が効果的であります。これは、県の観光協会の補助金2分の1の補助金があります。伊豆市土肥周遊バスツアーについては、土肥地区だけの問題ではないと考えます。印刷経費については、伊豆市、西伊豆町、松崎町の合同で風評被害対策のチラシを作成し、市内のコンビニや観光施設または東名高速道路のサービスエリアに置いていただいております。そういうことを踏まえまして、マスコミ訪問の50万円につきましては補助していこうということでございます。マスコミにつきましては、当初、道の崩落についてかなり放送されましたが、片側交互通行となりましたことをなかなか放送していないということで、これは必要と考えましたとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、修繕費の365万6,000円は具体的にはどのようなものかとの質問に、温泉スタンドの計量器の修繕が185万円です。その他にエアコンの修繕として150万円を計上しましたとの答弁がありました。

150ページの9万円の体組成計使用料とは何かとの質問に、体組成計使用料は、体重計や体脂肪率などをはかる機械の賃借料ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議長から報告を求められました議案第68号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第77号及び議案第78号の6件の補正予算の審議結果について、審査の経過と結果について報告します。

まず初めに、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、土木水道常任委員会の所管科目について主な審査の経過と結果について報告します。

初めに、当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑ですが、委員より、68ページ、横瀬の土地購入費、現状は空き地になっているのですかとの質疑に対しまして、現状は道路の舗装されていない路肩部分です。そこには下水道の配電盤がありますとの答弁がありました。

さらに、委員より、ということは下水道が借地しているということではないのかとの質疑に対しまして、当初は伊豆木器から借地しておりました。その後、伊豆木器が転売しまして不動産屋に渡り、契約の更新予定でしたが、できなくなりそのままになっていて、借地料も払っていない状態ですとの答弁がありました。

さらに、委員より、修善寺地区の地籍調査をやめたいと予算の段階まで言っていたが、補正を出すということは今後続けると理解していいのですかとの質疑に対しまして、やめたいというわけではありませんが、もっとスピードアップ、ボリュームアップしていきたいですけれども、人数等の関係があり、よりよい調査を行っていくために、休止を切れのいいところで修善寺地区を、あと二、三年で湯ヶ島地区が終了しますので、それを待って実施の計画でしたが、色々な要望の中でC工程、D工程の基準点だけは設置し、いつでも一筆調査に入れる体制を整えていこうというのが今回の補正の目的ですとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第68号につきましては、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてであります。当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず委員より、八木沢・小下田地区内だけの調査のようですが、水も相当、現代では不足している中での調査で、仮にこの地区の方で確保が難しいといったような状況になった場合は土肥地区全体の調査というようなことまで考えているのかとの質疑に対しまして、この予算規模からいきますと全体に広げるといった計画は持っておりませんが、ふじみ荘の前のマンションも井戸で十分対応ができていると聞いておりますし、

あの地区は地下水の豊富な地域だと地元の人も話しておりますので、この調査を行います。事態の推移によっては新たな方法を考えなければなりませんとの答弁がありました。

次に、委員より土肥には水がないと聞いておりましたが、一般質問での閣議員の話では別に用水があるような質問内容でしたが、その用水は利用できないのですかとの質疑に対しまして、八木沢・小下田地区の飲料水にということも兼ねて大きなお金をかけてかんがい排水事業で実施した用水で、天金付近からの一つの山をポンプで越えまして、土肥の温泉街の山の手に出て、さらにポンプで一山越えまして、八木沢地区のかなり高いところに配水池を設けています、非常にランニングコストのかかる施設です。水質を調べたところ、飲料水の許容範囲には入っておりますが、鉄分がマックスに近いということで、これを原水として使用する場合は高度処理、幕ろ過方式装置をつけなければならないし、非常にランニングコストが高つくということになりますので、通常の井戸水を見つけなければならないということで検討していますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第72号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてであります。補足説明、質疑ともにありませんでした。

討論、採決を行った結果、付託されました議案第73号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）であります。補足説明、質疑ともにありませんでした。

討論、採決を行った結果、付託されました議案第74号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成19年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）であります。当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに委員より、新八幡配水地築造工事の業務委託料800万円ということですが、当初計画では2,000トンという数字が出ていたと思いますが、何ゆえ1,000トンになったのか、また建設予定地が変わった詳細についての説明をしてくださいとの質疑に対しまして、新八幡配水地は合併後の引き継ぎ事業でございます。平成15年に予算計上したのですが、合併間近ということで一時取りやめ、合併後に実施することになりました。合併後、伊豆市全体の水道計画の見直しの委託をしまして見直しを実施いたしました。当初の2,000トンの根拠はわかりませんが、水源の能力、浄水の必要量をシミュレーションいたしました。その結果、1,000トンで十分足りるという結論を得ましたので、1,000トン実施になりました。建設場所ですが、当初、六仙の里公園管理棟上のヒノキ林を計画していました。作業道造成工事に費用がかかりますし、中伊豆グラウンド下に使用されていないテニスコートが存在していることが判明しまして、再利用計画はないということで、造成もできていま

すので、設置する計画で現在進んでいますとの答弁がありました。

さらに、委員より、1,000トンで当面は大丈夫とは思いますが、長期的な計画でトン数を決めていただきたい。また、中伊豆の取水方法ですと、細かい砂が入ってきます。建設予定地のテニスコートは盛土ですが、大丈夫と保証できますかとの質疑に対しまして、砂の件ですが、定期的に潜水夫によりバキュームで底の砂を取り出せば改善されると思っています。また、盛土の件ですが、委託料の中でボーリング調査も行います。地質の専門家によるボーリング調査を行なった上の基礎工事となります。

費用の比較も行います。ボーリング調査の結果ふさわしくないとになりましたら変更もありますが、今のところ盛土も深くないと聞いていますので、基礎工事に対応できると判断し計画を進めているのが現状でありますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行いました。

討論につき、委員より、当初計画し、やめた場所ですので、よく検討していただくことをお願いしまして、補正予算の原案には賛成しますとの発言がありました。

他に発言はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）であります、補足説明、質疑はなく、討論、採決を行った結果、付託されました議案第78号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、一般会計並びに特別会計、企業会計に関する補正予算6件の審査結果についての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対して質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの11議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

議案第68号については、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、反対討論をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ1億1,285万円の増額予算です。総額153億3,690万円とする予算です。この補正予算は、だれのための予算でしょう。市民のための予算でしょうか。

先ほど議員から、同じことを何度も言っているというような発言もありました。市長を初め職員の皆さん、議員の皆さん、皆さんは公物管理法というのをご存じでしょうか。地方公共団体の公共物の管理責任を規定したものです。

伊豆市の適正財政規模はおよそ103億円です。この補正予算は、災害復旧予算と言っても過言ではありません。災害対策予算と言っても過言ではないでしょう。市債、すなわち借金を2,670万円増額するものです。今年度の市債総額を15億4,760万円にするものです。さらに、債務負担行為の補正をするものです。狩野川記念公園指定管理委託料4,945万6,000円、狩野ドームトレーニング器具借上料178万1,000円です。これらの債務負担行為は、本当に市民のためのものでしょうか。市民の利益を追求するための債務負担行為でしょうか。

歳入の減額もあります。狩野川記念公園グラウンド使用料は、46万2,000円減額されています。テニスコート使用料115万円減額されています。この減額は、市民に負担を強いるものではありませんか。この補正予算には、ここでも林道整備、土地の購入、市道の整備、道路の災害復旧など、河川の災害復旧事業が組み込まれていますが、市道31338号線は災害復旧はなぜやらないんですか。公物管理法、地方公共団体の管理責任を定めているではありませんか。

先ほどの議員さん、何度も同じことを言うというようなことをおっしゃってありました。北朝鮮の金正日さんだったらね、馬耳東風、日本の言うこと何にも知らんぷりしていてもよいでしょう。我が国の法律はあちらには適用されません。しかし、私たちは今、法治国家日本の中の地方公共団体なのです。日本の法律を守る義務はありませんか、市長さん、いかがでしょうか。

市長さん、あなたはここの市道は直すけれども、こっちは直さない、そういうえり好みは許されるのですか。議会の皆さん、それでよろしいのですか。公物管理法とは、道路法や河川法、港湾法をいいます。維持管理責任を定めているではありませんか。

市長さん、あなたの地元だというような発言をしました。そのようなえこひいきが許されるのでしょうか。市道31338号線を見ましたか、確認しましたか。市道が寸断され、がけになっております。市長、これで安全・安心のまちですか。転落防止のためのさくもされておられません。安全対策は大丈夫ですか。安全対策もできないのですか。放置したままにしてお

くのでしょうか。

再度言います。ここは法治国家です。その中の伊豆市です。法にのっとった維持管理責任を果たしてください。

狩野川記念公園グラウンド管理事業、公園管理委託料592万2,000円です。この支出は全くむだだと言わざるを得ません。不要な支出です。議員の皆さん、いかがお考えですか。このようなむだな予算を、むだな支出を認めるのでしょうか。お金がない、お金がない、市民は耳にタコができるほど聞いているのです。お金の使い方を、有効に使ってください。

議員の皆さん、災害復旧も組まれている予算ですが、その説明は十分されていますか。議員の皆さんは理解していますか。どこで、どんな事業が行われるのか承知していますか。市民に対する説明責任は果たせますか。これだけの議案を提出するのだったら、これに倍する説明資料がついてもよろしいのではないのでしょうか。

この予算は、市民に対する説明責任を果たしていません。市民の利益を追求するものでもありません。業者の利益を追求するものと言わざるを得ません。なぜ、使用料の減額ですか。なぜ、収入を減額しなければならないのですか。なぜ、委託料を払わなければならないのですか。

再度言います。この予算は市民のための予算とは言えません。業者のための予算ではないのでしょうか。来年4月1日から実施することはできないのですか。来年4月1日からの実施なら、委託料の支払いは不要になるはずで。債務負担行為も減額されるでしょう。市民にむだな負担を強いる予算ではありませんか。

議員の皆さん、多くの市民が注目しています。しっかり議論する必要はありませんか。不十分な審議と言わざるを得ません。業者のための予算を認めることはできません。市民にむだな負担を強いる予算を認めることはできません。

反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

17番、木内一郎議員。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）に賛成討論を行います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,285万円を増額して、それぞれ153億3,690万円にするものですが、歳入の増は、地方交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金等の増額によるものであり、また、市債の増によるものでもあります。それに伴う支出の主なものは、退職金等の増に伴う総務費の増、鳥獣被害対策等の農林水産業費の増、災害対策費等による土木費の増額等によるもので、いずれも適正な補正と思われま。

したがって、平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）に賛成するものであります。

以上。

議長（堀江昭二君） 続きまして、反対討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第68号 平成19年一般会計補正予算について、反対討論を行います。

当局の説明が不十分ではないかということについては、それぞれの我々市民の代表者である議員の判断、力量に相当多くかかっているのかなと思いますが、私はわからなければ総括質疑もやってきましたし、委員会でも委員外議員として質疑をしてきました。あらかたわかっているという判断のもとで、そういう説明を受けた後で、具体的な討論に入っていきたいと思います。

平成18年度の議会で、行政改革プランについて市長はこのように言うておりました。「仕事があって、人、物、金をその仕事に張りつけて、いつまでにやるかということが業務プラン」と述べていました。私もそのように思います。

ところが、委員長報告にもありましたけれども、生涯学習センターを担当している職員を15名から6名に減らして、9名で業務に当たらせるという、何人ぐらいだったら今の事業を継続しながら維持できるかということだったんだけど、それ以上に減ったので、減る人数に合わせて事業の見直しをせざるを得ない。3歳児学級から老人学級まで、地区ごとにあったのを1カ所にする。したがって、市民の対象人員は4分の1になるというのが、これが教育委員会の説明でした。

市民が望んでいる事業を減らす、これを市民から見ると、住民サービスの後退といいますが、市ではこのことを行政改革と言うております。人数は減ってもやっていくという意気込みが大事と、繰り返し強調したのが市長を支える副市長、あなたでした。できる、できないではなくて、やっていくという中で行政改革を進めるんだと。見解の相違というのも、繰り返し強調しました。4割も職員が減っても今までどおりにやれると言う、相手は、教育委員会は縮小せざるを得ないと言うのに、聞かずにやれると言うのを、見解の相違ではなくて、ひとりよがりといいます。精神論で立ち向かえば何でもできるというのでしょうか。

生涯学習大綱をつくってから1年と半年たちました。生涯学習には生涯学習課だけではなくて、総務課、観光商工課、企画課、健康増進課、長寿介護課、図書館課、ありとあらゆる課が推進するということになっております。こういう組織体制の上に何でも行政に頼るのでなくて、市民がつくり上げるべきだという考えがもしあるならば、市民の組織がまだできてもないのに市民にやれと言うのは、これは生涯学習に対する軽視です。

今回の補正は、台風4号による補修事業、観光事業支援、市営住宅や学校施設などの補修など、市民生活に必要な補正予算が盛り込まれておりますけれども、市民の願いにこたえるための職員配置はどうするのかという、極めて重要なことを精神論で片づけて、これが行政改革だという、市民の矢面に立たされる職員は市民から批判される。市民には今後あらゆる

ところでサービスの切り捨てにつながるという、伊豆市の行政改革の本質がここにあるのかという危惧さえ抱いております。

真の行政改革とは何か、私は根本から見直していく必要があるということを強調して、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、賛成討論を行います。

11番、古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で討論いたします。

4日間にわたり、各常任委員会でこの補正予算についても審議され、可決されているものであります。この補正は、必要な予算と認めるものであります。

歳出の主なものについては、人事異動による人件費の増が3,900万円、そのほか安心・安全なまちづくりのために必要な予算と思われまます。有害鳥獣捕獲事業550万円、災害復旧費6,053万円、そのほか小さくは保育園の遊具修理70万円、観光施設木製遊具の修理115万円、市営住宅手すり取りかえ180万円、以上、歳出合計1億1,285万円について、その財源は国庫支出金として、災害復旧費補助金2,755万円を含む国庫補助金の計は3,019万円あり、介護保険からの繰入金は2,876万円、地方交付税は2,016万円の増となっております。そのほか市債として、災害復旧債を2,290万円を組んでおりますが、これは少額であり、市債の増加を抑制しているものと思われまます。

以上、効率的な予算執行を希望し、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第69号と議案第76号の反対討論を一括して、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第69号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、反対討論を行います。

この予算は、415万4,000円を増額し、総額を584万4,000円とするものです。財産管理費用415万4,000円計上しています。ポケットパークの建設のようす。ここに公園が必要なのでしょうか。だれがこの計画を立てたのでしょうか。市街地ならいざ知らず、どこへつくろうとしているのですか。思いつきではないのでしょうか。市民の大切な税金を使用するものです。慎重な運用を願いたいものです。

本件については、これで反対討論を終わります。

次、議案第76号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）について、反対討論を行います。

この予算は、527万4,000円を増額し、総額を1億257万4,000円とするものです。市民の大

切な税金を使うものです。本当に必要なのでしょうか。指定管理者制度にするために発生する費用ではありませんか。何でも指定管理者にすればよいというものでもありません。指定管理者にすることにより負担がふえる、典型的な見本ではありませんか。

この予算は、指定管理者を来年4月1日からにすれば、必要ないではありませんか。市民にはお金がない、お金がないと言いながら、業者には大盤振る舞いの予算ではないでしょうか。到底容認できる予算とは言えません。どうしても指定管理者で行いたいなら、来年度の予算で行うべきではありませんか。むだな予算というより、市民を無視した業者のための予算と言わざるを得ません。このような予算を到底容認できるものではありません。

反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

先に、議案第69号の賛成討論、11番、古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 議案第69号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は土地購入費が計上され、購入費185万円は繰越金415万4,000円を財源とし、その残高は積み立てる内容になっております。これは、天城北アクセス道路の整備にかかわる用地購入が主なもので、地主との交渉結果から、ポケットパーク利用を基本に買収するものであります。

伊豆市にとって、合併4年目を迎え、道路環境整備は大変重要な施策であり、地主の協力を感謝するとともに、公共用地の有効活用による天城北道路及びアクセス道路の早期開通を願い、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第76号の賛成討論を行います。

2番、鈴木基文議員。

〔2番 鈴木基文君登壇〕

2番（鈴木基文君） それでは、議案第76号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）の議案に対する賛成討論をいたします。

この補正は、天城ふるさと広場の指定管理者指定に伴う補正となるわけです。市の集中改革プランの中でも計画されている事業で、それはほぼ計画どおり実施されるということで、これは評価されていいことだと思っております。

森さん、ちょっと誤解されているのではないかと思います。委託料が409万円、修繕費等を含めまして527万4,000円という補正が組まれているわけですがけれども、この委託料の409万円は、市当局の説明によりますと、あそこはスポーツ施設が中心の施設になりますので、夏期が非常に売り上げが大きくなると。10月からの委託期間ということになりますと、冬期の一番収入のないときに限って委託しなきゃならないということで、今年度はその分の409万円の委託料が欲しいと。ただし、来年度からはこれは要りませんよというようなお話

でした。

それで、市の方のふるさと広場の特別会計が9月の末をもちまして閉鎖されるわけですが、その閉鎖時点で今年度2,000万円近くの繰入金があるわけですが、会計閉鎖に伴う剰余金が多分、一般会計の方へかなり返ってくるのではないかとというふうに予想しています。これはただ予想なんですけれども、夏期の一番いいときを中心に経営がされますので、多分そういうことが今までの例からも予想されます。

これは、決算報告も注意して見ていきたいと思えますけれども、そういうことだということで、市民に対するメリットという面では、早くやるほどこれはメリットがある事業ではないかというふうに思いまして、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

まず、議案第68号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成19年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

それでは、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第27、議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから日程第35、議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの9議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第79号 政治倫理

の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第80号 伊豆市情報公開条例の一部改正について、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について、議案第82号 伊豆市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部改正について、以上4議案については質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

補足説明はなく、委員より、伊豆市廃棄物減量等推進審議会を設置する理由はとの質問に対し、従前は一般廃棄物処理対策委員会という要綱制定の組織があり、一般廃棄物基本計画の策定をしました。しかし、今後、処理計画の中でも減量化を推進しようとかリサイクル率を上げようとかいう位置づけがある中、真剣に取り組む必要があるのではないかということで、もう少し組織的に格上げした、法律で認められる組織を制定し、諮問し答申をしていただきたいということです。

現在の一番大きな課題は、一般廃棄物処理基本計画にも目標を定めてある減量化、これをするための有料化の問題があります。これらを冒頭に審議していただきたいと考えていますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第83号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第84号 伊豆市保育所条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、保護者の方からアンケートをとって、その結果を見ながら話し合いをしたいということでしたが、保護者の意向がわかりますかとの問いに、8月20日に保護者と信愛会が同席の上、信愛会の保育指針や今後の方針を、また、保護者からのアンケートを信愛会に渡して、それに対する回答も含めて説明をしていただきました。そこで保護者から特に今後についての意見や反対がなかったので、理解していただいたと解釈しております。

以上、審査した結果、賛成討論があり、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正について審査した結果、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第84号と議案第87号の委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第85号 伊豆市営万城の滝キャンプ場条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

指定管理者の選定についてどのように考えていますかとの質問に、現在、指定管理者については公募によらないでと考えております。合併前の過去のいきさつ等々があり、現在管理委託をしている「中伊豆わさび漬け組合」さんに引き続きお願いしたいと考えておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議長から報告を求められました議案第86号 伊豆市道路占用料等徴収条例の一部改正について、主な審査の経過と結果について報告します。

議案第86号の一部改正であります。補足説明、質疑はなく、討論、採決を行った結果、付託されました議案第86号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第86号の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時23分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正についての9議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

議案第83号と議案第84号、26番、木村建一議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 議案第83号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

委員長報告にありましたように、いわゆるもっと法的にも格上げして、減量化対策を進めていきたい、そのための提案ということで受けとめました。

もう一つ大事なことは、審議会の委員のメンバーの中に市民が参画する道を開いたということで、一步前進だということで評価しております。今後、この15名の審議会の委員に選ばれた委員の方々が市長の諮問に応じて、いわゆるごみ処理の今後について話し合うわけですが、若干注文だけしておきます。市民がこの審議会のメンバーの中に入るとことは評価しますが、例えば公募しながら、その中から市長が人選して選ぶという方法等も考えていただければ、もっと積極的な市民がこの中に参加するのかなと思います。

もう1点は、学識経験者というのはよくこういう諮問の審議会の中に入ってくるわけですが、本当に私は今回の件については、失礼ですが、単なる一般的な学識経験者ということではなくて、廃棄物処理に精通する教授、学者等をこの中にしっかりと位置づけて、今後の減量化対策等についての専門的な知識を大いに取り入れていただきたいというふうに思っております。

次に、議案第84号 保育所条例の一部改正について、賛成討論を行います。

いわゆる柏久保育園を民営化するということですが、私は今まで一般質問の中で何回も取り上げてきました、この件については。一貫して私が主張したのは、柏久保育園の民営化について、保護者の方々が、民営化がいいのか、それとも公立でいいのかよくわからないから、もっと意見を聞くべきだということを主張してきました。保護者の方は、現時点ではもろ手を挙げて民営化に賛成したわけではなかったということですし、そういう経過だったんですが、最終的には、委員長報告にありますように、法人である信愛会の方々も交えて話し合いをしたと。最終的には、保護者の方は民営化の道を選びました。

私は、今まで市が説明してきた民営化へのメリットについてはいまだに疑問がありますけれども、保護者が民営化の道を選んだということに異論を言う必要はないというふうに思います。子供の最善の利益を尊重するという大事なことが、この募集要項の中に入っております。法人が引き継ぐに当たっても、子供の最善の利益のために保育に当たっていくということ、このことを重く受けとめた運営ができるということに注目して、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、賛成討論を行います。

議案第83号、古見梅子議員。

〔 11番 古見梅子君登壇 〕

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

議案第83号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、賛成の立

場で討論いたします。

平成16年4月1日、条例第113号の一部改正するものであり、伊豆市廃棄物減量等推進審議会を設置、その組織は審議会委員15人以内、任期2年（平成21年3月31日まで）とする2条を加えるものであります。ごみ処理有料化及び収集回数の見直し等、今後、その方法等課題が審議会において検討されることになっております。

ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた税負担の公平性の確保、また、逼迫する財政負担について、市民の理解が得られるよう十分な審議を希望し、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第79号 政治倫理の確立のための伊豆市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 伊豆市情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 伊豆市保育所条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市営万城の滝キャンプ場条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 伊豆市道路占用料等徴収条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 伊豆市運動施設条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号～議案第93号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第36、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてから
日程第41、議案第93号 市道路線の認定についてまでの6議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

委員より、広域連合議会議員を8名選任して組織するということが、議会の役割は何かとの質問に対し、この議会は、予算や事務執行上の規則等、内部事務についての決定機関であり、また、その他重要事項の決定機関です。一つの独立した地方公共団体という位置づけなので、その中で議会を設け、事務についての権限を許すということです。

ただ、規約自体の変更の権限までは持たないので、名称が変わったり、脱退したりという場合には、構成団体の議会で議決を得なければ変更はできませんという説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第88号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、1日のわずかな時間に指定管理者を決めたが、時間的にちゃんとやりましたか。2点目、4年6カ月の途中でチェックを入れるということですが、通常だったらチェックを入れる前の段階で、そこのところはきちっとやらなくてはいけないと思うが、契約は長いスパンを持ってきていて、途中でチェックを入れる、この時点でいいか悪いか、さらに継続させるかどうかということは普通あり得ないのではないかと問いに、1日の中で審議できたかということだが、これは慎重に審議した中で決めていったとご理解願いたい。また、選定委員会の委員さんを継続するということが物ごとを進めてきたので、1週間前に資料は渡して、その資料をよく確認しておいてほしいとお願いしたので、必ずしも1日だけだと理解はしていません。

2点目について、これから指定管理者がふえてくるので、順繰りにやっていかないとなかなか回っていかないという経緯があり、この指定管理の終わる2年前に審査会を開く形を考

えています。そうでないと、いきなりそこで改善策をとっても、業者、相手側も無理が生じるので、平成22年に審査会にかけられるような形で書類をつくっていただければと考えていますとの答弁がありました。

さらに、一般公募で2社が参加し、1社がサンアメニティ、もう1社が地元のNPO法人伊豆のへそということです。サンアメニティは全国展開をしている会社で、非常に安心していると思うが、伊豆市の発展のために地元の団体との共同でやっていくことが必要になってくるのではないかと。点数の集計で決定したとのことだが、トータルでは負けているが、収入計画、支出計画ではNPOの方が点数がいいが、一番問題は、安全も大事だが、経営のノウハウというか、これから幾らかかるかということも非常に大事な問題であり、その辺をどう考えているのかとの問いに、選定委員会といいながらも、入札に近い形になるわけですから、同じ土俵で勝負してもらいたいという答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第91号 伊豆市と沼津市との間の夜間救急医療に関する事務の廃止について、審査した結果、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第90号と議案第91号の委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）。

議案第89号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

虹の郷を初め、今までの指定管理者は指定期間が3年でしたが、今回は5年間とした理由はとの質問に、指定管理者制度ができ、何年か経過しましたが、国からの方針で、経営を有するものについては、指定管理者は初期投資等がありますので、ある程度長くしなさいという方針です。そのことから、現在は3年前に虹の郷を指定管理者の指定したときとは変わってきております。最短で5年という期間という国及び県の方からの指導でございますとの答弁がありました。

既に指定管理をしているところについては、その指導に基づき契約を見直しをして再契約とすることは考えないのかとの質問に、既指定管理者については、当初の指定期間が終了し、次の募集の時期を5年あるいは6年とする期間で募集をするというのが県の指導でございますとの答弁がありました。

説明の中で、公募したけれども1社しか応募がなく、実績がなく不安だけれども、そこと契約せざるを得なかったことから契約をしたというように受けとめたが、そういう理解の仕方によいかとの質問に、募集要項に、1社の場合は再公募しますということをやったあ

りませんので、たとえ1社であっても審査を行いましたとの答弁でした。

仮基本協定書の第23条指定管理料の変更があるが、本会議、また先ほどの説明で20年度から指定管理料は要りませんということですので、この条項は実際は要らないとの解釈でいいのか。指定管理料の変更というのは、指定管理料が決められている場合に必要と考えるのがいかかとの質問に、計画の中でこれだけ不足となったので、指定管理料をくださいというものです。もし、その指定管理料がそれだけ必要なく、余った場合には返していただきます。足りなかつたら自分たちでなんとかしなさいという考え方です。

この協定は協定期間内全部で、その後の年度協定というのがありますが、そこに409万6,000円は毎年毎年結びましょうという年度協定です。来年度からは、計画上要りませんということです。ただ、これが今年度については409万6,000円がありますので、この協定の中にその条項を入れておかなければならないということですのでとの答弁がありました。

天城ドームの屋根開閉の修理はどうなるのかとの質問に、現在、合併特例交付金という制度がありますが、天城ドームの改修を合併特例交付金でやりたいと考えています。内容は、屋根の改修、人工芝の芝生の交換、防腐箇所補修などです。それが今年度できませんでしたので、来年度に手を加えたいと思っています。ただ、これは、まだあくまでも予算が通ったからの話となります。今の段階ではそんな予定はしておりますとの答弁がありました。

会計処理はどのようになるのかとの質問に、基本的には貸借対照表、損益計算書の両方の企業会計方式でやると思います。資産がありませんので、通常でしたら損益計算書でいいわけですが、自分たちが投資するという、そういうものが出てきた場合に、当然その資産としての確保はしなければならない。その資産が残ったときにその処分をどうするかという問題があります。基本的には貸借対照表、損益計算書のこの両方をつくってもらうことになるかと思っておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり議案第89号は可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議長から報告を求められました議案第92号 市道路線の廃止について及び議案第93号 市道路線の認定について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

議案第92号 市道路線の廃止について、議案第93号 市道路線の認定について、当局から特に補足説明はありませんでした。

直ちに質疑を行いました。初めに、委員より、製本はどの予算でつくりましたか。市道31338号線は補修しますか。区長さんは本当に承知したんですか。横瀬からニュータウンへ出る道は現実にありますか。瓜生野からニュータウンへ出る道は現実にありますか。現状は

歩けないと思ったけれども、市道認定したら整備してくれますかとの質疑に対し、製本の費用は、契約しておりまして、その中にこの項目がありますので、別枠で作成したということはありません。瓜生野の道路ですが、平成16年に災害があったときに、あそこの檀家の方、ジトク院（252ページに訂正発言あり）の鈴木さんの方へ伺いまして、基本的にお墓に行く道は他のルートで行けるといってお話をいただきまして、復旧しなくてもいいと伺いました。また、地元の方も、そこについては歩くだけだから、土砂だけは取り除いてくれればいよということで撤去をして、ご了解はいただいております。認定につきましては、横瀬からニュータウンは集落を結んでおります、瓜生野からも同じです、幅員的には狭いですが、改良計画はありません。補修は考えますとの答弁がありました。

さらに、委員より、旧修善寺町の町有地だと理解している。調べてください。個人の持つ土地に市道が走っていたんですか。確認して、災害復旧は復旧が原則です。赤線でも復旧しますと言うが、市道も復旧できないのに、赤線が復旧できるなんて信用できますかとの質疑に対し、瓜生野の関係につきましては、全部調べてあります、平らなところ、墓地につきましては修善寺町の土地、境に個人の山があります。そこについては赤線がある市道ですが、現状ですが、山の間を市道認定していましたがとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、議案第92号 市道路線の廃止についての討論、採決を行いました。

討論がありまして、道路法は何のためにあるのですか。伊豆市は、市道が流されてなくても放置して、そのまま廃線にしてしまう。区長が了解したというが、道路法より区長の言葉の方が優先するのですか。市の職員は道路法に則って仕事をやるべきだ。公図に載っている、載ってないを理由に、災害復旧しないのは問題外です。市道が流されてなくなってもそのまま放置して、廃線にしてしまうようなことですので反対しますとの発言がありました。

他に発言がなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第93号 市道路線の認定についての討論、採決を行いました。

討論がありまして、委員より、認定調書は委託の一部ですと言うが、作成するという説明を議員にしていません。予算の流用で、目的外使用ですので反対しますとの発言がありました。

他に発言がなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第92号及び議案第93号につきましの報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時いたします。なお、この休憩中、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時01分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（堀江昭二君） 先ほどの土木水道委員会委員長の方から発言訂正があるそうですので、許します。

土木水道委員長（飯田宣夫君） 先ほど私が報告しました議案第92号のときに、お寺の名前を「ジトク院」と申し上げましたけれども、これは委員会の中で当局の方が「ジトク院」と言ったということでそうになっておりましたので、当局の方が訂正したいということなものですから、当局の方からお寺の名前が何か間違っていたということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀江昭二君） では、土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 今、委員長がおっしゃいましたように、土木水道委員会で「昌徳院」と言うところを「ジトク院」と間違えて発言をしてしまいました。おわびして、訂正いたします。どうもすみませんでした。

議長（堀江昭二君） それでは、ただいまから議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてから議案第93号 市道路線の認定についてまでの6議案について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第89号、16番、酒井勲一議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） ふるさと広場の指定管理者の件につきまして、ちょっとわからないことがありますので、観光委員長さんにお尋ねいたします。

選定で株式会社来富さんというんですか、ということが今ここで上程されたわけですが、私が調査したところによりますと、この会社はことしの5月に設立された会社であります。また、資本金が100万円、株主が1人という会社であります。

リスクの管理、特に全国的に見てみますと、指定管理者による管理の不十分で死亡事故等がたくさん発生しております。そういう点を委員会の中でどのように議論されたのか、伊豆市としてどのように対応するのか。

一般的にいいますと、このような会社と取引する場合は、保証人さんをつけていただいたり、保証金を裁判所さんに供託したり、あるいは担保をいただいたり、保険をつけていただ

いたり、いろいろな自分の、つまり本件の場合は伊豆市がリスクをしょわない方法を協定として結ぶことが普通だと思います。本件におきましては、仮協定、仮契約という書面が交わされたようですが、その内容が全く私どもには知らされておられません。

したがって、私は真意を、手を挙げるか、挙げないか、非常に迷っております。その辺がおわかりになりましたら、委員長さんに教えていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁をお願いします。

観光経済委員長。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） お答えします。

さっきこの説明をしましたように、公募しましたが、1社しか応募がなく、実績がなく不安だけれども、そこと契約をせざるを得なかったから契約をしたというように承ったが、そういう方法でいいのかという、酒井さんが質問しているのはこういうことだと思います、質問に際しては、そして、それに対して、募集要項に、1社の場合は再公募しますというようなことをうたってなかったからという答弁でした。1社であっても、審査する人はいたでしょう。審査を行った、そしてここがよかったと、そういう決め方だと理解しました。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） 仮の協定書、仮の契約書なんかは取り交わされたようなことを聞いておりますが、私どもは何も知らされていませんが、それを教えていただかないと、私は意思表示ができないんですね、その点がわからないから。ぜひ、おわかりになりましたら委員長さん、仮協定書ですか、その内容がわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 委員長。

観光経済委員長（関 邦夫君） 私のところには仮協定書はありますけれども、これ全員に配ってないわけ。そうすると、これがわからないと、これを全部読むわけ。そうもいかないわけだから……。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時12分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光経済委員長。

観光経済委員長（関 邦夫君） 先ほど酒井議員さんが質問されましたことについて、私ど

もも何条、第20条、第21条って幾つもありますけれども、これについては、みんなしてそれを議題として討論をしませんでした、実際。だけれども、それが書いたものがありますから、気になる損害賠償のところを読まさせていただきます。

甲乙あって、乙は業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙は、前条の規定により指定の取り消し等を受けた場合において甲に障害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。前2項の規定により、損害すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。乙の業務の実施に当たり、利用者その他第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲に負担をさせる。

これは、民法の第606条か第608条、その辺に詳しく載っております。それで、こういう条例やなにか、決めをやるときには、上位方をまねてまずつくってあるものだと私は思って、そしてそんなに間違っていないというような解釈で、我々は賛成をしました。

議長（堀江昭二君） 酒井議員、いいですか。

16番（酒井勲一君） はい。

議長（堀江昭二君） 今までの指定管理について、協定書を見て判断したということはありませんので、この天城ふるさと広場だけ、どういう意味で協定書がつくられてきたのかちょっとわかりませんが、協定書がつくられてきた。それを観光経済委員会では検討したようですけれども、そういうことですので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、議案第90号、25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤でございます。

私は、福祉文教委員長に1点質問をいたします。

これは、狩野川公園の管理を委託するというものでありまして、指定管理につきましては私も賛成のものでありますが、狩野川公園の管理というのは、旧修善寺町時代からシルバー人材センターにこれをお願いしているわけですね。私も伺ったところによりますと、3名のシルバーのメンバーが、本当に年末年始以外は、土日も3人でローテーションを組んでやっている。月に管理料も市から支出されているのは、1カ月、3人で約25万円というようなことを聞きまして、それではこれからも継続してできるのかなと聞きましたところ、条件面で折り合わないものですから、どうも指定管理者を抜けたような話を聞きましたが、その点、委員会でそういう話が出たかどうかを質問させていただきます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

福祉文教委員会委員長、室野議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいまの質問にお答えいたします。

福祉文教委員会の審査の中では、シルバーさんのことは出ませんでした。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

25番（遠藤正寿君） ないです。

議長（堀江昭二君） ないですか。

それでは、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第88号、反対討論、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立について、反対討論をいたします。

総括質疑のときに若干触れましたけれども、少し重複する部分がありますけれども、討論に参加していきたいというふうに思います。

租税法律主義、すなわち課税の要件、また、どこが課税するのか、税率、納付、徴収など、法律に基づいて厳格に規定されております。さらに、税務にかかわる公務員は守秘義務が課せられております。

総括質疑の中で、当局は、整理機構に従事する方々は公務員に準じて守秘義務があると言われましたけれども、どういう方が参加するのか。この中に警察や国税などを退職した方、いわゆるOBが加わっております。その方が、一線を退いた方がどうして守秘義務があるのか、法定根拠は当然あるわけですから示すべきだというふうに思います。私はそうではないと思います。

今お話しした租税法律主義、いわゆる国民は税を納めるわけですがけれども、そのときの厳格な規定が税法の中でさまざま決められております。それからもう一つ、税を徴収する公務員は、公務員法及び税に基づいて守秘義務があるんだと。個人の問題、いわゆるプライバシーの問題にかかわるわけですから、この2つの角度から見たときに、課税団体以外の外部組織に滞納整理といえども行われ、することはできないことは明らかだと私は思います。滞納整理は、課税権で発生した税の強制執行を行う徴収である以上、租税法律主義に基づいて、厳格に処理しなければなりません。

提案は、地方自治体第284条第3項の事務処理の広域連合の規定による設置であっても、租税法律主義に反する課税団体ではない、組織による税の徴収であることは明らかであり、事務処理の広域連合の規定の拡大解釈というふうに私は判断します。

そもそも住民負担増によって、自民党・公明党政権への怒りと政治不信がどんどん上がっているときに、自治体はここは大事です。住民の声をしっかりと受けとめて、その声を反映するという責務があるんです。しかしながら、滞納整理機構へ徴収を移管するということは、無理やり税を徴収するか、差し押さえるということになります。だれを悪質と見るのか。

質疑の中で、税法にのっとって徴収するというのが当局の考え方であるということが明らかになりました。そうすると、最初は悪質だということが出てくるでしょうけれども、滞納

するとすべての人が悪質になりかねません。私は、そういう懸念がこの中にあるというふうに思います。

税というのは、納付期限から20日以内には督促状を發布して、さらに督促状發布から10日以内に還付ない場合は、財政差し押さえ処分規定とともに、地方税法第15条に徴収の猶予という規定があるんです。憲法の応能負担原則や最低生活費、課税の原則を踏まえて、滞納整理はこれらの規定に基づいて、厳格に処理しなくてはならないということなんですけれども、今回は悪質をどうも移すということなんですけれども、何を悪質と見るのかということが極めて不明確になるし、結果的にはすべての方々に滞納整理機構に入る条件が常に整うという状況になるというふうに私は判断します。

今お話ししたように、法律に基づいてきちっとやれば、それなりの対応はできるということがあらゆる税法上の中に出てきているわけです。さらに、つけ加えて言えば、規約ではわずか8人で議会をつくりたいと言っておりますけれども、滞納整理案件、さまざまな案件が出てきますけれども、県民の意見が本当に静岡県下でたった8人で反映できるということは私は到底思えません。

最後に、滞納整理というならば、市当局の最近明らかになったミス、出納がありました。出納閉鎖された後、1年後、2年後です。納める意思があるにもかかわらず、市民に請求が行ったという事実がありました。名誉のために、今回はその2つの課は伏せておきますけれども、まずはみずからの足元、市民に対して、負担の公平ということであるならばきちっと、払える人が払ったかどうかかわからないようなことで、2年後に滞納整理をやっていくということ自体、私はそういうことがあってはならないと思います。市民に対して、滞納に落ち度がないようにすべきことから始めるべきだというふうに私は思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 議案第88号、賛成討論、4番、内田勝行議員。

〔4番 内田勝行君登壇〕

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。

それでは、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立について、賛成討論を行います。

静岡地方税滞納整理機構は、静岡県が大所高所より検討し、各市町へ提案したものです。この提案を市当局は真摯に検討を重ね、静岡県と各市町が一致して議案を提出する運びになりました。

当市の平成18年度決算の滞納額は7億7,000万円と多額であり、見過ごすことは許されません。中でも累積滞納者、悪質滞納者が少なくないと伺いました。この機構は、差し押さえ、競売に特化した組織であり、これらの滞納をなくすことが目的であるとともに、滞納を未然に防止する効果も十分期待されます。

市の財政が厳しい中、自主財源の確保がより一層重要になってきます。当然、徴収には今以上の取り組みが求められますが、現状の徴収手段では限界があるのも否めません。広域連

合の設立により、徴収困難な事案の調査、滞納処分等の業務を活用し、徴収の円滑化を図り、自主納付の促進につなげ、税の公平性の確保を目指します。

機構は、法律で定められた地方公共団体であり、議会、監査委員等が置かれ、議員の意見の反映、監督ができる体制になっております。私は、機構の目的が達成できるよう、切に願うものです。

以上のことから、静岡地方税滞納整理機構の設立について賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 議案第89号と議案第90号の指定管理者の2議案について、反対討論を行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）の反対討論を行います。

この提案は、まず指定管理者ありきなんですね。何が何でも指定管理者を決めてしまおうというところから出発している。先ほどの議案第68号 補正予算について、この予算書を見ていただければ、このふるさと広場、指定管理者がいなけりゃ、必要なかどうなのかということは一目瞭然なんです。

いろいろ論議の中から出てきている。要は、天城ふるさと広場、冬期間はお客がないんでしょう。だから、管理料をくれと言っているんです。そうではないんですか、皆さん。指定管理者がいなければ、当初予算どおりに運営できるんです。なぜ、わざわざ指定管理者を選んで、新たな予算を組まなきゃならないんですか。だから、私はこの認定は必要ないと言いたい。

先ほどの議員の質問でも、いわゆる管理責任どうなるんだと。やはり、実態は大変問題になるはずですよ。お金のない人がやれば、当然お客さんが事故を起こせば、すべての責任は市が負わざるを得ないんじゃないんですか。説明書どおりですよ、相談しましょうということになっているんでしょう。管理者に支払い責任がなければ、市が負担せざるを得ないんです。管理者が安全管理を徹底的にやるか、やらないかがここでは何ら論議されてない。このような状態のまま、皆さんは指定管理者を選ぶんですか。

議案第89号については以上です。

次に、議案第90号に移らせていただきます。

議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）、同様に反対討論させていただきます。

先ほど遠藤議員から質問がありました。どうも今までは年間300万円程度で済んでいた。何ですか今度は、5年間で約5,000万円負担しなきゃならないんでしょう。シルバーに年間1,000万円上げますよというようなことは言ったんですか。これも議案第89号と同じです。

これ、よく見てください、予算書を。指定管理者にしなければ、当初予算どおりで運営で

きるんでしょう。なぜ、新たに補正予算まで組まなきゃならないんですか。私はどうしても理解できない。市に余分な負担を強いるものではないのでしょうか。

議員の皆さん、何で来年度、来年の4月1日まで待てないんですか。何で、急いで指定管理者にしなきゃいけないんですか。慎重な討論をお願いして、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第89号について賛成討論。

12番、磯晴雄議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について、12番、磯晴雄、賛成討論を行います。

天城ふるさと広場は、旧天城湯ヶ島町が神奈川県平塚市と連携し、若者の定住と地域の活性化を図るために必要な施設として建設したものです。都市と山村が共同して、総合的、モデル的に整備してきました。平成19年3月に平塚市所有の施設、山荘、体育館等が伊豆市に移管されました。それに伴い、平塚市よりの制約がなくなり、伊豆市の意向で運営できることになりましたが、これからは平塚市の補助金1,200万円も同時になくなります。今後、このような厳しい状況の中、直営で管理運営しますと、天城ドームの管理費300万円と合わせて1,500万円程度の繰り出しとなります。

今回の指定管理者の計画でいきますと、19年度では409万6,000円の指定管理料が必要ですが、翌年平成20年度以降、指定管理料は不要となっております。また、万が一災害等に遭われ、指定管理料、諸経費が必要となったときは年度協定が必要となり、議会審議が必要となります。今後の目的は、天城ふるさと広場の指定管理制度を利用した民間委託につき、運営面でのメリット、利用者の利便性の向上や施設の利用の増大と活性化につながるものであります。

このようなことから、今回の指定管理者の認定に賛成するものであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第92号、議案第93号の市道路線の廃止と認定の2議案について、反対討論を行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第92号 市道路線の廃止について、反対討論を行います。

何度も何度も同じことを聞かされるとおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、同じことを質問し続けることによって、だんだんいろいろなことがおわかりになったのではありませんか。今までここは民有地だと言っていたはずで、墓地だと言っていたはずで、やっとな、旧修善寺町の所有地だったと土木部長はおっしゃいましたね。

私はこの議会が始まるに当たり、うそは言わないでくださいと言いました。残念ながらう

そがいまだにまかり通っているのではないのでしょうか。一例なんですよ、この市道31338号線というのは。市道が何で復旧しないんだと、これを例として挙げているだけなんです。この中には400近い路線が廃止されるんですよ。廃止されたら、赤線でも復旧すると言いましたね、土木部長、言いませんでしたか。市道が復旧できないのに、赤線が復旧できるんですか。

昌徳院に聞いた、民有地の所有者に聞いた。昌徳院は利害関係者なんです。民有地の所有者も、利害関係者ではないですか。ここは、市道31338号線が先に通っていたんです。それをよく理解していただきたい。市長は承知しているはずだ。この路線があったから、この墓地は上に発展していったんです。

基本的には市道を復旧するか、しないのか、なぜかというのが私の言いたいところです。議員の皆さん、このままで本当によろしいんですか。このようなことを認めたらば、今後、赤線や青線の復旧は皆さんやってくれと、堂々と言われますよ。現実には修善寺地区では、青線や赤線の復旧は地区がやっているのではないんですか。市の保守責任、復旧責任、市長は放棄するんですか。

土木部長は責任を放棄しています。公図に載ってない。公図に載せるのがあなたの仕事ではないんですか、市長、土木部長。公図の管理責任はだれにあるんですか。市長の責任ではないんですか。土木部長、あなたの仕事でしょう。仕事をしない職員は要りません。仕事のできない職員は、仕事をしない職員は給料泥棒です。市民のための仕事をしていただきたい。道路の維持管理は、市長以下職員の仕事です。

きょうは、瓜生野の区長と熊坂の区長さんが来ています。市長、土木部長、あなた方は瓜生野の区民にこの補修責任を押しつけるんですか。建設課長は、瓜生野区長は了承していると言っている。ここでも堂々とうそがまかり通っている。瓜生野区長は、そのようなことを言うことはありません。災害時の市の対応に怒り、市などへ行くものかと言っていた瓜生野区長もおります。市道31335号線は、だれが補修をしましたか。瓜生野区が補修をしているんです。維持補修責任を市長は瓜生野区に押しつけたんです。

公図に載ってない。公図とは何なのですか。昭和56年10月に東日が作成した道路台帳現況平面図というのがあります。ここにはちゃんと市道31338号線と記載されているんですよ。要は、市長以下、市の職員の皆さんは委託ばかりしているから、記載漏れに気がつかない。しっかり管理してないんです。業者に委託して、記載を見落としたのではないんですか。市長の見落としを、その責任を市民に押しつけてはいけません。間違いはあなたの責任で訂正すべきです。

土木部は、台帳の閲覧、これですね、閲覧したという区長さんたちのサインを承認したと言っているんですよ、承認のサインだ。これは市民を愚弄するような行為ではありませんか。瓜生野区長が廃止に了承したのですか。瓜生野区は、市道31338号線の復旧を要望しているんです。市長、要望書が届いていませんか。瓜生野区の要望書、皆さんは無視しますか。議

員の皆さん、皆さんは瓜生野区の復旧要望を無視しますか。

道路台帳再編統合委託料1億5,000万円で作りました。17年度も7,500万円の支出をしている。2億2,000万円をかけてできたのがこれだ。そのあげく市道路線の廃止、市道路線の認定です。今までの審議の結果、予算案のときにはそういう説明がなかったということはどうも事実のようですね。市道路線の廃止を説明していないんです。市民を欺く行為と言わざるを得ません。このような卑劣きわまりない行為を許してよろしいのでしょうか。廃止するのに、幾つうそをつけばよろしいのでしょうか。閲覧をしたというサインを承認したとまで言うのでしょうか。

議員の皆さん、皆さんの地域には廃止路線はないのでしょうか。400近い廃止路線があるんですよ。市民の声を確認してから決めても遅くはないではありませんか。

最後に、市道31338号線の流出のため、足の不自由なお年寄りや、お墓に行くのに四つんばいになって上っていくんですよ。見るに耐えない光景です。市道31338号線は、足の不自由な方がつえをついて歩ける道路だったのです。市長、この道路の廃止は、到底人間らしい行為とは言えません。また、この道路は、墓地の工事に必要な道路なのです。資材や機材の運搬に必要な道路なのです。この道路があったからこそ、この墓地は山の上の方にどんどん発展していったのです。

土木部長、あなたは人が通ればよいと言っていますね。現在、そのようになっていますか。資材や機材の運搬に必要な道路だとは見えませんか、情けない限りです。議員の皆さん、この路線の廃止は大変非人間的な行為です。あなたの近くにも同様な、市民が必要とする路線はありませんか。

この議案は急ぐ必要はありません。慌ててきょう決裁する必要はありません。議員の皆さん、後で気がついたのでは遅いんです。議員の皆さんの愛の心を信じて、反対討論を終わります。

続いて、議案第93号 市道路線の認定について、反対討論を行います。

この議案は、議案第92号に続くものです。一体となっております。私は、市長以下、土木部長に仕事をさせていただきたい。議員の皆さんも同様です。公物管理法をどのように理解しているのか、道路法を承知して仕事をしているんですか。市長の仕事は、市道の維持管理が大きな仕事ではありませんか。災害復旧は何でするんですか。道路の維持管理が必要だ、道路法によって行われるのではないのでしょうか。市民のための仕事をさせていただきたい。

同様に、この台帳も2億円以上のお金を使ってつくっているんですよ。この台帳に記載された道路は、全部通行可能なんですか。通行可能かどうか、先に確認すべきではありませんか。市長、どうですか。確認しておりますか。通れない道路もあるんですよ。市長以下、職員は仕事をさせていただきたい。

先ほども言いました横瀬からニュータウンの道路は通行できますか。これは市道310273号線なんですね。瓜生野からニュータウンへの道は通行できますか。これは310222号線、確認

しましたか。2億2,000万円をもかけて地図をつくって、通れませんか。だれのためにこれをつくったんですか。業者をもうけさせるためにつくったのではないですか。市民を泣かせるためにつくったのではないんですか。市民をだますためにつくったのではないですか。市民にとり役に立たない地図は必要ありません。道路は必要ですよ。

310273、310222、あしたにでも復旧させなさい。通れるようにすべきです。ここでも、あなた方は維持管理責任を放棄している。再度言います。維持管理は市長の責任です。維持管理責任を果たしてください。通れない道路を認定するようまねを議会に上程しないでください。出直してはいかがですか。

議員の皆さん、責任ある採決を期待して、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、賛成討論を行います。

議案第92号、議案第93号について賛成討論、13番、鍵山堅一議員。

〔13番 鍵山堅一君登壇〕

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山です。

議案第92号 市道路線の廃止について及び議案第93号 市道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

4町が合併して、4年が経過しようとしております。今回の市道路線の廃止及び認定における再編成は、合併に伴い、道路管理の一元化と合理的で効率的な道路管理を行うことが大きな目的です。

具体的なものとして、旧町で管理していました道路について、1級、2級、その他の路線を含めた道路名等の見直しや路線の組みかえを行い、合理的な道路網の構築を行い、現状により即した道路台帳を作成し、伊豆市全体として統合し、管理をしていかななくてはならないと考えます。

廃止する路線については、1.5メートル未満の道路で、人が歩ける使用されていない道路で、現実問題、認定は必要ないと考えます。当局は、認定されない道路については、赤線として法定外公共物という位置づけで、改良計画は持たないもの、国から市に移管されているため、管理はしなければならないとっております。さらに、作成に当たっては、デジタル化を行い、地図情報に各分野の情報を押し込み、パソコンで必要なところを検索できるシステムとしてあります。

道路台帳も、デジタル化した一部の情報でしかなく、紙ベースだと1万分の1の地図で19枚にもなりますが、パソコンで必要な部分だけ検索を行えば、最小限の箇所の印刷で済みます。

道路台帳の作成の必要性和地図がデータ化されたことで、より多くの業務がそれを利用できます。今後の活用を期待して、賛成といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第88号 静岡地方税滞納整理機構の設立について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 伊豆市と沼津市との間の夜間救急医療に関する事務の委託の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 市道路線の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。4時5分まで。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時04分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の追加

議長（堀江昭二君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この4件を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定しました。

発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、発議第7号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

伊豆市議会の議員の定数を定める条例を提案をいたします。

地方自治法第91条第1項の規定に基づきまして、伊豆市議会議員の定数は20人とする。

附則として、この条例は、次の一般選挙から施行すると、こういうこととさせていただきます。

引き続きまして、伊豆市議会議員の定数を20人に定める議案の提案理由を申し上げます。

行政改革特別委員会の議員定数見直しに関する検討結果を議会の初日に報告いたしました。

合併協議会で決定しております22人に対して、2人減の20人にすべきとの意見が委員7人中5人を占めました。皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

これが結論でございますけれども、この結論を引き出すに当たりまして、函南町議会へ出張し、函南町が定員を20人から18人に減らした経緯について調査しました。さらに、全国の伊豆市と同規模の合併で誕生した市の状況、静岡県下全市議会及び静岡県東部全議会の状況についても調査するなどの経過を踏まえ、検討いたしました。その結果、人口、面積、財政力、近隣議会の状況と市民の声を加味すべきの基本方針が合意され、全国的な議員削減の流れもあって、最終的に2人減の20人にすべきとの意見に落ち着いた次第でございます。

昨今、全国的な地方自治体の財政力低下によりまして、財政再建団体に落ち込んだ自治体、市民サービス切り下げを打ち出す自治体、あるいはまた、議員の費用弁償削減をみずから議決した議会があらわれております。伊豆市の財政も五十歩百歩です。現状は、合併特例法による国の支援もあって、地方交付税の厳しい減額もなく推移していますが、支援が打ち切られる平成26年度までには予算の大幅削減を断行し、標準財政規模に限りなく近づけなくてはなりません。そのためには、議会が率先して範を垂れる姿勢こそ重要であります。

議会費は、全予算の中ではわずかであり、しかも議員報酬は県下23市の中で22位と最下位に位置しています。しかし、だからといって、このまま放置することは議会に対してかなえの軽重を問われることにもなりかねません。このような現下の情勢にかんがみて、全体へ及ぼす影響を考えると、あえてここで定数削減に踏み切るべきであります。

以上でございますけれども、議員諸氏のご賢察を切にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 最初に、1つ聞きます。

函南町とかいろいろと調べたと、全国、県、東部も調べた。その中に市民の声だと、こういうお話をしましたが、伊豆市でどういう市民の声、どのようにあなた方は調査したのか、お願いします。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） お答えいたします。

一部区長会、私の旧修善寺地区の区長会なんかからは、大きな声で話が出てきておりますし、同好会とかなんかも使って話が出たときにも、既にいろいろな議員削減の声が投げかけられております。これらの総合結果が調査結果でございます。委員会でも同じような結果が出ております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 聞いたのは一部の区長会だと。市民の声というのは、旧4町集まりましたから、基本的には漏れなく、より多くの意見を聞いて、こういう意見だよと言うんだったら、ああなるほどなと思うんですが、一部の区長会ということによろしいですね、聞いたのは。だから、定数削減の声が多かったんだと、一部だという認識しましたけれども、よろしいですか。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 一部と申し上げたのは、伊豆市の中の修善寺地区と、こういうようなことで申し上げております。それから、区長の声というのは、最も向こう三軒両隣の意見を反映しているものだというふうに、区長もそのように言っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論から。

遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤でございます。

発議第7号、これは議員定数を20名とする案なんですけれども、私は反対の立場で討論させていただきます。

反対の立場といいましても、基本的に議員削減には賛成をしております。この賛成というのは22名、これは3年前に合併したときに、市民の皆様が議論なさって、合併協議会では22名ということとなっております。これを実行していきたいなど。

この理由としまして、伊豆市の今年度の予算が、先ほど補正が通りまして約153億円。提案理由の中で、全国平均、人口、面積も同じようなところということをおっしゃいましたが、また、函南の例が出されましたが、函南町が人口約3万9,000、一般会計予算が約100億円でやっております。それから、伊豆市の場合、合併しまして、合併特例債等を利用しながら、10年間のうちに、伊豆市の人口ですと、私も110億円から120億円ぐらいの一般会計予算に持っていかなければ、伊豆市は今後やっていけないだろうと、そう思っております。

それには、皆さんも、議会に選挙のとき、市民の皆さんに議員に当選したならば、地域の声を行政側に届けると。それからまた、行政のいろんな施策についてチェックをするという立場で議員はありますし、それならばやはり、2人の差ですけれども、22名で今後もしっかりと行政をチェックしながら、伊豆市の予算に見合った予算をしていきたいと自分は思っ

おります。

また、小野議員さんが今、提案理由の中で、各区長さんからの意見というのも一つございました。実は先日、私も小野さんも参加しまして、修善寺地区の区長会の皆さん約20名ぐらい、また、修善寺地区の選出の議員9名ですけれども、懇談会をいたしました。その中で、確かに議員を減らせという意見もございましたが、一人一人の区長さんのお話の中で、伊豆市は本庁へ行っても支所に行っても、なぜこんなに職員が多いんだというようなご意見が、ほとんどの区長さんが申しております。

確かに、合併して、10年間のうちに110名削減、これは3年目ですけれども、当初の計画よりも進んでいるとは私も思っております。いろんなまた、きょう、指定管理者等で財源も削減はされております。しかしながら、伊豆市の人口規模、伊豆市の市税の歳入の方にとりましても、自主財源が約45億円、人件費に係る予算が33億円、これを見ましても、なかなか福祉を削るわけにいかない、また、伊豆市のような山間地はインフラ整備も、これも削るわけにいかないと。そうしますと、どうしてもやはり行政側には人件費を削減してもらいたいと、このような観点から22名でやっていただいて、議会も皆さん一緒になって、行政に財政、また職員の削減を提言していきたいと思っております。

以上の観点から、20名のこの議案に対しては反対をいたします。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論、加藤議員。

〔7番 加藤 章君登壇〕

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は、伊豆市議会の議員の定数を定める条例の制定に、賛成の立場で討論いたします。

三位一体の改革や市町村合併が進み、行財政改革が余儀なくされ、地方自治体がみずから健全運営に努めることが要求されています。

議員定数の見直しは、だれの手もかりずに、議員だけでできる一番身近な改革であります。先ほど小野議員も言いましたように、ことしの2月に函南町の議会を視察し、議員定数削減の区長会の要望を受けて、函南町議会は議員定数等調査特別委員会を設置して審議を重ねる中で、2名削減の18名と定員を決定したとの説明を受けました。

どうか伊豆市においては、区長会の手を煩わせることなく、みずから決定することが今こそ必要であると考えます。ここで決まらなければ、区長会から何らかの要望書が出てくると私は思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次、反対討論、杉山議員。

〔14番 杉山 晃央君登壇〕

14番（杉山 晃央君） 14番、杉山晃央です。

伊豆市議会の議員の定数を定める条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。伊豆市が合併するに当たって、56名という町議会議員を伊豆市議会は何名で運営すべきか、

議論に議論を重ねて、最初の合併協議会では最初の定数を26名で行い、次の選挙からは22名で行うというふうに決定されておりました。それを1回もやらずに、議員の自体の考えで合併協議会を無視して変更するという意義を理解しかねます。

時代の流れとかなんとか言われているようですが、この広大な伊豆市の市民の声を聞き届けるのが議員の大きな役目だと考えております。ある市民の意見を調査した方にお話を聞きましたら、伊豆市市民、先ほど区長会云々という話がありましたけれども、市民の約6,000人の近い人の話を聞いたと。その中で、ほとんどの人が議員を削減しろという意見はなかった。それよりも、行財政改革を進めてほしいという声とともに、合併による不便さや市民の声が届かない、だれに言えばよいのかというような不満が渦巻いているという意見が大多数だったと伺いました。

22名だ、20名だ、18名だという数字の議論は、市民のためというより、私は時流に乗るかのようなパフォーマンスのみのような気がしてなりません。22名に削減が決まっているのに、20名に再削減をする理由が納得できないので、反対討論といたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論、木内議員。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

伊豆市議会の議員定数を20人にするという条例改正に、賛成の立場で討論に参加したいと思えます。

このことについて討論する場合、基本的には伊豆市の状況をしっかりと把握しなければならないと思えます。人口は、合併時より減少しており、約3万7,000人近くになっている。これは、地方交付金の減につながっております。今後、増加に転ずる傾向は期待できません。加えて、面積の広さは県下有数であり、多額の経費が必要である。また、財政力指数は、18年度0.597で、決して財源にゆとりがある、余裕があるとは言えません。加えて、合併特例法による支援が打ち切られる26年度までには、予算の大幅な削減が求められます。

以上の状況から考えると、議員定数20人への削減は、行財政改革に向けて議員みずからの姿勢を示す最低限の定数削減であると考えております。よろしく議員各位のご見識を願うものであります。

以上。

議長（堀江昭二君） 続いて、反対討論、飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

市議会の定数を定める条例について、反対の立場で討論いたします。

そもそも議員とは何のためにいるのかということを考えていかないと、適切な数字というものが出てこないような気がします。コミュニティーが小さい場合は、全員の合意で物事が

決定されてきましたが、コミュニティーが大きくなるとそうはいかないので、各地区の代表が協議するということになり、その代表が議員であると理解しています。根本的には、議員が多ければ多いほど民意は反映されやすいし、行政のチェック機能としての役割も果たせると思います。しかし、財政的なものと意見を集約するという効率面から考えると、余り多くても困ることになると思います。

他の民主主義の国では、議員はボランティアであるという考え方があるようです。議会も集まれる時間を考慮して議会を開催し、職業としての議員はいないというところもあるそうです。

伊豆市の場合を考えてみますと、平成16年に合併するに当たり、合併協議会で議員定数についても議論され、当時、土肥町の委員から、地域審議会を立ち上げてもらいたいという提案があり、議論の末、議会が2つあるような構造はよくないので、定数でカバーすることになり、定数は22とし、第1回目については26とするということで納得していただいたという経緯があります。

このように、いろいろな取り決めがされ、協議会の決定をもって、旧4町の代表者が合併協定書にサインをし、市民の了解を得たと思います。この協議会の決定を一度も実行せずに、22の定数を20人とする根拠が全く理解できない。何度尋ねても、市民感情であるとか世の流れであるという答えしか返ってこない。果たしてこれでいいのかと私も思います。

まず、市民感情といいますが、私なりに聞いてみましたり、旧4町を細かくリサーチする方にも聞いてみましたが、職員の数は多過ぎるという声はかなり多くありました。しかし、議員については、ある地区では議員がいなくなることに不安を覚える以外、多過ぎるという感じがする方はいませんでしたということでした。私もそう思います。議員の数は、合併しなかったときと比べるとどうなるか、少し考えていただきたい。

土肥町は、旧町時代12名現在2名、天城湯ヶ島町は14名が6名、中伊豆は14名が6名、修善寺町は18名が9名となっています。果たして、これで今までのように市民の声を行政に届けることができるでしょうか。今、市民は、合併して何もいいことがない、かえって悪くなった、合併しない方がよかったという声が聞こえてきます。市民のためや市民感情と言いながら、行革委員会としては市民の切なる思いを一切調査することがなく、言葉だけが飛び交っているといしか言いようのない今回の提案であると思います。

今、市民は行政に対して不満を持っています。その矛先が議員に向かってきているんだと思います。何とかしてほしい、議員に頼むんです。市民が頼るのは、自分たちが選んだ議員なのです。一度市民と約束した定数22を20にしなければならない理由が理解できないし、市民の方々にどのように説明していいのか、私自身考えがつかない。しかし、議員の数が減ることにより喜ぶ人がどこかにいるとしたら説明はつきます。

考えてみました。議員の数が減ることによりその利益をこうむるとしたら、それは市の職員、つまり行政側であるということしか考えられない。市の職員も市民ですから、市民感情

であると言ってしまうのではないこととなります。このようなことをしていると、市民の議会に対する不信感を募らせるばかりか、こんなことしかしてない議会なんか要らないという声が聞こえてくるような気がします。

合併して何もいいことがない、かえって悪くなったという声はあっちこちで聞かれます。市民のためと言いながら、市民の声を行政に届けるという口をふさぎ、行政をチェックするという目を奪うことになりかねないこのような提案をすること自体、市民の立場で判断すれば到底理解できない。

最後にもう一度、合併するに当たり市民と約束をした定数22を実行しないで、2人減らすということのメリットは、行政側にはあるかもしれませんが、市民の側からすれば何もなく、議会としても市民の信頼をなくすことになりかねないこの提案に対し、反対するものです。議長（堀江昭二君）次、賛成討論ありますか。

酒井議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君）16番、酒井勲一です。

私は、伊豆市議会の議員の定数を定める条例についての議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

この条例の制定については、昨年度の第一次行革特別委員会、本年度の第二次行革特別委員会と、2年にわたり、期間としては約1年ぐらいいかな、議論を重ねてきたと私は承知しております。

新聞等の報道を見てみますと、議員定数の記事がない日はないと思っております。当議会の議論は、一般市民の要望から始まったものではなく、議員それぞれ本心から持ち上がったものであります。これが伊豆市の誇るべき議員の質の高さだと私は考えております。議員みずからが血を流し、市民一人一人への意識の改革を求め、質の高いものであります。

世界にはいろいろな環境、日本のいろいろな環境が毎日毎日変わっている現在、いまだに3年前の合併協議会の結論が、議論がどうのこうのと言っている人があります。これを基本として議論されたものでは、3年前のときと今とではもうはるかに政治環境も、経済環境も、いろいろ違っていることが明らかであります。毎年毎年修正し、どんどん変えていかなければ、新しい伊豆市は生まれてこないような気がいたします。

また、変わっていかねなければいけません。変化しなければなりません。改革しなければならぬ。それには、議員一人一人が定数削減という痛みを受け、市民一人一人への意識の改革をお願いし、協働の力を求めるものであります。それが、毎年毎年財布の薄くなる伊豆市にとって、重要なファクターだと私は考えております。

いい伊豆市にするために、議員諸氏の賛同を得るものであります。よろしくご配慮のほどをお願いします。

以上、終わります。

議長（堀江昭二君） ほかに討論はありますか。

木村建一議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 議員定数削減の提案に対して、反対します。

今、いろいろ聞いていますと、1つは、時代の流れだとか政治環境が変わってきたんだというふうに言っていますが、賛成する方々の時代の流れとか政治環境をどう見ているんでしょうか。

ここに「全国市議会旬報」都市圏報告書というのがあります。分権時代における市議会のあり方、賛成する諸君の方々は分権時代だという認識は全くない、このように言っています。分権時代、議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなる。議会が行政の監視役を果たす上で、議会が議決する事項について、今以上に審議することが必要になる。議会の構成もここでは都市と言っていますが、都市全体を見渡すことができる議員で多く構成されるようなことが求められるのではないかと、こういうことですよ。

分権時代だと、分権時代にふさわしい基盤をつくっていくために合併しましょうということで伊豆市になったんでしょう。にもかかわらず、よくわかりませんね、時代の流れとか政治環境が違ふと。時代の流れ、政治環境というのは分権時代なんです。分権時代というのは、議会がしっかりと市民の声を聞いて行政に届けること、行政がやれること、提案することにきちんと、地方分権時代にふさわしく監視機能を持たせるということです。今までの、ただ単に合併しない前の状況とは議員の役割は違ってくるんだという認識にしっかりと立って、それでも削減していいのかどうかということを論議すべきです。

2つ目、市民の声を聞いたと言いました。一部の区長から市民の声とは言えません、これは。伊豆市全体の中でどういうふうな認識を今、市民の皆さんが持っているのかということで、初めてそれを我々は受けとめてやるべきだし、かといって賛成する議員は、市民の声ではないんだと、議員の声だという、何かよくわからないようなことを言っているんですけども、前にもお話ししましたが、確かに議員を減らせば何万円浮くから、財政負担が軽減される。これは間違いありません、確かにそうです。

しかしながら、提案者小野議員も言っておりましたけれども、伊豆市の財政全体に占める議会費の割合というのは1.30%です。職員を除けば、1.08%です。この議員定数を減らそうと、いったこの大もとは、酒井議員も話していましたが、行政改革特別委員会でできました。本来、あと残りの98.62%をきちっと我々議会が、本当に市民のために使っているのかどうかということをきちっとチェックしていく。市長は当然、市長の考え方で、議会に我々住民代表に提案してくるでしょう。それが本当に市民のためになるのかどうかという立場に立って、きちんきちんとチェックしていくということが本来の議員の役割であるはず。98.62%に、行革を言うならば、そちらの方に目を向けてしっかりやっていった方がよっぽど財政的効果を発揮できる。その財政効果を発揮するために、改革するために、議会が率先

してやらなくてはならない。議会が率先してやるべきことは、今お話しした98.62%の中身を分析して、提案していくということです。

それでも削減すべきであると言うのであるならば、我々の議員は無能かということでしょう。俗な言い方はそうなるんです。無能だと言われた、では議員は無能だと言われると、今度逆にそれを選んだ市民が無能だということを言っているんです。そうではないでしょう。市民は、我々議会に、今選ばれた議員に対して頑張れよということで、選挙によって選ばれたんですよ。無能な議員を選出しようという市民は1人もなかったはず。それぞれの力量、さまざまな見方というのはあるでしょう。減らしてもいいよということは、飯田議員もお話ししておりますけれども、市民と行政とのパイプがだんだんだんだん狭くなっていくという、その証明ではありませんか。だから、議会が率先してやるべきことは、定数削減ではなくて、市長の提案に対して積極的に監視していく、改めるべき点は改める、いいところはきちっと評価して、もっと推進していこうというのが議員の仕事でしょう。

最後に、やはり出てきました。函南へ視察に行ったら、何人経費だと。前にもお話ししましたけれども、地方分権です。伊豆市にとってどうあるべきかということが問われているにもかかわらず、ほかの自治体を見て何を参考にするんですか。人口がほぼ同じ団体を見ましたと。しかしながら、産業構成や地形や高齢化状況、さまざまな状況が違っています。地方分権の時代であるということで、伊豆市が合併したならば、ほかのまねをする必要ないでしょう。もっと達したような発想があっていいし、それから議会改革というならば、議員定数削減だけではありません。土曜日、日曜日に議会を開くとか、もっともっと市民の皆さんに我々議員が見える活動を、どうして行政改革の中でやらなかったのか。ずうっとやってきたのは、議員定数削減どうしようかという話ばかりではないですか。これが本来の行政改革ではない。市長のさまざまな予算提案に対してチェックをしていく、これが議員の大事な仕事だと思います。

以上で、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） ほかに討論、三須議員。

〔 2 2 番 三須重治君登壇 〕

2 2 番（三須重治君） 22番、三須重治です。

私は、賛成の立場で討論させていただきます。これは、民意という点から賛成討論をさせていただきます。

先ほどから、合併協でという話が出ておりましたが、私が認識している合併協での民意というのは、先ほど来の反対討論から出てくるものとはやや違うのではないかと。合併協のときには、この中にも、私もそうですが、議員さんで3人、それで市長はもちろん会長ですから、そのときの議員定数が決定する経緯はよくご存じだと思いますが、定数が決まるのは小委員会、議員が入らない小委員会の中で、スタートから22人でいくということが決まってきたんですよ。それで、土肥の議員さんが反対したわけではありません、それは。合併協の本会議

の中で、私が手を挙げました。そこで、やはり修善寺はある程度人口規模がありますから、一定数の議員も出せますけれども、土肥のような小さな人口のところがいきなり削減したでいいですかと。やはり、スタートは法定で認められた22人でスタートして、次に減らすということではいかがですかと私が言いました。それは、土肥の議員さんが言ったものではありません。

それを皆さんが理解していただきまして、スタートは26でわかったと。そのかわり、次から22人ですよと、そこで26、22という数字が出たわけです。ですから、私は、スタートからもう民意は22人だったんだと、そういうふうに私は理解しております。

以上ですので、民意は22人、それを2人削減するというので、20人に賛成いたします。
議長（堀江昭二君） ほかに討論ありますか。

塩谷議員。

〔18番 塩谷尚司君登壇〕

18番（塩谷尚司君） 大変時間が押して申しわけございませんが、一言だけ、ちょっと変わった観点からの反対討論をさせていただきます。

先ほどから皆さんのお話を聞いておりますと、どうしても民意というところ、皆さんの意見を本当に聞いているかというところが、反対の方々の意見でございまして、私もそのところが心配でして、冒頭、木村議員がそこを突いたので、質問をしたので、ああそうなんだろうと。

行政改革委員会の方々の方向におきますと、確かにいろいろなことを勉強して、14回ですか、何回も回数を重ねて研究をされておられまして、20ということで、それは私は評価的には認めますけれども、ただ、一般の人たちの本当に意見を聞いているのかなというところが、この報告書の中では私にはわかりません、見えてきません。

だから、私は、確かに以前の行政改革委員会において、ことしの9月の議会までに検討すべき点という点はありませんでしたが、私はここで伊豆市民の皆さんの民意をもう一度聞き直して、ここで9月で決めなくてもいいから、12月でも間に合うのではと思いますので、ここでは私はこの案件に賛成しないで、12月に出てきたときにもう一度討議をしていきたいなと思っておりますので、今回は反対させていただきます。

議長（堀江昭二君） ほかにありませんか。

飯田宣夫議員。

〔15番 飯田宣夫君登壇〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

私は、今回の先ほど出されました提案書を見ますと、私も20人で仕方がないのかなというふうなんですけれども、この提案書の出し方にちょっと異議を申して、今回は賛成しかねると。先ほどの塩谷さんと同様に、12月で十分間に合うことだというふうに考えております。

先ほど木村議員も申し上げたように、地方分権の中で、地方自治体は独自の運営をしてい

いんだよと、もうそういうふうにして自立していってくれと言っているわけですね。私の出しているのを読んでいただければご理解いただけると思うんですが、そうです。

だから、この提案は、皆さん方賛成の方が行財政改革と言っておりますけれども、財政の部分が何か置き去りにされているのではないかというふうに思っております。もう少し本当の意味で、我々も職員の削減等、財政の削減を強く求めているわけですので、その辺にももっと触れて、明確な議員としての立場をやはり打ち出された提案書にさせていただきたいなというふうに考えております。

それは、確かに議員定数が減れば、全体的な経費は削減されると。それがそうでなかった場合もあるわけですね。先ごろあった、茨城県のありましたね、平仮名のところ。あそこ議員削減して、11万円上げたらトータル的には当初のあれよりふえてしまったと、市長が謝っておりますけれども、そういったことで本来、伊豆市はやはり伊豆市のやり方で、近隣の市町のまねをするなどとは言いませんが、その辺は独自のやり方で今後はやっていくべきだと。そうして、いかに伊豆市が生き残れるかの策をみんなで考えていくと。それには、やはり伊豆市独自の議会の運営方法があるのではないかなと。

一応、今回は私もその辺をもう少し、財政を今までの行革委員会の中で常に言ってきたわけですから、その財政にもっと触れて、もっと明確な答えを出していただきたいなと。そういう提案をもう一度、再度出していただきたい。12月にその決着をつけようということをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） これで討論を終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ただいま議題となっております件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

それでは、これより採決をいたします。

発議第7号 伊豆市議会議員の定数を定める条例の制定について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長

議長（堀江昭二君） 本日の会議時間は、都合によって本会議が終了するまでということで、これを延長いたします。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） それでは、追加日程第2、発議第8号 伊豆市議会行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野でございます。

行政改革特別委員会の任期がこの9月で、私どもの任期が終わりました。それに引き続きまして、新しい行財政改革特別委員会を発足させ、間断なく進めていかなければいけない。

先ほど来、財政にもっと触れろ、財政をもっとチェックしろ、職員のこともいろいろある、当然のことでございます。こういうことをやっていかなければいけないわけでございますけれども、そのためには、やはり肅々と一つ一つ、一步一步踏み固めていかなければいけない、こういうことでございます。

そういう意味を込めまして、伊豆市議会行財政改革特別委員会をさらに設置して、委員会の目的は市の行財政改革の進捗状況の調査研究とあわせて、議会改革についての調査検討し、その結果を議会に報告する。委員の定数は8名でございます。期間は、設置の日、きょうから来年6月定例会まで。

以上でございます。よろしくご審議ください。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三須議員。

22番（三須重治君） 任期を6月にしたその根拠を。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 9月になりますと、何かいろいろなことが起きてくるかなと。それから、きょう、これ9月で来年の6月、ちょうど9カ月。今回の私どもやってきました9カ月も、それなりの期間だったと。やはり、短期間に検討し、総花的にいろいろなことを検討するのではなくて、ある程度、集中改革プランということで集中的に検討してというようなことを含めて、こういうような意味で提案させていただいております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。

前から非常に疑問に思っていたところなんですけれども、今回の定数はいいんですが、議会改革の百歩のうちの多分半分ぐらいは前進だろうと思うんですが、いつもこの委員会、議会が何をできるかと考えるときに、調査、検討、報告ぐらいしかできないのかという疑問が

すごくあります。

市民は、もっと議会に多くのことを期待して、もっともっと例えば行革の具体的な結果を出すために、行政と一緒に何ができるか。財政改革の具体的な結果を出すために、何が議会とすることができるかということ期待している。私の支持者はほとんどそうです。そのところがここにのっからずに、ただ調査検討すればいいよという委員会でいいのかなという疑問がありましたので、そのあたりをちょっと質問いたします。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） お答えになるかどうかわかりませんが、これから後は多少私見も入るかもわかりませんが、やはり議会の最も基本は執行機関、行政当局のチェックですね、これが出発点でございましたのですが、さらに発展して行って、提案していく、こういうことですね。

この提案が大変結構な提案であるならば、行政当局は当然それは実施に移す。もし、当然いい提案であるにもかかわらず、それが実施されないで握りつぶされてしまうということになりますと、場合によたら当局の不信任議決ということにまで発展すると、こういうようなくるぐる回っている関係でございますので、議会は委員会を発足させて、調査研究し、その結果を報告して、提案していくと、これで十分な成果が得られるというふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） わかりました。ただ、市民は、それを言いますと、議会ってそんなことしかできないのかっていうことの反論が返ってきます。本当にそれでいいのか。議員の定数だけではなく、私は改革ということ考えた場合、そちらの方がよっぽど大事な議会改革だと思っていますので、それはしっかり、やっぱり結論をこれから出していかなければいけないと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） ちょっとさらに踏み込んでお話しさせていただきますけれども、1年前ですね、全国議長会から、議会にもう少し権限を持たせよというような意見書の採択を求めてきました。議長に議会の招集権を与えるようにしていこう、これらのことは議会のやるべき仕事がさらに拡大していく、その第一歩ですね、一つ一つが。

それで、伊豆市議会では、これは否決されました。伊豆の国市から函南町、どこもすべて採択されましたけれども、伊豆市議会ではこれは否決されております。伊豆市議会も、さらに前進方向に行かなければいけないなということを感じております。これでお答えになったかどうかわかりませんが、意を酌み取っていただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番(木村建一君) 6月までとする点、意味がよくわからない。いろいろあつてと、何がいろいろあるのか。というのは、短期間に行革の結論を出すと、今までだつて出ないんだから。ましてや、行革を本当にやろうとしている市長、スタッフたくさんいますよ、我々議会も。それでも四苦八苦しているのに、短期間でどう出すのかと。では、6月終わったら、我々任期でまだ数カ月ありますよね。その間どういうふうを考えてこういう提案されたのか、お願いします。

議長(堀江昭二君) 小野議員。

20番(小野忠宏君) お答えいたします。

やはり短期間、幾ら長く時間かけたからといって結果が出るわけではない。だらだらやっていればだめだと。やっぱり、短期間にある1つ、あるいはせいぜい2つテーマを設けて、これに集中しよう、1点集中ということがやはり重要ではなからうかと、こういうことでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、意を酌み取っていただければありがたいと思います。

議長(堀江昭二君) 質疑はいいでしょうか。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長(堀江昭二君) 討論なしと認め、討論を終わります。

ただいま議題になっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(堀江昭二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより発議第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(堀江昭二君) 起立多数。

よって、発議第8号については、設置することにいたしました。

これより暫時休憩をいたします。この休憩の間に、今、委員会構成は8名という数字が出ていますので、各委員会から2名選出をいただきたいと思います。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時11分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任について

議長（堀江昭二君） 追加日程第3、伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を伊豆市議会行財政改革特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各委員は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員会条例第8条第2項の規定により報告を願います。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時12分

再開 午後 5時22分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をいたさせます。

事務局長（井上清蔵君） それでは、報告をいたします。

伊豆市議会行財政特別委員会委員長に鈴木基文議員、副委員長に山下一議員。

以上でございます。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第4、発議第9号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉山誠議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について説明をさせていただきます。

クレジットカードは非常に便利な商品でございますけれども、強引・悪質な販売方法と結びつくと、高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具になるということで、今回、クレジット会社の審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事とか呉服等の次々販売が繰り返されたり、マルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が多く発生しているということで、このような被害をなくすために、経済産業省が産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会で、割賦販売法の改正に関する審議を進めているのにあわせて、この意見書の提出を提案するものでございます。

具体的な内容といたしましては、1番目に、過剰与信規制の具体化ということで、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように規制をするということ。

2番目に、不適正与信防止義務と既払金返還責任ということで、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、しっかりとした責任を持っていただくということ。

3番目に、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。これは、割賦払いの要件は、一、二回払いのクレジット契約は適用対象外になっておりますので、これらも含め、また、政令指定商品、これはクレジット販売が許される商品が政令で指定されているんですけれども、これをすべてを適用対象として、そういった被害に遭わないように法的に規制をするということです。

それから、4番目の登録制ですけれども、ここで、すみません、「個晶方式」とありますけれども、これ誤字で、「晶」でなくて「品」でございます。個品方式のクレジット事業者、要するにクレジットカードというカード会社とは別に、1商品につき1契約を結ぶということで、そういう契約方法をすべて登録制にして、いわゆるクレジットの法的な規制に含めるということでございます。

これは、すべてのクレジットを規制するというものではございませんで、弱い立場の人が悪質販売業者と結託したクレジット契約により多額の被害をこうむる例が後を絶たない現状にかんがみ、市議会として国への意見書を提案するものでございます。よろしくご理解、賛同をいただけますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） この趣旨は、クレジット会社が個人の与信管理をしるということなのかなと思うんですけれども、そういうことでしょうかどうか、お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） ここで4番目にあります個品方式のクレジット、これは販売業者がクレジット会社からクレジット契約書を委託されて、業者と消費者の間で契約を結ぶものでござ

ざいます。そうすると、一応、与信審査はクレジット会社としてしなければならない義務になっているんですけども、あくまでも何というか、努力義務でございまして、現状は、消費者に電話をして、あなたのお求めになった商品はこれですねとか、そういう簡単な与信で、本当にその人の支払い能力とか、製品のよしあしを審査することなしに契約をしてしまうということで、非常にそれが問題となっているということでございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとわからないのは、具体的な1つ目の過剰与信規制の具体化と。これ読みますと、規制を行うことというのは、クレジット会社自身がこういう規制をやれということなのか、それともクレジット会社が支払い能力を超えるクレジット契約をしないような法律をつくれという提案なのか、よくわからないんです。

それともう一つ、ちょっといろいろ説明されていましたが、政令指定商品というのは何だかよくわかりません。もう一度お願いします。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） クレジット会社が、ここにも書いてありますように、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないようにということで、クレジット会社にもクレジット契約を結ぶ以上は責任を持っていただくということです。

次の政令指定商品ですけども、クレジットで販売できる商品というのが政令で指定されておりまして、ちょっと品目の詳しいことは、私も資料がないものでわからないんですけども、ほとんどの商品が指定されているんですけども、それを外れた商品ということは一切この規制の枠から外れるものですから、悪徳業者はそれらの政令指定商品から外れた商品として販売を行っている、いわゆる法の網を抜けて悪質販売をしている事例があるということで、そういう特定の政令指定商品を撤廃して、すべての商品に対してそういう消費者を守る法律を進めようということでございます。

議長（堀江昭二君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより発議第9号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、発議第9号は提出することに決定いたしました。

森良雄議員の言動に対する処置

議長（堀江昭二君） 過日の一般質問において、森良雄議員から市バスの運行についての質問で、市の職員が市バスを私的に使ったかのような発言がありました。また、森議員のブログにおいても、市職員の結婚式のために市バスを利用し、運行がされているというような誤った書き込みがされております。

当事者の家族からは、議長あてに、伊豆市議会としての事実証明を願うという手紙が届いております。回答がない場合には公的手段に出るとも言っております。

過日、総務部長から説明したように、当日、ブケ東海で行われた市職員の結婚式では、ブケ東海に出入りしている会社の送迎用バスが当市のバスと同型であったこと、それを見た市民からの情報をうのみにして、みずからは確認をしないで、議場の場において、市職員のために市バスを運行させたとの言動は、市議会議員としての資質の低下、また、当事者を初め家族の方々、関係する職員、関係する市民を欺き、ほかの大勢の方々に迷惑をかけ、ひいては伊豆市議会の議員のモラルを失墜させるものであります。

この件に関しては、この本会議終了後に議会運営委員会を開催し、森議員からの釈明を求めるという予定になっておりましたけれども、森議員がどうしても出られないということだったものですから、この場で森議員の発言がありましたら、発言をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

10（森 良雄君） 10番、森良雄です。

私は、一般質問、本会議の席上で質問しているんですね。何で、総務部長はその席上で答えないんですか。あなたが答えたのは、議会が閉じられてから答えているんですよ。全くあなたが何を答えたかということは記録には残らない。私は一般質問で言っております。これは、当局側が気づき知らないときに運行されたのでよいのかというようなことをたしか言っているはずですよ。そういう観点から、私はこれから調べていきたい。

それと、この方は実名を挙げて申し入れておりますけれども、議長はこの方本人からこれを受け取っているんですか。

議長（堀江昭二君） そうです。

10番（森 良雄君） そうですね。

議長（堀江昭二君） はい。

10番（森 良雄君） では、住所、氏名間違いないと。不確かなことをね、私は実名を挙げてこの方を追及しているわけではないんですよ。疑いがある、だから調査したいということを行っているんだ。そういう観点から、あとは文書で議運の委員長に出してあるとおりです。

以上です。

議長（堀江昭二君） 一市民ではありますが、議長あてに事実証明を願うという手紙が来ておりますので、これから事実証明をどういう形か、はっきりしていきたいと思っております。

10番（森 良雄君） やってください。

閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様には長期間、慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成19年第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時34分